

早稲田大学審査学位論文
博士（スポーツ科学）

フランスにおける柔道の伝播と受容に関する
歴史学的研究

—1936-1956 年における国内外の
地域間・諸集団間の相互連関に着目して—

The Diffusion of Judo to and within France
from 1936 to 1956:

Interaction between Global, Local, National and Regional Forces

2019年1月

早稲田大学大学院 スポーツ科学研究科

星野 映

HOSHINO, Utsuru

研究指導教員： リー・トンプソン 教授

目次

序章	1
第1節 問題の所在と研究目的	1
第2節 先行研究の検討	5
1. スポーツの伝播・受容史	6
2. フランススポーツ史における柔道	6
3. 柔道の伝播史	8
第3節 本研究の課題	11
第4節 本研究の方法	11
第5節 本研究の構成	13
第1章 1930年代後半のパリにおける柔道の導入	15
第1節 20世紀初頭の柔術紹介	15
第2節 ユダヤ人による柔道／柔術の紹介	17
1. ユダヤ人とスポーツ	17
2. フランスにおける反ユダヤ主義	18
3. パリにおけるユダヤ人の柔術実践	20
4. フェルデンクライスの柔道／柔術指導	23
第3節 左派系知識人による柔道実践	24
1. 人民戦線内閣のスポーツ政策	24
2. フランス柔術クラブの設立とその活動	26
第4節 メトード・カワイシのはじまり	30
1. 日仏クラブの設立とその活動	30
2. フェルデンクライスと川石の技術協力	32
本章のまとめ	34
第2章 第二次世界大戦期における柔道の確立	38
第1節 1940-1944年のフランスにおけるスポーツ	39
1. ドイツの占領とヴィシー政権の成立	39
2. ヴィシー政権のスポーツ政策	40
3. 占領下パリにおけるスポーツ	45
第2節 占領期のパリと南部フランスにおける柔道実践	46
1. 占領前期のフランス柔術クラブ	46
2. 南部地域での柔道実践	51
3. ヴィシー政権スポーツ政策による柔道／柔術の導入	53

第3節 占領後期における柔道の確立.....	54
1. フランス柔道選手権の開催.....	54
2. パリにおける柔道の「公認」.....	57
本章のまとめ.....	60
第3章 フランス柔道柔術連盟による「パリ柔道」の普及活動.....	66
第1節 フランス柔道柔術連盟の「パリ柔道」普及方策.....	66
1. フランス柔道柔術連盟の成立.....	66
2. フランス柔道柔術連盟の指導者に関する規程.....	68
3. フランス柔道柔術連盟の柔道指導に関する組織と指導者.....	70
第2節 「パリ柔道」の地方への拡大.....	72
1. フランス柔道柔術連盟による地方の柔道の包摂.....	72
2. フランス柔道柔術連盟による地方への拡大.....	74
3. 地域リーグの組織化.....	79
第3節 柔道指導者の国家免許実現に向けたフランス柔道柔術連盟の働きかけ.....	80
第4節 「パリ柔道」の海外進出.....	82
1. フランス植民地.....	82
2. ヨーロッパ諸国への普及活動.....	86
3. そのほかの国々への普及.....	89
本章のまとめ.....	92
第4章 国内柔道界の対立とその展開.....	93
第1節 地方から沸き起こるフランス柔道柔術連盟批判.....	93
1. パリと地方の格差.....	93
2. トゥールーズからのフランス柔道柔術連盟批判.....	95
第2節 講道館柔道の流入のはじまり.....	97
1. イギリスからの紹介.....	97
2. フランス人柔道家による輸入.....	98
第3節 フランス柔道柔術連盟批判の象徴としての講道館柔道と「講道館派」の台頭.....	100
1. 安部一郎の活動.....	100
2. 「講道館派」の結集.....	102
3. 「講道館派」と労働者体操スポーツ連盟の協定締結.....	103
第4節 批判に対するフランス柔道柔術連盟の対応.....	104
1. 講道館派の排除.....	104
2. 指導者免許をめぐるフランス柔道柔術連盟の論調の変化.....	106
本章のまとめ.....	107
第5章 国際柔道界におけるフランスとその活動.....	109

第1節 国際柔道連盟の結成とそこでのフランス柔道柔術連盟の活動.....	109
1. ヨーロッパ柔道連盟から国際柔道連盟への改組.....	109
2. 国際柔道連盟におけるフランスの政治的駆け引き.....	112
第2節 フランスの「対日外交」.....	114
第3節 国際的な競技スポーツとして発展しゆく柔道.....	116
1. 国際大会の開催と試合規程.....	116
2. 国際柔道連盟とフランス柔道柔術連盟のオリンピックへ向けた活動.....	119
本章のまとめ.....	121
第6章 フランス柔道界統合をめぐる展開と新たな柔道連盟の成立.....	123
第1節 柔道指導者免許と柔道界統合への機運.....	123
1. 事故の発生と柔道指導者修正法案に対するフランス柔道柔術連盟の不满.....	123
2. 全国柔道柔術指導者組合の結成と指導者法案の成立.....	125
3. 柔道界統合への加速.....	127
第2節 フランス柔道界の統合.....	129
1. 新たな柔道連盟の誕生.....	129
2. 「共和国的」解決策.....	130
本章のまとめ.....	132
終章.....	135
第1節 各章のまとめと結論.....	135
第2節 今後の課題と展望.....	136
図版出典一覧.....	138
参考文献一覧.....	139

序章

第1節 問題の所在と研究目的

スポーツの伝播と受容の歴史はこれまでさまざまに論じられてきている。イギリスで近代スポーツが生まれ、それが帝國的に全世界に伝播したという従来の見方についても、近年では見直されつつある。例えば、アラン・トムリンソンとクリストファー・ヤングは、22種類の主要なスポーツを、その起源ごとにアメリカ、イギリス、ヨーロッパ大陸に分類し、そのうちイギリス由来といえるスポーツはわずか6つであることを示した。そのうえで、「イギリスが世界にスポーツをもたらしたという広く抱かれた考えは、早急に修正する必要がある」と主張している¹。

また、「ナショナル」な枠組みで論じられる傾向が強かったスポーツの伝播と受容を相対化する試みも盛んである。例えば、2015年のスポーツ史学会第29回大会では、「スポーツ史研究における地方・地域一何を語るのか、その課題と展望」と題するシンポジウムが行われた。そこで大久保英哲は、近代日本体育・スポーツ史を取り扱ううえでも、「中央依存の制度史研究から、中央とのダイナミックな緊張関係を持って形成される地方史研究の把握へ」²の視点の変化という岸野雄三が示した立場に賛同を示しつつ、単純な中央集権的な体育・スポーツ国家政策の各地方への下達ではなく、細かな各地方の対応に目を向けて地方の個別史と全体史との往還運動の視野を持つべきであると主張した³。この大久保の指摘は、根強い「一国史観」を相対化するうえでも非常に重要であり、それは日本スポーツ史に限られたことではない。

こうした地理的・地政学的なベクトルのみならず、「外国から現地社会の上層へ」、「指導者層から大衆へ」といったベクトルで論じられてきた社会階層間のスポーツの伝播や普及過程に関しても同様であり、さらには、二者間、二国間といった関係史のみならず、より広範な視点を持って全体を把握しようとするスポーツ史のグローバル・ヒストリーも盛んになりつつある⁴。

こうしてスポーツの伝播と受容のベクトルが複雑化するなかでは、諸層間の接触において生じてきた少なからぬ摩擦が目される。フランスを例に挙げると、第二次世界大戦以前

¹ Tomlinson, Alan and Young Christopher, "Focus: Sport, Toward a New History of European Sport", *European Review*, Vol. 19, No.4, 2011, pp.487-507.

² 岸野雄三『現代保健体育学体系②体育史』大修館書店、1973年、202頁。

³ 大久保英哲「シンポジウム報告・地方から見えてくる日本体育史」『スポーツ史研究』30、2017年、57-58頁。

⁴ シュテファン・ヒューブナー、高嶋航・富田幸祐訳『スポーツがつくったアジアー筋肉のキリスト教の世界的拡張と創造される近代アジアー』一色出版、2017年。

のフランスにおける新たなスポーツの導入は、主にイギリス志向の産業資本家や役人、政治家たちを介して紹介された 19 世紀後半から 20 世紀初頭が最初の段階として説明されてきたが、一方で工員や農民、勤め人などが中心的な担い手であった体操の組織からはそうした新たなスポーツが敵対視された⁵。20 世紀初頭には技術開発競争とスポーツ新聞の覇権争いのなかで、フランススポーツの代表的存在ともいえる自転車競技が台頭しており⁶、自転車そのものも、労働者階級の人々が旅行する手段として好んで使われるようになった⁷。1930 年代後半には人民戦線内閣が余暇政策と併せてスポーツの大衆化が推し進められ労働者スポーツ組織がその人口を増加させた一方で、代表的な「スペクタクル・スポーツ」であったサッカーは強く批判され、批判の矛先は 1938 年のワールドカップフランス大会にも向けられた⁸。このように、複数の段階で論じられているフランススポーツの歴史においても、それぞれの時代でスポーツをめぐる組織間の対抗関係や勢力バランスは複雑に関係しあい、スポーツそのもののありようを規定し、また、スポーツの種目ごとの浮き沈みや組織の盛衰が見られていたのである。

ところで、現在のフランスにおける主要なスポーツ連盟の登録人口の上位 10 競技連盟を見ると、ほとんどが戦前期までに欧米各地からフランスに紹介されたスポーツが上位に位置しており⁹、その多くは第二次世界大戦期までには全国的な競技連盟がつけられている。あらゆる先進工業国では 1870 年代から 1930 年代の間にその社会に入ってきたスポーツが量的にも質的にもこんにちに至るまで占有する傾向にあることをマルコヴィッツとヘラーマンが主張したように¹⁰、フランスにおいても 1870 年代から 1930 年代に人口に膾炙したスポーツが現在に至るまでその国内実践者数の多くを占めているといえよう。

しかしそのなかで、登録者人口 4 位の柔道（及び柔術並びにその他類似競技）だけは、独立した競技連盟が設立されるのは第二次世界大戦後の 1946 年になってからのことであり、

⁵ Holt, Richard, « Le destin des « sports anglais » en France de 1870 à 1914 : imitation, opposition, séparation », *Ethnologie française*, XLI, 2011, 4, p.615-624.

⁶ Dietschy, Paul et Clastres, Patrick, *Sport, culture et société en France du XIXe siècle à nos jours*, Hachette Livre, 2006, pp.73-75.

⁷ Dietschy, Paul, French Sport: Caught between Universalism and Exceptionalism, *European Review*, Vol.19, No.4, 2011, p.514.

⁸ 渡辺和行『フランス人民戦線——反ファシズム・反恐慌・文化革命』人文書院、2013 年。

⁹ 競技連盟登録者数が多いのは、サッカー（2,135,193 人）、テニス（10,521,217 人）、馬術（673,026 人）、柔道（柔術及び関連競技）（552,815 人）、バスケットボール（513,727 人）、ハンドボール（513,194 人）、ゴルフ（407,569 人）、ラグビー（323,571 人）、水泳（300,926 人）、体操（287,358 人）である（数字は 2015 年のもの）。Ministère de la Ville, de la Jeunesse et des Sports, *Les Chiffres-clés du Sport*, 2017, p.3.

¹⁰ Markovits, Andrei S. & Hellerman, Steven L., *Offside, Soccer & American Exceptionalism*, Princeton University Press, 2001.

グットマンが「ヨーロッパと合衆国に定着したのは第二次世界大戦に敗れて占領下に置かれた日本が、瓦礫の中からかろうじて復興しはじめたころのことだった」と言うように¹¹、フランス社会においても柔道はその他の人気スポーツに比べて新しく台頭したスポーツだったといえる。とはいえ、マルコヴィッツとヘラーマンの「スポーツ・スペース」論に従うのであれば、「新参者」であった柔道は、フランス社会で台頭するために「多大な労力を使い、膨大な資源を費やさなければならなかった」はずである¹²。いかにしてこれが可能となったのであろうか。

そもそも柔道伝播の歴史は、日本から世界へという特有のルートでグローバルな拡大を見せたスポーツとして、ヨーロッパを起源として世界中へスポーツが伝播したとする伝播論モデルを相対化してきた¹³。

柔道を「逆伝播」の「顕著な例」として挙げるグットマンは、柔道がオリンピックの公式種目に入れられるプロセスで、「柔道家達も次第に自分たちの格闘技を近代スポーツの命ずるところに適合させてきた」と述べている¹⁴。しかしながら、柔道の台頭に関する「近代スポーツ化」や「西洋化」による説明は、柔道（あるいは武道）をいわゆる西洋スポーツと厳密に区別し差異化してその歴史を記述する従来の傾向を内包しているように思われる¹⁵。もちろん、積極的に両者を差異化することによって伝播を達成してきた側面があることも否定できない。また、柔道を含む武道が「旧来の武術が『近代化』される過程で形成」されたとする井上俊は、嘉納治五郎の外来スポーツへの理解と関連づけて「外来スポーツの普及・発展はこの近代化過程に影響を与え、それを促進した」としている¹⁶。だとするならば、柔道は日本においてもすでにその成立過程で「西洋的なもの」と無関係ではなかったのである。また、そもそも柔道の伝播・受容過程のありようは、各国や地域でさまざまであることが指摘されており¹⁷、「西洋」を一括りにはできないだろう。

翻って、フランスにおける柔道は、国際柔道界においてもその「占有空間」を拡大してきたと言える。その国際競技力のみならず、世界一の連盟登録人口¹⁸や指導に関する独自のシ

¹¹ アレン・グットマン、谷川稔・石井昌幸・池田恵子・石井芳枝訳『スポーツと帝国——近代スポーツと文化帝国主義』昭和堂、1997年、199頁。

¹² Markovits & Hellerman, *op.cit.*, p.15.

¹³ Shohei, Sato, "The sportification of judo: global convergence and evolution", *Journal of Global History*, 2013, 8, p.301.

¹⁴ グットマン、前掲書、161-162頁、199頁。

¹⁵ 高津勝『日本近代スポーツ史の底流』創文企画、1995年、17-18頁。

¹⁶ 井上俊『武道の誕生』吉川弘文館、2004年、101頁。

¹⁷ 例えば、坂上康博編著『海を渡った柔術と柔道——日本武道のダイナミズム』青弓社、2010年では、世界各地の多様かつ複雑な柔道／柔術の伝播のありようを紹介した。

¹⁸ ちなみに2016-2017年シーズン（2016年9月から2017年8月31日まで）の柔道連盟登録人口は570,607人（COMPTAGE FEDERATION,

システム¹⁹などについては、日本柔道界においてさまざまな課題が議論されるなかで、課題解決の参考例としてフランスは注目されてきた²⁰。また、「(ヨーロッパを中心に) フランスを始めとするこれらの国々は自国での普及活動のみならず、国際柔道界で政治力を発揮したり、発展途上国へ独自の援助を行うなど積極的にその力を行使してきている」として、国際舞台におけるフランスの政治的影響力も指摘されている²¹。こうした特筆すべきさまざまなフランス柔道の性格は、1956年に成立したフランス柔道連盟の主導で、国内の議論に加え、それを取り巻く世界的な柔道をめぐる動向をも踏まえて形成されてきたものであった。

フランスの柔道に関して近年では、「フランス柔道の父」と呼ばれる川石酒造之助による独自の柔道法による普及活動の貢献が大きかったと言われている²²。また、すでに述べたとおり、スポーツの受容過程でさまざまな摩擦が起こってきたように、柔道に関してフランスにおいてはその伝播と受容の過程ではさまざまな対立関係や相克がみられ、本研究でも明らかにするように、いくつもの連盟組織がつけられる事態が起こった。

こうしたフランスにおける柔道をめぐる対立は、これまで、川石による柔道法の貢献度が強調されるあまり、柔道の技術や指導システムをめぐる対立として説明されてきた²³。また、この対立が解消に至ったのは、フランス政府のスポーツ連盟への介入が強化されたことで達成されたと説明されてきた²⁴。たしかに、日本の講道館の柔道家からは「川石式柔道」と揶揄されたように、柔道の技術やその指導は、対立をめぐる1つの争点となっていたし、フランス国内で起こる対立とその展開に関して、フランス柔道界内部にその要因が求められることは当然であろう。

しかしながら、技術や指導システムのみを争点とする対立関係であれば、例えば村田が「格闘技に於ける文化摩擦とは、端的に名誉を掛けた勝負である」とし、「摩擦を乗り越え

http://www.ffjudo.org/extranet/comptage/Visu_comptage_federation.asp, 2018年8月13日閲覧)。一方の日本の2017年度全柔連登録人口は155,367人である。(公益財団法人全日本柔道連盟「平成29年度事業報告」、1頁。)

¹⁹ 本研究でも明らかにするように、柔道界側からの熱心な働きかけにより1955年には指導者資格国家免許を規定する法律が成立している。1967年には、新たなフランス独自の柔道指導体系「プログレシオン・フランセーズ」を連盟で定めている (*Judo Moderne, Progression Française*, Paris, 1969)。

²⁰ 「日本柔道の再生 大学で指導者資格制度作れ ミッシェル・ブルース」『朝日新聞』2013年5月23日東京朝刊、19頁。

²¹ 中村勇「国際教育・普及の課題」竹内善徳編著『柔道の視点—21世紀へ向けて—』道と書院、2000年、43頁。

²² 高木勇夫「パリの巴投げ——フランス式柔道への道」坂上編、前掲書、116-138頁。

²³ 同上書、131-132頁；村田直樹『柔道の国際化——その歴史と課題』日本武道館、2011年、220-223頁。

²⁴ 安部一郎「欧州柔道行脚」『柔道』1956年7月号、44頁。

た時、新文化は新しき人々に受容され」と指摘したように²⁵、一方が勝って他方は廃れていくことも考えられよう。しかし注目すべき点は、フランスの柔道界において対立した両者あるいは複数者間では、「共存」という選択がとられたのであり、その選択の表れがフランス柔道及び類似競技連盟（Fédération Française de Judo et Disciplines Assimilées、以下 FFJDA）という新たな連盟の成立であった。

また、柔道技術をめぐる「川石式柔道」と「講道館柔道」の対立であれば、それはあたかも柔道を指導する側の日本人柔道家やフランス人柔道家などを含めてフランス国内で起こった対立として、フランスにその要因が求められる。だが、第二次世界大戦後には、ヨーロッパを中心に柔道をめぐる各国間の結びつきが強まっていき、それがヨーロッパ柔道連盟や国際柔道連盟といった国際組織として形をなしていった。FFJDA 成立までのフランス柔道界は、一方では国際的な柔道組織に自らが有機的に組み込まれていくようになった時代でもあった。柔道の「国際化」はオリンピック東京大会の 1964 年に力点を置かれるが²⁶、世界選手権は 1956 年に始まっており、フランス国内の柔道をめぐる方向性も、同時代にグローバルな議論に規定されていくようになった。

さらに、こうしたグローバルな動向と相まって展開していくフランス国内の柔道をめぐる議論は、「川石式」と「講道館柔道」という単なる二項対立的な対抗関係では説明しきれない複雑な状況から諸要素が絡み合っただけで生じた複雑な事象ととらえるべきであろう。例えば、フランスの特徴として、パリの中央政府による中央集権体制があげられるが、パリと地方の微妙な関係は、あらゆる点で顕著であった。柔道に関しても、さまざまな地域に広く拡大していくなかで、「パリ - 地方」間の差異にともなう摩擦や緊張関係が起こりうることは容易に考えられる。

こうしてみると、フランスにおける柔道をめぐるさまざまな摩擦は、技術・制度的な争点のみならず、国内外の社会背景的要因も伴ってフランスにおいてこそ生じたものであると考えられる。そして、1956 年に達成された新たなフランス柔道連盟の成立は、国内外の諸層間が連関し合ったうえで、柔道の伝播と「フランス的」受容の過程で起きた摩擦を解決するための帰結点だったといえよう。

そこで本研究では、地域や諸集団間の相互連関に着目しつつ、フランスにおける柔道の伝播とその受容過程をたどり、そのなかで、いかにして対立関係が生じて展開し、またそれがいかにして収束していったのかを、明らかにする。

第 2 節 先行研究の検討

²⁵ 村田、前掲書、94 頁。

²⁶ Niehaus, Andreas, “If you want to cry, cry on the green mats of Kodokan’: Expressions of Japanese cultural and movement to include Judo into the Olympic programme”, *The International Journal of the History of Sport*, 2006, Vol.23, No.7.

1. スポーツの伝播・受容史

スポーツ文化の異文化社会への伝播とその受容過程における文化変容は、スポーツ史研究における中心的なテーマの1つであり続けている。近年では、従来のイギリスで近代スポーツが生まれ、それが帝国的に全世界に伝播したという見方は見直されつつあることはすでに指摘したとおりであるが、それと関連して、グローバル・ヒストリーの潮流がスポーツ史研究にも及んでおり、従来の「一国史観」とどまらない研究が出始めている。例えば、太平洋海域のベースボールの伝播過程を明らかにした研究²⁷や19世紀末から20世紀初頭のサッカーの世界的な展開を追った研究²⁸など、とりわけヨーロッパ発祥のスポーツが世界的に拡大していく過程を対象にした研究が多くみられる。

また、スポーツを通じたアジアの近代化を、筋肉的キリスト教の拡大と結びつけて跡付けたシュテファン・ヒューブナーの研究は、その「西洋的価値観」の移植とその際に起こるアジアの抵抗などを多言語の豊富な史料を用いて明らかにしている²⁹。こうした研究は「ヨーロッパからアジア（あるいは世界）へ」というスポーツ伝播史において、「一国史観」を超えて、多国間の相互関係に着目し、あるいは地域間という新たな枠組みを用いて歴史を捉える試みであり、非常に示唆的である。

さらに、こうした地政学的な関係性のみならず、例えば「エリートから大衆へ」といったベクトルで論じられてきた社会階層間のスポーツをめぐる関係も、近年ではより相互連関的な視点で論じられるようになっており、諸層間の相互連関や対立関係、あるいはそれらをより大きな全体から捉えようとする試みがなされている³⁰。

2. フランススポーツ史における柔道

フランススポーツ史に関して邦語研究では、スポーツ法制史や体育制度史、体育思想史などに限られており³¹、いわゆるスポーツの社会史的な研究はほとんどなされてこなかった。だが、近年になって、人民戦線における余暇の組織化、文化の民主化というアプローチから「スポーツの大衆化」を論じるような、社会史・文化史の文脈からスポーツを取り扱った研

²⁷ Guthrie-Shimizu, Sayuri, *Transpacific Field of Dreams: How Baseball Linked the United States and Japan in Peace and War*, Univ of North Carolina Press, 2012.

²⁸ Taylor, Matthew, "The Global Spread of Football" Edelman, Robert & Wilson, Wayne, *The Oxford Handbook of Sports History*, Oxford University Press, 2017, pp.183-195.

²⁹ シュテファン・ヒューブナー、前掲書。

³⁰ Holt, Richard, *op.cit.*, p.615-624.

³¹ 清水重勇『フランス近代体育史研究序説』不昧堂出版、1986年、同『スポーツと近代教育—フランス体育思想史〈上・下〉』紫峰図書、1999年、小石原美保『クーベルタンとモンテルラン—20世紀初頭におけるフランスのスポーツ思想』不昧堂、1995年、齋藤健司『フランススポーツ基本法の制定』成文堂、2007年など。

究もなされ始めている³²。

フランス国内でも同様の研究史上の過程をたどっていたようであり、1960年代後半から主に体育教師による体育の歴史に関する研究に始まり、その後、社会史研究の潮流から影響を受けつつ、対象がスポーツに拡大してきたとされている。そして、フランスで「伝統的に」人気のあった自転車、サッカー、ラグビーなどといったスポーツ種目に限られていた研究対象が、1990-2000年代以降、陸上、ボクシング、テニスなど、他のスポーツ種目にも広がっていったとされている³³。そうしたなかで柔道に関する歴史研究も90年代以降のフランスで現れはじめた³⁴。

また、ヴィシー政権期のスポーツ史研究は、近年非常に盛んである。ヴィシー政権下の「教育とスポーツ」を取り扱ったゲー＝レスコーによる体育・法制度史的研究（1991年）³⁵を皮切りに、ピエール・アルノーらによって2002年に2巻にわたって出版された『占領期のスポーツとフランス人』³⁶は、多岐にわたるテーマを取り扱って、この時期のスポーツ史研究の可能性を大きく広げた。2010年代以降も「占領下の新聞とスポーツ」を取り扱ったスレイの研究³⁷や、スポーツを实践した人々に着目してそれまでのような1944年の「解放」までを区切りにするのではなく、その後の連続性を強調したプレテの研究³⁸など、第二次世界大戦期の研究は非常に活発である。

そうした従前の研究においては、1940年のドイツ占領から1944年の解放までは、ヴィシー政権による体育・スポーツの国家管理化、政府が積極的に介入する体育・スポーツ制度の構造化という点で戦後につながるスポーツの政策的・組織的基盤を確立した重要な時期で

³² 渡辺和行『フランス人民戦線—反ファシズム・反恐慌・文化革命—』人文書院、2010年。渡辺は、人民戦線史においては「政治史から社会史という歴史学パラダイムの転回のなかで、反ファシズム人民戦線という政治史から、日常生活や余暇の組織化といった社会史へと研究が深化してきた」なかで、人民戦線期の「文化と政治」を論じたパスカル・オリイの研究（Orly, Pascal, *La belle illusion, Culture et politique sous le signe du front populaire 1935-1938*, Paris, 1994）や、アラン・コルバンの『レジャーの誕生』（藤原書店、2000年）が出版されたことを指摘している。

³³ Terret, Thierry, "France", S.W.Pope and John Nauright, *Routledge Companion to Sports History*, Routledge, 2010,

³⁴ 例えば、Brousse, Michel et Clément, Jean-Paul, "Le judo en France. Implantation et évolution de la méthode japonaise", Thierry Terret (dir.), *Histoire des sports*, L'Harmattan, 1996, pp135-158 など。

³⁵ Gay-Lescot, Jean-Louis, *Sport et éducation sous Vichy :1940-1944*, Presses universitaires de Lyon, 1991.

³⁶ Arnaud, Pierre et al (dir.) *Le sport et les Français pendant l'Occupation: 1940-1944*, L'Harmattan, 2002.

³⁷ Seray, Jacques, *La presse et le sport sous l'Occupation*, Éditions Le Pas d'Oiseau, 2011.

³⁸ Prêtet, Bernard, *Sport et sportifs français sous Vichy*, Nouveau Monde, 2016, p.369.

あったとされている³⁹。また、多くのスポーツが連盟登録者人口を増大させており、各種スポーツ史においても重要な時期として論じられている⁴⁰。

柔道についても、ゲーレスコーが、1943年にフランス柔道選手権大会が開催されたことを「1936年にフランスには1つの柔道クラブしかなかったことと、練習は乏しい条件下で非常に小さい道場で行われたことを考えると、まさに偉業である」と述べたように、この時代のフランスにおける柔道の拡大は飛躍的であったと評価されている⁴¹。プレテもこの時代の「柔道の出現」を無視できないとしている。いずれにせよ、フランススポーツ史の文脈においても、柔道の台頭は、大戦期にその端緒が見られたことが指摘されているのだが、だが、ブルッスが「ヴィシー時代の柔道の発展は驚くべきものだ」としながらも、あらゆるスポーツがその実践者数を増大させていたことに言及して、「そのことは柔道独自のものではない」としている⁴²ように、プレテの言葉を借りるなら「柔道の出現」がいかんにして起こったのかについての詳細は明らかにされていない。

戦後のスポーツ史においては、すでに述べたように1960年代以降、とりわけオリンピック種目に導入以降の台頭が協調され⁴³、第二次世界大戦直後の状況についてはあまり言及されない傾向にあるといえよう。

3. 柔道の伝播史

従来、柔道を含む武道文化の伝播は、日本から海外への「普及」という「日本文化の国際化」という視点で論じられ続けてきた。特に柔道は、1882年の講道館柔道草創期から始まる嘉納治五郎あるいは講道館の柔道家による、各国のエリート層への普及活動に重点が置かれてきた⁴⁴。第二次世界大戦後に関しては、IJFによる世界的な普及活動の展開に重点を置いて説明されてきた⁴⁵。一方で、一国に着目した柔道史研究も実証的な研究蓄積は依然とし

³⁹ Paxton, Robert, « Vichy et Le Sport (Conference d'ouverture) », Arnaud, Pierre et al (dir.) *Le sport et les Français pendant l'Occupation: 1940-1944, Tome 1*, L'Harmattan, 2002, pp.19-27.

⁴⁰ 例えば、バスケットボールやバレーボールがとりわけヴィシー期にその競技者人口を増大させており、チームスポーツへの関心に加えて女性がスポーツするように奨励されたことで、女性向けであると考えられた屋内球技のバスケやバレーが実践されるようになったとされている (Prêtet, *op.cit.*, pp.162-164.)。

⁴¹ Gay-Lescot, *op.cit.*, p.172.

⁴² Brousse, Michel, *Les racines du judo français*, Presses Universitaires de Bordeaux, 2005, pp.269-270.

⁴³ Chantelat, Pascal et Tétart, Philippe, «La « première » sportivisation. Croissance, renouvellements et clivages sociaux (1958-1975)», Tétart, Philippe (dir.), *Histoire du sport en France, de la Libération à nos jours*, Vuibert, 2007, p.50.

⁴⁴ 例えば、丸山三造『世界柔道史』恒友社、1967年；老松信一『柔道五十年』時事通信社、1955年；老松信一『改定新版柔道百年』時事通信社、1976年など。

⁴⁵ Brousse, Michel and Matsumoto David, *Judo, A Sport and A Way of Life*, International Judo

て少ないといえる⁴⁶。

近年では一方向的な講道館や嘉納治五郎の普及活動史に留まらない複雑な伝播の歴史が描かれつつある。なかでも、坂上康博らによる『海を渡った柔術と柔道』は、柔道を受容する側に視点を向けた柔道／柔術の世界的な伝播のありようをヨーロッパ、アジア、南北アメリカに渡って辿っていった。そこでは従来の「日本で形成された柔道が世界各地へ」といった伝播経路にとどまらない新たな柔道伝播のありようを示した。特に藪は、現地社会における柔術から柔道への変容がみられたことや、従来軽視されてきた柔道の伝播・受容のアクターとしての外国人の役割を指摘した⁴⁷。こうした指摘は本研究の議論にも大きく関係してくるものである。

このように、近年では柔道の伝播史研究においても新たな視点を取り入れた、より重層的な研究が見られるようになってはいる。とはいえ、日本語で書かれた、諸外国・諸地域への伝播を取り扱った柔道史研究は、日本を起点にそこからの柔道伝播の過程を論じるものがほとんどであり、依然として「日本から世界へ」という構図が前提とされているように思われる。これは「ほとんどのスポーツはヨーロッパから世界へ広がったが、柔道だけは日本から世界に広がった」という「裏返しの中心史観」が内包されているといえるだろう。

欧語研究では、イギリスやフランス、アメリカなどで、自国の柔道の歴史を明かし、まとめ上げる試みがなされてきた。そこでは歴史の最初の「書き手」が柔道連盟や草創期の柔道家であることが多く、その場合は（日本と同様に）彼らの視点で「上からの」普及史で書かれることがほとんどである⁴⁸

ブルッスによる『フランス柔道の起源 (Les racines du judo français)』は豊富な文献史料を使って日本における講道館柔道の成立から 1950 年代までのフランス柔道史を取り扱っている。とはいえ、フランス柔道連盟の副会長を務めていたこともある著者のブルッスの個人的な条件によるものか、草創期のフランス人柔道家の活動による「上からの普及史（あるいは発展史）」に重心が置かれているように思われる。ブルッスは、社会的文脈と 3 人のアクターによる貢献が結び合ってフランスにおける柔道の定着を促したと述べる。また、日本人の

federation, 1999.

⁴⁶ フランスのみならず、海外へ渡った柔道家に関する偉人伝的な読物は少なくない。例えば、例えば、20 世紀初頭にアメリカへ渡って以降世界各地で異種格闘技戦を行い、グレイシー一族に柔道を教えた前田光世に関しては、神山典士『ライオンの夢—コンデ・コマ—前田光世伝』小学館、1997 年；同『不敗の格闘王 前田光世伝—グレイシー一族に柔術を教えた男』祥伝社、2014 年；丸島孝雄『前田光世—世界柔道武者修業』島津書房、1997 年などがある。

⁴⁷ 藪耕太郎「柔術 VS. レスリング—変容する柔術と継承される“Jiu-Jitsu”」坂上編、前掲書、12-60 頁。

⁴⁸ A. Leyson, Glynn, *Judoka, The History of Judo in Canada*, Judo Canada; Brousse, Michel and Matsumoto David, *Judo in the U.S.*, North Atlantic Books, 2005;

移民の増加によってヨーロッパ一帯で認知されるようになった柔術が、体育に関心を持ち始めたパリの知的エリートによって「知的側面を豊富化させ」柔道へと変わっていったとする⁴⁹。これもフランス現地での柔術から柔道への変容という新たな見方を示しているだろう。

だが、嘉納治五郎との関係性を強調する点⁵⁰は、日本における従来の柔道の国際化の歴史、柔道普及史に近いといえる。嘉納がフランスで柔道を紹介したのは、1930年代の欧米視察で数回パリに立ち寄った際に行ったものだけであり、その詳細は十分に明らかにされているとは言えない。また、ブルッスは川石酒造之助が作り上げたシステムとそれを支柱とした中央集権体制をフランスにおける柔道普及の支柱としているが、中央から地方への伝播は単純な放射線的なものではなく複雑であり、普及に際してもさまざまな緊張関係があったはずであろう。

とはいえ、ブルッスによる通史的な研究以降、例えばフランスとベルギーの柔道をめぐる関係史や⁵¹、地方の特殊性に着目した地域間の比較史⁵²など、フランス柔道史研究は視点が多様化しつつあるといえよう。

最後に日本では、フランスにおける柔道の歴史をとりあげた著作として人物に着目した伝記的な「読み物」が数多く散見される⁵³。なかにはフランスで柔道に関わった本人が書いたものもある。あるいは川石酒造之助など特定の人物に関する個人史的な研究もなされてきた⁵⁴。日本では、こうした個人の歴史から同時代のフランスにおける柔道の状況が紹介されてきたといえるだろう。しかし、本研究で明らかにするように、フランスにおける柔道は複雑かつ多様な歴史をたどってきた。ある1つの組織の中の一個人にのみ着目すると、組織間の対立や微妙な綱引きなどといった複雑な全体を見えにくくさせていると思われる。そうした記述では、既に述べたような「講道館柔道」と「川石式柔道」という技術や指導法をめぐる二項対立的な敵対関係のみが強調される傾向にあると思われ、取り扱う対象と対立す

⁴⁹ Brousse, *op.cit.*, p.pp.200-203.

⁵⁰ *Ibid.*, p.206.

⁵¹ Haimo Groenen et Thierry Terret, « L'influence de la France dans l'implantation du judo en Belgique entre 1945 et 1953 », *Stadion*, 34(2), 2008, pp.219-242.

⁵² Samuel Julhe et Jean-Paul Clément, « L'implantation Locale des arts martiaux Japnais en France étude comparée des cas Strasbourgeois et Toulousain (1945- 1964) », *Stadion*,33(1), 2007, pp.151-169.

⁵³ 例えば、眞神博『ヘーシンクを育てた男』文藝春秋、2002年、吉田郁子『世界にかけた七色の帯—川石酒造之助伝—』駿河台出版社、2004年、有馬ゆえ『紅帯十段安部一郎—ヨーロッパ柔道を指導した男—』リヤカーBooks、2010年。水野教昭『雪に耐えて梅花潔し—フランス柔道の父・粟津正蔵と天理教二代真柱・中山正善—』天理教道友社、2015年など。

⁵⁴ 真柄浩「川石酒造之助について—一生いたちと欧州柔道界に与えた影響—」『順天堂大学保健体育紀要』20、1977年、28-36頁；白井智子「フランス柔道の創始者—川石酒造之助—科学的手法と日仏の人脈—」『仏蘭西学研究』第30号、日本仏学史学会、2000年、43-54頁。

る組織や個人への無意識の批判も内包されているようにさえ思われる。

第3節 本研究の課題

これらの先行研究の知見を踏まえつつ、本研究では以下の3点を課題とする。

①フランス・パリへの柔道の伝播とその受容過程を明らかにする。そこでは従来論じられてきたような柔道の伝播とは異なるいびつなルートを経て、同時代的な社会状況の影響を受けながら達成されたものであった。フランス国内とフランスを取り巻くヨーロッパの情勢、およびそこでのスポーツ史的背景を関連させつつ、柔道がどのようにパリで実践されたのかを明らかにする。とりわけ、すでに述べたように、第二次世界大戦の勃発によるフランスにおけるドイツの占領とヴィシー体制の成立は、スポーツそして柔道にも影響を及ぼしたが、占領当初フランスは南北に分断されたのであり、パリとヴィシーを含む南部のそれぞれで社会的状況や各個人がとった対応はさまざまであった。そうしたなかで柔道がどのように実践され、「柔道の出現」と呼ばれる状況をつくり出したのかを明らかにしたい（第1章、第2章）。

②次に、解放までにパリを中心に確立した柔道のあり方が、戦後以降のフランス各地においていかにして伝播していったのかを明らかにしたい。ここでは、パリ（中央）から地方へという単純な伝播回路として捉えるのではなく、地方を取り込んでいく過程をより詳細に明らかにする。また、そうした過程で起こる抵抗や摩擦に加えて、並行して起きる国外からの影響などが、諸層間で揺れ動く様子を丹念に辿っていききたい（第3章、第4章）。

③さらに、そうして形成された対立関係が、フランス的な解決へと向かう展開を明らかにし、柔道界が再編されていく過程を明らかにしたい。ここではより広くフランスを取り巻く国際的な柔道を議論する舞台に視点を広げ、そこからの影響や、他国との関係性に着目していく（第5章、第6章）。

第4節 本研究の方法

とりわけ従来の柔道の伝播史は「日本文化の国際化」あるいは「武道文化の海外伝播」として捉えられてきたと先に述べた。しかし本研究では、柔道が伝播したフランス側に主な視点を置き、柔道が当時のフランスにおける社会や、そこに関係する人々などの諸条件のなかで適合しながら受容されていく歴史的過程を明らかにしていく。

すなわちスポーツの伝播・受容史としての新たな歴史像を提示しようとするものであり、「柔道の普及≒日本発祥の武道文化の国際化」のプロセスをたどるものではない。そのため、技や思想的側面に着目した武道論的な視点ではなく、柔道に関わる人々や諸組織を対象に、あるいはそれを取り巻く歴史的・社会的諸条件やスポーツ史的背景と関連づけてフランスにおける柔道の展開をたどっていく。

対象とするのは 1936 年から 1956 年である。1936 年は、フランスにおいて初めてスポーツに関する政策的な関与がなされる人民戦線内閣が成立した年であり、同内閣発足直後には、有給休暇法が成立し、余暇スポーツ担当次官も設置された。また、同じ年にパリではフランス柔術クラブが正式に設立されている。柔道をめぐる同クラブの在り方が、1946 年のフランス柔道柔術連盟という全国組織に引き継がれることになる。そこからさらに 1956 年の新たに FFJDA が成立するまでの展開を本研究ではたどっていく。パリに最初に柔道が導入され、それが確立していく 1930 年代後半から第二次世界大戦期までの「導入～パリの柔道の成立期」、第二次世界大戦後から 1950 年代前半までの「パリ柔道の動乱期」にはパリから地方への拡大が試みられながらもさまざまな摩擦や外圧に直面することになる。この時代はヨーロッパを中心に柔道をめぐる交流が活発化していく「国際化の時代」と重なる。これらの時代を経て 1950 年代半ばに「フランス柔道の再編期」を迎える。

こうした過程は、フランス柔道界とりわけ連盟を中心とした内部の議論のみで変化していくわけではなく、柔道を取り巻くフランススポーツの諸条件の変化や、国際的な関係性、国内における地方からの影響などとの関連を重層的に見ていく必要がある。特に、第二次世界大戦期はフランススポーツのあり方が大きく変わる時期であるし、第二次世界大戦後の国際柔道界は国際柔道連盟の結成やオリンピックに関わる活動などで大きく展開していく時代である。

近年の歴史研究の潮流として盛んなグローバル・ヒストリー研究の枠組みとして、秋田茂らはグローバル、リージョナル、ナショナル、ローカルの「四層構造理論」を提唱している⁵⁵。これは、従来支配的であった国民国家史観を相対化し、現代世界をよりの確に理解する分析枠組みとして提示されたものであり、より重層的な分析を可能にしてくれるものとして提示されている。

本研究でも、「パリ」や「地方」、「フランス」、「ヨーロッパ」、「世界」といった諸層間の相互関連に着目する。また、こうした地勢的な関係だけでなく、ある種の「モザイク的」状況にも着目して考察していく。すなわち、フランス国内あるいは同じ地域内においても社会階層的、もしくは個人的な差異によって柔道に対する受け入れ方や考え方はさまざまであり、その違いによって組織や集団が形成されていく過程と、それらが相互に関係しあい、対立や協力がどのように生じ、展開していったのかを、諸外国の影響も踏まえつつ丹念に辿っていく。それにより、ナショナルに語られてきたフランスの柔道を、より重層的にとらえ直し、より動的な分析が可能となるだろう。

主に用いる一次史料も、時代やその対象によって大きく異なってくる。柔道の導入期、すなわち柔道の公的組織が形成される以前には、主に各種日刊紙や週刊紙、あるいは『ロート (L'Auto)』などのスポーツ紙等を活用していく。

⁵⁵ 秋田茂・桃木至朗編『歴史学のフロンティア—地域から問い直す国民国家史観』大阪大学出版会、2008 年。

第二次世界大戦でドイツの占領下に入ると出版物もドイツ軍の統制下に置かれたり、ヴィシー政権が刊行物を禁じたりするが、そうしたなかでもスポーツ行政当局で発行されていた『トゥ・レ・スポール (*Tous les sports*)』⁵⁶や、『総合教育とスポーツ、総合教育スポーツ総局公式雑誌 (*Éducation générale et sports, Revue officiel du Commissariat général à L'Éducation générale et aux sports*)』などを用いて、ヴィシー期のスポーツ史的背景と結びつけながら柔道の展開をたどる。

戦後になってフランスにも柔道連盟ができると、公式の機関誌 (*Judo, Bulletin officiel de la Fédération Française de Judo et Jiu-Jitsu, Collège des Ceintures Noires*) が発行されるようになった。これは 1950 年 1 月から当初は年間で 10 回発行されていた。他方で柔道の国際化が進みゆくなかで、各国の柔道に関する情報を集めた『国際柔道年鑑 (*Judo International*、以下『年鑑』) が 1948 年と 1950 年の 2 回だけ発刊された。また、日本との関係史もみていくため、講道館の月刊機関誌『柔道』も使用する。さらに、本研究の後半にはフランス国内にさまざまな組織が乱立することになる。そこで、「唯一の独立した柔道新聞」を謳って 1955 年から発行された『ジュードー・プレス (*Judo-Press*)』も使用する。

これらの史料は、国内では早稲田大学図書館や国立国会図書館、アジア歴史資料センター、講道館資料館・図書館で収集した。フランスでは、フランス国立図書館 (*Bibliothèque nationale de France*) 及び、同図書館の電子図書館「ガリカ (*Gallica*)」を活用した。また、フランス国立体育スポーツ研究所 (*Institut National du Sport, de l'Expertise et de la Performance*) の図書館及びアーカイブでも史料や様々な情報を得ることができた。

第 5 節 本研究の構成

第 1 章では 1930 年代パリにおける柔道の導入についてみていく。30 年代のパリにおける柔道 (柔術) 実践の始まりと、それを取り巻くフランス、そしてヨーロッパの同時代的な状況を結び付けて、柔道／柔術がいかにして導入され、実践されるようになったのかを、関連する人物、組織を明らかにしながら検討していく。

第 2 章では、第二次世界大戦と 1940 年から始まるドイツによる占領下で、また、国民革命と対独協力を推し進めたヴィシー政権下で、パリに柔道が確立していく過程を明らかにしていく。1940-1944 年には政府がパリではなくヴィシーに置かれ、1942 年 11 月までは南北が占領地区と非占領地区に分断されていくが、パリ以外の地域とりわけ南部の非占領地区では、パリとは異なるかたちで柔道が導入され実践されるようになっていた。1942 年 11 月以降はフランス全土が占領されることになるが、占領が進むなかでいかにして「パリの柔道」が政府の公認を得るものとなっていくのかを明らかにしていく。

⁵⁶ 全国スポーツ委員会及び各種スポーツ連盟共通の公式週刊紙として、1941 年 7 月 5 日から 1944 年 7 月 29 日まで計 146 号を発行。

第3章では、パリで形成された柔道を1946年フランス柔道柔術連盟（FFJJ）が試みる普及の過程をたどっていく。FFJJは、フランス全土に効率よく柔道を拡大するための規程を考案し、中央集権化を推し進めてフランス柔道界の統合をはかった。特に、現在では日本でも話題に取り上げられるフランスにおける柔道の特徴である「柔道指導者資格免許」については詳しく取り上げる。

第4章では、FFJJによって進められた柔道拡大のなかでパリと地方の差異から生じた摩擦と、そこから広がるFFJJ批判がどのように展開されたかを見ていく。また、戦後に本格化する国際的な柔道をめぐる交流にも目を転じ、国内への影響を明らかにする。それに対してFFJJがいかなる対応を見せたのか、「指導者免許」に関するFFJJ議論も微妙に様変わりしていく。

第5章では、戦後になって結びつきが強まる国際柔道界と、そこでのフランスの活動を明らかにする。とりわけ日本の柔道界との関係がどのようなものであったのかに着目する。また、オリンピック競技種目への導入を目指した動きも戦後直後から国際柔道界で議論されており、フランスはどのような立場をとりどのように動いたのかを詳しく見ていきたい。

第6章では、このような国内的な柔道をめぐる摩擦と、国際的な方向性との間の揺れ動きが、指導者資格国家免許、指導者組合、新たな柔道連盟の結成などに見られる国内柔道界の再編につながっていくことを明らかにする。これは柔道をめぐる混沌に対するフランス的な解決策であった。

なお、本文中の表は各節あるいは各項の末尾にまとめて掲載した。図版に関しては各章の末尾にまとめ、出典は「図版出典一覧」としてまとめた。

第1章 1930年代後半のパリにおける柔道の導入

本章では、1930年代半ば以降のパリに着目し、同時代的なフランスおよびヨーロッパの状況と関連づけながら、柔道／柔術がいかにして、紹介され、実践されていくようになっていったのかを明らかにしていく。それ以前にも日本人柔道家による柔道の紹介をするような活動はあったものの、それらは後の時代との連続性が見られなかった。それとは異なり、30年代後半の柔道／柔術の伝播はいびつなルートを辿って起こったものだった。それを可能にしたフランスを取り巻く要因は、反ユダヤ主義の爆発と人民戦線内閣の成立にある。ユダヤ人のスポーツ活動、そして人民戦線内閣の余暇・スポーツ政策と結びつけて30年代パリにおける柔道／柔術の導入を考察していきたい。それにより、日本人柔道家による紹介、あるいは普及活動や、フランス国内の受容する側にのみ着目するのではなく、より広域的に、フランスの周辺とその影響を関連づけながら、新たな柔道／柔術の伝播のありようを提示できるものと思われる。

第1節 20世紀初頭の柔術紹介

1930年代のパリをみていく前に、「柔道」や「柔術」という語がフランスへ入ってきた経緯をみていきたい。

柔術は、19世紀末に日本人がヨーロッパを視察するなかで、すでに紹介されていた。1900年のパリ万国博覧会の開催時や警察を訪問した際など、パリ市民の関心を引いたとはいえ、人々が実践するまでには至らなかった。パリの人々による最初の柔術の実践は、イギリス経由で20世紀初頭に行われたとされている⁵⁷。

19世紀末から20世紀初頭までのイギリスにおいては、大英帝国の中心たるイギリスが直面した国民身体の弱体化への危機感に対して起こった「身体文化」の台頭と、日清・日露両戦争を経て、国際社会で急速に存在感を増しつつあった日本イメージが背景となって、柔術ブームが起こっていた⁵⁸。そこで中心的な役割を果たしたエドワード・バートン・ライトの柔術道場を訪れたフランス人体育指導者のエドモン・デボネは、パリに柔術専門のクラブを開設した。デボネの道場で柔術を実践したエルネスト・レニエは、見世物的に柔術の試合を行いその宣伝に努めた。だが、他の格闘家と対戦したレニエが敗北を喫し、大けがに見舞われたことから、柔術の格闘技としての威信は低下し、20世紀初頭のフランスにおける柔術

⁵⁷ Brousse, Michel, *Le Judo, son histoire, ses succès*, Minerva, 2002, p.33.

⁵⁸ 世紀転換期イギリスの柔術ブームについては、岡田桂「十九世紀末-二十世紀初頭のイギリスにおける柔術ブーム—社会ダーウィニズム、身体文化メディアの隆盛と帝國的身体—」『スポーツ人類学研究』第6号、日本スポーツ人類学会、2005年、27-43頁などに詳しい。

の導入は達成されなかった⁵⁹。

日本では長い間、フランスに柔道を紹介した柔道家として会田彦一と石黒敬七の名が挙げられていた⁶⁰。1920年代の前半に、会田がロンドンからドイツを経てパリを訪れ、続いて石黒が来仏した。会田の帰国後も石黒はパリの警察官やソルボンヌ大学の学生に柔道指導を熱心に行ったとされ、また、石黒はモンパルナスに道場を開き、そこを拠点にヨーロッパ各国やトルコ、エジプト、ルーマニアなどに1933年まで柔道の紹介普及に努めた⁶¹。

石黒の活動は、いくつかのパリ紙にも取り上げられることがあった。四大大衆紙の1つである『ル・ジュルナル』では1926年10月21日に、「柔術の見事な会」という見出しで、石黒に対しパリで活躍した画家の藤田嗣治が蟹挟を仕掛ける写真が掲載されている（図1）。この記事からは当時のパリの「柔術観」がよくわかる。「『柔術』は、例えば人々をうまくだまし、人々を手で払い、あるいは、巧みに視線を避けることができるような奇術師のちょっとした手法である。（…）それらすべてに速く奇妙な少しの動作で非常に簡単に施される」。これに対し石黒は、「このバカげた伝説を一掃するために、パリにやって来た」と紹介されている。自らの著作である『柔道千疊敷』⁶²や『柔道世界武者修行記』⁶³、あるいは『柔道』などの講道館の機関誌等で、フランス・パリでの自らの活動を書き残してきたが、このときのこと書き記している。「各社の記者を招んで柔道の一つ見せてやろうというので、ある日ジュルナル社のマッソン君を招んで、ぼくの道場で、フジタも来て、型や乱取、試合等を見せた」。写真については「フジタは元来カニバサミがうまいので」、この技になったということである⁶⁴。だが、こうした石黒の活動は柔道を定着させるまでには至らなかったと評価されており⁶⁵、世紀初頭から1930年代までの柔道／柔術紹介は、その後との連続性が明らかになっていない。とはいえ、柔道や柔術という語だけは残ったようである。フランスの辞書における「柔術 (jiu-jitsu)」の初出は1906年⁶⁶、「柔道 (judo)」の初出は1931年とされている。

⁵⁹ 高木勇夫「パリの巴投げ——フランス式柔道への道」坂上編『海を渡った柔術と柔道』青弓社、2010年、119-123頁；Brousse, Michel, *Les racines du judo français*, Presses Universitaires de Bordeaux, 2005, p.135.

⁶⁰ 例えば、丸山三造『柔道世界をゆく』日本柔道研究会、1950年、107頁；老松信一『柔道五十年』時事通信社、1955年、134-135頁；老松信一『改定新版柔道百年』時事通信社、1976年など。

⁶¹ 老松、前掲書、1976年、175-176頁。

⁶² 石黒敬七『柔道千疊敷』日本出版協同株式会社、1952年。

⁶³ 石黒敬七『柔道世界武者修行記』ベースボール・マガジン社、1956年。

⁶⁴ 同上書、94頁。

⁶⁵ Brousse, *op.cit.*, pp.194-195.

⁶⁶ 小学館ロベール仏和大辞典編集委員会編『小学館ロベール仏和大辞典』小学館、1358頁。同書の初出年代の決定に関しては、*Le Grand Robert de la langue française* を基準としている。

る⁶⁷。これらは世紀初頭のイギリスからの柔術輸入の時期、そして石黒の活動の時期と重なっており、その点では、その後の柔道／柔術の受容を容易にする役割を果たしていたといえるのかもしれない。

しかし、その意味するところまでは浸透していなかったようで、例えば1936年6月16日付の『ル・マタン』は、優勝賜杯を抱える双葉山を「柔術のチャンピオン」として紹介している⁶⁸。日本の「組討ち系格闘技」という程度の理解であったといえようか。

日本からの柔道の紹介が実質的な定着につながらなかったパリにおいて、人々が柔道／柔術を実践するようになる契機は1930年代後半に全く別の経路からもたらされることになる。

第2節 ユダヤ人による柔道／柔術の紹介

1. ユダヤ人とスポーツ

1930年代後半に柔道／柔術の導入を可能にした1つの要因はユダヤ人によるものであった。1930年代はヨーロッパを中心にそれを取り巻く国際情勢の変化に伴ってユダヤ人のスポーツ組織が活動を強めていく時代である。1921年のシオニスト会議で世界各地のユダヤ人スポーツ組織を統括するべく形成された世界マッカビー連合(Maccabi World Union)は「筋骨たくましいユダヤ人(Muscular Jew)」の思想を奨励しており、すでに世界各地のユダヤ系スポーツクラブは新たに多くのユダヤ人青年を引き付けるようになっていた⁶⁹。

1932年には、2世紀のローマ帝国支配に対して起きたユダヤ人反乱、バル＝コクバの乱開始から1800年を記念して、初めてのユダヤ総合スポーツ大会、「マッカビア大会(Maccabia Games)」が世界マッカビー連合の主催で計画された。「ユダヤオリンピック」などと呼ばれる同大会は、1929年にパレスチナで起きたアラブ人とユダヤ人の武力衝突などで準備が遅れ、テル・アビブに新たなマッカビースタジアムが完成したのは、大会開会のわずか数日前であった⁷⁰。このような激動のユダヤ人世界で行われたスポーツ大会であったが、14の国から390人のユダヤ人アスリートが参加した⁷¹。

3年後の1935年には第2回マッカビア大会がさらに大きな規模で開催されることになる。4月の2日から7日まで6日間に渡って開催することが予定された同大会を迎えるにあたり、テル・アビブには6万席のスタジアムと水泳競技場が建設された。競技は陸上や体操、水泳、サッカー、テニス、自転車競技などに加え、柔術やレスリング、ボクシングといった

⁶⁷ 同上書、1367頁。

⁶⁸ *Le Matin*, 16 juin 1936, p.8.

⁶⁹ Galily, Yair, "The contribution of the Maccabiah Games to the development of sport in the State of Israel", *Sport in Society*, Vol. 12, No.8, p.1029.

⁷⁰ *Ibid.*, p.1030.

⁷¹ *La Tribune juive*, 23 Novembre 1934, p.941.

格闘技も含まれていた（表 1）⁷²。

この 35 年大会は 28 か国から 1350 人のユダヤ人競技選手に加え、1000 人の帯同スタッフが参加した。参加者の多くはヨーロッパユダヤ人の紐帯を強めるべく、大会後もテル・アビブに残った。当時のイギリス政府は、パレスチナへのユダヤ人移民を制限していたが、多くのユダヤ人はイギリスのこうした制限を安全に乗り越えるべく大会を利用した⁷³。

イギリス委任統治領パレスチナの時代において、最も顕著な人口の増大が起こったのは 1932 年から 1939 年にかけてであり、在イスラエルユダヤ人の数が 20 万人から 40 万人へと 2 倍になった。多くは西ヨーロッパ諸国からのユダヤ移民であり、彼らによって「確立したスポーツの伝統」が持ち込まれたとされている⁷⁴。とりわけドイツでは 33 年のヒトラー政権誕生以降、ユダヤ人のスポーツ組織は史上最大の会員数を数えており⁷⁵、ドイツからのユダヤ人移民はユダヤ人コミュニティのスポーツに大きく貢献していた。

1932 年の第 1 回大会には行われなかった柔術も、同様に 1932 年から 1935 年までの間に、すでに柔術が定着していた国からユダヤスポーツのコミュニティにもたらされたと考えられる。実際、ドイツのユダヤ人軍人のスポーツ組織では、反ユダヤ主義に対するユダヤ人コミュニティの防衛のために、「柔道やボクシングが奨励され」ていた⁷⁶。ユダヤ人にとって柔術を含む格闘技は、反ユダヤ主義に対抗する手段として実践されたのである。マッカビアへの柔術の導入は、ヨーロッパ全体に沸き起こる反ユダヤ主義に呼応するように起こっていたのであった。1935 年のマッカビア大会の参加者数は、1969 年の第 8 回マッカビア大会になるまで超えられることはなかった⁷⁷。

表 1 1935 年マッカビア大会における実施スポーツ種目

陸上、体操、水泳、航空、ボクシング、レスリング、重量挙げ、フェンシング、オートバイ、乗馬、近代 5 種競技、柔術、フットボール、ホッケー、ハンドボール、バスケットボール、テニス、自転車（計 18 競技）

2. フランスにおける反ユダヤ主義

1930 年代はフランスにおいても、反ユダヤ主義が噴出した。いくつかの要因が指摘され

⁷² *Ibid.*, p.941.

⁷³ Galily, *op.cit.*, p.1030.

⁷⁴ Galily, *op.cit.*, p.1035.

⁷⁵ Krüger, Arnd, “Once the Olympics are through, we’ll beat up the Jew”, *German Jewish Sport 1898-1938 and the Anti-Semitic Discourse*, *Journal of Sport History*, 26 (2), 1999, p.354.

⁷⁶ Krüger, Arnd *op.cit.*, p.365.

⁷⁷ Galily, *op.cit.*, p.1033.

ているが⁷⁸、主な要因は国際的には世界恐慌と 1933 年のドイツにおけるヒトラー政権の誕生である。恐慌とアドルフ・ヒトラーによる反ユダヤ主義政策によって、莫大な数のユダヤ難民がフランスに押し寄せた。

1929 年 10 月に起こった世界恐慌がフランスに及ぶのは 2 年後の 1931 年であり、他国の景気が回復傾向に向かった 1935 年にフランス経済は最悪を迎えることになる。1928 年 6 月に金平価切下げで経済の安定化を図るポワンカレ・フランの導入や、自動車産業の活発化、観光収入の増大などで 1920 年代末からフランス経済は繁栄を迎え、1930 年 2 月に工業生産高は第一次世界大戦後最高となっていた。しかしこれが、世界恐慌の影響により打撃を被ることになる。1930 年に 435 億フランあった輸出は 1932 年に 200 億フランとなり、観光収入も 30 年の 85 億フランから 32 年には 25 億フラン、35 年には 7 億 5 千万フランと激減した。好況時は外国人労働者によって労働力不足を補っていたフランスには、1931 年時点で総人口の 7%にあたる 271 万人の移民がいた⁷⁹。

だが、恐慌の到来により、フランス国民の労働力を奪う外国人労働者に対する「外国人嫌い」の風潮が沸き起こり始める。1931 年 12 月に、ある代議士は議会で「われわれは国内的な失業の危機で苦しんでいるのではない。外国人の侵入によってもたらされた危機で苦しんでいるのだ」と演説した⁸⁰。

隣国ドイツでは、1933 年 1 月にヒトラー政権が誕生した。33 年 4 月にユダヤ人や左翼支持者が公務員・法曹・医師などの職から追放されると、1939 年までに 10 万人ほどの亡命者がドイツからフランスに流入し⁸¹、1934 年から 37 年の間にドイツを出国したユダヤ人の数は毎年 2 万から 2 万 5 千人に達した。経済不況で「外国人嫌い」の社会状況下にあったフランスでも、ユダヤ人の職業進出に対する警戒心が表れることになる⁸²。

こうした国際的情勢にも呼応しつつ誕生した 1936 年 6 月に成立した人民戦線内閣も反ユダヤ主義の要因となっていた。ドイツやイタリアをめぐるヨーロッパの国際情勢と、30 年代前半に相次いだ政治汚職などを要因として 1934 年の 2 月 6 日に暴動が起こった。それを契機として社会党や共産党などの左派政党が人民戦線を結成し、1936 年 5 月の選挙で社会党が第一党となった。社会党党首のレオン・ブルムは、フランス史上初めてのユダヤ人にして社会主義者の首相となる。ドイツでナチスが政権を獲得して以降のフランスでは、左翼と

⁷⁸ 渡辺和行『ホロコーストのフランス——歴史と記憶』人文書院、1998 年、63 頁。

⁷⁹ 渡辺和行『フランス人民戦線——反ファシズム・反恐慌・文化革命』人文書院、2013 年、20-23 頁。

⁸⁰ ミシェル・ヴィノック、川上勉・中谷猛監訳『ナショナリズム・反ユダヤ主義・ファシズム』藤原書店、1995 年、256 頁。

⁸¹ 渡辺和行『エトランジェのフランス史——国籍・移民・外国人』山川出版社、2007 年、137 頁。

⁸² 渡辺和行『ホロコーストのフランス——歴史と記憶』人文書院、1998 年、63 頁。

ユダヤ人がいっそう密接になっていた⁸³。

ブルム内閣は、社会党と急進党で閣僚を分け合い、共産党は閣外から政府を支持した。閣僚の画期的な陣容のなかでも、科学研究担当次官のイレヌ・ジョリオ＝キュリーなど3人の女性が次官として入閣したことや、余暇・スポーツ担当次官の職を新設したことは特徴的であった。また、第三共和政史上最年少のジャン・ゼーが国民教育大臣に任ぜられたことも注目されたが、ユダヤ人であったゼーを教育行政のトップに据えたことは、フランス青少年に対する挑発だとして反ユダヤ主義の極右勢力からの非難をブルムは浴びることになった⁸⁴。

1930年には約20万人であったフランス本土のユダヤ人及びユダヤ教徒の人口は、1939年には30万人を超えるまでになった。菅野によると、そのうち20万人以上（最大75パーセント）がイル＝ド＝フランス地域⁸⁵に集中していたと推定しており、また別の統計研究では1930年代のパリ市内のユダヤ総人口を15万人と見積もられている⁸⁶。1930年代にかけてフランスに押し寄せたユダヤ人移民は、とりわけパリに集中して流れ込んでいた。

1930年代にフランスで湧き上がった反ユダヤ主義は、フランス・パリのユダヤ人青年を柔術に差し向けることになる。

3. パリにおけるユダヤ人の柔術実践

パリ・マッカビースポーツクラブ（Sporting Club Maccabi de Paris）におけるユダヤ人青年のスポーツ熱を伝えた1935年5月31日の『ル・ジュールナル・ジュイフ（Le Journal juif）』は、クラブの施設内を「とてつもない活気がその場を支配している」とマッカビークラブの様子を表したうえで、「日本式に服を着た青年グループが、柔術（日本式レスリング）の指導者のデモンストレーションを、大きな関心をもって真似ている」ことを伝えている⁸⁷。

また、1935年のマッカビア大会開催以降フランスにおいて国内のマッカビークラブが盛況になっていくなかで⁸⁸、「フランスのさまざまな部門間の緊密な結びつきを作り出す」必要があると考えられ、1935年9月に初めてフランス国内のマッカビーの会議が開催されることになった。とりわけパリのマッカビークラブは盛況になっていたようであるが、このなかでサッカーや陸上、水泳などと並んで柔術部門にも「次第に（会員が）よく通うようにな

⁸³ ヴィノック、前掲書、256頁。

⁸⁴ 渡辺『ホロコーストのフランス』、65－67頁。

⁸⁵ パリ中心にその周辺を取り巻く地域。

⁸⁶ 菅野賢治『フランスユダヤの歴史（下）——二〇世紀から今日まで』慶應義塾大学出版会、2016年、46－49頁。

⁸⁷ *Le Journal juif*, 31 mai 1935, p.7.

⁸⁸ パリの中心組織に加えて、メッツ、ストラスブール、ナンシー、リヨン、チュニジアなどがあつた（*La Tribune juive*, 23 novembre 1934, p.941.）。

って」いた⁸⁹。1935年のマッカビア大会へ、フランスから代表選手を派遣した種目のなかで柔術は含まれておらず⁹⁰、また、柔術の活動も『ル・ジュルナル・ジュイフ』の1935年5月31日以前のユダヤ系紙誌にはみられない⁹¹。そのため、柔術は1935年のマッカビア大会を契機にパリにもたらされたと考えられる。すなわち、30年代のパリにはヨーロッパの、あるいは世界的なユダヤ人コミュニティを経由して柔術が伝播するルートがあったのである。

そして、1936年2月には、「パリのユダヤ人青年に柔術を広めるという目的のもと」、マッカビースポーツクラブの柔術セクションの発展的解消により、「ユダヤ柔術クラブ (Club Juif de Jiu-Jitsu)」がつくられた。このユダヤ柔術クラブはユダヤ系移民が多く住んでいたパリ・マレー地区のポーブル通り62番地におかれた。1936年2月21日の『ル・ジュルナル・ジュイフ』では、2月16日に「多くの政治家や著名なスポーツ関係者の前で正式な落成式を行った」ことが伝えられている。クラブの会長に就いたミルキンは、落成式のスピーチのなかで、「スポーツ、とりわけ非常に有効な護身法である柔術によるユダヤ人青年の発達という最も重要な問題を強調」した。また、「世界で最も有名な『柔術家』の1人である日本人のWiyotawaがデモンストレーションを行った」ことが掲載された⁹²。当時のパリ在住ユダヤ人にとって「ユダヤ人青年の発達」は、反ユダヤ主義が吹き荒れる時代における「最も重要な課題」とされたのであり、柔術はそのための有用な手段とみなされたのであった。ユダヤ人で、ミルキンの指導を受けたアンリ・ビルンボームは、「実践者は少数で、教えられる技術が初歩的だった」と後述している⁹³。

その1か月後の3月20日の『ル・ジュルナル・ジュイフ』では、クラブで試合が行われたことが伝えられた。ここでは「有名な川石先生指導のもとパリのユダヤ人柔術家によって成し遂げられた進歩」が示されたという。先述のWiyotawaが「カワイシ (Kawaiishi)」の誤植であったのかどうかはわからない。この「川石」はその後フランスにおいて柔道を広めるのにきわめて大きな役割を果たし、「フランス柔道の父」と呼ばれることになる日本人柔道家・川石酒造之助⁹⁴のことである。最初に「フランス柔道の父」が柔道指導を始めたのは、

⁸⁹ *Le Journal juif*, 30 août 1935, p.1.

⁹⁰ *L'Auto*, 2 avril 1935, pp.1-2 ; *L'Auto*, 3 avril 1935, pp.1-2.

⁹¹ マッカビア大会の種目を伝える記事 (*La Tribune juive*, 23 novembre 1934, p.941 ; *Le Journal juif*, 31 mars 1935, p.7) や、後述するフェルデンクライスの書籍に関する記事 (*Le Journal juif*, 16 mai 1935, p.7) など見られる。

⁹² *Le Journal juif*, 21 février 1936, p.8.

⁹³ « Henri Birnbaum », Thibault, Claude, *Entretiens avec les pionniers du judo français*, Editions Résidence, p.33.

⁹⁴ 川石酒造之助 (1899-1969) は1899年に兵庫県姫路市の造り酒屋の五男として生まれた。1914年、姫路中学に入学し柔道を始め、1918年に大日本武徳会の柔道初段を取得した。1919年に早稲田大学予科へ入学後に、講道館に入門する。1926年にアメリカへ渡り、ブラジル、イギリスを経て1935年に渡仏した (真柄浩「川石酒造之助について— 一生いたちと欧州柔道界に与えた影響—」『順天堂大学保健体育紀要』20、1977年、28-36

ユダヤ人のスポーツクラブだったのである。

川石の最初の弟子のうちの一人で、のちにフランス選手権王者となるジャン・ド・エルトゥは、「私は川石さんがイルグンのスーツケースのなかでフランスに到着したことを断言できます」と述べている⁹⁵。イルグンとはユダヤの過激派軍事組織のことである。ド・エルトゥによれば、川石はユダヤの軍事組織によって渡仏してきたことになる。それ以前に川石は、アメリカやブラジルを経てイギリスに数年間滞在していたのだが、イルグンは「イギリスではすでに大きくなって」おり、「接近戦と射撃を訓練していたロンドンのユダヤ人のクラブは、強く監視されていた」。そこで、イギリスに滞在しているリスクが高まったために川石は「パリへやって来た」とド・エルトゥは説明する⁹⁶。ユダヤ柔術クラブは人目に付きにくいようにするためか、「作業用エレベーターを使って上がらなければならない」場所に設置されていた⁹⁷。

ミルキンによってつくられたこの「ユダヤ人柔術クラブ」は、生徒の柔術の練習とともにプロパガンダ活動を行っていた。例えば、1936年3月末にはユダヤ系学生向けのイベントで、デモンストレーションを行っているが、このデモンストレーションは、「いかなる相手に対しても、道徳教育とセットになっていなければならない身体教育の点で匹敵することを証明した」とされる⁹⁸。

人民戦線内閣成立と同じ日の6月4日には、スポーツ日刊紙の『ロート (L'Auto)』で、「日本人・川石はフランスで出会った最も見事な『柔道』の先生である」という見出しで、柔道及び柔術を取り扱う記事が掲載され、同時に「ボーブール通り 62 番地にある柔道柔術クラブ」についても紹介された (図 2)。

同記事では、「非常に古い日本の格闘方法である」柔術が「高度な発展を遂げ」、そこから「比類なき身体の発達手段」として「合理的な方法である柔道が生まれ」と説明されている。ミルキンが川石のパートナーを務めて行われたデモンストレーションには、「ノーベル物理学賞受賞者である偉大な学者ジョリオ＝キュリー氏も、夫人やボネ＝モリ氏とともにそれを見学した」。この記事を書いたシャルル・ファルーは、友人であったモシェ・フェルデンクライスという人物から、「ボーブール通り 62 番地にある柔道柔術クラブがあるということと、ミルキン氏という彼自身が優れた (柔道／柔術の) 愛好家である人物の熱意以外から作られることはなかっただろうし、存続しなかっただろうということを教えられた」と述べている⁹⁹。フェルデンクライスはミルキンや柔道柔術クラブを、シャルル・ファルーに

頁；Brousse, *op.cit.*, p.208.)。1955年11月に行われたインタビューでは、「1935年10月1日にパリに到着した」と答えている (*Judo-Presse*, No.2 du 15 Novembre 1955, p.1.)

⁹⁵ « Jean de Herdt », Thibault, Claude, *Entretiens avec les pionniers du judo français*, Editions Résidence, p.100.

⁹⁶ *Ibid.*, p.101.

⁹⁷ *Le Matin*, 30 janvier 1938, p.1.

⁹⁸ *L'Univers israélite*, 3 avril 1936, p.444.

⁹⁹ *L'Auto*, 4 juin 1936, p.1.

紹介した人物であり、フェルデンクライス自身も柔道／柔術を実践するユダヤ人であった。

4. フェルデンクライスの柔道／柔術指導

ロシアで生まれたフェルデンクライスは、1917年11月2日にイギリス政府がユダヤ人国家の再建に同意したバルフォア宣言ののちに、革命後のロシアからパレスチナへ移った。フェルデンクライスは、パレスチナを取り巻く特殊な社会的、政治的情勢下での経験から、護身のために使用することを考えて柔術に関心を持つことになったという¹⁰⁰。さまざまな教本から柔術を学習したフェルデンクライスは、ヘブライ語で柔術に関する本も書いていた。

5年間の教育課程を2年間で終えるほど有能であったフェルデンクライスは、物理学を学ぶために1929年にパリ公共事業高等学校（École Spéciale des Travaux Publics de Paris、以下ESTP）に入学した。校長のレオン・エイロールの息子であるマルク・エイロールによると、フェルデンクライスは「関係さえあれば快く受け入れてくれて寛大なので」フランスを選び、「身体と柔道における彼の知識を学び、利用するために『一時的に』やってきた」という。その後、ESTP内に置かれたフレデリック・ジョリオ＝キュリーの研究所の助手になり、さらには磁性やX線の研究で知られるポール・ランジュヴァンの研究協力も行った¹⁰¹。1930年ころからフェルデンクライスはESTPの一角を借りて柔術の指導を始める。

『ロート』にも協力していたフェルデンクライスに対して、『ロート』の記者であったシャルル・ファルーは、1933年9月に嘉納治五郎による講演及びデモンストレーションが行われることを伝えた¹⁰²。同講演は、パリ国立工芸学校で、「在パリ日本大使の後援のもとに」¹⁰³行われ、国民教育担当次官のイポリット・デュコが同席し、外交官、陸軍大佐などが見学を訪れた¹⁰⁴。フェルデンクライスも当然この講演を聴き、さらに講演終了後には嘉納の下を訪れた。のちに嘉納もこの時のことを述懐している。「珍しい人で、ロシアに生まれユダヤ系統でパレスチナに籍を持ってフランスで学んだ。（…）ところが一つの本を持ってこの本を見て頂きたいという。（…）その中に面白いことが書いてある。面白い男でいくらか実地に柔道を習ったのだが、多くの本を読んで研究したらしい¹⁰⁵」。

1935年5月には、自身がヘブライ語で書いた柔術の教本をフランス語に翻訳して出版したのだが、その序文では嘉納が「このテーマに関して日本語以外の言語で書かれた最も優れた著作である」と述べたことが紹介された。「ユダヤ精神の多方面性のちょっとしたシンボ

¹⁰⁰ Groenen,Haimo, « Aux Origines de la Méthode Française d'Enseignement du Judo (1936-1967) : Acculturation, Enjeux Sportifs Internationaux et Gaullisme », *Social and Education History*, Vol.2, No.3, October 2013, p.242.

¹⁰¹ Brousse, *op.cit.*, pp.202-206.

¹⁰² *Ibid.*, p.207.

¹⁰³ *Le Journal*, 26 septembre 1933, p.6.

¹⁰⁴ *L'Auto*, 27 septembre 1933, p.3.

¹⁰⁵ 丸山三造『世界柔道史』恒友社、1967年、739-740頁。

ルである」と評価されたこの本は次のように評された。

フェルデンクライス氏からの見事なアドバイスから着想を得ることができた人々は、もはや不意を打たれることはないし、プロスポーツマンでもアスリートでもなくても、攻撃された際の防御ができる。なぜならば柔術は、あらゆる知性と巧妙さをはらんだ多くの条件を必要とする方法であり、柔術のやり方で、力に対する精神の一種の反撃を有している¹⁰⁶。

フェルデンクライスは、1938年には『柔道のABC (ABC du Judo)』という教本も出版している¹⁰⁷。反ユダヤ主義が吹き荒れる1930年代パリのユダヤ人にとって、柔術は、ユダヤ人青年のための身体的・道徳的発達的手段であった。それが、ユダヤ人スポーツコミュニティを経由して柔術を導入したユダヤ柔術クラブと、独学で柔道／柔術を学んだフェルデンクライスという異なる経路をたどってパリにもたらされたのであった。

とはいえ、フェルデンクライスも、パリへ赴く前のパレスチナ時代に柔術を学んだことをのちに述べている。フェルデンクライスは、「ハガナー」という自衛力を意味する組織で、あらゆる攻撃に対する防御法を構築した。そこで活用した25冊の教本から、パレスチナ以外のユダヤ人青年も学べるようヘブライ語で書籍を出版したというのである¹⁰⁸。

このように、いくつかのルートを経由して1930年代にユダヤ人によって行われた柔道／柔術実践は、いずれも反ユダヤ主義に対抗するための手段としてパリに持ち込まれたのであった。こうしてパリに持ち込まれた柔道／柔術は、人民戦線内閣で押し進められた余暇・スポーツ政策と相俟って実践されることになる。

第3節 左派系知識人による柔道実践

1. 人民戦線内閣のスポーツ政策

フェルデンクライスが師事したジョリオ＝キュリーも、フェルデンクライスに紹介されて柔道／柔術を実践するようになった。彼の柔道実践は、同時代のフランスの、反ユダヤ主義とは異なる文脈に位置付けることができる。それが人民戦線内閣によるスポーツの振興政策である。

1936年6月に成立したレオン・ブルム人民戦線内閣は、有給休暇法、週40時間労働法をすぐに成立させた。特にブルムは、1919年のフランス社会党大会で労働者の余暇の必要性を提起しており、1936年に有給休暇が法律に加えられたことはブルムの個人的提唱によ

¹⁰⁶ *Le Journal juif*, 16 mai 1935, p.7.

¹⁰⁷ Feldenkrais, M., Jean Beaujean(illustrations), *ABC du Judo(Jiu-jitsu)*, Étienne CIRON, Paris, 1938.

¹⁰⁸ Brousse, *op.cit.*, p.222.

るところが大きかったとされている。1919 年からすでに多くの企業で従業員の一部に有給休暇を認めているケースがあったものの、これを受益する労働者は少なかった。相次ぐ政権交代や経済不況によって、先延ばしにされてしまった¹⁰⁹。この有給休暇法と週 40 時間労働法によって、週末とバカンスが与えられ、余暇は権利となる。

ブルム内閣は余暇・スポーツ担当次官の職を新設し、社会党のレオ・ラグランジュを任命した。また公衆衛生省には体育担当次官の職が置かれピエール・デザルノーが任命された¹¹⁰。

ラグランジュは、それまでのスペクタクル・スポーツから大衆の「参加型スポーツ」「健全なスポーツ」へとスポーツ観の転換をはかった。20 世紀初頭以降フランス国内で広がった「スペクタクル・スポーツ」が、1930 年代においても大半を占めており、スポーツクラブの数も少なかった。そこでスポーツの大衆化が目指されたのである。フランス青少年を、観客ではなく実践者にするべく、ラグランジュは 1937 年 3 月に「民衆スポーツ章検定 (le Brevet sportif populaire、以下 BSP)」を制定した。幼児・少年・青年・壮年などに区分され、競走・跳躍・綱登りなど少年少女にもとつきやすく簡易な試験で構成され¹¹¹、1937 年 3 月 19 日の『セツト (Sept)』では、「政府が『スペクタクル・スポーツ』の愚かさとの戦いを始めた」ことを評価し、「政府がわたしたちの健康を本気で心配してくれている」と「民衆スポーツ章検定」について紹介した¹¹²。フランス世俗体育活動連合 (Union française des œuvres laïques d'éducation physique、以下 UFOLEP) や労働者体操スポーツ連盟 (Fédération sportive et gymnique du travail、以下 FSGT) といった民衆スポーツの各組織もこれを歓迎し、フランス全土で BSP の検定試験を行って政府に協力した¹¹³。とりわけ FSGT は、1935 年に人民連合に加盟し、36 年 1 月には「体育授業の必修化」や「スポーツ施設の整備拡充とその予算増額」など 9 項目の行動計画をまとめ、ラグランジュを後押しした¹¹⁴。

こうした余暇政策からのスポーツの大衆化に加えて、国民教育大臣のジャン・ゼーのもと体育の授業も見直された。ゼーのもとには、体育担当次官としてピエール・デザルノーが任命された。1936 年の新学年から、オード県、ロワレ県、ムルト＝エ＝モーゼル県の 3 県で、実験的に 1 時間の体育授業と毎週 3 時間の野外学習の授業を導入した¹¹⁵。1937 年にはその実験が 29 の県に広がり、小学校に 3 時間の野外学習と課外活動が導入された。屋外で 3 時間の体育授業が、リセやコレージュといった中等教育課程にも導入された。当時、初等教育

¹⁰⁹ アラン・コルバン、渡辺響子訳『レジャーの誕生〈新版〉下』藤原書店、2010 年、443-446 頁。

¹¹⁰ Dietschy, Paul et Clastres, Patrick, *Sport, culture et société en France du XIXe siècle à nos jours*, Hachette Livre, 2006, pp.123-124.

¹¹¹ Dietschy et Clastres, *op.cit.*, p.124.

¹¹² *Sept*, 19 mars 1937, p.9. 社会カトリシズム系の週刊紙。

¹¹³ 渡辺、284 頁。

¹¹⁴ 同上書。278-279 頁。

¹¹⁵ 同上書、281 頁。

には5,285,000人の児童がいたのに対し、中等教育には430,000人の生徒しかいなかったが、それでも体育の授業を導入したところに、体育を重要視する政府の意向がうかがえる¹¹⁶。

人民戦線は、急進党と共産党の対立によって1938年11月に解体する。このころには、対外的な情勢も急激に変化しており、「48時間労働」も認められるようになっていた¹¹⁷。1938年4月に第2次ブルム内閣が倒れ、急進党のエドゥアール・ダラディエが首相に就くと、国民教育大臣のジャン・ゼーは体育とスポーツを直接的に担当することになった¹¹⁸。

ナチス・ドイツは1938年3月にオーストリアを強行的に併合し、9月には英・仏・独・伊のミュンヘン会談で、チェコスロヴァキアのズデーテン地方を割譲させた。39年3月にはチェコスロヴァキアを解体して自らの勢力下においていた¹¹⁹。

こうした対外的な状況と相まって、ゼーは1939年3月にパリで「スポーツと体育、軍事訓練の再編」を提案した。「軍事訓練」が含まれているところに、同時代の情勢が切迫していたことがわかる。ゼーは「フランスの生命力と将来」について、「身体的闘争の敗北は、さらに国家の運命にも同時に関わりうる」と述べた。1939年4月26日に出した彼の計画は非常に厳格なものであり、その役割は「フランス人青年の身体的発達に専心すること」にあった¹²⁰。

情勢の変化と1939年9月の第二次世界大戦の勃発により、ゼーの改革は中断したものの、この時期のスポーツに関する政策は、フランスにおいては実質的にはじめて政府がスポーツに積極的に関与したのものとして評価されている¹²¹。

2. フランス柔術クラブの設立とその活動

ブルム内閣が成立した3か月後の1936年9月に、フェルデンクライスは自らが中心となっていたESTPにおける柔道／柔術の指導や研究の集まりを、フランス柔術クラブとして成立させた。9月20日にESTPでジョリオ＝キュリーとシャルル・ファルー主催のもと、フェルデンクライスと川石によるデモンストレーションが行われ、ESTP校長のエイロ

¹¹⁶ Dietschy et Clastres, p.122.

¹¹⁷ 谷川稔、渡辺和行編著『近代フランスの歴史—国民国家形成の彼方に—』ミネルヴァ書房、2006年、193頁。

¹¹⁸ Callède, Jean-Paul, « Maires et ministres entrepreneurs : l'invention des politiques publiques du sport (1918-1939) », Tétart, Philippe (dir.), *Histoire du sport en France, du Second Empire au Régime de Vichy*, Vuibert, 2007, pp.180-181.

¹¹⁹ 大下尚一、西川正雄、服部春彦、望田幸男編『西洋の歴史（増補版）〔近現代編〕』、2016（1987）年、290-291頁。

¹²⁰ Gay-Lescot, Jean-Louis, « De L'E.P. républicaine à l'E.G.S. nationale (1936-1942), Six années fondamentales », Arnaud, Pierre, Clément, Jean-Paul et Herr, Michel (Textes réunis), *Education physique et sport en France, 1920-1980*, Editions Afraps (Revue STAPS), 1989, p.134.

¹²¹ *Ibid.*, p.135.

ールや、ジョリオ＝キュリーの研究協力を行っていたポール・ボネ＝モリらが参加した¹²²。クラブの会長にはシャルル・ファルーが就任した。この様子を伝えた『ロート』の記事は、フェルデンクライスが「多くの人々を日本人によって操られる実践的なスポーツに転向させた」と評価しているが¹²³、フレデリック・ジョリオ＝キュリーもフェルデンクライスの紹介で柔道／柔術を始めた1人であった。

そもそもフレデリック・ジョリオ＝キュリーは人民戦線と近いところにいた。ノーベル化学賞を受賞する前年の1934年にフランス社会党に加入していたし¹²⁴、妻であり、ピエール・キュリーとマリ・キュリー夫妻の娘であるイレヌ・ジョリオ＝キュリーは、最初のブルムによる組閣の際には科学研究担当次官に任命されている。

共産党員で作家のルイ・アラゴンが社長を務めた日刊紙『ス・ソワール』は、1937年5月に、ジョリオ＝キュリーが、同じく物理学者のピエール・ビカールと柔術を行う様子を写真付きで特集した(図3)。ビカールは、パリ高等工業物理化学学校をジョリオ＝キュリーと同期で卒業した科学者であり、イレヌ・ジョリオ＝キュリーの後任でブルム内閣の科学研究担当国務次官を務めたジャン・ペランの官房長を務めていた¹²⁵。この特集記事は記者が柔道／柔術を体験した様子を描写し、相手を倒す格闘技でありながら力学的な原理で説明できる新たな身体文化として柔道を説明した。

彼が私に教えてくれたのは、「ある人を地面に伏せさせる最も優れた方法は、指と手首のように、その人の重心から最も離れた体のパーツに働きかけることである。怖がらないで、私は何もあなたに悪いことはしない。」／そっと、崩しの容赦ない法則によって、私はマットに追いやられた。全く痛いことはなく、世界がひっくり返るなかでノートルダムビルやタワーに途中で見とれる時間があった。／そうして、さまざまな技のデモンストレーションが何分も続いた。／「私にパンチを一発打ってください！」／顎への私のストレートが、日本のアートの法則で外され、軽いパンチで私は気づいたら地面に伏して、コレージュ・ド・フランスの教授の脚で、頭が絞めつけられ、身動きが取れなくなった。／少ない動きが意味を持つそれぞれの技の意味を力学の原理で説明してもらった。／相手(ジョリオ＝キュリー)は私に詳しく説明してくれた。「これがすべてであり、「柔道(Jiudo)」であり、柔術に応用された身体文化の一種であり、格闘スポーツであり、そこで苦しめられることはない。

この記事では、「大きな白い布に身を包み、男らしく、同時にしなやかな肩幅が見えるようになっている。たくさん運動をして、その実際の肉体を鍛え続けた品の良いアスリートの

¹²² *L'Intransigeant*, 21 septembre 1936, p.4.

¹²³ *L'Auto*, 21 septembre 1936, p.2.

¹²⁴ ピエール・ビカール、湯浅年子訳『F・ジョリオ＝キュリー』河出書房新社、1970年。

¹²⁵ *Ce soir*, 15 mai 1937, p.1, p.8.

ものである」として、ノーベル物理学賞を受賞し、コレージュ・ド・フランスの教授でありながら「スポーツマン」でもあるジョリオ＝キュリーの一面を強調した。「ジョリオ＝キュリーはほぼ毎日、ソーの邸宅でテニスをする時間を見つけている。毎冬、雪のなかで、ちょっとした愛好家よりもかなり上手にスキーをする」。また、かつては代表選手とともにサッカーに熱中する青年でもあった。そのうえ、「上品でエレガントな人である」ジョリオ＝キュリーは『『美少年』の典型』であったと『ス・ソワール』は形容する。そんなジョリオ＝キュリーの知的で爽やかなイメージと結びつけられて、新たなスポーツとして、身体文化として柔道は取り上げられたのである。

ジョリオ＝キュリーやビカールに柔道を指導したフェルデンクライスは、「柔道が養う決断力と反射のコントロールによってフランスのインテリをうまく魅了するに違いないと」考えていた。また、フェルデンクライスは自身を知る「最も素晴らしい気晴らしとして、柔術を強く勧め」、「休暇を取る前に、日本の真の技を体験しないか」とジョリオ＝キュリーを誘っていた¹²⁶。

急進党系の週刊紙『マリアヌ』は、1938年1月21日号で、アメリカでプレーされるアメリカン・フットボールの「スペクタクル・スポーツ」としての側面や、「不快で残忍なスポーツである」フリースタイル・レスリングを非難した。「スポーツ興行の組織者—その産業は本来とがめられるべきものでは決してないが—が、他のスポーツの正常な発展を妨げる危険を冒すことなく、この産業を自由に営むことができるようにするための手段を見つけ出さなければならない。」一方で、「非常に面白いスポーツ」として柔道を紹介し、「柔術を成功させるためにパリでなされている大きな努力について」、フランス柔術クラブや、当時フェルデンクライスが出版したばかりの『柔道のABC (ABC du Judo)』を取り上げた。「柔道は非常に面白いスポーツであり、柔軟性と敏捷性の賜物である。非常に凶暴である、それは非常に巧妙であるからである。しかし、その凶暴性はまさに力によって適切に制限される。それらの技は非常に恐ろしいもので、徹底的に攻撃するなんて論外である。したがって、言われているように、このスポーツの不可欠な儀式的なかで礼儀正しさの規範が見出されるのである」¹²⁷。

このように、余暇やスポーツの振興を方向づけしていく人民戦線政府に近い『マリアヌ』や『ス・ソワール』など左派系の週刊紙では、柔道／柔術を称賛して取り上げた。

フランス柔術クラブには、ジョリオ＝キュリーやビカールだけでなく、ボネ＝モリや、ソルボンヌの学生たちが集まって、フェルデンクライスとともに柔道／柔術を実践するようになっていた。フェルデンクライスは、柔道を「力強く楽しいスポーツ、恐るべき攻撃防御の手段、卓越した身体文化、精神的な気晴らしを魅力的な巧妙さによって形成する」ものとして考えた¹²⁸。とりわけ、柔道の技術を力学的な原理で説明し、「技の実践や生徒の知的理

¹²⁶ *Ce soir*, 15 mai 1937, p.8.

¹²⁷ *Marianne*, 21 janvier 1938, p.8.

¹²⁸ Feldenkrais, *op.cit.*, p.5.

解に関して、言語的な説明を重視して」指導法を構築し、その担い手の中心には左派系知識人がいたのである。

1937年ごろからはフェルデンクライスの依頼により、川石酒造之助もフランス柔術クラブで柔道指導を行うようになった。1937年10月2日の『ルエスト・エクレール (L'Ouest-Éclair)』は、川石が柔術の講習をソルボンヌで行うようになったことを伝えている。ここでも「柔術は非常に科学的である」とされ、「解剖学や生理学、病理学や他にもたくさんのものの確かな知識が必要とされる」ものと表象され、それゆえに「このスポーツ—あらゆるスポーツのなかで最も防衛的なスポーツ—が知識人に見事にふさわしい」と評された¹²⁹。

1939年2月には、国民教育大臣であったジャン・ゼーが臨席して、クラブで試合やデモンストレーションが行われた¹³⁰。それまでフランス柔術クラブとの関わり合いは見られないゼーであるが、翌月に発表することになる「スポーツと体育、軍事訓練の再編」計画の1つとして、護身術を実践するクラブを視察に訪れたとも考えられる。

共産党系の写真週刊誌『ルガル』では、いくつかの技が写真で紹介されているが(図4)、その解説はそれまでの記事とは異なり、「攻撃防御の方法」としての側面が強調された。

1882年に嘉納治五郎師範は、当時の優れた流派で柔術を学んだのち、秘密にされていたこれらの技法の一般原理を、大衆に開いたものにし、完全なシステムに練り上げて柔道と呼んだ。(…)尊敬すべき嘉納師範は疑いなく合理的である。いずれにせよ、多数の日本人でない人々が柔道を実践している。フランスには1つの「柔術クラブ」が存在する。私たちのところでは、まだ「柔道」と称していない。／このページに掲載した写真は、パリのこの道場から来たものであり、そこでは何回かのレッスンで、技や基本的な反撃が教えられる。それらは、武器を持って力が非常に強く、断固としてあなたを攻撃することを決断した敵を、あなたがあつという間に戦闘不能にすることができるようにするものである¹³¹。

図4でわかるように、短刀を持った相手に対する護身術や絞め技で相手を捕らえる方法も次のように紹介している。「柔道家の最も恐ろしい武器は間違いなく絞め技である。これは最も効果的な技である。いくら考えても、絞められることなくこの万力から逃れる手段は見つけられない」¹³²。このように、護身法を研究したフェルデンクライスが指導したことは、柔道／柔術をめぐる時代のニーズに応えるものであったといえよう。

¹²⁹ *L'Ouest-Éclair (Rennes)*, 2 octobre 1937, p.1.

¹³⁰ *Le Petit Parisien*, 11 février 1939, p.

¹³¹ *Regards*, 6 avril 1939, p.26.

¹³² *Ibid.*, p.27.

第4節 メトード・カワイシのはじまり

1. 日仏クラブの設立とその活動

フランス柔術クラブはパリ市内のスポーツイベントなどで模範試合のような行事を行ったりもしていた¹³³。1937年10月30日には、クラブで行った演武に在パリ日本大使の杉村陽太郎が見学を訪れている。ここでもフェルデンクライスと川石がデモンストレーションを行い、多くの名士を集めた¹³⁴。

このようにフランス柔術クラブが公然と活動を続ける一方で、1936年2月に設立されたユダヤ柔術クラブはその名称が変更されていた。1937年6月15日には『パリ・ソワール』で、次のような広告が掲載されている。「7-8月、紳士淑女向けに日仏クラブ (Club Franco-Japonais) の特別夏期講習。川石先生、パリ・ポーブル通り 62番地。¹³⁵」ポーブル通り 62番地のクラブは、川石が技術指導者として残りながら「ユダヤ柔術クラブ」から「日仏クラブ」に名称を変更していた。この名称変更の正確な時期についてははっきりとは明らかになっていない。日仏クラブの最初期から在籍していたユダヤ人のアンリ・ビルンボームの後述によれば、「私の（柔道の）デビューはユダヤ人のクラブの終了と同時」であり、「何も知らずに同じ道場で日本人専門家の生徒になった」¹³⁶。ユダヤ柔術クラブの会長を務めたミルキンについて、ビルンボームは「いくつかのうわさによると、ミルキンは1942年に殺されました。彼はフランスの対諜報機関の補佐役だったようです」と述べている¹³⁷。

また、同じく最初のころの川石の教え子であったジャン・ド・エルトゥは、「日仏クラブには以前にイルグンとつながったセクションがありましたが、川石先生によってそれは廃止されました」と述べている。さらにいずれにせよ、川石を技術指導者に置いたユダヤ人による柔術クラブは、1936年から1937年の間に「日仏クラブ」へと改称され、川石だけが指導者として残ることになった。1955年11月に行われたインタビューでは、「1935年10月1日にパリに到着した」と答えているものの、日仏クラブの開設年時は明示していない¹³⁸。

1937年10月にフランス柔術クラブの行事を見物した杉村陽太郎は、翌年の1月末に日仏クラブでは柔道衣を着て川石を相手にデモンストレーションを行った。この時の様子を伝えた『ル・マタン』紙は、62人の会員のうち約30人の生徒がこの会に参加しており、そのなかには10人の日本人がいたことを伝えた。この記事によると、クラブは「川石先生に設立されてから18か月である」とされ、これが正しいとすれば1936年7月末に日仏クラブ

¹³³ *L'Homme libre*, 19 novembre 1937, p.4 ; *L'Humanité*, 12 novembre 1937, p.7.

¹³⁴ *L'Auto*, 30 octobre 1937, p.1.

¹³⁵ *Paris-soir*, 15 juin 1937, p.8.

¹³⁶ « Henri Birnbaum », Thibault, *op.cit.*, pp.33-34.

¹³⁷ Brousse, *op.cit.*, p.208.

¹³⁸ *Judo-Presse*, No.2 du 15 Novembre 1955,

は設立されたことになる¹³⁹。杉村陽太郎のデモンストレーションには多くの日本人が見物に訪れたとされ、なかには早川雪州や田中路子といったパリで活躍する日本人俳優もいたようである¹⁴⁰。生徒たちは、白・黄色・オレンジ・緑・青・栗色といった「それぞれの能力を識別する」ための色分けされた帯を締めていた。これは後に川石独自の指導法として制度化されていくことになる。

ところで、日仏クラブの活動は、杉村によるデモンストレーションのニュース以外にはほとんど取り上げられることはなかった。唯一取り上げられたともいえる杉村のデモンストレーションに関しては、保守系紙や大衆紙でより大きく取り上げられたのだが、そこでは、パリのインテリを魅了した柔道技術の科学的側面や、柔道のもつ礼儀正しさが強調されたフランス柔術クラブに関する記事とは、いささか論調が異なっていた。例えば『ル・フィガロ』は、ジョリオ＝キュリーが「柔術の熱心な愛好家でもある」ことに言及してはいるものの、フランス柔術クラブで行われたデモンストレーションに関しては事前の予告以外は全く取り扱っていなかった。また、「今や大衆化した柔術は、日本の国民生活において思いがけない政治的役割をもった。現在中国に侵攻した軍事行動は、この役割を明白にしている」とか、「彼らが実践するスポーツは、日本では義務になっているようだ。フランスではいつかそうなるのだろうか？それを願わなければならない」¹⁴¹といったように、日本の格闘技としての側面を強調して柔術を取り上げた。

大衆紙でも『プチ・ジュール』は、柔道を「先祖伝来の習わしにしたがって、日いづる帝国のテーマを實踐するこのスポーツ」と伝え、「祖先である侍の名誉規範に従って實踐されたということが重要である」とされた¹⁴²。

そもそも『プチ・ジュール』と並んで4大大衆紙と称された『ル・ジュール』、『ル・プチ・パリジャン』、『ル・マタン』も、フランス柔術クラブの活動に関してはほとんど取り上げず、杉村が見学した1937年10月末のイベント以外にこれら的大衆紙でフランス柔術クラブに言及することはなかった。4大紙各紙の立場と柔道／柔術の取り扱いについては表2のとおりである。

杉村に関する記事以外で『ル・マタン』がフランス柔術クラブを取り上げるのは、戦争の足音が迫る1939年7月末のことであった¹⁴³。そもそも杉村が日仏クラブでデモンストレーションを行った1938年1月には人民戦線内閣が崩壊しており、余暇・スポーツ担当次官のポストさえもなくなっていた。

4大大衆紙に加えて『ル・フィガロ』など、特定の政党とは無関係で広く普及していた「日刊紙の大半は、右翼に傾斜」していた。これらの新聞の攻撃的な態度は、「かれらの社会的

¹³⁹ *Le Matin*, 30 janvier 1938, p.1.

¹⁴⁰ *Le Journal*, 31 janvier 1938, p.2.

¹⁴¹ *Le Figaro*, 30 janvier 1938, p.1.

¹⁴² *Le Petit journal*, 30 janvier 1938, p.8.

¹⁴³ *Le Matin*, 30 juillet 1939, pp.1-2.

良心に対する訴えよりも刺激を求める読者を魅了した」のである¹⁴⁴。このはっきりとした棲み分けが、大衆紙でフランス柔術クラブが取り上げられることがなかったことは、クラブが左派エリートの空間であったことを暗示しているともいえるだろう。

2. フェルデンクライスと川石の技術協力

1937年にフェルデンクライスが川石に、新たな柔道指導法の考案を依頼した。日仏クラブでの川石による指導は、十分に体系化されたものではなかったようである。

日仏クラブで最初の教え子となったモーリス・コトゥローは、「(川石の) 練習は主として反復練習、柔らかな動作や乱取りから成り立っていた。川石師範は毎回のレッスンで新しい技術を教え、また指導の手引き書であった分厚い本のなかで彼が選んだ動作に十字架のマークをしていた。初めは明確な専門用語はなく、実際に行われたとおりに毎回の実技指導を思い出す必要があった」と述べていた¹⁴⁵。

こうした指導法が変化するのは、「川石とフェルデンクライスの邂逅に起源をもつ」とブルスは評価している¹⁴⁶。柔道の技術的な専門家である川石と科学者であるフェルデンクライスの協力により、講道館のそれとは異なる新たな柔道の方法が生まれたと説明される。フェルデンクライスは、柔道を力学的に説明すべく図を使って表すことを好んだ。こうした特徴はフェルデンクライスの著作などにも表れているが、のちに川石もそれを継承している。

技術の分類にも合理性を追求した点が表れている。使う体の部位ごとに、足技 (*lancement de jambe*) や肩技 (*lancement d'épaule*) などフランス語で技術を分類し、それらに修行段階で習う順番で番号を付けた。例えば、大外刈は足技の1番 (*1^{ère} lancement de jambe*) とされた。これによりフランス人がフランス語で技術を習得することが可能となった。

また、柔術の護身的要素を重視し、技術体系のなかに絞技や関節技を多く含め、講道館ではすでに禁止技となっていた脚や頸部への関節技も指導した。ここには、護身術を強調したユダヤ人クラブやフェルデンクライスの影響が表れているといえるだろう。1951年に発刊した川石最初の著作『私の柔道法 (*Ma Méthode de judo*)』には、この技術体系が掲載されているが、頸部や脚部への技を含む関節技が非常に多く、掲載された147種類の技術のうち80種類を固め技に割いている¹⁴⁷。

さらに、修行の動機づけのために黒帯(段位)取得までの級位を、修行期間や技術的な到達度あるいは試合による実力などから決定し、それをそれぞれの帯の色で表すよう細かく

¹⁴⁴ モーリス・ラーキン、向井喜典監訳、岩村等・太田潔ほか訳『フランス現代史—人民戦線期以後の政府と民衆 1936～1996年—』大阪経済法科大学出版部、1997年、26頁。

¹⁴⁵ Brousse, *op.cit.*, pp.216-217.

¹⁴⁶ *Ibid.*, p.217.

¹⁴⁷ Mikinosuke Kawaishi, *Ma Méthode de judo*, Paris, 1951.

定めた。当時の講道館では 1920 年の講道館段級規定の制定により、黒帯を締めることのできる初段を取得するまでは、水色（初心者）・白色（4-5 級）・茶色（1-3 級、少年は紫色）の 3 色のみが定められていた¹⁴⁸。それに対し、例えば 1940 年のフランス柔術クラブでは黒帯を取得するまでに白（初心者）、黄色（5 級）、オレンジ（4 級）、緑（3 級）、青（2 級）、栗色（1 級）と 6 色と、より細かく分けられている¹⁴⁹。

こうしたフェルデンクライスと川石による柔道の技術体系及び指導法は、フェルデンクライスが第二次世界大戦でフランスを離れて以降も、川石によってその柔道普及システムと併せて練り上げられていき、1943 年までに完成したとされ¹⁵⁰、川石の名を冠して川石式の柔道法を表す「メトード・カワイシ（Méthode Kawaishi）」と呼ばれるようになった。川石は後年に出版した自身の最初の著作の前書きで、メトード・カワイシについて次のように語っている。

それぞれの国で、それを特徴づける慣習や独自の生活様式を持っている。／例えば日本は、ヨーロッパの国々のそれとは大きく異なった慣習を持っており、柔道を生み出し発展させるほど特殊な日本の環境下においてなのである。／この柔道をしっかりとヨーロッパに根付かせ、それを成長させ、繁栄させるために、日本の指導原理の順序を入れ替えることも西洋の心性に適応させることもなく一つひとつたどっていくことは、大きな誤算となってきた。／私には多くの国々を駆け回る機会があった。その旅の過程で私は、人々が教えた柔道が、社会に適合せず、いわば、馴染まず、根絶するのを何度も確認してきた。／それは間違っていた柔道というわけではないし、好意的な気持ちを持っていなかった人間というわけでもない。適合していなかった指導法だったのだ。／私がヨーロッパ人向きの柔道法、すなわちメトード・カワイシをつくったのは、こうした理由によるものである。¹⁵¹

このように川石は、フランス、そしてヨーロッパの社会や習慣、人々の心性に適合した柔道法としてメトード・カワイシを考案したことを明言している。一方で、フェルデンクライスに触れてはおらず、世界各国を回ってきた自身の経験から生み出されたものであると述べている。

¹⁴⁸ 大滝忠夫監修『論説柔道』不味堂出版、1984 年、265 頁；藤堂良明『柔道の歴史と文化』不味堂、2007 年、103 頁。

¹⁴⁹ *L'Auto*, 28 novembre 1940, p.3.

¹⁵⁰ Groenen, *op.cit.*, p.243.

¹⁵¹ Kawaishi, *op.cit.*, p.1.

表2 四大大衆紙の特徴と柔道／柔術に関する取扱い

タイトル	特徴	柔道／柔術の取扱い
プチ・ジュルナル	4 紙のなかでは唯一、人民戦線に好意的で、1937年7月、ラ・ロックの「フランス社会党」に売却され、同党の機関紙になる	・フランス柔術クラブ：写真付きで簡潔に紹介(1)／・日仏クラブ：写真付きで杉村陽太郎の演武(1)
プチ・パリジャン	30年代、次第に右傾化。反共産主義・対独宥和政策支持。	・フランス柔術クラブ：ジャン・ゼーが見学した1939年2月の行事(1)／・日仏クラブ：杉村の演武は写真付きで(1)
ル・マタン	30年代、極右リーグに好意的・反ソ親英・ナチズムに共感を示すことも	・フランス柔術クラブ：1939年7月30日に写真付きで紹介。(1)／・日仏クラブ：杉村の記事写真付き(2)
ル・ジュルナル	反ユダヤ主義者のフランソワ・イニャス・ムートンが政治を主導。30年代、極右に対しては慎重・反共産主義・反ソ親伊反独	・フランス柔術クラブの記事なし(0) ／・日仏クラブの杉村の演武を翌日は写真付きで詳しく報じる(2) ・「柔道(Judo)」の語が用いられず

本章のまとめ

1930年代後半のフランスは、人民戦線内閣が国民のスポーツ実践を振興した時代であり、一方で国内外の情勢から反ユダヤ主義が広がる時代でもあった。この2つの社会的政治的文脈から、別のルートでパリに柔道／柔術がもたらされた。

1つは「ユダヤ人青少年の身体的発達」を目指したユダヤ人組織によるパリへの柔術の導入であり、日本人柔道家・川石酒造之助の招聘である。ここでは反ユダヤ主義に阿智こうする手段として柔術が実践された。結局ユダヤ柔術クラブの活動は川石の日仏クラブに回収されることになる。

もう1つは、ユダヤ人科学者フェルデンクライスによる、パリの左派系知的エリートへの柔道／柔術の紹介である。こちらでは、科学的合理性を伴ったスポーツとして柔道が実践されたのであった。

このように30年代パリにおける柔道／柔術の導入は、反ユダヤ主義の台頭と、人民戦線内閣によるスポーツの促進が交差するタイミングで、ユダヤ人によってなされたのであった。そして、その交差する点で柔道を指導し、デモンストレーションする役割を果たしたの

が、ユダヤ人フェルデンクライスと日本人の川石であり、彼らが協力したことにより、のちに「メトード・カワイシ」と呼ばれるようになる柔道技術体系や指導法が考案されることになる。

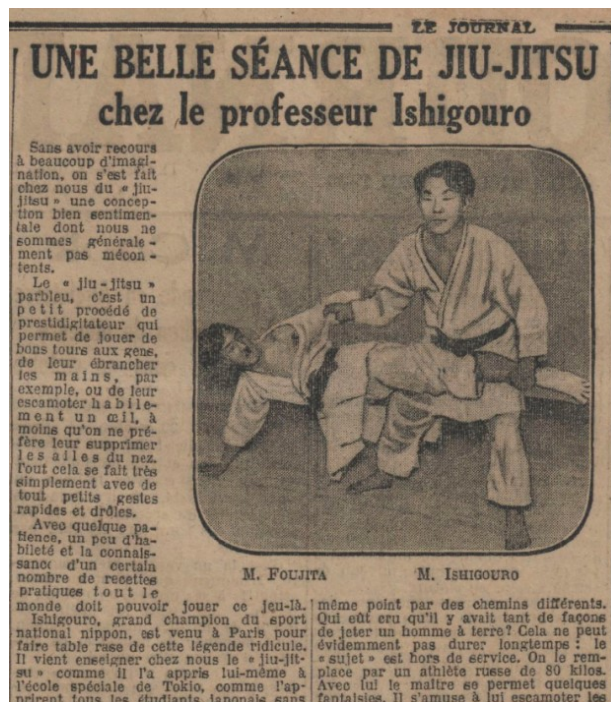


図 1 石黒（右）に蟹挟みをかける藤田（左）

SPORT... A LA JAPONAISE

Le Japonais Kawaichi est le plus étonnant professeur de "judo" qu'on ait vu en France

Le "judo" est une méthode de culture physique qui n'est pas seulement un enseignement de combat



SPORT... A LA JAPONAISE

Le de a 1 49

Buga

La li
Prix d
depuis
tendre,
tions p
parveni
registré
C'est
A la li
ce qui
quatre
n'ignor
non pl
Grand
l'Auto
près de

(L)

Le peu

Une
salle W
dans la
rius Bri
Gaudon
ce der
champi
Nous
tention
cout de
boxeur,
est app
vait été
sa caté

図 2 川石酒造之助 (左) がフェルデンクライス (右) に関節技を仕掛ける。

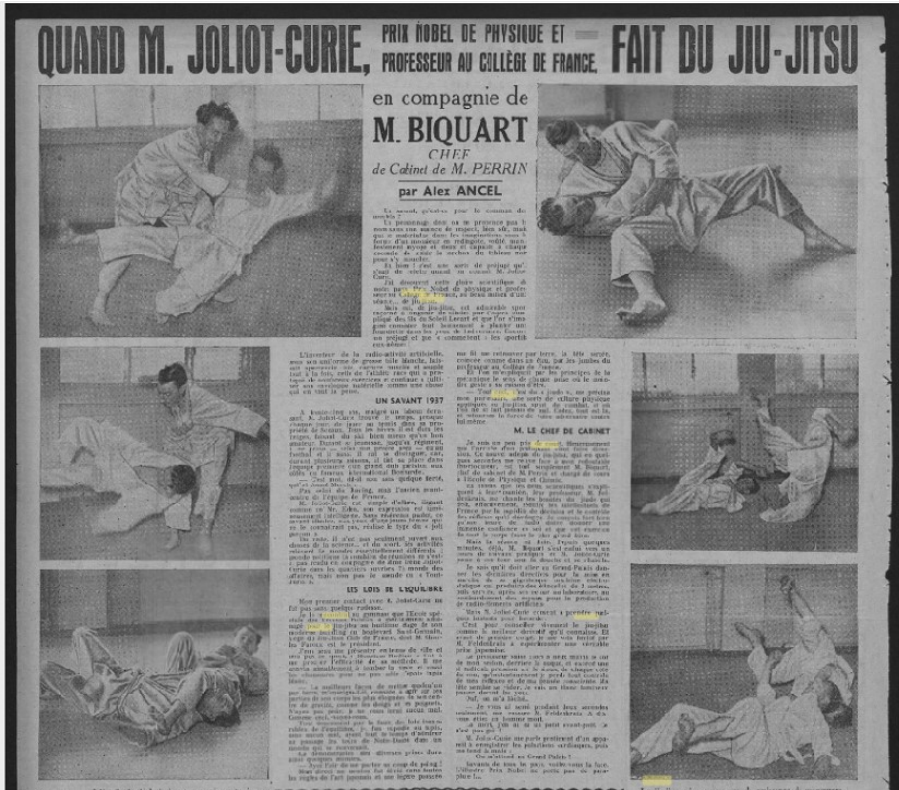


図 3 ジョリオ＝キュリーがピエール・ビカルと柔道をする

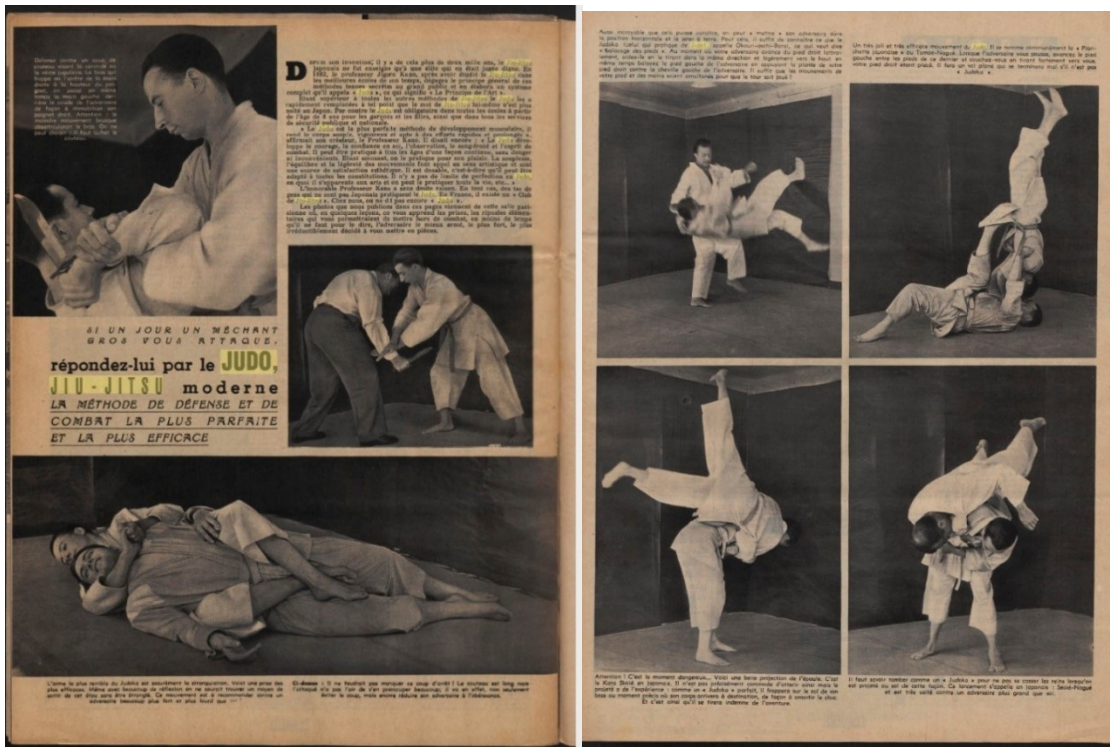


図 4 『ルガル』の柔道特集記事

第2章 第二次世界大戦期における柔道の確立

序章でも述べた通り、近年のフランススポーツ史研究では第二次世界大戦のヴィシー政権期の研究が盛んとなっている。これらの先行研究において、1940年のドイツ占領から1944年の解放までの時期は、政府による体育・スポーツの国家管理化という点で戦後につながるスポーツの政策的・組織的基盤を確立した重要な時期として論じられている¹。そのなかで多くのスポーツはその実践者数を拡大していったのだが²、なかでもとりわけ柔道は、戦後のフランス社会に広く浸透していくための画期がこの時期にあったと考えられている。例えば、フランスで初めての柔道選手権大会は1943年5月に開催されており、このフランス選手権についてゲー＝レスコーは、「1936年にフランスには1つの柔道クラブしかなかったことと、練習は乏しい条件下で非常に小さい道場で行われたことを考えると、まさに偉業である」としている³。また、プレテも「(ヴィシー期の)柔道の出現は無視できない」として、柔道がこの時代に社会的に「出現」したことを強調している⁴。

このように、フランスにおける柔道の歴史において、第二次世界大戦期の画期性は明らかであるものの、柔道をめぐってどのような活動がなされていたのかは十分に明らかになっていない。例えば、ゲー＝レスコーはフランス柔道選手権の開催は「何人かの専門家の粘り強い努力が稔って」⁵実現したと説明するものの、「粘り強い努力」の具体的な活動については明らかにしていない。また、ブルッスは、フランスにおける柔道の拡大を川石酒造之助の作り上げた指導法やシステム、その教え子たちの活動によるものと評価したうえで、「ヴィシー時代の柔道の発展は驚くべきものだ」としながらも、あらゆるスポーツがその実践者数を増大させていたことに言及して、「そのことは柔道独自のものではない」としている⁶。さらに、プレテも「柔道の出現」そこには「また別のイデオロギー的な背景において脈絡のないものではないだろう」と研究の余地を指摘してはいるものの、いかにして「柔道の出現」が可能になったかについては、「(柔道を)大いに称賛する解説を伴ったデモンストレーショ

¹ Gay-Lescot, Jean-Louis, *Sport et Education sous Vichy (1940-1944)*, Presses universitaires de Lyon, 1991 ; Arnaud, Pierre, « 1940-1944. Vichy et le sport : Années noires ou Age d'or ? », Arnaud, Pierre et al (dir.), *Le sport et les Français pendant l'Occupation: 1940-1944, Tome 1*, L'Harmattan, 2002, p.31 ; Bernard Prêtet, *Sports et sportifs français sous Vichy*, nouveau monde, 2016.

² 例えば、サッカーは1939年に188,664人だったフランスサッカー連盟登録人口が、1942年には216,527人、1943年には281,202人に増大しており、陸上競技や水泳、バスケットボール、バレーボール、ハンドボールなどもヴィシー期にそれ以前の競技人口を上回った (Gay-Lescot, *op.cit.*, pp.166-173.)。

³ Gay-Lescot, *op.cit.*, p.171.

⁴ Prêtet, *op.cit.*, p.369.

⁵ Gay-Lescot, *op.cit.*, p.171.

⁶ Brousse, Michel, *Les racines du judo français*, Presses Universitaires de Bordeaux, 2005, pp.269-270.

ン」が行われていたこと以外にその活動内容は明らかにできていない⁷。

そこで本章では、第二次世界大戦期のフランスにおいて柔道がいかに行われ、「柔道の出現」が達成されるに至ったのかを、時期と地域を区分して具体的に明らかにする。

ドイツ軍が進軍するとパリはドイツ占領下に入り、政府はヴィシーに置かれることになるが、このヴィシー政権の政策はスポーツにも及んだ。まずはヴィシー政権によるスポーツ政策をみていく。次に、そうしたなかで 1930 年代後半からパリで活動を続けていたフランス柔術クラブの活動実態を明らかにする。とはいえ、第二次世界大戦とドイツによる占領という特殊な状況は、フランス柔術クラブの活動のあり方を変えることになったが、一方で戦後につながる「パリの柔道」を作り上げていくことにもなった。

また、政府が置かれたヴィシーなど、主にフランス南部で実践された柔道については別の文脈で実践されていたが、これらがどのようにして展開していったのかを明らかにしたい。

こうして占領下パリと南部とで異なる文脈で占領後期にかけて、「柔道の出現」と呼ばれる状況に至るまでの展開をたどっていく。

第 1 節 1940-1944 年のフランスにおけるスポーツ

1. ドイツの占領とヴィシー政権の成立

1939 年 9 月 1 日のドイツ軍によるポーランド侵攻を受けてフランスは、9 月 3 日にドイツに宣戦布告をした。長期にわたってにらみ合いが続き、戦闘の起こらない「奇妙な戦争」状態が続いたが、1940 年 5 月にドイツ軍による攻撃が始まり、進撃を止めることができなかったフランスはあっという間に敗北を喫した。6 月 10 日、フランス政府はパリを脱出し、6 月 14 日にパリは陥落した。17 日には副首相として休戦を主張していたフィリップ・ペタン元帥が、前日に辞任したポール・レノーに代わって首相となった。ペタンが休戦を申し入れると、22 日には独仏休戦協定が結ばれ、ドイツ側の示した軍の規模縮小や巨額の占領経費の負担といった休戦条件をフランス政府は受け入れた。また、パリを含む大西洋岸、フランス全体の 6 割を占める北部地域はドイツの占領下におかれ、南北を分断する境界線の南側はフランス政府の管轄地域とされた。これはフランスの政府に形式的な主権を与えてフランスの役人や警察を利用し、間接統治を行おうとしたドイツの戦略によるものである。そうした状況下で休戦条件の緩和やドイツ側の譲歩を引き出すべく、フランスは対独協力の道を選択することになる。7 月 1 日に政府はヴィシーに置かれ、7 月 10 日に召集された国民議会でペタンへの全権付与と新憲法が成立、ペタンは大統領と首相を兼ねて議会は廃止された。

ヴィシー政権は敗戦の責任を人民戦線に押しつけて共和政を否定し、それまでの「自由・平等・友愛」に代わり、「労働・家族・祖国」のスローガンを掲げた。そこには社会的序列

⁷ Prêtet, *op.cit.*, p.369.

の尊重やカトリシズムの重視といった伝統的、復古的思想が現れている。そして、ドイツに対する敗北は、第三共和政を通じて道徳的・身体的に弱体化したフランス人の「身体的な敗北」であると考えたヴィシー政権は、「国民革命」を提唱して伝統的価値観に基づいて国民の生活と意識の再建を目指した。その意向が家族政策や教育政策に表れ、体育・スポーツ政策にも及ぶのである。

2. ヴィシー政権のスポーツ政策

序章で述べたように、ヴィシー期のスポーツに関する研究はすでにフランス語を中心に詳細な研究がある。以下ではそうした先行研究に依拠しながら、まずはこの時期のフランスにおいてどのようなスポーツ政策が実行されたのか、続いて、そうした政策下でパリにおいてスポーツはどのように実践されたのかを概観していく。

1940年6月13日には、元テニス選手のジャン・ボロトラが体育・スポーツ総局の長に任命され、同局は10月15日に公教育青年担当大臣付の総合教育・スポーツ総局（以下、総局）へと名称が変更された。

この時代のフランスにおけるスポーツ体制は、この総局のトップによって2期に区分される。第1期はジャン・ボロトラが総局長を担った1940年から1942年4月までであり、第2期はジョセフ・パスコがその後任に就いた1942年4月18日からパリ解放までである⁸。この区分はヴィシー政権の一般的な時代区分と呼応している。すなわち、ペタンが首相に就いて「国民革命」を追求した1940年6月から1942年4月の第一期と、「国民革命」が停滞し親独派のピエール・ラヴァルが首相に就任して対独協力政策を主導していく1942年4月18日以降の第二期である⁹。ボロトラからパスコに代わったのは、ラヴァルが首相に就いて政権に復帰したときであった。このことは政治的影響力がスポーツにも及んでいたことを示している。

ジャン・ボロトラ期には、体育・スポーツに関する法律や行政制度が次々と整備された。ここで確立していった制度や行政的な仕組みが戦後の第四共和政、続く第五共和政にも引き継がれている。ゲー＝レスコーが指摘するように、ヴィシー政府が体育・スポーツへ政策的に介入し、国民のスポーツ実践の拡大を目指したことは、30年代後半の人民戦線内閣が有給休暇法による余暇の創造と相まって推し進めた体育授業の改善やスポーツ施設の整備などによる「スポーツの大衆化」への政策的関与との共通点が見出される¹⁰。とはいえ、ピエール・アルノーが評価するように、「非常に急速に政策的・行政的決定がなされ、フランスにおけるスポーツの組織を一変させるもの」¹¹となりえたのは、人民戦線内閣の「緩やか

⁸ Arnaud, *op.cit.*, p.31.

⁹ 渡辺和行『ナチ占領下のフランス——沈黙・抵抗・協力』講談社、1994年、81-82頁。

¹⁰ Gay-Lescot, *op.cit.*, p.211.

¹¹ Arnaud, *op.cit.*, p.31.

な」スポーツへの政策的関与とは異なる、ヴィシー政権の強権的な介入、そして総局の独裁的、権威主義的な性格によって可能となったのである。

そうしたヴィシー期のスポーツ政策の特徴を最もよくあらわしているのが 1940 年 12 月 20 日に成立した法律である。「スポーツ憲章」とも呼ばれる同法は、1 つまたは複数のスポーツを実践する組織を「スポーツアソシアシオン (associations sportives)」と規定し、あらゆるスポーツアソシアシオンは公教育担当次官の認可を受けなければならない、また認められた特定のスポーツ連盟に加盟しなければならないことを義務づけた。これは 1901 年 7 月 1 日法で認められたアソシアシオンの自由を侵害するものであり、スポーツアソシアシオンの国家管理を可能にした¹²。

また、各種スポーツ連盟の統括機関とされた全国スポーツ委員会は、総局長が理事会の議長を務めることが定められた。さらに、1942 年 8 月には、ボロトラに代わってスポーツ総局長となっていたパスコにより、全国スポーツ委員会は、スポーツ総局長の求めに応じてあらゆる問題を検討し、スポーツ総局長のために助言を行う機関であることが確認された。このように「スポーツ憲章」は、スポーツに対する国家の介入を強化するものであった。同法は、ヴィシー政権のスポーツ組織改革を警戒したドイツ軍の措置により公示が遅れたものの、1941 年 11 月に施行された¹³。

また、労働者体操スポーツ連盟 (FSGT) やフランス世俗的体育活動連合 (UFOLEP) のような人民戦線期に多くの登録者を獲得した左派系の連盟は活動を停止され、カトリック系のフランス青少年の家体操スポーツ連盟 (Fédération Gymnastique et Sportive des Patronages de France) だけが認可された¹⁴。ここには、人民戦線を否定し、カトリック色が強い国民革命を推進しようとするヴィシー政権の影響を見て取ることができる。

さらに、ヴィシー政権が推し進めたフランス人再建に応えるべく、「総合教育・スポーツ」と呼ばれる体育が教育カリキュラムに導入された。メトード・ナチュレルと呼ばれる運動¹⁵を用いた体力づくりやスポーツのみならず、屋外での肉体作業、民族舞踊、合唱曲、救急法など多岐にわたり、初等教育や中等教育に取り入れられた。高等教育でも体育が義務づけら

¹² 齋藤健司『フランススポーツ基本法の制定〈下〉』成文堂、2007 年、103 頁。

¹³ Dietschy et Clastres, *op.cit.*, p.132 ; 齋藤、前掲書、115-123 頁。

¹⁴ Arnaud, *op.cit.*, p.32.

¹⁵ メトード・ナチュレルは、1905 年から海兵学校で体育を指導したジョルジュ・エベールによって考案され、体系化された運動方法である。エベールはそれまでのスウェーデン体操のような人工的で形式的な運動形態を排して、運動施設や運動方法を自然に則したものにしていき、これをメトード・ナチュレルと呼ばせた。1912 年のオリンピック・ストックホルム大会を機に選手強化の方法をめぐって国内で議論が起こるなかで、メトード・ナチュレルは注目されるようになる。清水重勇『フランス近代体育史研究序説』不昧堂出版、1986 年、244-256 頁；清水重勇『スポーツと近代教育—フランス体育思想史』紫峰図書、1999 年、711-720 頁。

れ、バカロレアでは任意で体育の試験が行われた¹⁶。

こうして新たに教育に導入された体育・スポーツのプログラムを円滑に実行するべく、職員や教員の養成が急がれた。南部の地中海に面したアンティープには、1941年1月に国立指導員アスリートセンター（Centre national des moniteurs et athletes、以下 CNMA）が設立された。この CNMA は、体育教員の研修やスポーツ組織の幹部養成に加えて、国民的なスポーツ選手の競技力向上を目的としていた¹⁷。体育・スポーツ教育の推進のみならず、優秀なスポーツ選手を養成することで国家の力強さの象徴として利用しようとする総局は考えたのである。当時 100 メートル走のフランス記録保持者であったレーヌ・ヴァルミーのような有名なスポーツ選手など¹⁸、開設時から約 350 人が CNMA に集まった¹⁹。さらに、リールやポワティエ、ディジョンなど境界線の北側の地域に、9 つの地域総合教育・スポーツセンター（Centres régionaux d'éducation générale aux Sports、以下 CREGS）がつくられ、ここでも体育・スポーツ指導員の研修が行われた²⁰。他にも、スポーツ施設の建設は総局の「十八番」とされ²¹、ボロトラはスポーツ施設の建設に 19 億フランの投入を決定した。人民戦線内閣において 1936 年から 1938 年にかけて使われた 8700 万フランに比べると非常に大きな額であり、これにより 1941 年末には 6300 を超えるスポーツ施設の整備計画が出されていた。だが、占領経費の増額などにより、当初の計画のうち 1943 年までに実現した施設整備は結局 6 分の 1 にとどまった²²。

1942 年 4 月 17 日、ピエール・ラヴァルがドイツの圧力という後ろ盾を得て首相として政権に復帰した。ラヴァルの就任により、スポーツ総局長は元ラグビーのフランス代表選手で陸軍中佐であったジョセフ・パスコが任命された²³。総局長就任に際して大佐となったパスコは、「総合教育・スポーツ総局」を「スポーツ総局」へと改称した。ボロトラが国家再興のための教育全体にスポーツを統合しようとしたのに対し、パスコは自らの活動の中心を

¹⁶ Arnaud, *op.cit.*, pp.32-33.

¹⁷ Prêtet, *op.cit.*, p.118.

¹⁸ Gay-Lescot, *op.cit.*, p.97.

¹⁹ *Le Journal*, 13 janvier 1941, p.1.

²⁰ 総合教育・スポーツ地域センターが置かれたのは、ブザンソン、ボルドー、ディジョン、ナンシー、ポワティエ、カーン、リール、レンヌ、ランスの 9 つである。Dietschy et Clastres, p.135.

²¹ Arnaud, *op.cit.*, p.33.

²² Dietschy et Clastres, *op.cit.*, p.135.

²³ ラヴァルは国民革命に熱意がなく、1941 年初頭に副首相を解任されていた。

パスコはラヴァルとの面識はなかったと後述しているが、ラヴァルの娘婿であるレーヌ・ド・シャンブランがパスコと同時代の優秀なラグビー選手であったことから、ラヴァルとパスコの関係性があったことによる任命だったのではないかと考えられている。Lassus, Marianne, « Des pelouses de rugby aux salons de vichy : le colonel Pascot, Commissaire Général aux Sports (avril 1942-août 1944) », In : Arnaud, Pierre et al (dir.), *Le sport et les Français pendant l'Occupation: 1940-1944, Tome 2*, L'Harmattan, 2002, pp.48-49.

スポーツに置いていたのである。総局の運営においてパスコは独裁色を強め、ボロトラ期にはある程度分権化していた総局内の各課の機能を自らのもとに集中させた²⁴。1942年11月のドイツ軍によるフランス全土占領で、それまでヴィシーに置かれていた総局の本部はパリに置かれることとなった。

パスコの独裁的、権威主義的な性格は、「セルマン・ド・ラトレトゥ (*Le Serment de l'athlète*)」と呼ばれる「選手宣誓」のパフォーマンスにも見られた。国民革命のイデオロギーを寓意的に示したとされるこの「選手宣誓」は次のような一文から成る。「無欲に、規律と忠誠心をもって、より優れた人間になるため、よりよく祖国に奉仕するためにスポーツを実践することを誓います。」このパフォーマンスは1941年4月にボロトラがフランススポーツ選手団を率いてアルジェリアを訪問した際に行われたものが最初であるが、同年6月30日にパリのパルク・デ・フランスという当時4万人を収容できたスタジアムで行われたセレモニーで「宣誓」の慣例的な方法が確立したとされる。スタジアムにはペタン元帥の肖像画が掲げられ、ボロトラや各種スポーツ連盟の役員幹部がいる特別席の前を、それぞれのスポーツの代表選手が縦列行進した。そして、整列した選手団は、代表の陸上選手に続いて「宣誓」を唱和し、これに対しボロトラが、「国家元首、元帥の名のもとに」「宣誓」を受諾するという形式をとる。パスコが総局長に就任した1942年には、選手宣誓のセレモニーを一大行事として確立し、各地方都市でも開催されるようになり、規律と統制が強化された。1943年からは各スポーツ大会で、開会時にこの「宣誓」をすることが求められた。このように総局が奨励しようとエネルギーを注いだ「宣誓」であったが、イデオロギーの浸透というよりも、スポーツ大会に祭典としての装いをもたらすことになった²⁵。

ラヴァルの就任以降ヴィシー政権では対独協力が色濃くなっていくが、最も特徴的なのが反ユダヤ政策である。1940年10月のユダヤ人排斥法により、ユダヤ人の市民権がはく奪されていたが、1942年5月29日には、占領地区のユダヤ人に対してナチスが行っていた黄色い星章をつける政令が出された。また、同年7月8日には占領地区のユダヤ人が公共の場（レストラン・映画館・美術館・劇場等）へ出入りすることが禁止され²⁶、スポーツ行事への参加も禁じられた。さらに、7月16日には16,000人のユダヤ人が自転車競技やボクシングの聖地であったパリのヴェル・ディヴ競技場でフランス警察によって一斉検挙された²⁷。

ボロトラもパスコも反ユダヤ主義的な発言をすることはなかったし、反ユダヤ主義の方向にスポーツ政策を導こうともしなかった。だが、国家管理が強まるスポーツ界においては、無意識のうちにヴィシー政権の反ユダヤ主義政策がもたらされることになる。1940年9月27日にドイツ占領当局が、占領地域のユダヤ人の登録とユダヤ系企業の申告を命じるユダヤ人取締法を出すと、それに続いてヴィシー政権も南部の自由地域でユダヤ人を取り締ま

²⁴ *Ibid.*, pp.49-53.

²⁵ Prêtet, *op.cit.*, pp.84-90.

²⁶ 渡辺、前掲書、138頁。

²⁷ Dietschy et Clastres, *op.cit.*, p.142.

る10月3日の法律を制定した。ドイツに強いられただけではなく、ヴィシー政権は同法を自発的に制定した。こうしたヴィシー政権の反ユダヤ政策に、総局は積極的につきしたがうことはなかったと評価されている²⁸。実際、1942年9月の時点で『トゥ・レ・スポール』においてもフランス競泳選手権で4つのタイトルを獲得したユダヤ人選手のアルフレッド・ナカシュを称賛する記事が掲載されている²⁹。ナカシュは南部自由地域にあったトゥールーズのクラブで競泳のトレーニングを積んでいた³⁰。

ところが、ヴィシー政権の対独協力が加速していくなかで反ユダヤ政策も強化され、それが次第にスポーツにも及ぶことになる。1942年7月8日に北部占領地域のユダヤ人はレストランや映画館、劇場など公共の場所や公的な催しから締め出されたが、同時にスポーツ施設への出入りも禁じられる。そして、1942年11月11日にフランス全土がドイツ占領下に入ると、北部の占領地域にのみ適用されていた反ユダヤ政策はフランス全土に広がった。最も有名なのは先述したアルフレッド・ナカシュの例であり、1943年8月15日にゲシュタポがナカシュに対して、フランス選手権大会に参加することを禁じた。これによりナカシュと同じクラブに所属していた選手らが大会を棄権するという事態が起きた。結局、棄権した選手は資格一時停止、クラブの会長は資格停止の処分をそれぞれパスコから受けた。ナカシュとその妻、2歳の娘は逮捕され、アウシュビッツ収容所に送られた³¹。

さらに1943年2月に始まるドイツへの強制労働徴用に関連して、パスコはベルリンに総局の常任委員会を設置して役員やスポーツ指導者を派遣した³²。これは徴用されたフランス人がスポーツ実践を継続できるようにするための措置とされていたが、ドイツの当局との連携が必要とされ³³、戦時の対独経済協力である強制労働徴用を前提とした政策であった。

それでも、ヴィシー政権の主体的な対独協力を実証したパクストン³⁴は、スポーツに関しては「ヴィシー政権の完全な自主管理にとどまっていた」と述べる³⁵。ナカシュに対する措

²⁸ Gay-Lescot, *op.cit.*, p.112

²⁹ *Tous les sports*, 5 septembre 1942, p.

³⁰ Gay-Lescot, *op.cit.*, p.112.

³¹ Dietschy et Clastres, *op.cit.*, pp.142-143.

³² *Ibid.*, pp.141-142.

³³ *Tous les sports*, 5 juin 1944,

³⁴ 1971年に出版されたアメリカの学者ロバート・パクストンの『ヴィシー時代のフランス（原題：Vichy France: Old Guard and New Order, 1940-1944）』は、ヴィシー政権の主体的な対独協力を実証した。これにより、ヴィシー政権が盾となって、ナチス・ドイツに面従腹背で対応したという主張とともに、占領下フランス人の4年間を対独抵抗で語ろうとする「レジスタンス神話」を覆し、「パクストン革命」と呼ばれるインパクトを与えた。ロバート・O・パクストン、渡辺和行・剣持久木訳『ヴィシー時代のフランス——対独協力と国民革命 1940-1944』柏書房、2004年。

³⁵ Paxton, Robert « Vichy et le sport (conference d'ouverture) », Arnaud, Pierre et al (dir.) *Le sport et les Français pendant l'Occupation: 1940-1944, Tome 1*, L'Harmattan, 2002, pp.22-23.

置はスポーツ政策ではなく、反ユダヤ政策であった。

戦後の共和国臨時政府によってボロトラは一時的に国外追放処分を受けていたものの、起訴はされなかった。一方でパスコは、1945年12月から1946年3月まで投獄され、1948年に対独協力罪で懲役5年を宣告された。スポーツ総局の関係者のうちほとんどは、戦後の対独協力罪で処罰されなかった³⁶。

ヴィシー政権のスポーツ政策下では多くのスポーツがその実践者数を拡大していった。例えば、サッカーは1939年に188,664人だったフランスサッカー連盟登録人口が、1942年には216,527人、1943年には281,202人に増大しており、陸上競技や水泳、バスケットボール、バレーボール、ハンドボールなども占領期にそれ以前の競技人口を上回った³⁷。プレテは、陸上競技のようにスポーツ行政が奨励したことや、チームスポーツへの一般的な関心、あるいはバスケやバレーなどは女性が実践するのに適しているとみなされたことなどをそれぞれのスポーツが競技人口を増大させた要因として挙げている³⁸。だが、柔道はそのいずれにも当てはまっていない。柔道は独自の過程をたどってその「出現」を達成することになる。

3. 占領下パリにおけるスポーツ

ドイツ軍が入ったパリでは人手不足やドイツ軍の買い付けにより、食糧をはじめとする物資が欠乏していった。1940年9月には配給制が始まり、年齢や職業ごとに配給量が定められた。それでも次第に食糧は減り続け、自給自足を試みたり、経済的に余裕のある人々は闇市で食糧を手に入れたりもした³⁹。また、食糧だけでなく、燃料もパリ市民には不足していた。零度を下回るパリの冬でも暖房のある家庭は珍しく、電力不足で映画館は午後休業となった。さらに、灯火管制が敷かれ、夜間の外出も禁じられるなど、パリの街は静寂に包まれた⁴⁰。

こうした状況下でありながら、パリの生活が戦前と同じように継続していることを示したいドイツ軍の指示もあって映画館や劇場は再開した⁴¹。とはいえ、上映されるのはプロパガンダ要素の強い映画やドイツ映画ばかりであり、劇場の演目はドイツ軍の検閲を必要とした。それでも、映画を見に行くことは流行したし、劇場には多くの観客が集まった。貧しい生活をしのいでいくうえで、こうした気晴らしはパリ市民にとっての大きな支えとなっ

³⁶ Dietschy et Clastres, *op.cit.*, p.146.

³⁷ Gay-Lescot, *op.cit.*, pp.166-170 ; Prêtet, *op.cit.*, p.159.

³⁸ Prêtet, *op.cit.*, pp.162-164.

³⁹ ジャン・デフラース、長谷川公昭訳『ドイツ占領下のフランス』白水社、1988年、

⁴⁰ 渡辺、前掲書、116頁。

⁴¹ 渡辺、前掲書、117頁。

ていたとされる⁴²。スポーツも同様であり、ダンスパーティは禁じられたが、代わりにスポーツクラブやスタジアムが社交の場となった。ドイツ軍の検閲は受けたものの、パリに残った日刊紙のスポーツ欄はパリ市民に娯楽を提供したし、日刊スポーツ紙の『ロート』は国内で 80,000 部を発行したこともあった⁴³。

こうしたスポーツの娯乐的側面だけでなく、イデオロギー的なイベントにスポーツが利用されることもあった。積極的な対独協力主義者であったマルセル・デアが結成した国家人民連合は、1941年7月6日に、パルク・デ・フランススタジアムで自転車やボクシング、リズム体操などさまざまなスポーツを行うイベントを開催した。国家人民連合は、スポーツを求める若くて活力ある人びとの支持を得ようとしていたのである⁴⁴。翌日の『ロート』紙は「この行事は大きな成功をおさめ、熱狂的な観衆で満員のスタンドの前で非常に多彩なプログラムを含む試合が展開された」と伝えており⁴⁵、4万人収容のパルク・デ・フランスが満員になるほどの規模で行われたことがわかる。

また、スポーツ空間におけるドイツ兵との共存も必須であった。スポーツ施設にドイツ兵が訪れることは頻繁にあった。通常、占領軍当局は兵士のスポーツ参加の日程を固定していたが、それが変更されることもしばしばあり、予定されていた試合の直前に占領軍からの要請が入って延期や中止になることもあったという。パリにはドイツ兵と関わりをもっていたスポーツクラブもあったし、パリ市民と同じ会費条件でドイツ兵のクラブ使用を許可するクラブも存在した⁴⁶。占領下のフランス人の姿を表象する言葉として近年では「適応 (accommodation)」が用いられるようになっている⁴⁷。ドイツへの協力行為も含めて、それぞれが占領下の状況のなかで適応して生き抜くことを選んだということである。フランス、そしてパリのスポーツ界も同様であり、状況に応じてさまざまな態度をとって占領下を過ごしたのであった。

第2節 占領期のパリと南部フランスにおける柔道実践

1. 占領前期のフランス柔術クラブ

戦争の勃発により、フランス柔術クラブは体制の変更を余儀なくされる。フランス政府がパリを捨ててトゥールに移った6月10日に、ユダヤ人であり川石酒造之助とともにフランス柔術クラブで技術指導を行っていたフェルデンクライスは、川石にフランス柔術クラブ

⁴² デフラーヌ、前掲書、154-159頁。

⁴³ Dietschy et Clastres, *op.cit.*, p.140.

⁴⁴ Prêtet, *op.cit.*, pp.150-151.

⁴⁵ *L'Auto*, 7 juillet 1941, p.3.

⁴⁶ Prêtet, *op.cit.*, pp.319-321.

⁴⁷ 剣持久木「映画のなかでの公共史—『フランスの村』にみる占領期表象の現在」、剣持久木編『越境する歴史認識』岩波書店、2018年、28頁。

の技術指導を託してイギリスへと去り、重要な後援者であったフレデリック・ジョリオ＝キュリーもパリを去った⁴⁸。12日にはジャン・ド・エルトゥヤアンリ・ビルンボームなど、川石の教え子たちもパリを去って非占領地区の南部に逃れた。川石は自らの日仏クラブを閉めて、フランス柔術クラブに完全移籍する。日仏クラブの教え子たちも、フランス柔術クラブの所属となった⁴⁹。

だが、クラブの再開は早かった。6月21日付『ル・マタン』にはフランス柔術クラブの広告が掲載されている⁵⁰。フランス政府がヴィシーに移った翌日の1940年7月2日付のパリ・ソワールには「身体と柔術／フランス柔術クラブ／パリ5区テナール通り1番地」という柔術クラブの広告が掲載され⁵¹、8月15日付の同紙には、クラブの再開が次のように伝えられた。

フランス柔術クラブがメンバーの練習を再開した。(…)ドイツでは、すでに2000人以上の信奉者を数える。フランスでは多くの愛好者がすでに6月以前から、このスポーツの規定によって要求される段級を獲得すべく練習していた。(…)競技大会まで、卓越した体育法であり、精神鍛錬の見事な手段であり、優れた護身法であるこのスポーツが多くの愛好者を得ることを願おう。⁵²

ドイツでは戦前期から柔道が盛んに行われており、国家社会主義ドイツ労働者党の体育にも取り入れられていた⁵³。『パリ・ソワール』が、フランス柔術クラブの活動を伝える記事で、ドイツ柔道の「先進性」を伝えたのは、占領下における出版物の検閲があったからにほかならない。『フィガロ』や『ル・タン』など南部の非占領地区に本拠を移した各紙があった一方、『ル・マタン』や『パリ・ソワール』などの占領地区に残った日刊紙は、ドイツ国防軍在仏軍政司令部に属する「宣伝局」の監視下に置かれた⁵⁴。宣伝局は、プロパガンダ機関を確保すべく、パリの読者に馴染みの深い大手日刊紙に働きかけた。30年代において最大発行部数を誇る日刊紙だったパリ版『パリ・ソワール』はドイツ側の要請と、対独協力者を迎え入れて1940年6月23日に復刊していた⁵⁵。8月15日の記事には川石がフランス人柔道家を投げる写真も掲載されている。検閲対象は政治や軍事、経済欄にとどまらず、フィ

⁴⁸ ジョリオ＝キュリーはその後1942年に共産党に入党した（ピエール・ビカール、湯浅年子訳『F・ジョリオ＝キュリー——科学と平和の擁護者』、河出書房、1970年、78頁）。

⁴⁹ « Jean de Herdt », Thibault, Claude, *Entretiens avec les pionniers du judo français*, Editions Résidence, 2000, p.101.

⁵⁰ *Le Matin*, 21 juin 1940, p.2.

⁵¹ *Paris-soir*, 2 juillet 1940, p.2

⁵² *Paris-soir*, 15 août 1940, p.3

⁵³ 『読売新聞』、1940年9月20日、6頁。

⁵⁴ デフラーヌ、前掲書、29-31頁。

⁵⁵ 南祐三『ナチス・ドイツとフランス右翼』彩流社、2015年、128-129頁。

クションや演劇批評、そしてスポーツにまで及んだ⁵⁶。日本人や柔術についての記事はドイツの検閲を通る内容だったのである。

休戦協定調印後すぐに混乱は収拾され、1940年の夏にパリを脱出したパリ市民の多くも秋までには戻っていた⁵⁷。6月12日に南部へ避難したド・エルトゥもすぐに戻ったことを後述している⁵⁸。9月には、それまでサンジェルマン大通りに面したテナール通りから、ソムラル通り沿いへとクラブの場所が移転した。

11月28日付の『ロート』紙では、フランス柔術クラブを紹介する記事が写真付で掲載された。写真には柔道衣を着て組み合う子どもと、その傍らには新たにクラブ会長に就任したポール・ボネ=モリと技術指導者の川石が写っている(図5)⁵⁹。この2人が占領期を通じてフランス柔術クラブの活動を牽引していくことになる。

記事ではフランス柔術クラブ内の試合や川石の演武などが紹介された。このときすでに川石の指導法の特徴である色帯の制度が設けられていた。級ごとに帯の色を分け、技術や実力が上達するにつれて色が変わっていくというシステムで、黒帯は優秀な柔道家の証であった。また、クラブのメンバーが「キモノ」として「柔道衣」を着る様子について、日本の「古くからの伝統が守られていた」として、柔道がもつ日本的な雰囲気も強調されていた⁶⁰。

この当時クラブには80名のメンバーがいたという。1940年9月にクラブの道場をソムラル通り沿いに移転した際に、川石は月謝を250フランに値上げした。さらに特別コースを受講する場合は追加の支払いが必要とされ、1941年時点で特別コースは350フランという高額な設定になっていた⁶¹。実際、レイモン・サーシャのように月謝が高いことを理由に一度入会を見送るケースもあった⁶²。先述したように、パリは食糧の確保すら厳しい生活状況下にあった。それにもかかわらず、高い月謝を支払うことができるのは経済的な余裕がある人々に限られていたのであり、80名のクラブ会員のなかには、多くの弁護士や医師のような専門職や、産業資本家、あるいは学生などが在籍していた⁶³。このことが、戦後1950年代にかけてパリ柔道界の特質を形成していくことになる。占領下においては、すべてのフランス人が平等に余暇のチャンスに恵まれたわけではなく、大部分の市民の楽しみは、灯火管制の時間までの間に友人の家へ訪問したり、散歩をしたりといった程度の限られたものでしかなかった。一方で、「パリの上流階級に属する人々は、占領後、すぐにも元の習慣を取

⁵⁶ 同上書、127頁。

⁵⁷ 渡辺、前掲書、117頁。

⁵⁸ ジャン・ド・エルトゥは後の対談で、自身がクラブ戻ったときに「2, 3人の生徒しか帰っていなかった」と述べている(« Jean de Herdt », Thibault, *op.cit.*, p.101.)

⁵⁹ *L'Auto*, 28 novembre 1940, p.1.

⁶⁰ *Ibid.*, p.1, p.3.

⁶¹ Godet, J.Robert, *Tout le judo : histoire, technique, philosophie, anecdotes*, Amiot-Dumont, 1952, p.17.

⁶² « Raymond Sasia », Thibault, *op.cit.*, p.207.

⁶³ *L'Auto*, 28 novembre 1940, p.1.

り戻した」⁶⁴。フランス柔術クラブもそうした特権的な階級の人々の集まりであった。

実際、フランス柔道柔術連盟創設時の理事会役員のうち、会長は大学教授のポール・ボネ＝モリ、副会長には著名な実業家のアンドレ・メルシエらが就いた⁶⁵。また、1950年にパリを訪れた柔道家の栗原民雄は柔道を習う人が「中流以上」で、クラブの指導者は「大抵自動車を持って堂々たる生活をしている」ことを伝えた⁶⁶。「中流以上」の人々が柔道の中心的な担い手となったのは、占領期のパリという厳しい生活条件下にありながら、会費を高額に設定したことにより、クラブの会員が自ずと経済的に余裕のある人に限定されたことで生み出された特質なのであった。

一方で、占領以前にフランス柔術クラブの参加者であった左派知識人たちの参加は目立たなくなる。1942年に共産党に入党したフレデリック・ジョリオ＝キュリーのように、大学人たちの多くは、権力に屈しないという古くからの伝統もあり、ヴィシー政権を弾劾する立場に回り⁶⁷、対ドイツ抵抗のレジスタンス活動に身を投じるようになったことが、柔術クラブに参加しなくなった理由の1つとして考えられよう。とはいえ、ボネ＝モリのように、柔術クラブでの活動を続ける人々もあり、それぞれが「適応」する道を選んで活動していたのである。

ところで、フランス柔術クラブの他にもパリ周辺で柔術を実践していた組織はいくつか確認できる。例えば、1941年1月5日にパリ郊外のアニエールで行われた軍のイベントでは、ジャック・ゲーピルらによる柔術の試合がプログラムに入れられ⁶⁸、同年3月9日付の『パリ・ソワール』では、警察学校で柔術を実践する様子が写真つきで報じられている⁶⁹。また、先述した7月にパルク・デ・フランススタジアムで開催された国家人民連合のスポーツ行事では、ローゼという人物とその教え子によって柔術のデモンストレーションが行われたりもしていた⁷⁰。

フランス柔術クラブもデモンストレーションを行ってはいたものの、クラブのメンバーはボネ＝モリから、「限られた観衆の前でわずかなデモンストレーションにとどめ」ておくように求められたという⁷¹。そうしたデモンストレーションよりもむしろ、川石はクラブの生徒を養成し、黒帯を取得した生徒には彼らに新たなクラブを開設するよう促して、柔道クラブを増やしていった。例えば、柔道家でありながらボクシング選手でもあったモーリス・ラ

⁶⁴ デフラーヌ、前掲書、147-148頁。

⁶⁵ Bonét-Maury, Paul and De Herdt, Jean: *RÈGLEMENT INTÉRIEUR de la SECTION JUDO de la F.F.L., Judo et Jiu-Jitsu*, Vigot Frères, 1948 (1946), p.17.

⁶⁶ 栗原民雄「日佛柔道の比較 パリーにて」『スポーツタイムス』1952年2月15日号、1頁。

⁶⁷ アンリ・ミシェル、長谷川公昭訳『ヴィシー政権』白水社、1979年、161-162頁。

⁶⁸ *Paris-soir*, 5 janvier 1941, p.4 ; *Le Petit Parisien*, 5 janvier 1941, p.4.

⁶⁹ *Paris-soir*, 9 mars 1941, p.1.

⁷⁰ *Le Matin*, 9 juillet 1941, p.3.

⁷¹ Brousse, *op.cit.*, p.272.

モットは、1941年に、もともとボクシングの練習場だった場所で柔道を教えることを川石より認められている⁷²。これが1942年にオペラ柔術クラブとなる⁷³。また、ジャン・ド・エルトゥと、同じく日仏クラブ時代からの川石の教え子であったロベル・ソヴニエルは、川石から託されて前述したアニエールのスポーツクラブへいわゆる「道場破り」に赴いた。ド・エルトゥは「認可されていないクラブで柔術を実践する生徒のための『征伐派遣』」であったと述懐している⁷⁴。結局、もともとアニエールで柔術指導をしていた人物は姿を消し、1941年後半よりド・エルトゥがそこで指導を行うこととなった⁷⁵。

このようにフランス柔術クラブで川石の教えを受けた柔道家が、川石に認められて新たに柔道の指導者となるという仕組みが1941年頃にはすでにつくられ始めていた。パリを含むセーヌ県では少なくとも9つのクラブが占領期に開かれている⁷⁶。新たにクラブを開いた柔道家たちは、川石の指導モデルをまねた。高い月謝をとるクラブ運営のあり方もそうであるが、柔道の技術指導法も川石から受け継ぐものであった。川石は有段者を集めてより高度な技術を指導する講習会を開いていた。こうしてのちに「メトード・カワイシ」と呼ばれるようになる柔道技術・指導法がこの占領期に確立されていった。

また、ド・エルトゥは、「決闘を申し込まれた場合にも応じられるようにするために、他の格闘技も練習するよう」に川石から言われ、柔道の他にボクシングやレスリングを週に2、3回練習したことを後述している。「少なくとも50回くらいは他の格闘技の地域チャンピオンや全国チャンピオンと対戦」したというが⁷⁷、ほとんど無名であった柔道の有効性を知らしめるためには、実践的実用的な「強さ」も当然ながら必要とされたのである。

スポーツ総局長がパスコへと変わる直前の1942年4月15日付『パリ・ソワール』に、フランス柔術クラブを紹介する大きな記事が掲載された(図6)。そこでは、日本で古くから行われていた柔術が近代化したものとして、柔道が次のように紹介された。「粗暴な力に対する、単なる武器を持たない護身法ではない。(…)敏捷性や柔軟性、冷静さ、すばやい反射神経など、小さな『ジャップ』の体に生まれつき備わっているあらゆる能力が同時に必要とされる。重く力強い肉体をもつ相手も、柔道の動きの前に屈するだろう。」また、そこに参加する人々が「裸足に綿のズボンとキモノを着て」、「それぞれの試合では、選手同士が膝

⁷² 当時のフランスでは、必ずしも畳ではなくマットが用いられたが、「強力な布で覆われた天然の素材」を使用し、「足が沈まないようにするにはかなり堅くなければならない」として畳に近づけるように工夫が施されていた。Bonét-Maury, et De Herdt, *op.cit.*, pp.20-21.

⁷³ *Judo International*, 1948, p.94.

⁷⁴ « Jean de Herdt », Thibault, *op.cit.*, p.102.

⁷⁵ 吉田郁子は「一九三八年十二月にアニエール柔術クラブを設立し、ドゥ・エルトゥが指導することになる」(『世界にかけた七色の帯』駿河台出版社、2004年、69頁)としているが、1941年から指導を始めたことをド・エルトゥ自身が後述しており、1941年まではアニエールでは別の指導者が柔術を指導していた。

⁷⁶ Bonét-Maury, et De Herdt, *op.cit.*, p.14.

⁷⁷ « Jean de Herdt », Thibault, *op.cit.*, pp.103-104.

を床について日本風に挨拶を交わして」いたとして、柔道場の内部に日本的な雰囲気が漂っていた様子がこの記事でも描写されている。この記事では、「投げ技」や「抑え込み」、「絞め技」といった柔道の技術にも言及され、また、肘だけでなく脚への関節技など川石が指導する柔道の特徴が掲載された⁷⁸。

しかし、こうしたイベントはフランス柔術クラブの内部で行われるものがほとんどであった。また、スポーツ欄の紙幅が割かれるのはサッカーやラグビー、自転車、ボクシングといった当時の人気スポーツが中心であり、柔道に関する記事は『ロート』紙にもほとんどみられない。この時期まで柔道はスポーツ種目というよりも、あくまで日本由来の柔術が発展した体育あるいは格闘技術として紹介され、捉えられていたのであった。

実際、1940年にクラブに加入したジャン・ジローはボクシングをやっていた父親から格闘技をやるように勧められて柔術クラブを訪れた。また、ギー・コーキルは、アニエールのスポーツクラブですでにフェンシングを習っており、1941年にアニエールでド・エルトゥが柔道指導を始める際に入会した⁷⁹。このように、格闘技としての関心をもって柔術クラブに通い始める人は少なくなかった。

2. 南部地域での柔道実践

占領下のパリでフランス柔術クラブが活動を継続していた一方で、南部自由地域で柔道続ける人々もいた。川石の最初の弟子たちの1人であったアンリ・ビルンボームは、6月にパリを出て南部に向かった。途中、偶然にもジャン・ド・エルトゥに会ったというが、すぐにパリに戻ったド・エルトゥとは異なり、スペインのカタルーニャに隣接しているフランス南部のアリエージュ県サン・ジロンに2年間ほど住みついた。ビルンボームは「地域の体育指導員とともに、柔道や格闘技のデモンストレーションを、ありあわせの用具を使って何度も行った」述べる。ところが、1942年11月の全土占領により、ユダヤ人であったビルンボームはフランス脱出を余儀なくされた⁸⁰。

アメリカ人と偽って亡命を試みたビルンボームは、結局スペインのミランダ・デ・エブロの強制収容所で半年間を過ごし、その後イギリスに移送され、北アフリカへと赴いた。スペインには後に柔道指導者として赴き、定住するようになる。ビルンボームはモロッコで軍隊に所属し、パラシュート部隊に戦闘方法を指導した。「裸絞を戦場向けの組討ち技術とともに指導した」と後述しており、柔道で身につけた技術を生かして困難な時代を生き抜いていたことを述懐している⁸¹。

ビルンボームと同じく日仏クラブで柔道を始めたロベル・ソヴニエルは、6月の集団避難

⁷⁸ *Paris-soir*, 15 avril 1942, p.4.

⁷⁹ « Guy Cauquil », Thibault, *op.cit.*, p.45.

⁸⁰ « Henri BIRNBAUM », Thibault, *op.cit.*, p.36.

⁸¹ *Ibid.*, pp.36-37.

のあとパリに戻り、1941年に12月に初段を取得したとされているが、その後パリを出ることになる。42年11月の全土占領時に、すでに内務省で翻訳の仕事についていた妻のいるヴィシーに着いたソヴニエルは、その後警察で柔道指導を行うことになった。「私は自分が好きだったスポーツで晴れやかな気持ちになりました」と述べている⁸²。

1943年10月から3か月間⁸³、ソヴニエルは全国の警察から選ばれた体育指導員向けの柔道特別研修をヴィシーで行うことになった。1943年11月の『総合教育とスポーツ』には、ルネ・ブスケ警察長官の周辺人物を中心に、警察隊や憲兵隊の高官などが柔道の研修を見に訪れた様子が写真付きで掲載されている（図7）⁸⁴。ブスケは、1942年4月のラヴァル政権復帰時から、ラヴァルの片腕として警察長官を務めた人物である。ブスケは、ドイツの圧力によってフランス警察をユダヤ人の摘発に積極的に参加させることを認めた人物であり、42年7月のパリにおけるユダヤ人一斉検挙にはフランス人の警察や憲兵4,500人が動員されている⁸⁵。ブスケの時代の警察は、ヴィシー政府の政治的対ドイツ協力を直接的に実行していた組織であった。

警察の高官が多く出席したことは、「警察のトップが柔道の普及に付与する関心の証」を示していた。彼らの前で、「日本人の川石の教え子であり、柔道の階級において上位の黒帯2段の保持者である」と紹介されたソヴニエルは、「武装した者あるいはしていない者に対する攻撃防御のデモンストレーション」を行い、「完璧な技法とそうした多様な状況下における柔道の効果性を示した」⁸⁶のである。

ソヴニエルが指導した教え子のなかには、ジャン・ザンやジル・モーレル、ピエール・ラシシュベリなど、その後も柔道を続けて指導者になるメンバーがいた。マルセイユ警察所属で南東地域から選ばれたジャン・ザンによるとソヴニエルの研修は、参加者が非常に多く、最初に選抜が必要である」ために、厳しい受け身の練習を課された。朝早くから午前中いっぱい受け身の練習を行うと、「14時30分ころの練習再開時には、頑強でない者は断念して、列がまばらになっていた」という⁸⁷。彼らは緑帯の3級まで昇級し、ザンが首席で、ザンと同じくマルセイユ警察所属のジャン＝トマ・アントニーニが次席で研修を終えた。その後、ソヴニエルは憲兵隊で指導するものの、解放時に契約が終了してパリに戻るようになる⁸⁸。ソヴニエルがここで指導した警察の柔道家たちが、戦後になって南部地域における柔道普及に役割を果たすことになる。

⁸² « Robert SAUVENIÉRE », Thibault, *op.cit.*, p.222.

⁸³ *Judo International*, 1948, p.88.

⁸⁴ *Éducation générale et sports*, 1943 Novembre No.18, p.16.

⁸⁵ 渡辺、前掲書、131-132頁。

⁸⁶ *Éducation générale et sports*, 1943 Novembre No.18, p.16.

⁸⁷ « Jean ZIN », Thibault, *op.cit.*, p.265.

⁸⁸ « Robert SAUVENIÉRE », Thibault, *op.cit.*, p.223.

3. ヴィシー政権スポーツ政策による柔道／柔術の導入

他方で、占領期にはフランス柔術クラブとは異なるルートでの柔道実践が、アンティープの国立指導員アスリート学校（CNMA）で行われていた。

1941年11月上旬、CNMAの幹部と、在マルセイユ日本領事館の高和博総領事との間で書簡のやり取りが行われていた（図8）。11月7日の書簡では高和は日本あるいは日本の教育に関する6種類の冊子を「必ず皆様の関心を引くものと思います」としてCNMA校長のR・ポーピュイ陸軍大佐に送っている⁸⁹。また、12日には『日本の小学校の窓から』というタイトルの映画フィルムを「国民教育やスポーツの組織化という観点で非常に面白い」と考えて紹介しており、同時に『愛国行進曲』と『軍艦行進曲』のレコードディスクも手渡すということを高和からCNMA校長代理のガストン主任医師に伝えている⁹⁰。つまり、日本で行われていた国民教育がヴィシー政権の青少年教育・スポーツ政策に、寄与するものであったということを日本総領事の高和博は考えていたのである。

こうしたなかでCNMAでは柔道の導入を決定した。総局主任監督官のジョルジュ・ボノーは、「普遍と人類の視点から」柔道の精神において総局を魅了してCNMAに導入したことを述べている⁹¹。こうして日本領事館とCNMAの協力体制により、1941年11月から滝安トシオがCNMAで柔道指導を行うようになった。滝安はマルセイユの日本領事館に務めていたようで、マルセイユからアンティープまで直線距離でも150km以上ある道のりを柔道指導のために通っていた⁹²。

高和は滝安による柔道指導をCNMAに強くアピールした。「彼は献身的に任務の達成のために働き、生徒に科学的な学習を教化しようと努めただけでなく、騎士道精神を根底に持つ柔道から生じる道徳心も教え込もうと努めました」と滝安の活躍を、「(滝安の) 努力が、今年の12月末頃の教育功労章（*Palmes Académiques*）の獲得によって報いられたら大変うれしく思います」と述べている⁹³。

また、滝安はマルセイユ警察でも柔道指導を行っていたようであり、のちにロベル・ソヴニエルの指導を受けることになるジャン・ザンは、ソヴニエルの研修に派遣される前には滝

⁸⁹ *Lettre du consul du Japon à BEAUPUIS, Directeur du collège Nationale des Moniteurs et Athlètes d'Antibes*, 7 Novembre 1941, No.565

⁹⁰ *Lettre du consul du Japon à GASTON, Médecin chef, Directeur par intérim du Collège Nationale des Moniteurs et Athlètes d'Antibes*, 12 Novembre 1941, No.579

⁹¹ Georges BONNEAU, « Sur l'esprit du Judo », *Éducation générale et sports*, No.VII Jouillet-Aout-Septembre, 1943, pp.43-44.

⁹² 高和は滝安のために通行許可証を手配してもらうようCNMA校長ポーピュイの秘書に依頼している（*Lettre du consul du Japon à BEAUPUIS, Directeur du collège Nationale des Moniteurs et Athlètes d'Antibes*, 10 Novembre 1941, No.572.）。

⁹³ *Lettre du consul du Japon à Desroy du Roure, Directeur du Collège Nationale des Moniteurs et Athlètes d'Antibes*, 29 Août 1942, No.359.

安に教えを受けたことを述懐している。

CNMA は 1943 年 3 月にアンティープ校は閉鎖されてパリに移るが、それ以降も滝安は指導を続けていた。1943 年 4 月 17 日にヴィシーで総局の主催により柔道のデモンストレーションが行われた。同行事には総局長のジョセフ・パスコをはじめとする総局の高官の他に、在ヴィシー日本大使の三谷隆信、スペイン大使館付陸軍武官やイタリア公使など多くの外交官が来席した（図 9、図 10）。デモンストレーションに際して、日本大使館付陸軍武官の沼田英治は、解説を交えて柔道を宣伝した。

私にとって、この柔道のデモンストレーションを開催できたことは大きな名誉と強い喜びです。柔道は日本の国技として認められています、単なるスポーツ以上のものがあります。なぜならそれは道徳教育をもたらすものだからです。(…) 体育が身体を健康にし、有効な方法で生活に寄与するのに適するだけでなく、道徳的な能力の発展にも寄与しなければならないことをみなさまに改めて思い起こしてもらうのは当然であります。／この意味で柔道は素晴らしいスポーツであり、日本の学校や青少年の教育を担当する組織において柔道が支配的な地位を占めるゆえんであります。そこでは柔道の授業が義務になっています。(…)「柔道」はフランスの体育に道徳的・肉体的な寄与をもたらすことができます！⁹⁴

沼田は柔道が身体的な発達のみならず、道徳的な寄与をももたらすものであると主張している。このデモンストレーションは日本による柔道の喧伝とヴィシー政権が目指したフランス人の道徳的・身体的再建のためのスポーツ政策とが協働したことによって行われたものなのであった。

多くの有名アスリートが所属していた CNMA から、1948 年にオリンピックロンドン大会に出場することになる陸上選手のレーヌ・ヴァルミーや、レスリングのグレコローマンスタイルでフランスチャンピオンであったエミール・ガレシエなどが、滝安のこのデモンストレーションイベントに協力した。このように、パリのフランス柔術クラブとは異なり、日本の外交官とヴィシー政権のある種の政治的協力のなかで実践された柔道もあったのである。

第 3 節 占領後期における柔道の確立

1. フランス柔道選手権の開催

1941 年 7 月から全国スポーツ委員会及び各種スポーツ競技連盟の週刊紙として発行された『トゥ・レ・スポール』において、柔道あるいは柔術に関して初めて言及されるのはジョセフ・パスコのスポーツ総局長就任から 1 か月後の 1942 年 5 月 23 日である。ここでは 1942

⁹⁴ *Éducation générale et sports*, 1943 Mai No.12 pp.23-24.

年のレスリング選手権でボネ＝モリと川石によって「古流柔術・近代柔術」に関するデモンストレーションが行われ、観客の大きな関心を集めたことが掲載された⁹⁵。10月のレスリング大会でも柔道のデモンストレーションを行うなど、フランス柔術クラブは、すでに国の認可を受けていたフランスレスリング連盟に入ること、表立って活動することを可能にしたのである。

ボネ＝モリとド・エルトゥによる後の著作『柔道と柔術』では、「1942年にボネ＝モリ氏がフランス格闘スポーツとして柔道の公認をスポーツ総局から得た」と述べている⁹⁶。つまり、ボネ＝モリの働きかけによってフランス柔術クラブは1つのスポーツアソシアシオンとしてレスリング連盟に加盟したのである。翌年1943年の2月時点でボネ＝モリはフランスレスリング連盟の役員に名を連ねており⁹⁷、3月時点ではフランスレスリング連盟の部門の1つとして柔道柔術部門が設置されている⁹⁸。「スポーツ憲章」によってそれぞれのスポーツアソシアシオンは各種スポーツ連盟への加盟が必要になるという法制下で、レスリング連盟の傘下に入るという判断をフランス柔術クラブは下したのであった。

クラブ内のイベントも引き続き行われており、1942年12月2日の『ル・マタン』には、フランス柔術クラブでの昇級試験を特集した記事が川石の写真つきで掲載された。道場内は「飾り布に囲まれ、激しく照明を当てられて」おり、日本大使館関係者を含む30名の見学者がいるなど、クラブ内部ではありながらも仰々しく行われていたようである。また、試合中の絞め技で失神した者に対して施された「活法」は秘儀として紹介されるなど、柔道は依然として「やや神秘的でミステリアスな」なものとして形容されていた⁹⁹。

先述したように、CNMAでの柔道の導入や、総局と日本の領事館が協働して1943年の4月にヴィシーで行われた柔道のデモンストレーションなど、別の文脈での柔道は実践され、宣伝されていたが、こうした南部の動きに先んじるようにして、フランス柔術クラブの柔道家たちは自分たちで柔道選手権大会を組織化することを急いだという¹⁰⁰。

ヴィシーでデモンストレーションが行われたわずか1か月半後の1943年5月29日、ボネ＝モリや川石らが中心となって第1回フランス柔道選手権大会を開催した。大会パンフレットでは、「日本大使館及びスポーツ総局の後援」のもとフランスレスリング連盟柔道柔術部門が開催したものとされている。大会はワグラム公会堂で開かれ、ジョセフ・パスコの他に在パリ日本公使の千葉蓁一や海軍武官の細谷資芳といったパリに駐在する日本の公人や、フランス人名士たちが臨席した。選手権の優勝杯はド・エルトゥが獲得した。その他に川石による10人掛けや、アンドレ・メルシエらによる護身術の演武などが行われており、

⁹⁵ *Tous les sports*, 23 Mai 1942, p.1.

⁹⁶ Bonét-Maury et De Herdt, *op.cit.*, pp.14-15.

⁹⁷ *Journal officiel de la République française*, 20 février 1943, p.502.

⁹⁸ *Tous les sports*, 6 mars 1943, p.1.

⁹⁹ *Le Matin*, 2 décembre 1942, p.2.

¹⁰⁰ « Jean de Herdt », Thibault, *op.cit.*, p.102.

これらのプログラムはボネ＝モリが演出を考案していた¹⁰¹。月刊『総合教育とスポーツ』の1943年6月号の裏表紙には、このときにカップを授与するパスコ総局長と、その傍らには川石が映っている（図11）¹⁰²。

「柔道」という語を依然としてほとんど知らなかったパリの人々に対して柔道を認識させるには、まず柔術を想起させることが必要であった。選手権の様子を伝えた5月31日付の『ル・マタン』は、「柔道は専門家でない人々には柔術という古い言葉で知られている」と説明している。「キモノを着た裸足の選手が次々に、ゆっくりと慎重な、あるいはあっといふ間の素早い動作で、試合者が膝をつく儀礼的な動作など、昔の浮世絵の空気感を再現している」として柔道がもつ日本的なイメージをここでも強調した¹⁰³。6月1日付の『ロート』は「ド・エルトゥが最初のフランス柔道（柔術）選手権のタイトルを獲得する」という見出しで、非常に多くの人びとが「日本の国民的スポーツの行事を見学」しにやって来たことを伝えた¹⁰⁴。6月5日の『トゥ・レ・スポール』は、「護身スポーツ、日本の柔道」という見出しで、相手を痛めつけて倒す戦闘技術とみなされていた柔道が、「試合のルール」と「実践者に備わる礼儀正しさ」によって「より力強く、しかし危険ではないスポーツ」であることを観客に知らしめたと伝えた¹⁰⁵。

このように、初のフランス選手権大会の開催を伝える記事では、それ以前から知られていた柔術に由来する護身術的要素をもつものとして、しかしながら安全で格調高い日本のスポーツとして柔道を取り扱った。それまでフランス柔術クラブの道場やレスリング選手権の1プログラムとしてエキシビジョンイベントが開かれるにすぎなかった柔道が、1つのスポーツとしてパリ民衆の前に公然と姿を表わしたのであった。

とはいえ、スポーツ総局主任監査官のジョルジュ・ボノーは、ヴィシーのデモンストレーションもパリのフランス柔術クラブによる大会も、「柔道の深遠な精神」の影響を受けて開催された公式行事として並置して取り上げた¹⁰⁶。どちらもスポーツ総局の方針に適うものとして行われたのである。だが、ド・エルトゥはこの大会によって自分たちが「裁治権（officialité）」を得たと後述している¹⁰⁷。要するに、総局の意向をより強く反映して南部で行われていた柔道の活動があったものの、フランス柔道選手権を開催したことで、フランス柔術クラブ由来の柔道がパリあるいはフランスにおいて柔道を統べる権限を得ることができたというのである。

¹⁰¹ *L'Auto*, 1 juin 1943, p.2.

¹⁰² *Éducation générale et sports*, No.13, juin 1943.

¹⁰³ *Le Matin*, 31 mai 1943, p.1.

¹⁰⁴ *L'Auto*, 1 juin 1943, p.2.

¹⁰⁵ *Tous les sports*, 5 juin 1943, p.1.

¹⁰⁶ BONNEAU, Georges, « Sur l'esprit du Judo », *Éducation générale et sports*, No.VII Jouillet-Aout-Septembre, 1943, pp.43-44.

¹⁰⁷ « Jean de HERDT », Thibault, *op.cit.*, p.103.

2. パリにおける柔道の「公認」

もちろん占領下のパリにおいて、全てがフランス柔術クラブの望みどおりに活動できるはずはなかった。ジローは「1943年にパリのクレベール通りで、ドイツの幹部の前で柔道のデモンストレーションを行った」ことを後述しているが、そこで「川石さんは彼の国籍上、彼の個人的な信条とは異なるのに、この責任を免れることはできなかった」としている¹⁰⁸。日本人であり、枢軸国の人間であることから、ときには川石もドイツの要請に応えなければならなかったのである。また、他のスポーツクラブでもそうであったように、フランス柔術クラブにドイツ兵が訪れることもあった。そのようなときに川石は、日ごろの占領の鬱憤を晴らすべくドイツ兵に対しては激しい勝負をするように、優秀な教え子に指示したこともあったという¹⁰⁹。

1943年6月27日にクロワ・ド・ヴェルニースタジアムで開かれた全スポーツ大会の「選手宣誓」のセレモニーでは、フランス柔術クラブもレスリング選手の後ろについて行進した。ジローは「右腕をあげて頭の上で伸ばしながら、オリンピック式の敬礼をして行進」したものの、「スタンドにいた多くのドイツ人は、それがナチス式の挨拶であると思い、自分たちに挨拶を返すように立ち上がって」いたことを回想している。ちなみに、ジローはこのときに「足並みをそろえて行進していないことを咎められてポール・ボネ＝モリに叱られました」とも語っている¹¹⁰。

なかには、非合法に柔道を実践する柔道家もいた。テナール通り時代からフランス柔術クラブに在籍していたギー・ペルティエは、1943年2月に始まるドイツへの強制労働徴用から逃れるために、1943年3月にヴァル・ド・グラースの陸軍病院のなかに地下活動的に練習場をつくった。これは、スポーツアソシエーションは必ず認可を受けなければならないという「スポーツ憲章」に違反するものであったが、パリ解放後の1944年9月に、サン・マルタン柔術クラブとして正式に認可を受けることになる¹¹¹。

さらに、川石の教え子であったジョルジュ・ロンドンのように対ドイツレジスタンス活動に参加した柔道家もいた。ロンドンがサントノレ柔道クラブを運営していたが、占領期にレジスタンス活動に関わっている間はクラブの活動には専心できなかった¹¹²。とはいえ、フランス人全体がそうであったように、スポーツ選手のなかでレジスタンス活動に参加した人々はごくわずかにすぎなかった¹¹³。柔道家も同様であり、多くは占領下を生き抜くために「適応」する道を選択したのであった。そのなかでもボネ＝モリや川石を中心として、フランス柔術クラブによる柔道の推進は積極的に進められていく。

¹⁰⁸ « Jean GIRAUD », Thibault, *op.cit.*, p.91.

¹⁰⁹ Brousse, *op.cit.*, p.272.

¹¹⁰ « Jean GIRAUD », Thibault, *op.cit.*, p.93.

¹¹¹ *Judo International*, 1948, p.102.

¹¹² *Ibid.*, p.93.

¹¹³ Dietschy et Clastres, *op.cit.*, p.143.

1944年5月には第2回のフランス選手権がパリのパレ・ド・グラスで開催された。ここにもパスコは臨席し、昨年の覇者であったド・エルトゥを先頭に、「選手宣誓」が行われている。選手権試合では第1回に引き続きド・エルトゥが優勝し、他に川石のデモンストレーションなどが行われた。優勝したド・エルトゥに対してパスコは優勝杯だけでなく柔道衣を授与しており、授与式の際にはパスコの傍らにボネ＝モリと川石がいた¹¹⁴。

同大会には、ヴィシーの警察研修でロベル・ソヴニエルの指導を受けた柔道家たちも参加し、下位の級の選手で争われる部門で優勝したジャン・ザンはフランス柔術クラブ杯を獲得した。この大会で後援をしていた『ロート』は、パリ以外のクラブからの参加を次のように歓迎していた。

フランス柔術クラブ杯は、ソヴェニエルの指導に感謝する機会を私たちに与えてくれた。実際、3人の彼の弟子たちマルセイユ人でクラブ杯の獲得者ジャン・ザン、決勝進出者のジャン・アントニーニ、ランデシュベリは輝かしく評価された。3人全員がマルセイユ警察に所属する。／この街のフランス選手権への参加は、フランスにおける柔道の進歩において1つの段階を示している。¹¹⁵

マルセイユからのジャン・ザンは優勝したことによって、試験なしで川石が栗色帯を授与してくれたことを述懐している¹¹⁶。このときにザンは川石の弟子の1人に加えられたのである。

大会の成功は「明らかに、川石師範の完璧な指導とフランスレスリング連盟柔道部門代表のボネ＝モリ氏の優れた運営手腕のおかげである」と伝えた¹¹⁷。この『ロート』の記事には、もはや「柔術」の語は見られなくなっていた。つまり、「柔道」は、それを説明するのに「柔術」を想起させる必要はなく、1つのスポーツとして人々に認識されている、という『ロート』紙の判断をここに見ることができる。

そして、1944年5月13日号の『トゥ・レ・スポール』では「柔道の公認 (consécration du judo)」という見出しで、「柔道は川石師範によってフランスで改良され、第2回フランス選手権によってパリの民衆の前でその公認を受けたのである」と説明し、「柔道は、他のスポーツと肩を並べるにふさわしい」ものであると評価した¹¹⁸。

パリ解放の直前の1944年7月下旬、フランスレスリング連盟の会長であったジャン・バリエールの死去により、柔道柔術部門代表のボネ＝モリが会長に就任した。彼を任命したパスコ及びスポーツ総局は、「数シーズンで柔道部門の中心人物として、まさに全面的な指導者に値する名声を獲得した」ボネ＝モリであれば、「あらゆるレスリング選手の承認を集め

¹¹⁴ *Stade*, No.5, 1944, p.27.

¹¹⁵ *L'Auto*, 10 mai 1944, p.1.

¹¹⁶ « Jean ZIN », Thibault, *op.cit.*, p.266.

¹¹⁷ *L'Auto*, 10 mai 1944, p.1.

¹¹⁸ *Tous les sports*, 13 mai 1944, p.1.

るであろう」と考えた。この件は『トゥ・レ・スポール』の最終号でも1面で取り上げられた¹¹⁹。だが、この就任は、「伝統的なレスリング界を少し驚かせた」。レスリング関係者はレスリング界から後継の会長が選ばれると予想していたようだが、後継候補だったロジェ・フィリップが健康状態やその他の仕事の都合で会長を引き受けられないとして固辞し、ボネ=モリに白羽の矢が立った。ボネ=モリは会長就任を躊躇したが、「柔道が近々グレコローマンスタイルやフリースタイルより優勢になるということを示したいわけではない」と述べて引き受けている¹²⁰。

ところが、1944年8月12日の『パリ・ソワール』は、ボネ=モリの会長就任に際しては、レスリング連盟の人々の意見を聞くことなく、スポーツ総局が決定したことを伝えた。ここには総局の国家管理的な方針が垣間見えるが、実際にボネ=モリが会長に就任して以降は、連盟幹部が次々と辞職していった。辞職した関係者たちにとっては、「連盟の活動において柔道が伝統的なフランスレスリング連盟を犠牲にして、過度に発展していくことになるのを恐れての行動」だった¹²¹。フランス柔術クラブは自らの活動のため、レスリング連盟の傘下に入り、柔道柔術部門をつくった。だが、あまりにも急速な柔道の発展は、「親組織」であったレスリング連盟の関係者をも脅かす存在になっていたのである。

なお、ボネ=モリのレスリング連盟会長就任に関する報道をした『パリ・ソワール』と『ロート』いずれにおいても、もはや「柔術」という語は見られなくなっていた。ちなみに、フランスの辞書における「柔道家 (judoka)」という語の初出はこの1944年とされている¹²²。柔道を実際に実践する人々の存在が社会的に認められるようになったことのひとつの証左と考えられる。

こうして柔道がスポーツとしての地位を獲得していくなか、国外退去命令によって川石は1944年7月下旬にフランスを出発することになった¹²³。フランス柔術クラブの技術指導はテナール通り時代からの教え子であるジャン・ボージャンに託された¹²⁴。ドイツの侵攻からフランスを去るこのときまでに、川石は30人を昇段させていた¹²⁵。川石がつくったシステムと指導法を軸に、この教え子たちやパリのフランス柔術クラブが中心となって柔道は

¹¹⁹ *Tous les sports*, 29 juillet 1944, p.1.

¹²⁰ *L'Auto*, 25 juillet 1944, p.1.

¹²¹ *Paris-soir*, 12 août 1944, p.2.

¹²² 小学館ロベール仏和大辞典編集委員会編『小学館ロベール仏和大辞典』小学館、1988年、1367頁。

¹²³ 1955年に行われたインタビューで1944年6月の連合軍によるノルマンディー上陸作戦以降、パリの解放が迫るなかで日本はドイツと同盟国であったため、「日本大使館の命令ですべての日本人がベルリンへ行き、ロシア経由で満州に送還された」と述べている。

Judo-Presse, No.2 du 15 Novembre 1955.

¹²⁴ « Jean BEAUJEAN », Thibault, *op.cit.*, p.12..

¹²⁵ Thibault, Claude, *Un million de judokas*, Histoire du judo français, Éditions Albin Michel, 1966, p.pp.64-65.

さらに広がっていくことになる。

44年8月にパリが占領から解放され、ヴィシー政権は崩壊した。シャルル・ド・ゴールを主席とする共和国臨時政府は、ヴィシー政権の清算に着手し始めた。9月にボネ＝モリは、『ドイツ占領期の柔道部門の活動に関する報告』を出し、「柔道は1936年より、川石教授、ボネ＝モリ氏、フェルデンクライス氏によって発展させられた」ことを示したうえで、「占領期に、武装した敵に対して防御や攻撃でさえ可能にするこの格闘スポーツは、重要な進歩を遂げた」と報告した。また、ドイツ人との関係については、「何もし」とした一方で、日本人との関係については、日本大使館や日本領事館がヴィシー政権と協働して行った活動を「深刻な問題」として指摘している。ボネ＝モリは「大使館付陸軍武官の沼田が、滝安という名の極めて凡庸な柔道教師の助けを借りて日本のプロパガンダ活動のために柔道を利用しようとした」と説明し、ヴィシーで行われたデモンストレーションを川石は黙殺していたと述べている。そして、自分たちが行っていた柔道に関する活動の正当性を次のように強調した。私たちの技術的優位性のおかげで、ヴィシー政権にも日本大使館にも強く支持されたこの政治的な柔道を完全に防ぐことができた。川石先生は、大使館の命令により退去したが、彼は常にクラブでは厳密に技術的な役割にとどまっていた¹²⁶。ヴィシー政権と枢軸国である日本の外交官の協働によって行われた柔道は「政治的」であったと批判した一方で、川石に指導された柔道は技術的にも優秀であることをボネ＝モリは主張し、正当性を強調した。こうしてフランスでは川石によって技術指導をされ、ボネ＝モリの活動によって推進された「パリ柔道」が正当性を有したものであるとみなされるようになったのである。

本章のまとめ

占領下のパリにおいて、フランス柔術クラブやその柔道家たちは、クラブ代表のポール・ボネ＝モリや技術指導を行う川石酒造之助を中心として、柔道を1つのスポーツに押し上げた。

ジャン・ボロトラがスポーツ行政のトップに就いていた占領期前半には、クラブ内のイベントこそ行っていたものの、公のデモンストレーションに関しては控え目に行っていた。他方で、(1)川石は色帯の制度など、自らの考案した指導法でクラブの生徒を養成していった。また、(2)フランス柔術クラブでは、占領下という状況下にもかかわらず高額な会費設定にすることで、多くの知的専門職や産業資本家などの経済的に余裕のある人々が柔道実践の中心的な担い手となった。さらに、(3)自らの教え子を養成し、彼らに新たなクラブの開設を促すことによって、川石が指導した柔道を実践する柔道家の数を増やしていった。この(1)～(3)は戦後にできるフランス柔道柔術連盟の特徴をなしていくことになるが、それが占

¹²⁶ P. Bonét-Maury, « Section de Judo et Jiu-jitsu, Fédération Française de Lutte, Rapport sur l'activité de la section Judo pendant l'occupation allemande », 8 septembre 1944.

領期前半のフランス柔術クラブ内部で醸成されたということができる。

一方のヴィシーを含む南部では、ヴィシーの警察組織や CNMA といった、政権の移行がダイレクトに伝わる組織下で柔道が実践されていたことが明らかになった。

だが、ジョセフ・パスコがスポーツ行政を担っていく 1942 年春以降、占領期後半になると、フランス柔術クラブの活動が表に出ていくようになっていった。レスリング大会でボネ＝モリや川石が仕切ってデモンストレーションを行ったり、ボネ＝モリがレスリング連盟の理事会メンバーに入ったりなど、フランス柔術クラブがレスリング連盟に加盟することで、柔道が公に姿を表わすようになっていく。そして、1943 年 5 月にはついに第 1 回フランス柔道選手権大会が開催された。この大会では、選手権試合の他にボネ＝モリが考案したプログラムで、川石やフランス柔術クラブメンバーによるデモンストレーションが行われた。翌年も引き続きフランス柔道選手権が開催され、ここで「柔道は、他のスポーツと肩を並べるにふさわしい」ものとして評価を受けた。こうしてフランス柔術クラブの柔道は、スポーツ連盟への加入、全国選手権の開催というかたちで、政府の「お墨付」を得ることになった。こうしてフランス柔術クラブは、占領下という特殊な状況下に適応しつつ、自らの柔道の特徴を形成しながら、パリで柔道を 1 つのスポーツ種目として確立させたのである。

T VITESSE SANTÉ

LES PLUS JEUNES PRATICQUANTS DE FRANCE DE JIU-JITSU

L'Auto EN

"Pour que l'athlète trouve sa voie... c'est ce qui aux



Lille, novembre. — Le football est tellement intégré dans les moeurs nordistes, qu'il remplit de lui-même. Néanmoins les difficultés, la chose en est entendue.

J'ai voulu savoir où en était l'athlétisme, le parent pauvre de la famille. S'est-il réorganisé suivant les

Les deux frères Kouchkowsky, 8 ans et 10 ans, viennent de passer avec succès leur examen pour l'obtention de la « ceinture orange ». A droite, le professeur Kawaishi; à gauche, M. Bonet-Maury, président fondateur du Jiu-Jitsu Club de France. (Photo A.B.C.)

Au Jiu-Jitsu Club de France

l'on retrouve les traditions ancestrales du Japon...

...GRACE AU PROFESSEUR KAWAISKI

L'honorable partie de judo n'est pas si récente que l'on croit. Elle a une histoire qui a une si grosse influence sur le moral et peut avoir d'énormes conséquences.

« Il est impossible d'assister à une démonstration de judo ou à une compétition de jiu-jitsu, sans être immédiatement conquis par ce sport de défense », nous avait dit M. Mercier, industriel bien connu dans les milieux sportifs, qui est lui-même un pratiquant averti.

M. Mercier, qui a participé en amateur de nombreux sports sans trouver comme la base et la lutte et tennis sont exotés, à des exercices assez dangereux comme le saut périlleux en automobile, nous disait encore qu'aucun sport ne peut donner un tel sentiment que le jiu-jitsu.

Dans le jiu-jitsu il n'y a pas de catégories de poids, la force doit toujours s'incliner devant l'intelligence et la technique.

M. Mercier nous avait donc conduit à la relation consacrée à la troisième compétition de la saison au Jiu-Jitsu Club de France, dont le professeur est M. Kawaishi, et le président fondateur M. Bonet-Maury.

Le professeur Kawaishi, qui porte la ceinture noire au cinquième degré, est sans doute un des meilleurs techniciens du monde et il possède son exercice favori. Il devient un maître, vers le fameux ceinture noire et fut, durant plusieurs années, professeur de Judo à l'université d'Osaka. Il participa également à de nombreuses compétitions et apporta à nos pays reprises la preuve de la supériorité de sa technique devant les meilleurs lutteurs et catcheurs du monde.

Depuis cinq ans, le professeur Kawaishi dirige les cours du Jiu-Jitsu Club de France dans une salle de l'École des Travaux Publics, rue de Goummeval, et il a déjà formé de nombreux élèves.

Les sept ceintures au pays des huit renommées

図 5 『ロート』 1940 年 11 月 28 日の記事。写真右が川石、左がボネ＝モリ。

LE MATIN

COMME DES SAMOURAÏS

Des athlètes parisiens viennent de recevoir la ceinture noire

suprême distinction du jiu-jitsu nippon



M. Kawaishi arbitre une rencontre de jiu-jitsu entre deux de ses élèves

Photo « Le Matin »

Bien mince nouvelle en regard des bouleverses. Mais voici l'un des candidats à la ceinture noire.

図 6 『ル・マタン』 1942 年 12 月、フランス柔術クラブの昇段級審査の様子



Dans le cadre de l'Education Physique et des Sports pour la Police Nationale, un stage de Judo a été organisé à Vichy en vue d'initier à la pratique de ce sport les moniteurs des différentes intendances de police.

La direction de ce cours a été confiée à M. Sauvenière, expert en judo, élève du Japonais Kavaïski et détenteur de la ceinture noire 2^e degré, grade important dans la hiérarchie du Judo.

Invitées par M. Geiger, du Commissariat aux Sports, délégué au Cabinet de M. Bousquet, Secrétaire général à la Police, pour toutes les questions ayant trait au sport et à l'Education Physique, des personnalités de la Police étaient venues assister à la démonstration faite par M.

Sauvenière de ses méthodes d'enseignement et de leurs résultats. On notait la présence de M. Cadot, du Cabinet de M. Bousquet, du Général Barre, Chef de la Garde, du Général Martin, Chef de la Gendarmerie, du Colonel Labarthe, des G. M. R., de M. Dessau, directeur de la Sûreté, etc., qui apportaient ainsi la preuve de l'intérêt que les Chefs de la Police attachent à la vulgarisation du Judo parmi leurs hommes.

Le professeur Sauvenière, après avoir rapidement exposé les conditions dans lesquelles s'effectuait le stage, se livra à des démonstrations d'attaque et de défense contre des hommes armés ou non. Il prouva sa parfaite maîtrise et l'efficacité du Judo dans ces diverses circonstances.

図 7 ソヴニエルの警察官向け研修会

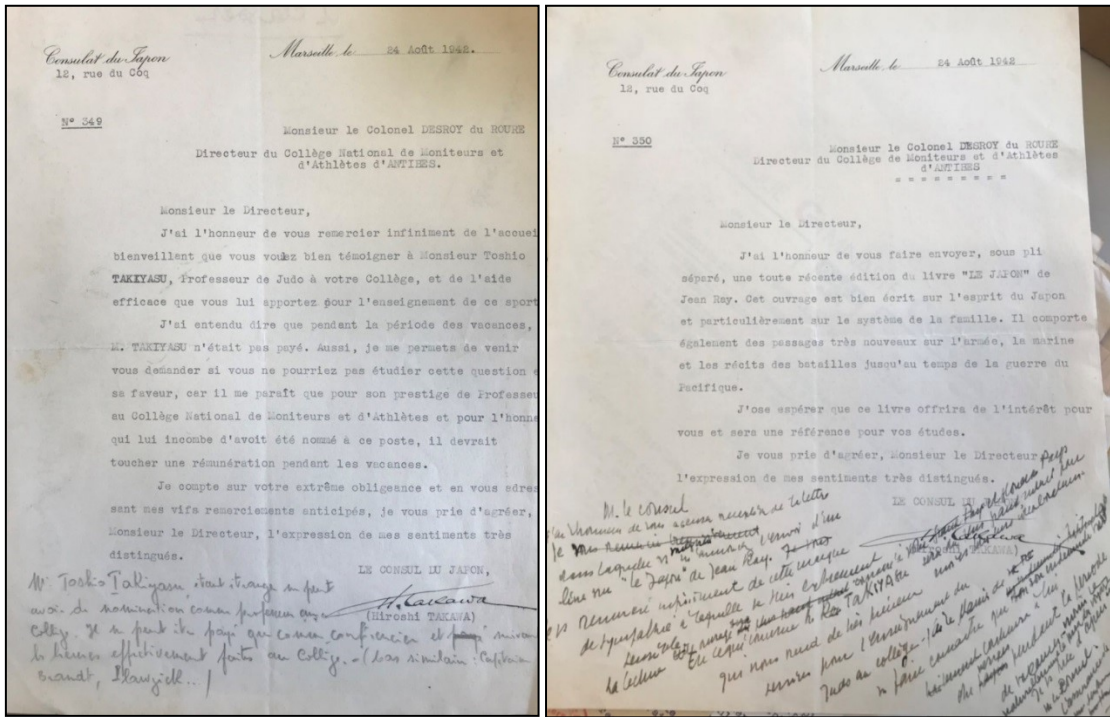


図 8 CNMA 幹部への高和博の書簡



図 9 右から 3 番目がパスコ。4 番目が三谷隆信日本大使

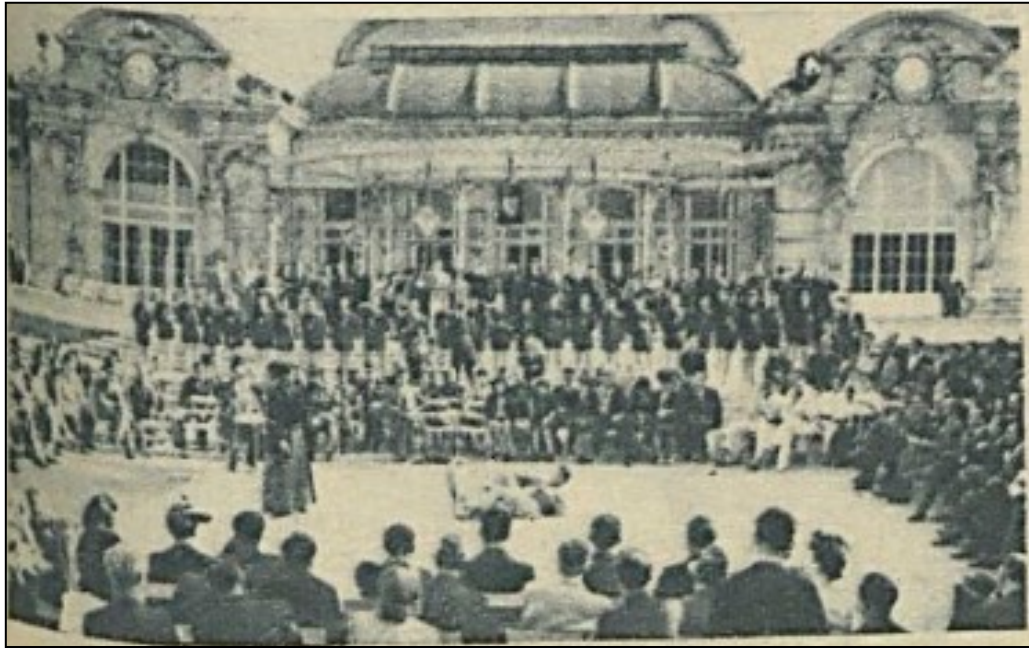


図 10 ヴィシーで行われたデモンストレーションの様子



図 11 右がパスコ、真ん中に川石

第3章 フランス柔道柔術連盟による「パリ柔道」の普及活動

本章では、第二次世界大戦を経てフランス社会に「出現」した柔道がフランス全土、あるいは海外にまでその実践が拡大されていった過程を明らかにする。とはいえ、必ずしもパリから地方へと放射状に広がったわけではなく、これもまた複雑なかたちで展開していったのであり、それを第二次世界大戦期の活動と関連付けながら数量的に明らかにしていく。とりわけ、ヴィシー期にはパリと異なったかたちで実践されていた南部の状況に着目する。南部で行われた柔道もフランス柔道柔術連盟（FFJJ）成立後は、FFJJ による統合の動きに組み込まれていく。さらに、新たな柔道の伝播モデルを提示する試みとして、フランスを起点に、フランス人柔道家がフランス以外の国や地域に柔道をもたらした事例を示したい。

第1節 フランス柔道柔術連盟の「パリ柔道」普及方策

1. フランス柔道柔術連盟の成立

1944年7月末から1948年の末頃まで、川石酒造之助は日本へ一時帰国する。川石が不在の間も弟子たちは活動を続けた。パリ解放を機に復刊した『ス・ソワール』は、1944年11月に行われたフランス柔術クラブの柔道家によるデモンストレーションイベントを報じている。3つの異なるスタジアムで、ギー・ペルティエとジャック・ラグレーヌによる乱取りや、ジャン・ド・エルトウやジャン・ボージャン、ロベル・ソヴニエルによる形の演武、ロジェ・ピッケマルとアンドレ・メルシエによる路上で襲われた際の護身術などがプログラムに含まれていた¹。その翌日にはパレ・ド・グラスでレスリングのイベントが行われるのだが、そこでも柔術クラブ出身の有段者たちは「非常に派手な柔道のデモンストレーション」を行った。これらのイベントを指揮したのがポール・ボネ＝モリであった²。

ボネ＝モリはパリ解放直前に就いたフランスレスリング連盟の会長職こそ数か月で辞任するが、その後も柔道柔術部門のトップとして、柔術クラブをけん引していった。そして、1946年に独立した連盟としてFFJJがつくられるとボネ＝モリはそのまま会長に就任した³。

1946年11月25日の政令では、第1条でフランス柔道柔術連盟を含む各種スポーツ連盟を定めた。ここで定められた各種スポーツ連盟は全国選手権大会を開催する権限を政府から委任されたことになる。また、全国的なスポーツ競技会をそのライセンス保持者に対して開催することができる永続的な権限が委任されるスポーツ連盟を定めた。ただし、このスポーツ連盟が開催するスポーツ競技会では、ある一定のスポーツ種目に関するフランスの選

¹ *Ce soir*, 10 novembre 1944, p.2.

² *Ce soir*, 14 novembre 1944, p.2.

³ Brousse, *op.cit.*, p.262.

手権を交付することはできないとされた。このスポーツ連盟は多種目スポーツ連盟と称され、FSGT もこれに分類されていた⁴。

こうしてヴィシー政権に引き続き、各種スポーツ連盟は行政の管理下に置かれることになったのだが、スポーツ憲章のような専制的なものではなく、あくまでも行政権の各連盟への委譲と民主的な活動の義務をベースにしたものであった⁵。

だが、前章でみたように第二次大戦期に「登場」した柔道は、フランス柔術クラブがその裁治権を得ることになったため、FFJJ が採用した規約やその普及方法、技術指導法は自ずとフランス柔術クラブがモデルとなった⁶。すなわち、パリのフランス柔術クラブの特質が、FFJJ という全国的な連盟組織にも引き継がれたのであり、理事会役員の顔ぶれもボネ＝モリ会長を筆頭に、医者や弁護士、産業資本家などパリの富裕層を中心に構成された⁷。FFJJ 規約第 35 条では、理事会役員は「定期的に柔道を実践しなければならず、黒帯、あるいはやむを得なければ茶帯の肩書をもつ者でなければならない」と定められた。当時の規約で黒帯を得るためには 36 か月以上、栗色帯を取得するのにも 24 か月以上の柔道経験が必要とされた⁸。つまり、占領期に柔道を始めていた柔道家でなければならなかったことを意味しており、ほとんどの場合それは川石の指導を直接受けた柔道家に限定されることになった。

FFJJ は「フランスおよびフランス連合において柔道の発展、指揮し、統制を行うこと」、「柔道柔術を実践するクラブや団体の努力を奨励し支えること」「新たなクラブや団体の設立を助けること」、「柔道柔術のスポーツ大会や公の選手権を組織すること」、「国際的な規定を作成し、国際大会を組織するために、柔道柔術の外国の連盟や組織との折衝を保証すること」を目的として掲げた。そして、「柔道及び柔術の組織は、必ず連盟に加盟しなければならず」、「同時に、柔道、柔術、組討系格闘技及び護身術を行うあらゆる組織や個人の活動は、フランス柔道柔術連盟の管轄と権限のもとに属し、連盟はそれらに対してあらゆる法的手段をとることができる」⁹として、中央集権的管理体制によってフランスにおける柔道の普及を進めていくという FFJJ の姿勢が、定款に示されている。なかでも「柔道柔術連盟の精神的・技術的管理下に置かれ」た柔道指導に関しては、次項で示すように細かく規約が定められた

1948 年の終わり頃に川石酒造之助がフランスに復帰した。川石の教え子たちのフランス

⁴ 齋藤、前掲書、203-205 頁。

⁵ Chantelat, Pascal et Tétart, Philippe, «Reprise et impuissance: le sport de 1944 à 1958 », Tétart, Philippe (dir.), *Histoire du sport en France, de la Libération à nos jours*, Vuibert, 2007, p.10.

⁶ Brousse, *op.cit.*, pp.262-263.

⁷ 早川勝「欧米漫遊記」『柔道』1951 年 11 月号、19 頁。例えば、ボネ＝モリが会長の時代に副会長を務めたジャン＝ポール・ガレは医師、同じく副会長であったアンドレ・メルシエはパリの有力な実業家であった。

⁸ « Règlement Intérieur de la Fédération Française de Judo & Jiu-Jitsu », *Judo International*, A.M.I., 1948, p.127.

⁹ « Statut de la Fédération Française de Judo et Jiu-Jitsu », *Judo International*, 1948, p.131.

政府への働きが実ったものであった¹⁰。11月30日にマルセイユ港に着いた川石は多くの教え子に迎えられた。マルセイユで指導を行っていたジャン・ザンは、そのときのことを次のように語っている。「仲間とともに、私は師範のフランス復帰を歓迎しました。私たちはこの到着を最も細かな部分まで準備しました。横浜から到着する船アンドレ・ルボン号の降りたところで、彼に敬意をこめて挨拶にやってきた古参の教え子たちとの宴会、地域のクラブの訪問、ラジオや雑誌のインタビューなど¹¹。」12月3日にはアンティープで指導をしていた川石最初期の教え子であるアンリ・ビルンボームのもとを訪れ、12月5日にはマルセイユで川石歓迎の特別行事が行われた。その後パリに戻った川石は、49年1月にFFJJの技術指導部長に就任した¹²。49年2月にフランス柔術クラブは「フランス柔道クラブ」に改名した¹³。川石のことをフランス人柔道家たちは敬意を込めて「シハン」と呼んだ¹⁴。その川石の指導システムを支柱にした「パリ柔道」で、柔道の普及をFFJJは推し進めていくことになる。

2. フランス柔道柔術連盟の指導者に関する規程

戦時期に川石が確立した「柔道指導者として生計を立てる」柔道家の在り方は、川石の教え子たちも引き継いでいた。フランスで黒帯を取得した最初の100人のうちの半数は、柔道指導で生計を立てており、13人が副業として柔道を指導していた。また、自らの柔道指導によって何らかの報酬を得ていた柔道家は、最初の100人の有段者のうち8割を超えていたとされる¹⁵。

FFJJが「パリ柔道」の普及を全国的に推し進めていくなかでは、さまざまな制度や組織、人物を必要とした。FFJJは、川石が作り上げた方法・制度をベースにしなが、中央集権的に技術や指導者ライセンス、段位などを管理する体制を敷いていった。

柔道指導者に関する規程は、FFJJの前身であり、1943年につくられたフランスレスリング連盟柔道柔術部門においてすでに見られた。柔道柔術部門の内規には、「段級位」の項目において、「フランスにおける柔道の指導は、指導者試験を合格した有段者に割り当てられる」とされている。だが、黒帯を取得するためには「36か月以上修業したのちに有段者会による試験を経て交付される」と規定されていたため、有段者になるまでに3年を要した。川石のシステムがもたらされてからの時間を鑑みると柔道柔術部門創設時は有段者そのものが少なかった。そのため、「地方の指導者には委員会の特別な決定によっては一時的に栗色帯にも認められる場合もある」とされ、1級を表す栗色帯の柔道家にも地方では例外的に指導

¹⁰ 『朝日新聞』1948年8月25日東京朝刊、2頁。

¹¹ « Jean ZIN », Thibault, *op.cit.*, 2000, p.267.

¹² Thibault, *op.cit.*, 1966, p.59.

¹³ Thibault, *op.cit.*, 2000, p.267.

¹⁴ Brousse, *op.cit.*, p.243.

¹⁵ Brousse, *op.cit.*, p.287.

を託すこともあった¹⁶。1943年までのフランスの有段者は23人であったとされており¹⁷、栗色帯の柔道家にも指導を任せたことは、技術の優秀な柔道家を養成すること以上に、柔道をフランス各地に普及させることを急いだ当時の柔道柔術部門の方針がうかがえる。

こうした指導者資格に関する規程は戦後の1946年12月に成立したFFJJになって以降、さらに細かく定められた。FFJJ規約第38条では、「柔道の指導は、もっぱらフランス国内において、柔道柔術連盟の精神的・技術的管理下に置かれる」とされ、その管理は、「指導者の選抜」や「指導の監視」、「柔道に関する出版物の認可」などに及んでおり¹⁸、FFJJの指導者資格は非常に拘束力の強いものであったといえることができる。

さらに、指導者資格試験も非常に厳格に行われていた。規約第39条では、「柔道柔術指導者資格、熟練した有段者の肩書がなければ、フランス及びフランス連合において柔道を教えることができない」とされたが、ここでも「一時的に、連盟の技術委員会の特別決定により、栗色帯が地方の指導者に認可される場合もある」とされている¹⁹。

原則的に指導者資格は、「フランス人又はフランス在外国民であること」や「犯罪記録の写しを提出すること」、「黒帯以上を有すること」、「連盟に指定された場所で、有段者として、その候補者を養成した指導者のアシスタントとして最低1年の研修期間を完了していること」といった条件を全て満たし、試験に合格したFFJJ加盟の柔道家に交付された。試験科目には指導の実技試験だけでなく、「解剖学および生理学の基礎」や活法を用いた「救急処置法」の試験など、安全性を確保する上での知識や技術的な裏付けを指導者に求めている。なお、昇段に関しては後述する有段者会が担当していたが、1950年代前半までは川石がその審議プロセスに関わっており、彼の影響力は続いていた。

また、新たな道場やクラブの開設に関しても、FFJJ理事会の許可が必要とされた。FFJJは、クラブの名称や所在地を確認し、フランス国内全域への柔道普及を目的として、柔道クラブが無い地域への新規開設要請に対して優先的に認可を出した。また、FFJJの草創期から道場・クラブの多かったパリ市内に関しては、最寄りの道場・クラブの技術指導部長の承諾が必要とされた²⁰。これは近隣のクラブ間での「生徒の奪い合い」が起きないようにFFJJが配慮したものと考えられる。実際、FFJJ事務局長を務めたジャン・ゲラは、FFJJ会長のボネ=モリとともに、定規とコンパスを使って事務所の床を四つんばいになりながらパリの地図上でクラブとクラブの間の距離を測ったという²¹。

フランスにおける柔道の拡大を目的に柔道指導者を規定することで柔道指導者という生計を立てる手段を構造化させていたFFJJの規約であったが、一方で、柔道指導者が職業とし

¹⁶ Bonét-Maury, Paul and De Herdt, Jean: RÈGLEMENT INTÉRIEUR de la SECTION JUDO de la F.F.L., *Judo et Jiu-Jitsu*, Vigot Frères, 1946, pp.69-73.

¹⁷ Thibault, *op.cit.*, 1966, pp.64-65.

¹⁸ « Règlement Intérieur de la Fédération Française de Judo & Jiu-Jitsu », *Judo International*, A.M.I., 1948, p.125.

¹⁹ *Ibid.*, p.125.

²⁰ *Ibid.*, p.126

²¹ Brousse, *op.cit.*, p.287.

て成立していることに対して、アマチュアリズムに反するのではないかという批判も出ていた。柔道指導者がアマチュアであると主張する人々は、指導者が行う試合は決して報酬が与えられるものではなく、また、楽しみのためだけに柔道をする人々も指導者の中に見られるという理由を強調した。この主張に対して、「柔道によって指導者が生計を立てるということ自体がプロフェッショナルであるということも事実である」と答える人もおり、この問題は FFJJ の総会で議論されたが、結局 FFJJ は「指導者は、格闘家として戦って、賞金を受け取ることがなければアマチュアである」という理屈でプロ批判を退けていた²²。

新たなクラブ開設の際にも、明らかに「商業目的」でのクラブの開設申請は退けられたように²³、FFJJ は断固としてアマチュアリズムの姿勢を貫いていたのである。

3. フランス柔道柔術連盟の柔道指導に関する組織と指導者

FFJJ が成立した 1 年後の 1947 年 11 月 9 日、ジャン・ド・エルトゥの呼びかけのもとにフランス有段者会 (Collège des Ceintures Noires de France、以下、有段者会) が結成された²⁴。

有段者会の役割の 1 つは、有段者向けの技術研究や練習を行うことであった。もともこの会は川石が有段者を集めてより高度な技術を指導するためのものであったが、中心となった川石が日本へ帰国したことにより、有段者同士で結束して技術研究を行うために組織化された。1948 年版の『年鑑』では有段者会について「このアソシアシオンの目的は、もっぱら有段者で構成される技術委員会として、川石師範によってフランスの柔道に与えられたスピリットと形式をフランスの柔道のために守ることである」としている²⁵。こうした点は、メトード・カワイシを最も信奉した柔道家の 1 人であったド・エルトゥが結成を呼び掛けたことにも表れている。

のちに有段者会会長になるジャン＝リュシアン・ジャザランは、初段を取得して有段者会へ入会をする際に「深い喜び」を伴っていたと回想しているが²⁶、有段者すなわち黒帯を取得しないとメンバーになれないという条件を持ち合わせていたため、有段者同士の親睦を深める組織としても機能した。

また、昇段審査や段位を管理する組織でもあった。それまで段位認定の役割はほとんど川石 1 人に権限があったが、川石が不在であった間は、川石が出国前に任命した柔道家によって審査された²⁷。川石の復帰後しばらくは川石に昇段の決定権があったものの、1951 年末に来訪した講道館館長の嘉納履正の助言により、1952 年から昇段審議委員会がつくられた²⁸。

²² Marcelin, J.R., « La Qualite d'Amateur », *Judo*, Janvier 1950, No.1, pp.13-14.

²³ « Règlement Intérieur de la Fédération Française de Judo & Jiu-Jitsu », p.126.

²⁴ Brousse, *op.cit.*, p.263-264.

²⁵ *Judo International*, 1948, p.83.

²⁶ Jean-Lucien Jazarin, *L'Esprit du Judo*, Editions BUDOSTORE, 1993, p.17.

²⁷ Paul Bonét-Maury et Jean de Herdt, *op.cit.*, p.22.

²⁸ "Interview avec M.Bonét-Maury", *Judo-Press*, No.2 du 15 Novembre 1955, p.2.

有段者会の内規は公開されていなかったが²⁹、早川勝は『柔道』で、有段者会を以下のよう
に紹介している。

技術研究と相互親睦の目的である。この団体の理事は古参の代表者が当たっている。有
段者会の会長は、右の連盟の理事になって、両団体の連携をとる様になっている。更に、
昇段審査機関として川石七段が独立の立場に居る。仏政府は、同国内に於ける柔道の段
位は川石七段の発行する者に限ると定めている由である。同七段は、独断の弊に陥るこ
となき様、若干名の顧問を設けている。³⁰

次項で説明する連盟の指導者試験審査委員会には、連盟からの代表者とともに有段者会か
らの代表者も含まれていた。このように当初は連盟と有段者会は相互に連携をしながら表
裏一体でフランス柔道界の運営に務めていた。FFJJ 機関誌は、「フランス柔道柔術連盟およ
び有段者会」の機関誌であったし、同誌の表紙裏にはフランス柔道柔術連盟の役員が、裏表
紙裏には、有段者会の役員が掲載されていて、例えばフランス柔道柔術連盟会長のポール・
ボネ=モリは、1952 年まで有段者会の副会長に就いていた³¹。

だが、IJF の結成以降、スポーツ競技連盟としての FFJJ が国内だけでなく国外にも活動範
囲を広げていくなかで、有段者会は次第に単なる FFJJ 内の技術委員会と段位管理組織とし
ての色合いを示すようになってくる³²。

1952 年まで川石は、有段者会で有段者向けの講習を有料で行い、川石はそこから分担金
を得ていた³³。フランス柔道クラブにおいて、有償で柔道指導を行う制度を確立していた川
石は、そのシステムを FFJJ 内の、すなわち全国的な指導講習にも導入していた。

川石は戦後にフランスに戻った 1949 年から、夏のバカンスの時期に、スペイン国境に近
い大西洋岸の保養地ビアリッツで研修会を行っていたのだが、これも有料で行われた。1952
年のビアリッツ研修会を例にとると、参加費は 1 人につき 1 日 750 フランと定められ、登
録料と保険料で 1 人につき 400 フランの支払いが義務づけられている。期間は 8 月 1 日か
ら 8 月 16 日の 16 日間で、「9 時から 10 時」、「10 時から 11 時」、「11 時から 12 時」、「16 時
から 17 時」、そして「17 時から 18 時」の 5 つのクラスに分けて行われた。研修内容は、柔
道や護身術、柔道向けの筋力トレーニングといった「川石師範の完璧な方法論の学習」から
なり、川石の講習や自由練習に加え、柔道に関する映像を流したりもしている。そして、研
修の最後には川石によりサインされた修了証が与えられた³⁴。

昇段・昇級審査もこの時に行われており、パリへ訪れる機会が限られている地方の柔道実

²⁹ *Judo International*, A.M.I., 1948, p.83.

³⁰ 早川「欧米漫遊記」『柔道』1951 年 11 月号、18 頁。

³¹ *Judo*, avril 1950, N° 4.

³² *Judo*, novembre 1954, N° 44, pp.1-3.

³³ *Judo*, mars 1952, No.22, p.5.

³⁴ *Judo*, avril 1952, No.23, p.14.

践者たちにとって自らの技術を向上させる非常に重要な機会となっていた³⁵。同時に、地方においても川石の存在感を強める役割を果たしていたといえるだろう。もちろん、研修会において全ての講習を川石 1 人で行っているわけではなかった。

1950 年代初頭からは FFJJ の活動を援助する日本人柔道家が、訪れるようになった。そのなかで最も有名な柔道家が 1950 年に来仏した粟津正蔵と、1953 年に来仏した道上伯である。粟津は、フランス柔道クラブ及び FFJJ の活動において、川石の助手として活動してもらうよう FFJJ から招聘された³⁶。来仏に際して、粟津は FFJJ 機関誌上で次のように FFJJ への協力を述べている。「仏国柔道が日本柔道を根幹とし更に川石師範の多年の御研究が加味され広範に指導されている事は現代の日本とは異なり之をよく研究し皆様方と共に仏国柔道界の発展に尽くしたいと念願して居ります」³⁷。このように粟津は、FFJJ が「日本柔道を根幹とし」つつも、川石のつくりあげた「メトード・カワイシ」での指導を行っていることをよく理解したうえで自らも指導に就いていた。

1953 年にはボルドー柔道クラブが、FFJJ の同意を得たうえで「フランス南西部における柔道指導を確かなものにするために」、道上伯を招聘した³⁸。すでに 1952 年 10 月の連盟会議ではボルドーから日本人柔道家に指導に来てほしい旨の提案がなされており³⁹、柔道が急速に広がりつつあった地方の人々の柔道に対する意欲が表れている。道上も、粟津同様に栗原から推薦を受けた十分な実力のある柔道家であった。

このように FFJJ は、さまざまな組織や制度を整備しながら、川石酒造之助と彼の作り上げたシステムを技術的あるいは精神的支柱にした「パリ柔道」で、あらゆる実践者の統合を進めていくのである。

第 2 節 「パリ柔道」の地方への拡大

1. フランス柔道柔術連盟による地方の柔道の包摂

フランス柔術クラブや「メトード・カワイシ」とは直接的な関わりもたずに柔道を実践していたクラブや柔道家も、FFJJ 設立後はその統合の動きに組み込まれていき、FFJJ に加盟していった。

CNMA で柔道指導を行っていた滝安トシオは、1944 年に在マルセイユ日本総領事の高和博らとともにフランス最南部の都市ペルピニャンに着いていた⁴⁰。滝安はペルピニャンでも柔道指導を始め、生徒が集まった。日本人の引揚げが始まる 1946 年まで滝安はそこで指導

³⁵ Brousse, Michel, *Le judo, son histoire, ses succès*, Éditions Liber, 1996, p.134.

³⁶ *Judo*, février 1950, No.2, p.10.

³⁷ *Judo*, septembre 1950, No.7, p.2.

³⁸ *Judo*, janvier-février 1953, No.28, p.11.

³⁹ *Judo*, octobre-novembre 1952, No.27, p.12.

⁴⁰ 「マルセイユ在留邦人健在」『朝日新聞』東京朝刊 1944 年 12 月 10 日、1 頁。

を続け、これがペルピニャン柔道クラブとなった。滝安が引き揚げたのち、教え子の1人であったレイモン・トマが、ペルピニャンのスポーツクラブ、レオ・ラグランジュ会館に柔道部門を創設し、このクラブは1947年4月にFFJJの認可を受けた⁴¹。

ペルピニャンの教え子だけでなく、CNMA時代の滝安の教え子のなかにも柔道を続ける人々がいた。ロジェ・ヴェルニュはCNMA時代に非常に熱心に練習をしていたため、しばしば滝安の講習の助手を担当しており、43年4月に行われたヴィシーのデモンストレーションイベントにも参加している⁴²。1943年3月にCNMAがジョアンヴィルに移設されると、ヴェルニュはフランス柔術クラブに加盟して指導を受けた。そして、1943年7月にはパリ13区ゴブラン通りにあった首都交通スポーツ連合（Union Sportive Métropolitaine des Transports）のレスリングクラブに柔術部門を設置した⁴³。

スペイン国境にほど近いフランス南西部のポーでは、CNMA出身の人々によって柔道が実践されていたが、その後体育スポーツ地域センター（Centre régionaux d'éducation physique et sportive）⁴⁴の指導員としてやって来た栗色帯（1級）のジョルジュ・ルローが指導を行うようになり、さらにその後パラシュート部隊から復員したアンリ・ビルンボームが、そのクラブで技術指導部長に就いた⁴⁵。他にもCNMA出身のエミール・ガレシエが弟のレーヌ・ガレシエとともに、フランス東部の都市ブザンソンに柔道クラブを開くなど⁴⁶、CNMA出身の人々が各地で柔道指導を行っていたことが確認できる。

1942年11月にフランス全土が占領下に置かれることになった際にパリを離れ、ヴィシーで警察官向けに柔道研修を行ったロベル・ソヴニエルの教え子たちのなかにも各地で柔道指導を続ける動きがあった。ソヴニエルの教え子たちは警察官であったため、警察組織で柔道指導を行った。例えば、ジャン・ザンは、1945年に自身が配属されていたマルセイユ警察内に道場を作り、その後独立して自らの柔道クラブを立ち上げている⁴⁷。ザンとともにヴィシーの研修にマルセイユ警察から派遣されたアントニーニも、警察で指導したが、彼は警察スポーツ協会（Association Sportive Police）のクラブを立ち上げて活動を行った⁴⁸。ザンは1946年5月28日に、アントニーニは1947年6月25日付でFFJJより黒帯を授与された⁴⁹。

他にも、1945年5月にはトゥールーズのジル・モーレルが、県警察スポーツ協会の柔道部門を、トゥールーズ出身の水泳選手アルフレッド・ナカシュにちなんで名付けられたナカ

⁴¹ *Judo International*, 1948, p.114.

⁴² *Éducation générale et sports*, Mai 1943, No.12, p.24.

⁴³ *Judo International*, 1948, p.104.

⁴⁴ ヴィシー期に設置されたCREGSが改組されるかたちで戦後になっても引き続き置かれていた。

⁴⁵ *Judo International*, 1948, p.113.

⁴⁶ *L'Impartial*, 15 décembre 1950; p.5.

⁴⁷ *Judo International*, 1948, p.89.

⁴⁸ *Ibid.*, p.88.

⁴⁹ Thibault, *op.cit.*, 1966, p.65.

シュ体育館に開設した⁵⁰。同じくソヴニエルの研修出身であるピエール・ランデシュベリは、当初はモーレルの指導の補佐を行っていたが⁵¹、1947年に独立してオランポ柔道クラブをつくった⁵²。モーレルはその後FFJJより初段を授与されるが、ランデシュベリが創設したオランポ柔道クラブは異なるかたちで、フランス柔道界において際立った活動を行うようになる。

このように地方では、それまでフランス柔術クラブとは直接的につながることなく活動していた柔道クラブも、FFJJ創設直後から加盟していった。表3には戦後にかけてのFFJJによる地方クラブの包摂を図示した。表4にあるように、とりわけ警察関係の組織に開設されたクラブが多かった。ジュールとクレマンは、フランスの地方における柔道の定着に関して警察の役割が大きかったことを指摘しているが、それはヴィシー政権期の警察組織で各地の警察官を集めて行われたソヴニエルの研修が、地方とりわけフランス南部の都市で指導を行う柔道家を養成したことによるものであったと考えられるだろう。実際、後述するように、ソヴニエルの地方の柔道普及に果たした役割は小さいものではなかった。

2. フランス柔道柔術連盟による地方への拡大

1948年FFJJの草創期は、パリと地方の間で柔道普及の程度の差が非常に大きかった。例えば1948年版の『年鑑』で紹介されたものを数えると、フランス本土の50のクラブのうち、パリ市内だけで25のクラブが存在し、半数をパリ市内で占めている。また、当時のパリ地域圏⁵³にあたるセーヌ県（パリ市を除く）とセーヌ＝エ＝オワーズ県、セーヌ＝エ＝マルヌ県といったパリ郊外には、合わせて7つのクラブが存在した。そして、残り18のクラブが全国各地に点在していた⁵⁴。

中央集権的な管理体制を敷いてメトード・カワイシによる柔道普及を目指したFFJJは、こういった場所にパリから指導者を派遣して講習を行ったり、昇段試験を実施したりして、少しずつ柔道指導者を養成していった。また、新たなクラブを開く際に指導者はFFJJの認可が必要とされたが、その際にFFJJは「未開拓の地域に施設を創設することによって柔道柔術の普及を促進する」ようにクラブの場所を検討した⁵⁵。フランス全土にまんべんなくクラブが置かれるように、FFJJは計画的に指導者の養成、クラブの開設を進めたのであった。

こうしたFFJJの努力によってクラブ数は激増し、1950年版『年鑑』ではフランス全土に

⁵⁰ *Judo International*, P.119.

⁵¹ Julhe, Samuel et Clément, Jean-Paul, « L'implantation Locale des arts martiaux Japnais en France étude comparée des cas Strasbourgeois et Toulousain (1945- 1964) », *Stadion*,33(1), 2007, p.153.

⁵² *Judo International*, 1948, p.118.

⁵³ 現在のイル＝ド＝フランス地域圏であるが、現在も旧称で呼ぶフランス人は多い。

⁵⁴ « Salles d'Etude Françaises », *Judo International*, 1948, pp.85-122.から算出。

⁵⁵ « Règlement Intérieur de la Fédération Française de Judo & Jiu-jitsu », *Judo International*, 1948, p.126

少なくとも 173 のクラブが存在したことが明らかになっている。創設年が明記されているクラブのうち、1949年に創設されたとされるクラブは43にもものぼる⁵⁶が、これは、1948年11月末にフランスに復帰した川石が多くの柔道家に黒帯を追認したことで指導者が激増し⁵⁷、クラブの開設が相次いだためであると考えられる。

1948年版『年鑑』と1950年版『年鑑』を比較すると、2年間でパリ-地方間の格差が小さくなっていることもわかる。1950年版『年鑑』にはフランス全体（植民地は除く）のクラブのうち、パリのクラブは33と全体のわずか19%にとどまっている。そのなかで指導者が明らかになっている29のクラブのうち、25のクラブで川石あるいは川石の直弟子が技術指導者を務めている⁵⁸。

一方で、セーヌ県やセーヌ＝エ＝オワーズ県、セーヌ＝エ＝マルヌ県といったパリ市を取り囲むパリ地域圏にあたる地域には、パリ市内を除くと44のクラブが存在しており、1948年版『年鑑』の数字から4倍になっていることがわかる。そのなかで、クラブの指導者が明らかになった32のクラブのうち半数以上の18クラブは、川石の一番弟子世代の1人であるジャン・ド・エルトゥの教え子すなわち川石の孫弟子が技術指導者であった。また、地方でも同じようにアンリ・ビルンボームやアンドレ・ノケ、ロジェ・ピッケマル、ギー・ペルティエ、ロベル・ソヴニエルなどの川石の直弟子世代のさらに弟子たちが、この時期のフランスで各地にクラブを開設していった。これには後述するように、新たなクラブが開設される際にフランス全体への柔道の普及を考慮して開設場所を認めていたFFJの方針が関係している⁵⁹。新参の柔道指導者である川石の孫弟子世代は郊外や地方にクラブ開設の新たな場所を求めたのである。

1950年を最後に『年鑑』はつくられていないが、FFJ総会への代表出席状況を見ると、1954年総会ではパリ市内のクラブの参加は全体の17%にとどまっている⁶⁰。表5のように、1947年に約4,000人であったFFJ登録人口が1952年には約18,500人、1956年には25,128人に増加しているが⁶¹、この柔道人口の増加はフランス全土に及んでいたということが出来る。

さらに、柔道クラブの指導者が誰の指導を受けていたのかを調査することで、川石の教え子たちの普及活動のありようがより詳細に明らかとなる。『年鑑』では、各クラブの沿革や技術指導者、練習日などといった情報を紹介しているページがあるが、それぞれの技術指導者が誰の指導を受けて要請されたのかが明記されている。例えば、1948年版『年鑑』のト

⁵⁶ « Club de France », *Judo International*, 1950, p.229-287.から算出。

⁵⁷ Claude Thibault, *Un Million de Judokas, Histoire du Judo Français*, Éditions Albin Michel, 1966, pp.57-62.

⁵⁸ « Club de France », *Judo International*, 1950, p.229-287.

⁵⁹ « Règlement Intérieur de la Fédération Française de Judo & Jiu-jitsu », *Judo International*, 1948, p.126.

⁶⁰ *Judo*, Décembre 1954-Janvier 1955, No.45, p.7.

⁶¹ Brousse, *op.cit.*, p.273.

ウールズのオランポ柔道クラブの、指導者であるピエール・ランデッシュベリが「ソヴニエルの教え子」であることが紹介されている⁶²。ここでのソヴニエルのように、各クラブの指導を教えた柔道家を便宜的に「大指導者」とする。この「大指導者」に関して、ここでは1950年版『年鑑』において大指導者に挙げられた柔道家の全体に占める割合「普及度」として算出し、パリ地域圏と地方のデータを比較した⁶³。

パリを含むパリ地域圏の割合を示した表6は、川石の43.2%で圧倒的に高く、次いでド・エルトゥが18.2%となっている。先述したように、パリは川石の直弟子が早い段階でクラブを開設しており、パリ以外のパリ地域圏においてはド・エルトゥの普及度が高いことを表7は示している。

しかし、表7のようにパリ地域圏以外の地方では、大指導者が明らかな67クラブのうち最も多いのは川石の23.1%で次点がソヴニエルの14.9%である。

上述したように地方では孫弟子たちが多いため、パーセンテージが割れるものの、占領期に南部で活躍したソヴニエルの普及度が高いことがわかる。そこで、南フランス⁶⁴に限定して見てみると(表8)、川石が20.8%、ソヴニエルが15.2%とその差はさらに接近しており、ヴィシー期のソヴニエルの教え子でもあるジャン・ザンの数字も合わせた数値は22.2%と、川石の数字を超えることになる。

この数値はソヴニエルが南仏における柔道普及の一大拠点として機能していたことを示している。占領期にパリを離れたソヴニエルが、ヴィシーの警察組織で行った柔道指導研修は、ヴィシー政権によって執り行われたものだったが、結果的には南仏における初期の柔道クラブの増加に一定の役割を果たしていたといえる。

このように、FFJJは戦略的に柔道普及を進めてはいたものの、それは必ずしもパリから各地方に、単純な放射状に広がっていくわけではなかったのである。

⁶² *Judo International*, 1948, p.118.

⁶³ 大指導者を2人挙げている場合は、それぞれ指数を0.5として計算し、3人挙げている場合は0.3とした。そのため、合計が100%にならないこともある。

⁶⁴ ここでは一般的に「ル・ミディ (le Midi)」と呼ばれる現在のアキテーヌ地域圏、ラングドック＝ルシヨン地域圏、ポワトゥー＝シャラント地域圏、ミディ＝ピレネー地域圏、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール地域圏、ローヌ＝アルプ地域圏を南フランスとした。

表3 第二次世界大戦期の南仏の柔道と戦後のFFJJによる包摂

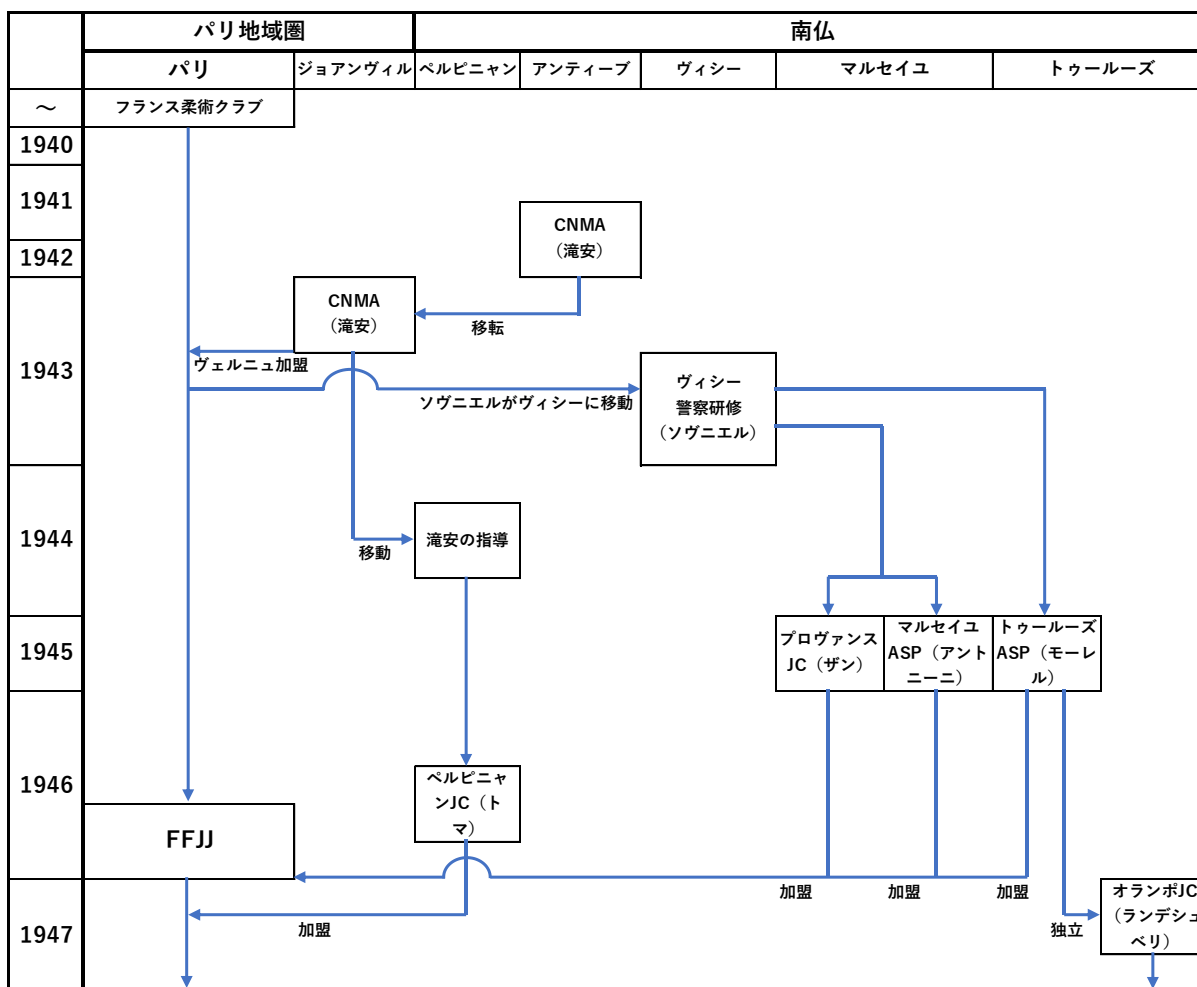


表4 1948年版『年鑑』の地方クラブ

	クラブ名	母体・後援	コミュニオン	県	創設年
1	アンティープ剣術格技軍事学校	軍事学校	アンティープ	アルプ＝マリティーム	1945
2	リド柔術クラブ	フィットネスクラブ	ニース	アルプ＝マリティーム	1947
3	ポワティエ警察道場	警察	ポワティエ	ヴィエンヌ	1946
4	オランボ柔道クラブ	—	トゥールーズ	オート＝ガロンヌ	1947
5	オート＝ガロンヌ県警察ASP柔道部門	警察	トゥールーズ	オート＝ガロンヌ	1945
6	ヴォルタ道場	—	トロア	オーブ	1946
7	ボルドー柔術クラブ	警察	ボルドー	ジロンド	1945
8	ルーアン柔術クラブ	警察	ルーアン	セーヌ＝アンフェリウール	1946
9	ボナルバンガロースタジアム柔道部門	スポーツクラブ	モンベリアル	ドゥー	1947
10	リール柔道柔術クラブ	スポーツクラブ	リール	ノール	1946
11	1区警察局長柔道部門	警察	ルーベ	ノール	1946
12	ASPカレー柔道部門	警察スポーツ協会	カレー	パ・ド・カレー	1947
13	ポー柔術クラブ	体育スポーツ学校	ポー	バス＝ピレネー	—
14	レオ・ラグランジュ会館柔道クラブ	スポーツクラブ	ベルビニャン	ピレネーオリアンタル	1947
15	マルセイユ柔道クラブ	—	マルセイユ	プーシュ・デュ・ローニュ	—
16	マルセイユ柔道クラブASP柔道クラブ	警察スポーツ協会	マルセイユ	プーシュ・デュ・ローニュ	1944
17	プロヴァンス柔道クラブ	(警察)	マルセイユ	プーシュ・デュ・ローニュ	1945
18	ティオンビル柔道クラブ	—	ティオンビル	モゼル	1947

表5 柔道実践者概数とFFJJ加盟者数の推移 (Brouse, 2005, p.273 及び Chantelat & Tétart, 2007, p.21)

年	実践者概数	年	実践者概数	年	FFJJ加盟者	年	FFJJ加盟者
1936	50	1941	—	1946	—	1951	—
1937	—	1942	—	1947	4000	1952	18500
1938	100	1943	400	1948	—	1953	19100
1939	—	1944	1500	1949	5500	1954	22259
1940	—	1945	—	1950	7542	1955	24052

表6 パリ地域圏における大指導者ごとの普及度

地域	パリ地域圏 (63)				
	川石	ド・エルトゥ	ボージャン	ソヴニエル	その他
%	43.3	18.2	6.8	2.3	29.2

表7 地方における大指導者ごとの普及度

地域	地方 (67)					
大指導者	川石	ソヴニエル	ド・エルトゥ	ビルンボーム	ザン	その他
%	23.1	14.9	8.2	5.6	3.7	44.3

表8 南仏における大指導者ごとの普及度

地域	南仏 (36)					
大指導者	川石	ソヴニエル	ノケ	ビルンボーム	ザン	その他
%	20.8	15.2	12.5	9.7	6.9	30.5

3. 地域リーグの組織化

柔道の地方への拡がりを受けて、FFJJ は運営を円滑にするべく 1952 年から FFJJ の傘下に地域ごとのリーグを組織することを計画した。主な活動は大会などのイベントや昇段試験の開催、あるいは地域で生じた諍いの調停などであった。多くの地方クラブは FFJJ 理事会の意見に好意的であったものの、トゥールーズとボルドーは自治を求めている⁶⁵。

リーグには主に FFJJ の理事が各地域の担当というかたちで配置された。フランス本土を 10 の地域に分け、それ以外に北アフリカにモロッコ、アルジェリア、チュニジアの各リーグにも FFJJ からの代表者を置いた。最初に設定された各リーグと、そこに派遣される代表役員は以下の表 9 のとおりである。

地域リーグの設置は、一見すると FFJJ が推し進める「パリ柔道」による統合政策とは相容れない地方分権化のように思われる。だが、各地域の代表者には FFJJ の役員幹部が就任した。つまりパリの FFJJ の意向が地方のリーグへダイレクトに伝えられる制度を FFJJ は整備したのであり、FFJJ が推し進めた中央集権体制をさらに強化することを目的としていたといえる。

1953 年 1 月 24 日の FFJJ 内の会議では、会長のボネ＝モリが、地方リーグ整備を困難にする行政的、法的、技術的な次元の複雑な問題を明らかにした⁶⁶。このころには、第 4 章で明らかにするように、とりわけ地方において足並みの乱れが見られるようになっていたのであり、それを受けた FFJJ による統合政策の強化策が地方リーグの設置であったといえよう。

⁶⁵ *Judo*, octobre-novembre 1952, No.27, p.12.

⁶⁶ *Judo*, janvier-février 1953, No.28, p.11.

表9 地域リーグと代表 FFJJ 役員

地域	代表FFJJ役員
イル＝ド＝フランス、ノルマンディー	ボネ＝モリ、カルリエ
アルザス、ロレーヌ	ブーシュ
サヴォワ、ドーフィネ	ラジュネス、ゲラー
プロヴァンス	ゲラー
ブルターニュ、アンジュー	モト
ブルゴーニュ、フランシュ＝コンテ	ガレー
トゥレーヌ、ポワトゥー	ド・ロッカ＝セツラ
ラングドック	ジャザラン
フランドル、ピカルディー	ボルシ
ギューエンヌ、ガスコーニュ	ジャザラン
モロッコ	ボネ＝モリ、ジャザラン
アルジェリア	ボネ＝モリ
チュニジア	ゲラー

第3節 柔道指導者の国家免許実現に向けたフランス柔道柔術連盟の働きかけ

パリを中心に柔道が広まっていき、柔道指導者で生計を立てられるという実態が知れ渡るにつれ、柔道に関する知識が不十分でありながら、収入を目的に柔道指導を行う人々が現れ始めた。FFJJ 会長のボネ＝モリは、フランスにおいて柔道が普及したことによって、「曖昧な技を頓珍漢に寄せ集めて指導する多くの『自称』柔道指導者の出現を促した」としている⁶⁷。

このような柔道に関する知識や経験のない「偽指導者」が現れたことで FFJJ にとって重大な問題が生じた。それは、「偽指導者」のクラブに生徒が入ってしまうと FFJJ 加盟クラブ及びその指導者が不利益を被ること、不十分な技術や知識によって安全上の問題が引き起こされること、そしてそれにより FFJJ が目指す柔道普及の活動が妨げられることであった。しかし FFJJ は、そこに加盟する柔道指導者の管理を行うことはできたものの、FFJJ に加盟していない、あるいは柔道経験すらない「偽指導者」に対しては、いかなる措置をとることもできなかった。

こうして FFJJ は、1948 年から柔道指導者を規定するための運動に取り掛かった。FFJJ の目的は「何よりもまず柔道指導のペテン師を禁じる権能をスポーツ行政当局から得ること」であった⁶⁸。すなわち、「偽指導者」を排除する法的裏づけを受けるべく、柔道指導を行う上での資格を裏付ける免状の交付を政府当局に求め始めたのである。

その頃、1948 年 2 月にスキー指導に関する法律と山岳ガイドに関する法律が成立してお

⁶⁷ Bonét-Maury et De Herdt, *op.cit.*, p.7.

⁶⁸ Marcelin, J.R. , « Vers le diplôme de professeur de judo ? », *Judo*, Janvier 1950, No.1, pp.12-13.

り、スキーと山岳の指導にはこれらの法律で定められた免状を所持することが義務づけられた。この背景には、スポーツの指導によって生計を立てる人びとが増えつつあるなかで、そうした指導者が所得の申告をせず、税負担の不公平が生じているという問題があった。この問題と、スポーツの専門知識や技術のない指導あるいは競技力向上にのみ重点化した指導によって生じる安全上の問題とが相まって、政府はスポーツの指導現場への積極的な介入を始めたのであった⁶⁹。

FFJJとしては、柔道も同じ理由で指導者資格を規定し、法的な裏付けのある国家免許制度を導入することができると考えた。そこでFFJJにとって重要だったのは、フランスにおける柔道の「精神的・技術的な統一性を失われることなく実行されなければならない」ということであった。FFJJは国の法律によって規定された免許を目指しつつも、それは「何千ものあらゆる段階の柔道家を育成することを可能にした」FFJJの方法による柔道指導を前提としていた⁷⁰。つまり、「川石式」柔道を推進しつつ国家免許を創設することをFFJJは目指していたのである。

1949年10月29日の総会で、FFJJは、柔道指導者免許に関して、行政当局であるスポーツ総局に提出する原案を承認した。そこでは、「柔道は柔道柔術連盟の道徳的、技術的管理下にある」として、国家免許にするうえでの「指導者資格免許試験」や「新たな道場開設」に関する規程をFFJJは自ら考案し、スポーツ総局に提出したのである。

その文書を見ると、国家免許制度に向けたFFJJの基本方針を見て取ることができる。FFJJの内部規約における指導者に関する規程（第38条から第41条）と提出文書を比較すると、資格取得の条件や手続きに関してはほとんど同じ文章である。取得条件で異なっているのは「21歳以上であること」という制限が設けられたこと、提出書類に「(受験者の)指導者の氏名」を示すことが求められたのみである。また、道場やクラブの開設に際した事前審査についてもその規定が記載されており、ここでも「未開設の地域に創設することで柔道柔術の普及を促進することができるクラブ」の解説については奨励されていたものの、明らかに商業目的のクラブに対しては拒否できるとしていた⁷¹。つまり、FFJJはすでに実施していた指導者の規程をベースに、それを国家免許に応用することを考えていたのである。

また、FFJJが提案した審査委員会の構成に関しては、委員は全部で9人以上とされ、そのうち「3人までは国民教育スポーツ省の代表者」、「1名のFFJJ会長あるいは会長と技術指導部長によって指名されたFFJJ代表」、「受験者の指導者を含む柔道指導者3名」、「2名のアマチュア有段者」、「2名の医師免許を持つ柔道家(有段者が望ましい)」とされた⁷²。国家免許である以上、担当省庁の人員を審査プロセスに置くというのは当然と思われるが、それも最大3名としており、基本的にはFFJJの関係者が国家免許の審査を実施するつもりであった。

⁶⁹ 齋藤、前掲書、219頁。

⁷⁰ Marcelin, J.R., « Vers le diplôme de professeur de judo ? », *Judo*, Janvier 1950, No.1, pp.12-13.

⁷¹ « Le diplôme de professeur », *Judo*, Juin 1952, No.25, p.13.

⁷² *Ibid.*, p.13.

ちなみに、FFJJ 代表を指名する「技術指導部長」は川石酒造之助であり、彼が関与する可能性も依然として残されていた。また、あえてアマチュア有段者の人数枠を審議過程に設けている点は、FFJJ が受けていたプロ批判を意識しているようにも思われる。このように、FFJJ 案の審査委員会の構成をみると、免許実現に向けた現実的な配慮をしつつも、指導者の決定プロセスにおいては FFJJ の主導権を残していくことを目指したのであった。

ところで、FFJJ は柔道指指導者免許への関心をさまざまな場面で見せていた。各国の柔道事情を集めて紹介した 1950 年版『年鑑』では、フランスの現状についてボネ=モリが述べており、「政府の免許がフランスの指導者に対して国民教育省から交付されなければならない」と強調している⁷³。また、1951 年 12 月に FFJJ が主管となってパリで開催したヨーロッパ選手権大会期間中に、日本から招待した講道館柔道使節団と行った会談では、FFJJ 役員が「柔道指導者の国家免許は存在するのか」という趣旨の質問を投げかけている。これに対して講道館からは、「いかなる免許も存在せず、教えることは自由である。だが、日本では初段ですらない指導者によって柔道の講義がなされると考える人などいない」と回答している⁷⁴。このように、柔道指導者の国家免許は、FFJJ にとっての最重要課題の 1 つとなっていた。

1952 年 4 月、「柔道指導と道場開設に関する法律案」が、ジャック・デビュ・ブリデル議員によって共和国評議会に提出され、1952 年 4 月 10 日に国民議会に移送された。同法案は、登山やスキー、そして 1951 年 5 月に成立した水泳に関する法律と同様に、そのスポーツの指導と指導のための施設を規定する法律であった。同法案は国民議会の教育委員会で審議され、11 月 28 日に報告書が国民議会に提出された⁷⁵。こうして、指導者免許に向けた FFJJ の積極的な活動は、成功を取めたかのように思われた。

第 4 節 「パリ柔道」の海外進出

FFJJ による柔道普及活動は、フランス本土にとどまらなかった。初めに当時のフランス植民地、続いて周辺のヨーロッパ諸国やそれ以外の国々にフランス人柔道家が渡って、「メトード・カワイシ」の柔道を指導した。本節では、世界各地に及んだフランス人による柔道普及活動の事例をとりあげ、フランスを基点とした新たな柔道伝播のルートを示すことを試みたい。

1. フランス植民地

1946 年 10 月の第四共和政憲法で、「フランス連合」という国家形体を形成した。これは

⁷³ Bonét Maury, Paul, « Le judo français », *Judo International*, Éditions A.M.I., 1950, p.222.

⁷⁴ « Entretiens avec le Kodokan », *Judo*, Janvier-Février 1952, No.21, pp.5-6.

⁷⁵ 齋藤、前掲書、226-228 頁。

本国・植民地、保護領に平等な権利と義務を与えるものであり⁷⁶、FFJJの規約も「フランス及びフランス連合内において」適用されるものであった⁷⁷。

(1) フランス領インドシナ

フランスは、1941年に結成されたベトナム独立同盟（ベトミン）と1946年3月6日に暫定協定を結び、ベトナムをインドシナ連邦とフランス連合に帰属する共和国として認めるものであった。だが、完全独立を要求していたベトナムに対し、フランスはフランス連合内での自治を認めるにすぎなかった⁷⁸。

インドシナでは軍人による柔道実践が小規模ながらも1946年にはすでにベトナムのサイゴン⁷⁹で行われていた⁸⁰。ここで中心的に活動していたラルイ少佐が1947年2月にサイゴン柔道クラブをつくった。1949年からはフランス柔道クラブ出身のファン・ダン・カオ、続いてベルナル・ゾンカが指導を行った。1948年にはサイゴン・チョロン植民地大隊柔道サークルがつくられた。ここでは元々アンティープ校の生徒であったウスロ主任曹長が指導を行い、ローラン・ドラングジュがこれを補佐した⁸¹。

ドラングジュは、1944年に川石の直弟子の世代であるジャック・ラグレーヌやギー・ペルティエのクラブで柔道を始めた。1948年にはフランス軍人選手権で4位になり、サイゴンに配属される直前の1949年6月に初段に認定されていた⁸²。

1950年5月のFFJJ機関誌にはベトナムにおける柔道の様子を伝えたドラングジュの書簡が掲載されているが、サイゴンでの指導が順調にはいかなかったことが次のように伝えられている。「これらの道場はとりわけ兵士によってよく利用され、いつも不作法なこの者たちは、何日間も連続的に稽古することはもはやできない。それでも、柔軟な技法に魅了され、彼らが復員によって首都のクラブの一員になるであろうことを我々は疑わない」⁸³。11月号にも報告を伝えているが、そこでは「あらゆる大都市には道場があり、たいいてい場合は軍人に管理されている」ことを伝えたうえで、「ハイフォン⁸⁴のブシエル、フエ⁸⁵のマゼリエル。

⁷⁶ グザヴィエ・ヤコノ、平野千果子訳『フランス植民地帝国の歴史』白水社、1998年、156頁。

⁷⁷ « Statuts de la Fédération Française de Judo et Jiu-Jitsu », *Judo International*, A.M.I. Paris, 1948, p.131.

⁷⁸ ヤコノ、前掲書、159頁。

⁷⁹ 現在のホーチミン市にあたるベトナム南部の都市。

⁸⁰ *Judo International*, 1948, p.123.

⁸¹ *Judo International*, 1950, p.286.

⁸² *Judo*, 1954, No.40, p.15.

⁸³ *Judo*, mai 1950, No.5, p.22.

⁸⁴ ベトナム北部の都市。

⁸⁵ ベトナム中部の都市。

サイゴンには3つの道場」があるとして、次第にクラブ数を増やしつつあることを伝えている。さらにドラングは、「(カンボジアの) プノンペンにも私の指導のもと柔道に目覚めます」と述べており⁸⁶、カンボジアへの指導も行う旨を報告していた。

1950年版『年鑑』には他にもダラットの2つのクラブが紹介されている。1つは1949年8月につくられたダラット機甲部隊指導センターの柔道クラブであり、アンリ・ビルボウムの教え子であるペクールが指導した。同クラブは、ベルナール・ゾンカの支援を受けており、サイゴン柔道クラブの付属クラブという位置づけであり、軍人にも市民にも利用された。もう1つは1949年9月につくられた在インドシナフランス体育スポーツ学校であり、ここもサイゴン柔道クラブに付属して、ファン・ダン・カオの教え子が指導を行った⁸⁷。

サイゴンを離れてカンボジアのプノンペンに渡ったドラングは、「当時は柔道が全く知られていなかった」プノンペンに定着した。もともと道場をつくろうと考えていなかったドラングであったが、「市民にせよ軍人にせよ、なによりも彼らの練習を続けることを望む多くの人びとに出くわし」、柔道クラブをつくった⁸⁸。

その後、日本人柔道家の進出があり、世界各地の柔道を伝える『柔道』の記事では、「仏人デラング((仏)初段)によって芽を生じた」カンボジアの柔道の様子が伝えられている。「(1950年に) 修行者八十名余のプノンペン柔道会が蘇炳煌、陳維錦の協力で組織され、小規模ながら現在のカンボジア柔道連盟の礎ともいべきものが発足した」⁸⁹。このデラングは Delange のローマ字読みであろう。

このように、フランス領インドシナでは、とりわけ「パリ柔道」を実践していたフランス軍人によって柔道が指導されていた。非常に短期間で各地に柔道クラブをつくったところは、FFJの普及方針と同様の特徴が表れている。

(2) フランス領アフリカ

第二次世界大戦前までに、アフリカには、アルジェリア、モロッコ、チュニジアのフランス領北アフリカ、セネガルや現在のマリであるスーダンなどを含むフランス領西アフリカ、コンゴなどのフランス領赤道アフリカ、国際連盟の委任統治領であったカメルーン、現在のジブチであるフランス領ソマリアなど広範囲にフランス植民地があった⁹⁰。

アルジェリアには、1947年1月にFFJが柔道を「そこで認知させるために」マルセル・ボノットが派遣され、アルジェにクラブを開設した⁹¹。1950年時点でアルジェにはもう1つ警察スポーツ協会のフランス人柔術サークルがつくられており、ここでは川石の指導をじ

⁸⁶ *Judo*, novembre 1950, No.9, p.31.

⁸⁷ *Judo International*, 1950, p.285.

⁸⁸ *Judo*, 1954, No.40, p.15.

⁸⁹ 「特集世界の柔道」『柔道』1963年3月号、19頁。

⁹⁰ グザヴィエ・ヤコノ、前掲書、90頁。

⁹¹ *Judo International*, 1948, p.123.

かに受けたロジェ・ピッケマルの、さらに教え子たちが指導を行った⁹²。他にもアルジェに続く第2の都市オラン近くのシーディ・ベル・アッベスというフランス外人部隊の駐屯地であった場所には、外人部隊柔道クラブがつくられており、ビルンボームの教え子のローラン・セニユリエが指導にあたった⁹³。アルジェリアと同様にオランも、FFJJにとってアルジェリアにおける柔道普及のための拠点として機能した⁹⁴。

1952年7月にはオランでベルナル・パリゼが研修会を行うことになったが、これに際してオラン周辺の柔道クラブについてFFJJ機関誌上で伝えられ、ベニ＝サフ、トレムセン、アイン・ティムシエントのクラブの活動が紹介されている⁹⁵。

モロッコには、初めにカサブランカにクラブがつくられた。1949年には川石の孫弟子世代の柔道家が、「モロッコに住み始めたフランス人が柔道続けるために」クラブをつくっており、1950年にはクロード・コラルがモロッコ柔道クラブをつくった。コラルはFFJJに招待状を送り、1951年3月にボネ＝モリや川石、粟津、それに有段者会の会長であったジャン・アンドリヴェが、モロッコのカサブランカで柔道の宣伝を兼ねて行われた大会に参加した。「川石氏が彼のメトードの素晴らしいデモンストレーションを行い、粟津氏は冷静に、順番に14人の相手を倒した。アンドリヴェとボネ＝モリはいつもの通り護身術を示した」⁹⁶。モロッコ訪問についてコラルは次のように報告した。

モロッコでは、メトード・カワイシが熱心実践されるようになったのはたった2、3年前からであり、柔道は、「ワノーノ先生」の柔道スタイルによるいい加減なエキシビションのせいで、まず初めに権威が失墜していた。彼は、運良く無くなりつつあった「世界チャンピオンや周辺のチャンピオン」といった類いに分類される者である。このようなひどい由来にもかかわらず、(モロッコには)既に約10近くのクラブが、カサブランカ(3クラブ)、ラバト、ウジダ、フェズ、タンジール、メクネスに存在する。これらのクラブはFFJJと直接つながっているが、その間にはあまり接触がなく、訪問の目的の1つはその状況を改善することである。カサブランカ到着の最初の日、訪問の最初の段階であったが、あらゆるモロッコのクラブを集めた情報交換会を行った。それにより、長時間の意見交換のなかで、深刻さもなくいくつかの誤解を晴らすことができたし、モロッコの柔道の状況における最初の共通イメージをもつことができた。また、今後の正しい発展を助けるために従うべき優れた指導に関して合意を実現させることもできた。

97

⁹² *Judo International*, 1950, p.283.

⁹³ *Ibid.*, p.287.

⁹⁴ *Judo*, septembre-octobre 1954, No.43, p.31.

⁹⁵ *Judo*, juin 1952, No.25, p.15.

⁹⁶ *Judo*, avril 1951, No.14, p.21

⁹⁷ *Ibid.*, pp.21-22.

1952年6月にはモロッコ柔道選手権が開催されているが、このときにはすでに「15ほどのクラブが存在し、8人の有段者と2人の栗色帯によって指導され」て、「約1000人の実践者がこれらのクラブに通っていた」。同大会ではジャン・ド・エルトゥとギー・コーキルが審判を行い、FFJJ副会長のジャン＝リュシアン・ジャザランが表彰を行った。同選手権大会についてFFJJへの報告を行ったコラルは、次のように大会の成功を伝えた。「これは柔道にとってすばらしいプロパガンダになったと思われる」⁹⁸。

1951年、モロッコにはFFJJの柔道リーグが置かれ、続いて52年にはアルジェリアにも同様のリーグがつくられている。FFJJがフランス本土内に地域リーグをつくるよりも前に、北アフリカにはリーグが形成されていた。これらがFFJJ地方リーグ創設の際にはリーグの1つとして位置づけられ、同じく北アフリカのチュニジアにもチュニジアリーグがつくられることになる⁹⁹。

同じくマダガスカルにも1951年8月にはFFJJマダガスカルリーグが設置された¹⁰⁰。また、フランス領西アフリカのセネガルには、1949年10月にはビルンボームの教え子であるベルティエによってダカール柔道クラブが発足していたし¹⁰¹、スーダンにも1953年に首都バマコに柔道クラブがつくられている¹⁰²。国連委任統治領のカメルーンには、ドゥアラの軍事キャンプに川石の教え子であるブルゴニョンによって1948年1月にカメルーン柔道クラブがつけられた¹⁰³。

このように、FFJJの柔道普及活動は、フランス本土を超えてフランス領にまで及んだのである。それはFFJJ加盟のフランス人柔道指導者が、現地へ渡り、クラブを形成し、「メトード・カワイシ」で柔道指導を行う、という本土における方法とほとんど同様であったが、植民地ではとりわけ軍人柔道家が機能していたのであった。

1954年初頭の時点で地域リーグとして、「アルジェリア」、「モロッコ」、「チュニジア」、「フランス領赤道アフリカおよびフランス領西アフリカ」、「インドシナ」、「マダガスカル」の6つがFFJJ傘下に形成されている¹⁰⁴。

2. ヨーロッパ諸国への普及活動

(1) スペイン

⁹⁸ *Judo*, septembre 1952, No.26, p.13.

⁹⁹ *Judo*, janvier-février 1953, No.28, p.10.

¹⁰⁰ *Journal officiel de Madagascar et dépendances*, 11 août 1951, p.1576.

¹⁰¹ *Judo International*, 1948, p.284.

¹⁰² *Journal officiel du Soudan français*, 1 octobre 1953, p.758

¹⁰³ *Judo International*, 1948, p.285.

¹⁰⁴ *Judo*, février 1954, No.38, p.25.

スペインのバルセロナには1951年1月にアンリ・ビルンボームが「スペイン柔道柔術アカデミー」を設立した。地元の新聞も「スポーツ欄で何度も柔道についてとりあげ」、「この新たなスポーツに関心を抱いていた」。1月5日にスポーツ新聞社の主催で行われたクラブの落成式は、フランスからジャック・ラグレーヌら3名の有段者が訪れ、試合や護身術の演武などが大々的に行われた。FFJも「スペインで唯一の『メトード・カワイシ』を指導する」クラブの誕生を大きく伝えている¹⁰⁵。

ビルンボームが訪れる以前のスペインでは、1947年ごろからサン・バルトロメという2段をもつペルー人が柔道指導を始めていたが「仕事が非常に忙しいため」十分ではなかった。1950年版『年鑑』には「外国の有段者が、彼らの情熱を満たしにやってくることを強く望んでいる…」と、指導者の来訪を待ち望むスペイン柔道の要望が掲載されていた¹⁰⁶。

ビルンボームも、「彼にはあまり生徒がおらず、不十分な設備で教えていました」と後述している。そこでビルンボームは、バルトロメの教え子の1人であるフェルナンド・フランコに、バルトロメの補佐をするように促したという。ビルンボームによると、フェルナンド・フランコは、「マドリードにおける真の柔道の紹介者」となった¹⁰⁷。バルセロナでは、ビルンボームが、マドリードではバルトロメがお互いに協力し合って活動していたようである。日本でも「スペインで柔道が始められたのは、第二次世界大戦後のことで一九五一年～二年ごろからであり、歴史は新しい。(…)ペルー人サレバルトロメー三段、フランス人ビルバーン四段の二人が始めたもので、五～六年間にわたって指導を続け、今日の基礎をつくった¹⁰⁸」と、彼らの果たした役割を評価している。スペイン選手権ではビルンボームの教え子が活躍し、「非常に美しい大会で、メトード・カワイシはその効果をまた証明した」¹⁰⁹と評された。1954年6月にはビルンボームの招待により川石がスペインを訪れており(図12)¹¹⁰、また、スペイン選手権ではビルンボームの教え子が優勝している。

(2) ルクセンブルク

ルクセンブルク大公国では、川石の直弟子の1人、ギー・ペルティエの教え子であるジャン・ピエール・エムが、1948年11月にエシュ柔道クラブを設立した。エムはパリから通って指導を行っていた。1950年版『年鑑』には、「有段者の不足が強く感じられるが、それでもクラブは、川石師範の柔道を知ってもらおうと熱意をもって稽古している」として、メト

¹⁰⁵ *Judo*, 1951, No.13, pp.8-9.

¹⁰⁶ *Judo International*, 1950, p.221.

¹⁰⁷ « Henri Birunbaum », Thibault, *op.cit.*, 2000, pp.38-39.

¹⁰⁸ 丸山三造『世界柔道史』恒友社、1967年、687-688頁。

¹⁰⁹ *Judo*, février 1954, No.38, p.29.

¹¹⁰ *Judo*, 1954, No.41, p.21.

ード・カワイシで指導が行われていることが紹介された¹¹¹。『世界柔道史』においても、フランス経由でルクセンブルクに柔道が伝わっていたことを紹介している。「柔道は一九四八年に、国境を接するお隣の大国フランスから伝わってきた。まず、エッシェ、ルクセンブルグ、エターブルックの三市に柔道クラブが開かれたのがそもそもの始まりである。従って、ルクセンブルグの柔道は、すべてフランス式に傾いている」¹¹²。1952年にルクセンブルク柔道連盟が結成され、1954年にはポール・ボネ＝モリらが訪れてデモンストレーションイベント等を行っている¹¹³。

(3) ベルギー

ベルギーで最初の柔道クラブは1945年にアントワープにつくられたとされているが、専門的な柔道指導者がいるわけではなく、手引書や雑誌などを見て知識を取り出していたので、技術に関して非常におおざっぱなままであった。そこで、ジョルジュ・ラヴィネとジャン＝マリ・ファリズは、隣国フランス・パリを訪れ、ジャン・ド・エルトゥの指導を受けた¹¹⁴。

1948年からはド・エルトゥがベルギーに赴き、新たなクラブの創設を促した。1949年にジャン＝マリ・ファリズやジョルジュ・ラヴィネらとともに、ド・エルトゥはブリュッセルで柔道連盟の創設を後押しし、7月9日にベルギー柔道柔術連盟（l'Association Fédérale Belge de Judo Jiu-Jitsu 以下、AFBJJ）が発足した¹¹⁵。AFBJJは最初にベルギーの首都ブリュッセルでフランコフォン¹¹⁶の柔道家のクラブを集めて形成された¹¹⁷。

ド・エルトゥはAFBJJの技術指導部長に就き、FFJJと同様の方法で柔道の普及を進めた。AFBJJ設立直後からド・エルトゥは、ブリュッセルで指導者養成と国際試合の準備のためのナショナル・トレーニングを始めた。これは高額な会費で行われたが、指導者になりたい柔道家や黒帯を取得したい人、国際大会を目指す人にとっては必ず参加しなければいけないものであった¹¹⁸。技術的側面だけでなく、制度的にもFFJJの方法を再現していたのである。

1950年版『年鑑』には、ベルギー国内でブリュッセル地域に10のクラブ、オランダ語圏のフランデレン地域に10、フランス語圏のワロン地域に7つのクラブがあることを紹介し

¹¹¹ *Judo International*, 1950, p.306.

¹¹² 丸山三造、前掲書、693頁。

¹¹³ *Judo*, 1954, No.41, p.24.

¹¹⁴ Groenen, Haimo et Terret, Thierry, « L'influence de la France dans l'implantation du judo en Belgique entre 1945 et 1953 », *Stadion*, 34(2), 2008, p.224.

¹¹⁵ *Judo International*, 1950, p.209.

¹¹⁶ フランス語を話す人。首都ブリュッセルはフランス語とオランダ語の2言語地域である。

¹¹⁷ Groenen et Terret, *op.cit.*, p.221.

¹¹⁸ *Ibid.*, p.225.

ている¹¹⁹。こうした FFJJ の方法を輸出したジャン・ド・エルトゥの活躍により、1949 年にわずか 200 人だった AFBJ の登録人口が、1953 年には計 3,000 人までに増加した¹²⁰。

1951 年の終わりに、パリでヨーロッパ選手権大会が開催される折、講道館から嘉納履正らを中心に、日本チャンピオンであった醍醐敏郎らを含む使節団がヨーロッパ諸国を訪問した。使節団の 1 人であった松本芳三は、著書『世界の柔道』で、ベルギーの大会を見物したことを記している。「ブリュッセル大会は『中央宮殿』と呼ばれる立派な会場で挙行された。(…) 観衆は約三千、(…) 落ち着きと品位を示す態度で一行を心から歓迎してくれた」¹²¹。同大会は嘉納履正ら一行の紹介に始まり、ド・エルトゥによる柔道の解説、ド・エルトゥと松本による「投の形」の演武、選手権試合、大学対抗試合、醍醐と松本による指導稽古など目一杯のプログラムで行われた。

ヨーロッパでは他にもオランダやスイス、デンマークへフランス人による柔道の輸出が行われていたことが明らかとなっている¹²²。

3. そのほかの国々への普及

カナダではメトード・カワイシを独学で学んだベルナール・ゴージェが、1949 年にカナダ柔道連盟を結成していた¹²³。翌年、モントリオールに渡っていたフランス柔道クラブのマルク・スカラが、カナダ柔道連盟に加入した。そのことを知った FFJJ は、スカラを「今日からカナダにおける「柔道」の正式な特派員に任命」した¹²⁴。

それまで独学で学び、日本人とのつながりもなかったゴージェは、メトード・カワイシを支持し、スカラがいるモントリオールまで教えを請いに通っていた¹²⁵。スカラとゴージェは、後述する 1952 年のパンアメリカン選手権に、カナダ代表で出場しており¹²⁶、また、ゴージェが結成したカナダ柔道連盟が同じく 1952 年に IJF に加盟することになる。

キューバには、ジャン・ド・エルトゥから指導を受けたベルギーのアンドレ・コリシュキエヌが 1951 年にキューバへ渡っている¹²⁷。コリシュキエヌは、ブリュッセルにクラブを開いていたド・エルトゥのベルギーにおける最初期の教え子であった¹²⁸。

¹¹⁹ *Judo International*, 1950, pp.210-220.

¹²⁰ Groenen, Haimo, "The Early Development of Women's Judo in Belgium from the Liberation to the late 1950s: Emancipation, Sport and Self-defense", *The International Journal of the History of Sport*, 29 (13), 2012, p.1823.

¹²¹ 松本芳三『世界の柔道』日本出版協同株式会社、1952 年、103 頁。

¹²² *Judo International*, 1950, p.292; Thibault, *op.cit.*, 1966, p.93; *Judo*, novembre 1954, No.44, pp.11-13.

¹²³ Glynn A. Leyshon, *Judoka : The History of Judo in Canada*, Judo Canada, 1998, p.44.

¹²⁴ *Judo*, février 1950, No.2, p.32.

¹²⁵ Glynn A. Leyshon, *op.cit.*, p.44.

¹²⁶ *Ibid.*, p.145.

¹²⁷ *Judo*, septembre 1951, No.17. p.29.

¹²⁸ *Judo International*, 1950, p.215.

1951年9月号のFFJJ機関誌には、キューバにおける柔道の状況についてコリシュキーヌが川石に送った報告が掲載されている。「設立から5か月、ハバナ柔術クラブは50名の会員を数える。4つの『サテライト』クラブがつくられ、コリシュキーヌの技術指導の下にある。現在、川石師範のメトードがキューバでは唯一教えられており、キューバの柔道連盟がまもなくできる」¹²⁹。コリシュキーヌはハバナにクラブをつくり、5か月の間にその「サテライト」を4つも設置していたのである。

1952年には第1回パンアメリカン柔道選手権大会をハバナで開催した。同選手権にはアメリカ、カナダ、アルゼンチン、ブラジルからの参加があった。53年には自らの指導者であるド・エルトゥをキューバに招待しており、ド・エルトゥは「キューバ柔道連盟のゴンザレス会長、国のメディアの大物の1人でもあるドミンゲス名誉会長が付き添って、スポーツ高等委員会のミランダ大佐より歓待」を受けた。こうしたコリシュキーヌの活動に対してFFJJは、「このコリシュキーヌは疲れ知らずのオーガナイザーで、彼によって中央アメリカのこの素晴らしい国で柔道のフランス方式が成功を収めることになったのである。昨年（1952年）の10月、最初のパンアメリカ選手権を組織したのは彼である」と評している。そして、「ジャン・ド・エルトゥの弟子のこの大きな成果は、大半はフランス柔道の成功ではなかろうか」と、FFJJの柔道が中央アメリカにまで及んだことを称えた¹³⁰。

本節でみてきたようにFFJJの主導による海外への柔道普及活動は、世界各地に及んでいた。これらは「メトード・カワイシ」を用いてフランス人柔道家によって行われたのであり、これまでの柔道伝播の通説的な理解に不足していた「日本人以外」による活動の一端を示すものであろう。とはいえ、これが可能であった同時代的な条件がいくつかあるだろう。1つはフランス植民地の範囲である。19世紀から20世紀初頭にかけて広がったフランス植民地帝国は、アフリカのみならず、中米やアジアにも及んだ。こうした植民地の広さは、そこにフランス人が赴くことを容易にしていたのである。次に、日本人柔道家が十分に進出していなかったことである。第二次世界大戦後に日本人柔道家の海外進出が本格化するのは、1960年以降であった¹³¹。60年以降はフランス人に指導を受けた各地の柔道を見た日本人柔道家による報告が『柔道』にも掲載されるようになってくる。日本人柔道家不在のなかで、フランス人による柔道伝播活動が行われていたのである。そしてさらに、川石と彼らの教え子たちは世界中にメトード・カワイシを広げようとしていたことが挙げられよう。教え子のド・エルトゥは、次のように語っている。

私は川石さんとともに私たちが東京に「フランス柔道の学校」の創設計画に関して活動していたことを明かすことができます。私たちは彼の柔道法を教え、講道館に迷惑をか

¹²⁹ *Judo*, septembre 1951, No.17. p.29.

¹³⁰ *Judo*, 1953, No.30, p.19.

¹³¹ 「海外へ初の柔道使節送る 外務省で神永5段ら」『読売新聞』1960年2月18日朝刊、9頁。

けないように、講習はフランス人指導者によってフランス語で行われるのです。私たちはヨーロッパ人、アフリカ人、中東、そして日本の生徒を期待していました。当時、フランスの柔道が現実世界に世界を席卷したことは忘れてはなりません¹³²。

表 10 には第二次世界大戦後から 1956 年までに FFJJ のフランス人柔道指導者が赴いた国や地域をまとめた。とりわけアフリカの旧植民地が多いが、これらの多くは脱植民地化の流れで続々と独立し、それぞれが FFJJ のリーグを基礎として柔道連盟を設立することになる。とはいえ、フランス人柔道家が渡った各地で、彼らがどれほど柔道普及に影響を及ぼしたのかについて、例えば柔道人口がどれほど増大したのかなど、具体的にフランス人の役割を実証するまでには至っていない。これに関しては現地の史料を検討する必要があると思われる、史料蒐集なども含めてこれからの課題である。



図 12 川石を囲むビルンボームとその教え子たち

¹³² « Jean de HERDT », Thibault, *op.cit.*, 2000, p.113.

表 10 1946-1956 年の間にフランス人柔道家が柔道指導に赴いた国や地域

旧 フ ラ ン ス 植 民 地	北アフリカ：アルジェリア、モロッコ、チュニジア
	西アフリカ：セネガル、スーダン（現マリ）、コート＝ジボワール
	赤道アフリカ：コンゴ、ウバンギ＝チャリ（現中央アフリカ共和国）
	ソマリア（現ジブチ）
	インドシナ：トンキン、アンナン、コーチシナ（現ベトナム）、カンボジア
	国連委任統治領：カメルーン
	マダガスカル
	アメリカ：グアドループ
ヨーロッパ	スペイン、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、スイス、ドイツ
アメリカ	カナダ、キューバ、チリ
オセアニア	オーストラリア

本章のまとめ

本章では、第二次世界大戦後の FFJJ による「パリ柔道」の普及活動を明らかにしてきた。FFJJ は、指導に関する規定などを中央集権的に定め、地方に柔道が普及していくように計画的にクラブの設置を促した。地方への拡大が進むと地域リーグも設置するが、これも FFJJ による統合政策の一環として機能するよう、FFJJ の役員幹部を各地域の代表に置いた。また、柔道指導者を国家免許にするための働きかけを FFJJ は 1948 年から開始していた。FFJJ は、すでにあった指導者規程を政府の認める免許に適用するかたちで働きかけを進め、法案審議が始まった。これも FFJJ による柔道の統合政策を強化する役割を期待されていたということができよう。他方で、ヴィシー期にはパリと異なる文脈で柔道を行っていた人々やクラブも、「パリ柔道」のもと統合していった。とりわけ、ヴィシーの警察組織で指導を行ったロベル・ソヴニエルの南仏における柔道普及への貢献度は大きいことが明らかとなり、単なる「中央から地方へ」という単線的なベクトルでは説明できない柔道の国内伝播の複雑な経路を示した。

第4章 国内柔道界の対立とその展開

本章では、第3章で明らかにした FFJJ による中央集権的な管理体制のもとで試みられたフランス全土への柔道の拡大が、地方で摩擦を引き起こし、それが柔道界に緊張関係をもたらしていくことになる過程を明らかにする。また、一方で、フランス人柔道家も国際的な交流を始めており、そうしたなかで講道館柔道の流入が始まる。どのような経緯で講道館柔道が流入し、それに対する FFJJ の反応はどのようなものであったのかを明らかにする。さらに、地方における摩擦はフランス柔道界全体を取り巻く対立・分裂を生み出していく。その展開をたどり、それに対して FFJJ がいかなる対応をとったのかを明らかにしていく。

従来的に、FFJJ 批判の要因、柔道界対立の争点とされてきた技術や指導をめぐる不一致であるがには、それは、国内の地域的、社会的なギャップと、FFJJ の方策が関連して機能していたのである。

第1節 地方から沸き起こるフランス柔道柔術連盟批判

1. パリと地方の格差

ブルッスは、1948年版『年鑑』に掲載された柔道家のリストを活用して、柔道家と職業グループの関係性を明らかにした。その調査によると、漁業や農業、土木業などは、フランス全体の割合に比べて極めて少ない。一方で、工業、商業、医療健康、公務員、警察・軍隊などはフランス全体の割合よりも高い(表11)¹。柔道が都市的なスポーツであったことの証左である。

また、フランス全体よりも数値が高い職業グループ(工業、商業、医療健康、公務員、警察・軍隊)のうち「経営者・幹部」だけを取り出してみると、いずれのグループにおいてもフランス全体の割合と比較して、「経営者・幹部」の割合が高い(表12)²。実践する時間だけでなく、高額なレッスン料を必要とした「パリの柔道」は、エリート向けの「高くつく」スポーツであった。これはすでに述べてきたように、富裕層を対象としてきた「パリ柔道」のあり方が反映されているといえる。

さらに、柔道を職業として、柔道指導のみで生計を立てることができた柔道家はパリに多かった。地方では、大多数の指導者が柔道以外の職業に就いていた。多くの柔道家が指導によって何らかの報酬を得ていたことは先述したとおりだが、なかにはボランティアで指導を行う柔道家もいた³。第3章の表4にもあるように、地方のクラブは警察を母体としたも

¹ Brousse, *op.cit.*, p.254.

² *Ibid.*, p.256.

³ *Ibid.*, p.286.

のが多く、それ以外にも地域の体育館など、既存の組織のなかで実践されることが多数であった。個人でクラブを持つのはパリに多く見られたのである。

地方へ柔道を広げながら中央集権的な管理体制を敷いて、柔道界の拡大と統合を推し進める FFJJ であったが、実際にはパリと地方の質的格差は顕著であった。1949 年 12 月の FFJJ 総会では、マルセイユ、ボルドー、トゥールーズといった地方都市のクラブから、「地方指導者のための全国レベルの組織」や「地方クラブへ全国大会の遠征費払い戻し」などに関する発議が行われており⁴、指導者の不足や、経済的側面でのパリとの格差を感じていた地方の訴えが見られる。

1951 年にパリを訪れた栗原民雄は、「日仏柔道の比較」として、柔道指導法が「日本と大分異っている」ことに加え、柔道を習う人々は「中流以上」、クラブの指導者は「大抵自動車を持って堂々たる生活をしている」ことを伝えたが、こうした柔道家像はあくまでも「パリの柔道」家なのであった⁵。

1952 年の総会では、ボルドー柔道クラブのアンドレ・ノケが、次のように地方の柔道家向けの研修施設利用に関する通知を発表した。「地方の柔道家への援助が不十分なままである。夏の研修会は『田舎の』有段者にはもはや十分ではない。〔研修期間は〕最長でも 1 か月を超えないのである。したがって、パリを訪れた際に、私はパリにいる地方の柔道家を受け入れる施設の創設の可能性を検討するに至った」。パリの文化協力センターと FFJJ の間で契約を結び、安価で施設を利用できるようにして、地方の柔道家が技術研修のためにパリへ訪れるのを容易にした。これ以外にノケは、「昇段試験や選手権試合、会議などの際の柔道家に移動費割引を試みるため、SNCF⁶との交渉」も行っていることを伝えた⁷。

このようなパリ-地方間のギャップもあり、中央集権的管理体制を厳格に推し進める FFJJ の方針に同調しないクラブがとりわけ地方から見られるようになった。1951 年にフランスを訪れた早川勝は、すでに「指導方針の相違から、一部に歩調の揃わない道場」があることを指摘している⁸。

地方からの FFJJ 批判は、第 3 章で示した地域リーグがつくられたあとも止まらなかった。FFJJ 機関誌 1954 年 9-10 月号には、「地方問題の責任者に任命された」ジャン・ザンによって、「地方からの短信」と題した文章が寄稿されている。ザンは FFJJ 機関誌に地方の声を載せるページをつくってほしいと事務局に頼み、この号ではザンに寄せられた地方の柔道家たちからの不平不満とそれに対する回答を掲載した。例えば、段位の認定やクラブの開設に関する

⁴ *Judo*, Février 1950, No.2, p.11.

⁵ 栗原民雄「日仏柔道の比較 パリーにて」『スポーツタイムス』1952 年 2 月 15 日号、1 頁。

⁶ フランス国有鉄道 (Société Nationale des Chemins de fer Français) の略。

⁷ *Judo*, Mars 1952, No.22, p.6.

⁸ 早川勝「欧州漫遊記」『柔道』1951 年 11 月号、19 頁。

る疑問や、あるいは機関誌に関する要望など多岐にわたって挙げられていた⁹。

表 11 柔道家と職業グループ

職業グループ	柔道家 (%)	フランス全体 (%)
漁業、森林業	0,19	1,08
農業	0,46	35,53
炭鉱業、土木業	0,14	2,42
加工産業	39,43	23,59
輸送業、出荷業	4,30	10,62
商業	10,97	6,72
医療健康従事者	13,00	6,92
公務員、知的職業	13,42	10,55
警察・軍隊	18,09	2,20

表 12 「経営者・幹部」層の割合

職業グループ	柔道家 (%)	フランス全体 (%)
加工産業	44.9	14.12
商業	17.43	12.09
医療健康従事者	13.57	4.92
公務員・知的職業	17.12	10.88
警察・軍隊	3.97	0.74

2. ツールーズからのフランス柔道柔術連盟批判

「FFJ と歩調の揃わない」クラブの代表的な例が、南部の都市ツールーズにあった。1947年にピエール・ランデシュベリがつくった「オランポ柔道クラブ」のジョルジュ・ラッセルとロベール・ラッセル、ルイ・ラッセルの3兄弟は、日本文化、とりわけ柔道の歴史に強く関心をもっていた¹⁰。

ジョルジュ・ラッセルがランデシュベリから指導権を引き継ぐと、クラブの名称を日本風の「修道館 (Shu-Do-Kan)」に改名した¹¹。「技術指導は嘉納治五郎師範の原理にしたがって

⁹ *Judo*, septembre-octobre 1954, No.43., pp.27-29.

¹⁰ Julhe et Clément, *op.cit.*, p.159.

¹¹ フランス語の史料では「修道館」という漢字表記は確認できていないが、『柔道』で後に安部一郎が「修道館」と表記しているため（安部一郎「欧州柔道行脚」『柔道』1956年

講道館と武道会に保証される」¹²としてメトード・カワイシは実践せず、修道館をイギリスの「武道会」という組織に加盟させたラッセル兄弟は、一方で FFJJ の体質を強く批判していた。次節で紹介するが、武道会はイギリスのロンドンで小泉軍治が設立した組織である。武道会を中心としたイギリス柔道界は講道館柔道の「正統をつぐ国」として評価されていた¹³。なお、小泉は修道館の名誉会長となっていた¹⁴。

1950年6月にはロベール・ラッセルが FFJJ 会長のポール・ボネ＝モリに直接書簡を宛てている。書簡の中でラッセルは、柔道が人種や肌の色、階級を越える普遍的なものであるとしたうえで、「何びとも国をナワバリとして考えてはならないし、教育や人間文化の領域と密接な柔道に関してはとりわけそうである」と記した。そして「柔道は、それが国家的、人種的、財政的、セクト的あるいは個人的な何らかの画一的な外観に縛られてはならない」として、中央集権的かつ独占的にフランス国内の柔道を管理しようとする FFJJ の体質を批判した¹⁵。

1951年にはロベール・ラッセルによる「講道館の指導法に従った」『柔道実践手引き』と題する入門書が発刊されており、ラッセルは導入で次の一文を記している。「人間の喜びと進歩の源泉である高尚な原理を保持し続け、科学的な柔道の技術を指導し続けている講道館に敬意を表したい。／同じ理想で集まっているので、私たち自身の向上とすべての進歩のために柔道を実践しよう。肉体とメンタルが調和的に養われ、階級や国、宗教を超えて友愛の意義が発展するのは、この精神においてなのである¹⁶」。

ラッセルは、「真の柔道」を研究するための給費制度をつくり、1951年11月28日に奨学生として安部一郎を来仏させた。安部は「講道館から初めての正式なフランスへの派遣」として修道館の指導者に就いた¹⁷。

修道館が発行した機関誌では、安部の様子を「何よりもまず丁寧な物腰で、感じの良い紳士で、上品でシンプルな服を身に着け、その人間性には清潔感が表れており、尊敬を抱かせる」と絶賛している。また、「彼が実践し教える柔道はまさに私たちが望んでいたものだった。私たちがそれを想像し、満足し、その先生によって指導された柔道家が大きな進歩を遂げることは疑いない」として、安部の指導する柔道が、待ち望んでいた「真の柔道」であることをラッセルたちは歓迎した¹⁸。

パリを中心としたフランスにおける柔道の盛況を事前に聞いていた安部であったが、実

7月号、44頁)、本論文でもこの漢字を用いることとする。

¹² *Judo International*, 1950., p.279.

¹³ 『柔道』1952年3月号、8頁。

¹⁴ *Le Shudokan*, Avril 1950, Vol.1, No.2, p.2.

¹⁵ “Courrier adressé par Robert Lasserre à la FFJJ, Juin 1950 “; Michel Brousse et Jean-Paul Clément, *op.cit.*, p.153.

¹⁶ Lasserre, Robert, *Judo, manuel pratique, selon l'Enseignement du KODOKAN*, Toulouse, 1951, p.12.

¹⁷ Jean Pujol, *le Judo du Kodokan*, Lyon, 1953.

¹⁸ Lasserre, Robert, « Arrivée d'Ichiro Abé, Sensei 6^{ème} Dan », *Le Shudokan*, Vol.2, No.1, pp.3-5.

際には修道館の「道場は実に小さく、五組も稽古をやれば一杯になるようなもの」であったことに非常に驚いた。安部はまた、ラッセルが次のように語っていたことを強調した。「FFJの柔道の指導は講道館柔道ではなくて川石式柔道である。吾々の要求するのはアマチュアリズムに立脚した講道館柔道である」¹⁹。たしかに、すでに述べたように柔道指導によって高額な報酬を得るといふ川石酒造之助由来の柔道指導者のあり方は、「アマチュアリズムに反するのではないか」といふ議論がFFJ設立当初からあった²⁰。ラッセルは、この点でFFJを批判し「アマチュアリズムに立脚した講道館柔道」を求めたのであった。

第2節 講道館柔道の流入のはじまり

1. イギリスからの紹介

安部以前にも第二次大戦後のフランスには、すでに講道館柔道は少しずつ紹介されていた。主な経路はまずイギリスから、そして次第にフランス人柔道家自身による講道館柔道の輸入が図られるようになっていった。

川石が日本へ帰国している間、柔道指導の支柱を失っていたフランス人柔道家たちはイギリスの柔道に倣おうとした。イギリスでは、1918年に小泉軍治²¹が開いた武道会が中心となって活動しており、技術的にも講道館柔道の「正統をつぐ國」として評価されていた²²。第二次世界大戦以前にヨーロッパ柔道界の中心的存在であったイギリスは、嘉納治五郎が構想していた世界的な柔道連盟の一大拠点としてドイツとともに嘉納から協力の依頼を受けていたのである。

川石も、最初にパリへやってくる以前、イギリス在住時代には1932年8月から武道会に参加していたが、1933年9月に武道会を去っている。金銭をめぐっての小泉との不和が原因であったとされている²³。

戦後になっても熱心な活動を続けていた武道会には、フランス人柔道家も数多く訪れていた。その1人が、ロベル・ソヴニエルである。ソヴニエルは、1943年7月に2段を川石

¹⁹ 安部一郎「欧州柔道行脚」『柔道』1956年7月号、44頁。

²⁰ *Judo*, Janvier 1950, No.1, p.13.

²¹ 小泉軍治(1885-1965)は1885年茨城県に生まれ、天神真楊流柔術を学んだ。1906年にイギリスへ渡り、そこで柔術指導を始める。1918年ロンドンに武道会を設立し、1920年嘉納治五郎が欧州教育事情視察で訪れた際に講道館2段を授与される。その後はイギリスおよびヨーロッパ柔道界の中心的存在として活動するも、1965年に自死した。村田直樹『柔道の国際化』日本武道館、2011年、127-175頁。Richard Bowen, *100 Years of Judo in Great Britain, Vol.1-2*, Indepenpress, 2011.

²² 『柔道』1952年3月号、8頁。

²³ Bowen, p.142, p.155.

から授与されているが、川石が日本へ一時帰国したことにより、小泉軍治へ教えを請いにロンドンへ赴いていた。1946年12月に武道会で3段に認定されたソヴニエルは、「利益を得ることなく、楽しみのみに生活をささげている」小泉とは「すこぶる気が合った」ことをのちに語っている²⁴。その後ソヴニエルはパリ市内にクラブを開設している。

国際的な交流は個人の単位にとどまらず、1947年12月には、ボネ＝モリ FFJJ 会長の提案で、初めての英仏国際親善大会がロンドンで開かれた。同大会では、対抗試合だけでなく、形や様々なデモンストレーションも行われた。イギリスは小泉らが演武を行い、フランス選手団もジャック・ラグレーヌとギー・ペルティエが護身術のデモンストレーションを行った。こうしたプログラムのなかで「イギリス人とフランス人が互いの方法でいくつかの技を比較するチャンスを得た」²⁵。対抗試合はイギリスの圧勝に終わったが、ボネ＝モリは「この短い訪英が、フランス人柔道家にとって非常に勉強になった」と述べている²⁶。

また、ボネ＝モリは小泉に FFJJ の技術指導に来てもらうよう要請していたようだが、小泉はそれを固辞した²⁷。いずれにせよ、戦後の柔道をめぐるトランスナショナルな交流は、メトード・カワイシで指導されてきたフランス人が、講道館柔道に接触し始める端緒となったのである²⁸。

2. フランス人柔道家による輸入

さらに、1949年にはフランスからジャン・ボージャンとロジェ・デュシェーヌの2人が講道館を訪れた。ボージャンは、小柄ながら1943年の第1回フランス選手権大会で準優勝しており、1944年7月に川石がフランスを去る際には、フランス柔術クラブの技術指導者を川石から託されている実力者であった²⁹。デュシェーヌはリール地方新聞の特派員であり、リール柔道クラブの技術指導者を務める人物であった³⁰。

ボージャンの文章が、『柔道』の1951年8月号で紹介されている。ボージャンは、「フランスで行われている柔道の方式は嘉納師範のそれとはかならずしも根本原理において一致していないように思われた」ため来日したと説明する。さらに、「フランスへ帰ったら講道館柔道を正しく伝えるために“フランス柔道連盟”と連絡をつけたい」と述べた。そして、「これまでのフランス柔道連盟の努力に反対するものでは決してなく、連盟の今後進むべき方向について助言を與えるため」だとしながらも、「フランス柔道連盟が正しい講道館柔道を

²⁴ « Robert Sauvenière », Claude Thibault, *Entretiens avec Les Pionniers du Judo Français*, Edition Résidence, 2000, pp.222-223.

²⁵ *Judo International*, 1948, pp.163-164.

²⁶ *Ibid.*, p.82.

²⁷ Bowen, *op.cit.*, p.366.

²⁸ « Robert Sauvenière », Claude Thibault, *op.cit.*, 2000, p.227.

²⁹ « Jean Beaujean », Claude Thibault, *op.cit.*, 2000, pp.12-13.

³⁰ *Judo International*, 1948, p.88.

基礎とすることに關心をもたねばならない」と考えていたという³¹。

1943年のフランス選手権大会決勝で、大柄な体格のド・エルトゥに敗れたボージャンは、「小さい者が大きい者を制するための重要なポイント」を理解するべく講道館へ赴いたと後に語っている³²。

こうした個人的な経験も相まって FFJJ もメトード・カワイシではなく「正しい講道館柔道」を採用すべきであるとボージャンは考えた。このボージャンの行動は川石の逆鱗に触れ、FFJJの会議でも批判的に取り上げられた³³。さらに1952年1月19日の有段者会総会では、メトード・カワイシを最も強く信奉していた柔道家の1人であるジャン・ド・エルトゥの求めにより、ボージャンとデュシェーヌの「段位はく奪」と「有段者会からの除名」案を発議した。説明を求められたボージャンとデュシェーヌは、川石に対する不満と、日本滞在時に抱いた昇段制度に関する不満を述べた。2人の段位はく奪と除名に関して投票が行われたが、段位はく奪に関して反対76賛成24で、除名に関しては反対58賛成41でいずれも否決され、2人は戒告処分となった³⁴。その後、ボージャンは、ベルギーでド・エルトゥによって設立されたAFBJから分裂したベルギー柔道アマチュア連盟(Association Amateur Belge de Judo、以下BELAJA)で技術指導を担うなど活動していたものの³⁵、のちにカナダに渡って柔道界から離れることになる。

さらに、出版業を営み、『年鑑』の編集も行ったアンリ・プレは、1950年12月に講道館の機関誌『柔道』の翻訳版を出版することを講道館から認可され、『柔道講道館(Judo Kodokan)』として出版することを決定した³⁶。これにより、講道館の柔道家の技術が紹介されることになった。だが、メトード・カワイシで指導していたフランス人柔道家たちはここで紹介される技術に関して質問をされても答えられないことがあり、それは混乱につながる可能性があるとして、ド・エルトゥが出版停止を求めたこともあった³⁷。「メトード・カワイシ」に対する最大の信奉者の1人であったド・エルトゥにとって、それ以外の外部からの影響力が及ぶことは看過できなかった。1951年12月のヨーロッパ選手権でパリを訪問した講道館柔道使節に対して、FFJJは『柔道』の翻訳出版の権利を民間の出版社に与えたことを問い詰めている。これに対して講道館からは「彼に与えた認可は独占的なものではなく、フランス柔道連盟も講道館の機関誌や翻訳の原稿や印刷版を複製することは認められています」としている。つまり、講道館としてはFFJJと契約をしたつもりでプレに出版許可を出したのだが、FFJJとしてはあくまでもプレの出版業は私的なものであった。プレあるいは講道

³¹ ジャン・ボージャン「歸国に際して」『柔道』1951年8月号、8-9頁。

³² « Jean Beaujean », Thibault, *op.cit.*, 2000, p.13.

³³ *Judo*, Décembre 1951, No.20, p.32.

³⁴ *Judo*, janvier-février 1952, No.21, pp.18-19.

³⁵ Groenen et Terret, *op.cit.*, p.231.

³⁶ « Henri PLÉE », Thibault, *op.cit.*, 2000, pp.188-189.

³⁷ Brousse, *op.cit.*, p.302.

館と、FFJJ の間に誤解が生じていたことがわかる³⁸。

このように、戦後の柔道をめぐる国境を越えた人的・物的交流によって、メトード・カワイシを用いて指導されていたフランスに、講道館柔道の流入がもたらされた。これらの事例は、FFJJ の方向性にとって決定的な影響を及ぼすことはなかったものの、講道館柔道に対する FFJJ の否定的な基本姿勢が見られる。

柔道の技術的向上を目的に講道館で修業を行っただけで「段位はく奪」や「除名」は極端にも思われるが、そのような案が議論されたこと、そして、一定数それに少なからず賛成する人々がいたことは、フランス柔道界の特徴が表れているといえるだろう。すなわち、「メトード・カワイシ」を技術的（さらには精神的にも）支柱とした「パリ柔道」で、フランスの柔道家を FFJJ のもとに統合することを進めてきたフランス柔道界にとって、外から入ってきた「講道館柔道」は「異端視」され、FFJJ は容認しなかったのである。

FFJJ の内部から「講道館柔道」を志向する動きが現れたことは、さらなる柔道普及と向上を目指すうえで国外に目を向けざるをえなくなった、この時期のフランス柔道界の葛藤が見え隠れしている。とはいえ、こうした「講道館柔道」の流入は、全国的な対立が後に先鋭化していくことを容易にしていたのである³⁹。

第3節 フランス柔道柔術連盟批判の象徴としての講道館柔道と「講道館派」の台頭

1. 安部一郎の活動

安部は、当時の「パリを中心としてやられていた柔道」は「柔道と言えるようなもの」ではなかったと後述している。そして、自らは「崩し、作り、掛けという理論を説明しながら正しく講道館柔道の技を教え」、審判法も含めてすべて日本語で指導したという⁴⁰。このように安部は講道館柔道の技術的正統性を強調してメトード・カワイシを批判した。そして、このメトード・カワイシに対する技術的批判には、ラッセルが考えた FFJJ の倫理的体質への批判が内包されていた。安部の指導する「講道館柔道」が FFJJ 批判の象徴として機能したのである。

豊富な連絡変化技と柔軟な動きで多くのフランス人柔道家を魅了した安部のもとには、全国から柔道家が訪れ、そのなかにはリュシアン・ルバニエやジャック・ブロー、ギー・ペルティエなど川石によって直接指導を受けていた柔道家もいた⁴¹。ルバニエは安部の柔道に

³⁸ *Judo*, janvier-février 1952, No.21, p.6.

³⁹ 他にも、1951年に安部より前にフランスを訪れた望月稔なども講道館柔道の技術を紹介している（« Guy Pelletier », Thibault, *op.cit.*, p.171.）。

⁴⁰ 「講道館柔道十段物語 第13回『欧州柔道発展に貢献』安部一郎」『柔道』2012年4月号、14-15頁。

⁴¹ Brousse, *op.cit.*, p.303.

ついで次のように後述していた。「この比類なきテクニシャンは、私たちを感激させました。ジャック・ブローと私は新鮮なアイデアを得るためにしばしばトゥールーズへ行きました。(…)技術の正確さをよりいっそう大切にしていた。私たちは崩し、作り、掛けを習いました。それはメトード・カワイシが全く追求しなかったものです」⁴²。

こうした安部の活動に関して、1951年12月にパリで開催されたヨーロッパ柔道選手権大会期間中に、FFJJ会長のボネ＝モリと有段者会会長のアンドリヴェは講道館の代表団に質問している。「安部はフランスにおける講道館からの代表として、トゥールーズに派遣されたのか」というFFJJの質問に対して、「公式に講道館の指導員としてではあるが、フランスへの講道館からの公式な代表者としてではない」と回答している。そして、「私たちがフランスにおける柔道の状況をしっかりと知った今となつては、安部氏のケースは川石氏とフランス柔道連盟の同意をもって再考されなければなりません。将来的には、いかなる日本人指導者もフランス柔道連盟の事前の同意なしにはフランスに派遣されることはないでしょう」と述べて、FFJJに理解を示している⁴³。

ヨーロッパ選手権に招待された講道館の代表団は、修道館にも訪れていた。安部を筆頭に修道館のメンバーは講道館代表団を歓待し(図13)、また、講道館の柔道家も形の演武や乱取稽古などを行った。講道館の一行が来訪した直後の修道館機関誌によると、講道館館長の嘉納履正が新たに名誉会長に名を連ねている⁴⁴。

また、安部は優秀な修道館の教え子を講道館に推薦して講道館の段位を授与していたのだが⁴⁵、52年6月の有段者会理事会では、修道館の生徒に与えられた初段は外国の初段であり、フランスの段位を取得するにはフランスの試験を受けなければならないことを確認している⁴⁶。

安部は1953年12月にフランスを去ってベルギーに渡り、ベルギー柔道連盟の技術指導部長に就いたが、それ以降もフランスへ頻繁に出張をして指導を続け、講道館派の柔道家を養成していった⁴⁷。

安部が渡ったベルギーは、第3章で述べたようにド・エルトゥがAFBJで指導を行っていたが、他方でイギリスの小泉軍治に師事した柔道家が、1951年にBELAJAを結成していた。ここでは、戦後に講道館へ渡ったジャン・ボージャンが技術指導をしており、メトード・カワイシだけでなく、講道館柔道の要素も伝えられていた⁴⁸。

結局、BELAJAと競合するように、AFBJも講道館柔道を選択することになり、1953年からド・エルトゥに代わって安部一郎に指導を託した。安部はド・エルトゥのベルギーにおける

⁴² « Lucien LEVANNIER », Thibault, *op.cit.*, 2000, p.145.

⁴³ *Judo*, Janvier-Février 1952, No.21, p.5.

⁴⁴ *Le Shudokan*, Vol.2, No.1.

⁴⁵ 『柔道』1952年3月号、10頁。

⁴⁶ *Judo*, octobre-novembre 1952, No.27, p.9.

⁴⁷ 安部一郎「欧州柔道界行脚」『柔道』1956年7月号、46頁。

⁴⁸ Groenen et Terret, *op.cit.*, p.227.

指導に言及しつつ次のように語った。「フランス人のドエルト現四段の指導を受けていたが、その指導方法も全く幼稚であり、基本的の指導は全然なく、ただ試合に於いて、どうしたら倒れないかを研究するに過ぎず、従ってその結果としては全く進歩の見られない柔道になってしまっていた」として、これは「その頃フランスに於て繁栄した職業柔道で」あったと酷評している⁴⁹。

2. 「講道館派」の結集

講道館柔道を支持した柔道家は「講道館派 (tendance Kodokan)」と呼ばれ、トゥールーズから全国各地に講道館派が拡大していった⁵⁰。FFJJ 加盟クラブの中からもメトード・カワイシではなく講道館柔道の技術を重視するメンバーが現れた。

1953年1月のFFJJ総会で、メトード・カワイシと講道館柔道の技術に関する対立が表面化した。役員理事会では技術指導の方向性は従来通りメトード・カワイシを採用することで一致していたのだが、総会ではメトード・カワイシ派と講道館派の意見が激しく対立した。投票の結果、賛成多数によってメトード・カワイシを引き続き採用することが決まったが、FFJJ内部の対立構造が大きく明るみに出たかたちとなった。これに対しFFJJ会長のボネ＝モリは、講道館派がこの方針に従わなければならないことを強調し、従わない場合には、統括競技連盟であるFFJJが講道館派を放逐する権限さえ有しているということを主張した⁵¹。

他方で、対立の発端となったトゥールーズには、修道館のほかにジル・モーレルの県警察スポーツ協会の柔道クラブがあった。だが、このクラブはFFJJに加盟しており、川石がモーレルの教え子の昇級試験を行うためにトゥールーズへ訪れたりもしていた⁵²。しかし、トゥールーズでは修道館が影響力を持ち続けた。こうしたトゥールーズの動きについて、ジュールとクレマンは、「戦後の『首都の権力』へ反対する傾向を示すトゥールーズのモデル」としても位置づけられるとしている⁵³。地域リーグの創設を議論した1952年の会議では、トゥールーズは自治を求めて地域リーグに反対している⁵⁴。パリと地方の微妙な関係性は、柔道界においても顕著に表れていた。

そして、1954年10月8日に「講道館派」の柔道家が結集して講道館アマチュア連盟(Union Fédérale Française d'Amateurs du Judo Kodokan 以下、UFAJK)を発足させた。このUFAJKに関して講道館では、「とやかくいわれているフランス柔道界に、最近純正な日本伝柔道の高い理想を目指し強力な一団体が発足した」⁵⁵と紹介された。1955年初頭に「講道館技術アマチ

⁴⁹ 安部一郎、前掲、46頁。

⁵⁰ Julhe et Clément, *op.cit.*, pp.159-161.

⁵¹ *Judo*, Avril 1953, No.30, p.4., p.30

⁵² *Judo*, juin 1952, No.25, p.10.

⁵³ Julhe et Clément, *op.cit.*, p.161.

⁵⁴ *Judo*, octobre-novembre 1952, No.27, p.12.

⁵⁵ 川村貞三「欧州の柔道界」『柔道』1955年10月号、47頁。

ュア連盟（Fédération Française des Amateurs des Techniques Kodokan 以下、FATK）」に改称した。

ベルギーに渡った安部の代わりに、FATK の柔道指導を佐藤吉衛門が担うようにもなっていた。FATK はトゥールーズのみならず、パリやリヨンでも佐藤による講習会を行い、また、昇段審査や寒稽古なども行っていた⁵⁶。トゥールーズの修道館が FFJJ の体質批判の象徴として始まった講道館柔道の実践は、この頃には FFJJ の本拠地であるパリにまで及んでいたのである。

佐藤は 1955 年 2 月にフランスに着いたのだが、当時のフランス柔道が「職業的に発達した柔道」で、「一、五〇〇フラン乃至二、〇〇〇フランは高すぎる」としている。また、「現在の講道館柔道の様なものでなく、私の方法、私の指導法、私の柔道と云う看板を掲げて指導をした」ものであったことを指摘し、川石の名前こそ出さないものの、明らかにメトード・カワイシを非難していた。一方で、安部一郎の指導に関しては、「当時モデヤンヌな柔道として技術は勿論、指導の点に於ても、人格の点に於ても、すぐれた柔道家として仏柔道家の注目を浴び、フランス人ばかりでなく欧州各国より彼の柔道を学ぼうとして集った」と称賛していた⁵⁷。

こうして「講道館派」の柔道家は増大していき、1956 年の時点で FATK のクラブは 150、加盟者数は 5,000 人ほどであったとされている。1956 年 2 月には「フランス講道館選手権」がトゥールーズで開催され、「アマチュア」、「専門家」、「団体戦」の 3 部門で争われた⁵⁸。

3. 「講道館派」と労働者体操スポーツ連盟の協定締結

1955 年 4 月に FATK は、FSGT の柔道部門と協定を結んだ⁵⁹。第二次世界大戦後も「労働者スポーツとブルジョア・スポーツが相容れない、和解しがたいものである」とする考えは消えたわけではなく⁶⁰、FFJJ が押し進めてきた「パリ柔道」は、ブルジョア・スポーツの典型であった。パリの富裕階層によって取り仕切られ、高い月謝をとって行う指導システムが機能していた FFJJ は、FSGT の批判の対象となっていた。

FFJJ が成立する 1946 年には、いくつかの柔道クラブが FSGT に加盟をし、1949 年には初めて FSGT のパリ選手権大会がドランシー⁶¹で開催された。このパリ FSGT 選手権大会の開会挨拶で、J・P・ローズは、「有産階級だけが柔道をする理由はどこにもない」として、「パリ

⁵⁶ *Judo-Press*, No.1 du 15 Septembre 1955, p.4.

⁵⁷ 佐藤吉右衛門「フランスの柔道その他」『柔道』1957 年 4 月、36 頁。

⁵⁸ *Judo-Press*, No.4 du 15 Mars 1956, p.1.

⁵⁹ *Judo*, Mai 1956, No.55, pp.4-6.

⁶⁰ ルネ・ムスタール著・早川武彦訳『フランスのスポーツ運動』、青木書店、1987 年、144 頁。

⁶¹ パリ北東部にある郊外のコミューン。

の指導者は月々1,500 から 3,000 フランの月謝をとるが、われわれは 100 から 150 でやる」と述べた⁶²。

FSGT が FFJJ への批判を展開するなかで、FSGT に対して FFJJ 理事会では「1つのクラブが FFJJ と同時に FSGT の柔道部門に所属することは不可能である」という確認をして、FSGT に加盟する柔道家たちをけん制していた⁶³。

また、FSGT が自らのアイデンティティを確かめる 1つの方法として、特定種目のスポーツ連盟と反対の方針をとることがあった。1955年4月9日にマルセイユで開催された全国 FSGT 選手権で、当時フランス柔道柔術連盟が反対していた体重別制試合を行ったこともそうした手段の 1つである⁶⁴。

もっとも、戦後になると FSGT 内部でも、イデオロギー的な行動を強調する傾向と、スポーツ的性格を持った活動を強化しようとする側が共存していたが⁶⁵、もともと地方からの「パリ柔道」に対する不満から FFJJ を批判して結集した FATK と、ブルジョア・スポーツ批判をする FSGT には親和性があったのである。こうしてトゥールーズから起こった FFJJ 批判は、講道館派が自らの連盟を形成し、さらには FSGT も巻き込むという、全国的な対立の様相をみせたのであった。

第4節 批判に対するフランス柔道柔術連盟の対応

1. 講道館派の排除

先述したように、講道館が来仏した際に安部についての確認を FFJJ はしていたが、1952年7月の FFJJ 理事会でも、「地方における安部の活動に関しては、生じうる困難を避けるべく FFJJ と安部の間の契約をしっかりと準備することを必要であるため」、講道館に書簡を送った。この書簡に対する講道館の返事は明らかではないが、安部に対してもパリの有段者会で指導してもらおうよう招聘する書簡を FFJJ は送っており、これは安部からの返信が来た。それは「講道館によって認可を受けていない私たちの招聘を受け入れることができない」というものだった⁶⁶。安部に協力を求めることは「講道館柔道」に排他的な姿勢を見せていた FFJJ としては大きな譲歩であったといえるだろうが、安部は FFJJ との協力を拒んだ。

1952年10月の FFJJ 会議では「いかなる外国人指導者も、連盟の認可なしにフランスで教えることはできない」ことを確認しており⁶⁷、FFJJ は「異端者」に対して排除の姿勢をとるようにした。

⁶² Brousse, *op.cit.*, pp.313-314.

⁶³ *Judo*, juin 1952, No.25, p.6.

⁶⁴ Brousse, *op.cit.*, p.314.

⁶⁵ ルネ・ムスタール、前掲書、144頁。

⁶⁶ *Judo*, octobre-novembre 1952, No.27, p.11.

⁶⁷ *Judo*, octobre-novembre 1952, No.27, p.

1954年10月に「講道館派」の柔道家が結集してUFAJKが発足すると、FFJJは排除の動きをさらに強めた。1954年11月のFFJJ機関誌では、以下のように名指しでUFAJKの柔道家に対する警告が掲載された。

連盟内の派閥のあるグループが、講道館アマチュア連盟の名のもと、柔道の実践のためにつくられたことはきつとご存知でしょう。この新たな組織は、その目的を隠しませんでした。それは、行政当局によってフランスにおける柔道の発展を唯一認められ、国際柔道連盟によって唯一承認されている、フランス柔道柔術連盟と事実上戦うことでもあります。⁶⁸

このようにUFAJKがFFJJに対して対決姿勢を示していることが公にされた。続いてFFJJ加盟クラブや登録者がUFAJKに二重登録した場合は「クラブとその全てのメンバーが、FFJJの理事会の決定を待って即座に資格停止がなされる」⁶⁹という厳格な処分も通知された。

また、講道館派が台頭してきた1953年ごろから、FFJJは自らが授与する段位の正当性をさらに強調するようになる。先述したように安部の来仏以降は、安部の推薦によって講道館の段位がフランス人柔道家に授与されていたのだが、そのことに関してFFJJは、フランスの段位として認められるのはFFJJの段位のみであるということを繰り返し強調するようになった⁷⁰。

さらに、安部以外にも日本人柔道家が訪れ、FFJJの管轄外で柔道指導を行う例が見られた。1952年にフランスへ訪れた平野時男がその一例であり、当初はFFJJも平野に対して協力を期待していた⁷¹。FFJJは正式に、週2時間の有段者会での講習で、月50,000フランの給料を平野に提案していた。ところが、平野はそれを拒み⁷²、さらには「FFJJと無関係のグループ」とともに「柔道オリンピック大会 (Olympiades de Judo)」という試合を組織した。これに対しFFJJは、それに関わったFFJJ加盟の柔道家と、その柔道家がいるクラブを最短で1年の資格停止とする処分を命じた⁷³。資格停止を受けた柔道家のなかにはロベル・ソヴニエルやロベール・ジャック・ゴデなど、川石の直接の教え子たちもいた⁷⁴。

52年6月の機関誌には、「平野氏、あなたは道を間違えました…」というタイトルで、FFJJ事務局長のジャン・ゲラが平野への失望を表明した。「あなたは私たちを疲れさせ、私たちを壊した。(…) 私たちがあなたに期待したのはそんな仕事ではない。私たちがともに走りぬくのはこんな道ではない」⁷⁵。

⁶⁸ *Judo*, Novembre 1954, No.44, p.30.

⁶⁹ *Ibid.*, p.30.

⁷⁰ *Judo*, Novembre 1954, No.44, pp.3-4; *Judo*, Décembre 1954-Janvier 1955, No.45, p.8

⁷¹ “Tokyo Hirano”, *Judo*, mai 1952, No.24, p.11.

⁷² *Judo*, juin 1952, No.25, p.11.

⁷³ *Ibid.*, p.6.

⁷⁴ *Judo*, septembre 1952, No.26, p.14.

⁷⁵ Gailhat, J., « Monsieur Hirano, vous faites fausse route... », *Judo*, juin 1952, No.25, p.5.

FFJJ は資格停止を受けたゴデは「国際柔道連盟 (Fédération Internationale de Judo)」という IJF と同名の組織を自ら立ち上げ⁷⁶、さらに 1955 年にはこの組織のメンバーでほとんどの選手を構成したチームで韓国の代表チームと対戦して大敗した⁷⁷。この試合に参加した FFJJ 所属の選手は後日 FFJJ から資格停止処分を受けた⁷⁸。

「講道館派」に対する FFJJ の対応や、平野をめぐる FFJJ の一連の決定には、同調しない個人に対しては「フランス人」であろうと「日本人」であろうと認めないという FFJJ の意向が強く表れている。そしてそれは、FFJJ 内部の柔道家にも向けられた。川石の最初期からの教え子であり、FFJJ 機関誌の発行責任者を務めていたピエール・マルテルは、「講道館柔道を学んだ」咎で、ある日突然発行責任者からの解雇を、当時 FFJJ 財務担当であった弁護士のジャン・ゲラから言い渡されたと後述している。このことについて聞かれたジャン・ゲラは、「理事会の決定に従ったもの」と答えている⁷⁹。

2. 指導者免許をめぐるフランス柔道柔術連盟の論調の変化

こうして柔道界内部の政治的状況が変化するにつれて、FFJJ の指導者免許をめぐる主張も微妙に変化していった。元来、「安全性の担保」や「FFJJ による柔道普及が妨げられないようにすること」といった目的のもとで目指されていた国家免許では、「柔道経験のない柔道指導者」が想定される排除の対象であった。ところが、柔道界の政治的状況の変化に伴って、柔道経験のあるなしにかかわらず、その仮想敵は「FFJJ に加盟していない柔道指導者」や「FFJJ の方針に同調しない指導者」まで拡大されていったのである。

FFJJ 機関誌の 1953 年 10 月号では、事務局長のゲラが「現在は『いかなる保証がなくとも誰でも』、『公権力の協力によって組織された管理がなくとも、どこにでも、柔道場と称するものを開設することができる』ということ」がありうるとして、指導者免許実現に奔走している旨を報告しているが、ここでゲラは、「独自の方法与えられた真のフランス流柔道」としての技術や指導法、すなわちメトード・カワイシを管理する FFJJ だけが、柔道家たちの指導者免許を保証すると強調した⁸⁰。

FFJJ が国家免許に向けて奔走していたものの、国民議会での審議は停滞していた。そこで、FFJJ は 1953 年 9 月から連盟で免状を交付する規定をつくろうとし始めた⁸¹。すでにあった指導者規程に加えて、新たに連盟内部の免許制度を創設したとしても、連盟に関わることなく柔道指導を行う「偽指導者」を排除できるわけではない。指導者免許実現への意欲以上に、FFJJ にとっては、内部であろうとも FFJJ の方針に同調しない人々に対する排斥に重心が置か

⁷⁶ *Judo-Press*, No.1 du 15 Septembre 1955, p.2.

⁷⁷ *Ibid.*, p.4.

⁷⁸ *Judo-Press*, No.2 du 15 Novembre 1955, p.1.

⁷⁹ *Judo-Presse*, No.3 du 15 Janvier 1956, p.2

⁸⁰ « Le Role d'une Fédération », *Judo*, octobre 1953, No.35., p.6.

⁸¹ *Judo*, octobre 1953, No.35., p.30.

れるようになっていたのである。裏を返せば、統合を強化する手段として指導者免許の実現を FFJJ は急いだのだということができよう。

本章のまとめ

本章では、地方から起こる FFJJ 批判と、その展開を明らかにし、また、それに対して FFJJ がどのような対応を示したかを明らかにした。FFJJ は中央集権的な管理体制で「パリ柔道」の普及を推し進めた一方で、地方では不満が鬱積していった。FFJJ への批判を公然と行ったトゥールーズの修道館クラブは、メトード・カワイシではなく、講道館柔道を実践しようとした。そして 1951 年末に安部一郎を招待し、安部の指導する講道館柔道は FFJJ 批判、「パリ柔道」批判の象徴として機能した。安部の柔道をより強く支持したこと、あるいは FFJJ の体質への不満といったこととあいまって、「講道館派」の勢力は全国に拡大した。

一方の FFJJ は、第二次世界大戦後からすでに流入していた講道館柔道を「異端化」し、メトード・カワイシを主張した。こうして FFJJ 内部で「講道館派」を主張する人々の反発は、UFAJK を結集させ、UFAJK は FSGT と協定を結ぶなどして、FFJJ と「講道館派」の対立は決定的なものとなった。このように、フランス柔道界内部の対立は、本来の FFJJ に対する批判が、その象徴として講道館柔道が信奉されたことで、技術をめぐる対立の様相を呈したのであった。



図 13 講道館一行を囲む修道館のメンバー。後列左からジョルジュ・ラッセル、安部一郎、醍醐敏郎、嘉納履正、1人挟んで田代重徳、松本芳三。

第5章 国際柔道界におけるフランスとその活動

本章では、第二次世界大戦後に加速していった柔道の国際化と、そこでの FFJJ の活動をたどっていく。フランス柔道界が FFJJ と講道館派との間で緊張関係を増しつつあった一方で、FFJJ は国際舞台でのイニシアティブを握るべく積極的に動いていた。

フランス国内だけでなく、国際的な柔道の場に視点を広げることにより、外部からフランス国内へと影響を及ぼしうる力や、他国との関係性や相互作用を見ることにより、よりの確にフランス柔道界を取り巻く全体像を捉えたい。

とりわけフランスは、スポーツの国際組織の形成に中心的な役割を果たしてきた。よく知られている国際オリンピック委員会（International Olympic Committee、以下 IOC）や FIFA（Fédération internationale de football association）のみならず、射撃や馬術、体操などさまざまな国際スポーツ組織に関してもフランスが中心となって形成された。柔道はやや複雑ではあるものの、そうした多くのスポーツと同様に、国際的な議論の場で中心的に活動しようと試みるのである。

第1節 国際柔道連盟の結成とそこでのフランス柔道柔術連盟の活動

1. ヨーロッパ柔道連盟から国際柔道連盟への改組

ヨーロッパにおける柔道の連盟組織は第二次世界大戦以前にすでにつくられていた。1920年代末頃の英独対抗試合を皮切りに、ヨーロッパで柔道の国際交流が見られるようになり、1932年8月11日にドイツのアルフレッド・ローデが組織した国際会議で、ドイツ、イギリス、スイスがヨーロッパ柔道連盟設立の議定を結んだ。また、1934年には、戦前のヨーロッパ選手権大会がドレスデンのクリスタルパレスにて開催された¹。同大会終了翌日の会議では、1936年のオリンピックベルリン大会においてオープン競技として柔道を加えるよう IOC 委員に働きかけることを決議している²。このように、1930年代にはすでにヨーロッパで柔道の交流が強まっていた。しかし、各国で柔道の統括連盟が整っていたわけではなかったため、個人で柔道を教えるクラブ間の交流が中心であり、また、「柔道」クラブではなく「柔術」の名がついたクラブも多かった³。

¹ Brousse and Matsumoto, *op.cit.*, pp.99-100.

² 「オリムピックに柔道を加えよ 欧州柔道連盟が運動」『読売新聞』1934年12月28日朝刊、5頁。

³ こうした戦前のヨーロッパにおける柔道や柔術の隆盛は、世紀転換期に数多くの柔術家が日本から海外に渡ったことと、嘉納治五郎のヨーロッパ渡航の際の柔道宣伝とが結びついたことによるものであった（Brousse and Matsumoto, *op.cit.*, p.88; p.100.）。また、先述の

当時の嘉納治五郎は柔道の世界的な連盟組織の構想を持ってイギリスの小泉軍治やドイツの柔道家との関わりを強めていた⁴。そして、ヨーロッパにおける柔道の広がりを目のあたりにした嘉納は、世界的柔道組織の結成に向けた運動を具体化させようとしていた⁵。こうして、戦前のヨーロッパ柔道界は、「世界的連盟」構想をもつ嘉納との直接的な連携を取りながら活動していた。

ところが、1938年に嘉納が死去し、1939年には第二次世界大戦が勃発したことでヨーロッパの柔道交流は自然消滅していった。大戦後のドイツでは、国家社会主義ドイツ労働者党体制下の体育・スポーツにおいて国家の「強兵」に柔道が利用されたとみなされ1948年まで柔道が禁止された⁶。

ドイツが「下野」していた頃、イギリスを中心に新たな柔道連盟を結成しようという機運が高まっていた。1948年7月にイギリス柔道連盟（British Judo Association、以下BJA）が結成され、その数日後、オリンピックロンドン大会の開催に合わせて、BJA主催で国際会議が開かれた。これが第1回のEJU総会となる。イギリスのメンバーを中心に、イタリアやオーストリア、オランダから代表が参加した。これらの国々の代表者は、戦前からヨーロッパにおける柔道の交流に参加していたグループの柔道家であり、イギリスの小泉が各国の代表と折衝を重ねていた⁷。

戦前ヨーロッパの柔道交流と関わりがなかった川石酒造之助やポール・ボネ＝モリを中心とするフランスは、戦前からの関係を引き継いだ他のヨーロッパ諸国とは異なり、自国を中心とした柔道の国際的な連携を模索していた。イギリスがヨーロッパ柔道の再構築を進めていた頃、FFJJ会長のボネ＝モリは、日本に一時帰国中の川石に助言を求めて、1947年12月23日付で手紙を送った。それに対し川石が返した1948年2月28日の書簡には、GHQによって大日本武徳会が解散させられ、学校柔道が禁止されるなど、戦後日本の柔道界が混沌とした状況にあることが記されたうえで、川石自身に国際柔道連盟結成の意志があることを伝えた。そして、そうした国際的な柔道の連盟を結成するためには、「もはや日本の下ではなく」、FFJJが「それ自身の強い影響力をもたなければ」ならないとし、戦後の国際柔道においてはフランスがイニシアティブを握っていくべきであると川石はFFJJに助言した⁸。

ボネ＝モリは、小泉に対してフランス、イギリス、スイス、チェコスロヴァキアで国際会議を開催することを提案していた。しかし、この提案に対して小泉は、戦後に台頭してきた

坂上編著『海を渡った柔術と柔道』青弓社、2010年などに詳しい。

⁴ 先述したBowenの著作で詳しく紹介されている。

⁵ 村田、前掲書、296-307頁。

⁶ 市場俊之「ドイツの柔術・柔道」坂上康博編著『海を渡った柔術と柔道—日本武道のダイナミズム』青弓社、2010年、156 - 159頁。

⁷ Bowen, *op.cit.*, p.366.

⁸ Brousse, *op.cit.*, pp.284-285.

FFJJ が国際的な発言力を強めるための政治的な動きであると判断し、戦前からのヨーロッパ柔道のグループで第 1 回 EJU 総会を開催する旨を返答した。そのため第 1 回 EJU 総会では、FFJJ は事務局長のジル・ド・ジャルミを「オブザーバー」として参加させるにとどまった⁹。

こうして 1948 年 7 月 28 日に再び EJU が正式に成立した。このとき採択された規約はほとんどが戦前の EJU 規約に基づくものであり、メンバーだけでなく制度面でも戦前のヨーロッパ柔道の枠組みを継承したものであった。規約では EJU の目的として、「均一の段位規定を設けること」や「国際的な試合条件やルールを制定すること」、「柔道の技術的な知識や研究の発展のための方法や手段を組織し拡大すること」などが掲げられた。1949 年の第 2 回総会でも、FFJJ はオブザーバーという立場で出席した。総会では、加盟国間の国際試合においては講道館試合審判規程を適用するという決定がなされた¹⁰。講道館の「正統をつぐ」と評されたイギリスが中心となっていたため、この決定は必然であった。

FFJJ が EJU に加盟するのは 1950 年にイタリア・ベニスで開催された総会においてである。フランスからはド・ジャルミのあとに FFJJ 事務局長を務めていたジャン＝レーヌ・マルセランが参加した。のちにマルセランは次のように述べている。「実際、川石さんは私たちの加盟に反対していました。彼の考えは『メトード・カワイシ』を基礎に固有のヨーロッパ柔道連盟を形成することでした」¹¹。自らの柔道法で国際的な柔道連盟をつくることを望んだ川石の理想と、国際柔道界の動向を踏まえて現実的に行動しようとする FFJJ との綱引きの結果 1950 年に EJU へ加盟することになったといえる。柔道をめぐって、フランスをとりまくより大きな外部すなわち国際的な議論を前にして、もはや FFJJ の方針は川石の意向のみで決定されることはなくなっていたのである。

この総会で、EJU 会長のイタリア人アルド・トルチは、「フランスがいなければ、ヨーロッパでは柔道に関して何もできない」ということを強調した。そして、マルセランは、FFJJ の加盟によって「大きな国際大会を創設することが可能になり」、また、「世界的な連盟への最初の一步」として「ヨーロッパ選手権や世界選手権を見ることになるのはおそらくそう遠くない」と FFJJ 機関誌に報告した¹²。

1950 年 12 月の FFJJ 機関誌には、フランスが EJU に加盟したことの重要性が次のように語られている。

すでにフランスの柔道が多くのヨーロッパの国々のモデルとして機能するであろうことは明確になっている。そのヨーロッパの国々は、より一層価値が認められているメトード・カワイシを教える指導者だけでなく、その国々の連盟を組織するためのアドバイスも求めている。(…) あらゆる我々の技術が日本に由来するとしても、我々の連盟の

⁹ Bowen, *op.cit.*, p.388.

¹⁰ *Ibid.*, p.395-398.

¹¹ *Judo-Presse*, No.4 du 15 Mars 1956, p.2.

¹² *Judo*, novembre 1950, No.9, pp.11-12.

構造に関しては、フランスの問題解決法であるし、奇妙なパラドクスによって、フランスの柔道は、日本の柔道以上に優れた均質性と統一性を常に持っているのである。このことは、国際的な観点から、日本とともに国際的な連盟を形成するのに有用な役割を果たすために非常に好都合な立場を我々に与えてくれるのである。¹³

組織的まとまりという点では日本の柔道界よりもフランスのほうが優れていることを FFJJ は強調した。だが、川石が助言したような、「日本から自立して FFJJ が率先して国際柔道連盟を組織する」という方針から、このときには「日本との結びつきを強めることによって、国際的な連盟を形成する」という方針へと転換していたことがわかる。EJU への加盟はその前段階となっていた。これ以後、FFJJ は EJU の枠組みを活用しつつ日本へと接近していくようになる。

この EJU は、アルゼンチンからの加盟申請を受けて、1951 年 8 月にロンドンで開かれた第 4 回の総会で形式上解散し、新たに IJF となった。この総会には講道館館長兼全日本柔道連盟（以下、全柔連）会長の嘉納履正の参加が求められていたが、結局嘉納履正からは書簡が送られるにとどまり、出席は見送られた¹⁴。こうして、IJF は日本不在のなかで結成された。IJF 会長にはイタリアのトルチが就任したのだが、FFJJ 会長のボネ=モリはこの人選に反対した。FFJJ は IJF の会長には全柔連会長の嘉納履正が就くべきであると提案したのである¹⁵。

2. 国際柔道連盟におけるフランスの政治的駆け引き

1951 年 12 月のヨーロッパ選手権大会を開催した折、パリのオーギュスト=ブランキ通りにある FFJJ 本部で、各国の代表者が集まって IJF 臨時総会を開いた。参加国はボネ=モリと事務局長のマルセランを代表とするフランスに、イギリス、スペイン、スイス、オーストリア、オランダ、ドイツ、ベルギー、イタリアで、来訪していた日本の代表者と、ルクセンブルクの代表はオブザーバーとして出席した。スペインの代表は川石の教え子でスペインに渡ったビルンボームである。

ボネ=モリは、「会長職が柔道の創始者であり師範である日本に託されずに、威厳と真の特権をもつ国際柔道連盟の存在を人々は納得しないだろう」と考えて、IJF 会長は嘉納履正に就いてもらうことを提案した。とはいえ、単にトルチに退いてもらうよう促すのではなく、ボネ=モリはトルチが会長として「収めてきた特別な功績を認めつつ、自らが就いていた副会長職も（トルチに）譲ることを明言し」、さらには「ヨーロッパ各国による指導的な組織

¹³ *Judo*, décembre 1950, No.10, pp.9-10.

¹⁴ 嘉納履正『伸び行く柔道—戦後八年の歩み』桐蔭堂、1953 年、65-66 頁。

¹⁵ 田代重徳「世界柔道の現状」『柔道』1952 年 12 月号、61 頁； Paul Bonét-Maury et Henri Courtine, *Le Judo*, Presses Universitaires de France, 1971, p.118.

的職務を与えることも提案」した¹⁶。この辺りはボネ＝モリの政治的駆け引きの巧妙さが表れているといえるだろう。

一方のトルチは、「私欲を守るような発言はしない」と断ってから、「もし IJF 本部を日本に移転させるのであれば、運営に関して深刻な困難に IJF は直面するであろうということを指摘した」¹⁷。これは加盟国の多くがヨーロッパにある IJF の本部が、遠く離れた日本に置かれるという物理的な距離の問題を懸念しての意見であった。

議論のなかではオーストリアやドイツ、オランダ、スイスの代表がイタリアのトルチの見解に賛同する姿勢を示していた一方で、スペインとベルギーがボネ＝モリの意見に賛成し、そしてイギリスも一部ボネ＝モリの見解に理解を示した。ボネ＝モリの熱心な主張と、ベルギーのジャック・カリエによる強い支持によって、ボネ＝モリの提案は賛成 7、棄権 2 で適用の議論にかけられることになった。

これを受けて IJF 事務総長であったアルフォンソ・コステリが辞任を表明した。コステリは、「柔道の世界的な組織に与えられようとしている方向性が、技術的な、また組織的な点で、(自らの) 考え方とは非常に異なっている」と考え、「柔道は、オリエンタルな起源の上部構造、すなわち不適切に柔道の本質と呼ぶものが取り除かれることは絶対に必要である」と述べて「一本勝負」のトーナメント方式への反対と、「体重制の採用」を主張した。彼は次のようなメッセージも残している。「日本に世界の柔道の組織的、行政的指導権を託すことで、IJF は本当の自滅に陥ると考える。それは空間的な距離ができたという実際的な困難のせいだけでなく、それによって、柔道はもっぱら日本のナショナルスポーツであるという残念ながら広く流布した考えを強固にするためである」。前身の EJU でそうであったように、IJF の試合規程にも講道館の規程が用いられる方向にあった。さらに、ボネ＝モリの提案により会長に日本人が就任することで、(たとえボネ＝モリにそのような意図はなかったとしても) 組織的にも IJF が日本の影響下に置かれるのではないかという警戒心をコステリは抱いていた¹⁸。ここには国際的なスポーツ競技連盟に「オリエンタルな」勢力が関与することに対する強い疑念が垣間見られる。柔道で協調されがちな教育的価値観や精神性のようなものを排して、純粋な「スポーツ」として柔道を推進していくべきだとするコステリの意向は、柔道がオリンピック競技種目に導入されるうえで重要であったのかもしれない。

IJF の第 2 回総会は 1952 年 8 月にスイス・チューリッヒで開催された。ここにはイタリア、ベルギー、西ドイツ、オランダ、オーストリア、スイス、キューバ、デンマーク、イギリス、フランスが集まった。総会ではカナダ、キューバ、ルクセンブルクの加入が決定し、次の総会で審査を経てブラジル、オーストラリアが加入することも確認された。東ドイツは代表を派遣したものの、政治的状况から加入が先延ばしにされた¹⁹。設立直後の IJF はヨー

¹⁶ *Judo*, janvier-février 1952, No.21, p.17.

¹⁷ *Ibid.*, p.17.

¹⁸ *Ibid.*, p.17.

¹⁹ *Judo*, septembre 1952, No.26, p.13.

ロッパと南米中心の組織であった。

フランスの提案で、IJF は傘下の大陸連盟で構成することを決定した。このフランスの提案もベルギーによって支持されている。ド・エルトゥがいた時代のベルギーは、国際的な議論において常にフランスに協力していたことがわかる。大陸連盟としての EJU が再組織化されることになり、FFJJ 代表のボネ＝モリは、「ヨーロッパにおけるフランスの重要性は、東洋における日本の重要性と並ぶものである」として、フランスの代表が会長になるべきという意見を出した。結局は、トルチがそのまま EJU の会長に就き、ボネ＝モリは副会長にとどまった²⁰。ここからも国際舞台における覇権への FFJJ の意欲がうかがえる。

このチューリッヒ総会でも日本の代表は不在であったが、総会では日本の IJF 加盟をもって IJF 会長職を日本に提供することを決め、それまでは現行の執行部を継続させることになった²¹。そして、1952 年 12 月の日本の加盟に伴って、IJF 会長に嘉納履正が就任した。

第 2 節 フランスの「対日外交」

1951 年 12 月、パリで戦後初のヨーロッパ選手権大会が開催された。大会の開催が決定すると、さらに FFJJ は嘉納履正講道館館長や日本の柔道家を招待することを決定した。FFJJ は「欧洲往復旅費と仏国滞在費とを仏国側に於て負担提供すべき旨を申出た」ものの、講道館としては「諸般の考慮を重ねたる上此の好機に於て仏国のみならず欧州諸外国の外、米国をも訪問し以て世界柔道の現況を視察」して、「世界柔道連盟結成問題に対する基礎的話を進め、柔道の世界的発達に貢献する機会」にしようと考えた。そこで講道館は、この趣意に賛同する人々から必要経費の援助によって渡航を実現することとなった²²。

もっとも、渡航前に嘉納履正は、「世界の柔道連盟についても、強力的に無理な態度をとらず、ひたすらに真の講道館柔道を了得せしめ、柔道の正しく発展を期することに力めたいと考えて」いたことを述べており²³、FFJJ の IJF に対する熱意への温度差が感じられる。

選手権大会開催直前の FFJJ 機関誌には、来仏する日本人柔道家が写真付きで紹介されている²⁴。ヨーロッパ選手権に来訪した講道館からの派遣団に対して、ボネ＝モリをはじめとした FFJJ 役員は、「つききりで何かと世話を」した。ボネ＝モリらは、「ベルサイユ宮殿とか、ノートルダム寺院の見物とか、紋切り形の接待と共に、仏国外務省文化部訪問、全フランス有段者会会員との接見、或いはパリ道場の視察」などに案内したという²⁵。

大会は、12 月 5 日から 2 日間行われ、個人戦・団体戦共にフランスが圧勝して大盛況を

²⁰ Bowen, *op.cit.* p.401.

²¹ *Judo*, septembre 1952, No.26, p.13.

²² 松本芳三『世界の柔道』、1952 年、27-29 頁。

²³ 同上書、31 頁。

²⁴ *Judo*, octobre 1951, No.18, pp.5-7.

²⁵ 嘉納履正、前掲書、111 頁。

収めた。この大会の後、12月6日にIJF臨時総会が開催され、ヨーロッパ諸国に加え、日本からは嘉納履正と田代重徳講道館国際部長がオブザーバーとして参加した。ここで日本のIJF加盟が要望され、日本が加盟した暁には嘉納履正をIJF会長に推挙することになり、翌年に全柔連のIJF加盟と嘉納履正の会長就任が決定したのである。また、事務手続きや各国連盟との連絡など実質的な運営業務を担う事務総長には、田代重徳が務めることになった。

さらに、1954年には事務総長の役職を辞した田代の後任としてボネ＝モリが嘉納履正から指名を受け、事務総長の役職を引き継いだ²⁶。こうしてフランスのFFJJは、国際柔道界における影響力を強めることに成功していったのである。

1953年5月、ボネ＝モリは日本を訪れていた。渡航の手続き上便宜が図りやすいとして、講道館の正賓として迎え入れるよう要請し、講道館もそれを承諾した。ボネ＝モリは全日本選手権大会を見学し、FFJJ代表として優勝杯の寄贈をしているのだが、その際の挨拶では、フランスが「講道館及び日本柔道連盟と密接なる関係を維持」していくことを望んでいると表明した²⁷。フランス国内ではFFJJと講道館派の対立が深まっていた一方で、この頃の対日柔道外交では、ボネ＝モリは「親講道館」の姿勢を見せていたのである。FFJJ機関誌53年7月号は、この訪問の様子を写真付きで掲載している（図14）²⁸。

講道館の『柔道』もボネ＝モリの来訪を大きく取り上げて歓迎の様子を6頁に伝えた。

（ボネ＝モリ）博士の多年あこがれの殿堂たる講道館を真先に見せておくことの適切ななるを認め車を止めて案内した。館長室始め各室を一巡した後、大道場に入ったことである。博士は一瞬五百畳の大道場に直面して感激の面持ちであったが、直ちに靴をぬいて道場の上に立ちあがった。我々が一寸呆然としているうちに博士はいきなり受身を行った。眼鏡をかけたままである。（…）フランス柔道連盟会長としての博士の行政的手腕は高く評価さるべく、嘉納館長が国際柔道連盟会長となるに至る迄の経緯を顧みても博士の楽屋裏に於ける献策は見逃すことが出来ない。²⁹

講道館もボネ＝モリの「行政的手腕」を高く評価しており、ボネ＝モリもやや大げさにも思えるような「親日姿勢」を示していた。国内では、FFJJと「講道館派」との対立が表面化しつつあったなかで、ボネ＝モリは面従腹背と言えるような姿勢で国際的な交渉に臨んでいたのである。

また、この来日時にボネ＝モリは、事務総長の役職を自らに譲るよう要求していた³⁰。各国柔道連盟の情報が最も入ってくる役職をボネ＝モリは望んでいたのである。ボネ＝モリ

²⁶ *Judo, mars, 1954, No.39, p.32.*

²⁷ 『柔道』1953年6月号、47頁。

²⁸ *Judo, juillet 1953, No.33, pp.16-17.*

²⁹ 田代重徳「ボネモリ博士を迎えて」、『柔道』1953年7月号、21-22頁。

³⁰ *Judo, mars 1954, No.39, p.32.*

の訪日は、フランスがIJFにおいて主導的存在になっていくうえでの好機となった。

ところが、国内でUFAJKが結成された直後からFFJJの「対日」姿勢が変化してくる。1954年10月のFFJJ機関誌上では、嘉納履正らが作成し各国連盟に送付した新たなIJF規約草案に対して、FFJJからの2つの異論が示された。

1つ目は、規約草案の中で「講道館柔道」という名称が用いられていることである。「私的な」組織であり、「財政的にも自立した」組織である講道館の名称を用いるのは不適切であるとして、「講道館柔道」の代わりに「嘉納治五郎の柔道」という表現をFFJJは提案した。2つ目の異論は、事務総長と財務総長の役割が矮小化されていることである。草案では事務総長と財務総長は「『会長の命令』を実行するにすぎない」とし、嘉納履正が就いた会長職の独裁を懸念しての異論だということを説明している。そして、そうなった場合には、1つ目の異論と関連して「私的な組織である講道館が、国際的な組織であるIJFを完全に支配することを意味するのである」として、フランスは受け入れられないし、そのような目的で会長職に嘉納履正を推したのではないと主張した³¹。日本と協働して国際的な主導権を握ろうと考えていたFFJJにとって、講道館の影響力が強すぎるということは容認できなかった。

さらにこの文章は講道館の批判へと続き、IJFに関しても「講道館の影響から未だ十分に解放されることができていない」と強調した³²。UFAJKが結成されたことにより、それまで日本への接近を図っていたFFJJが、国際的な議題に関しても講道館に対して批判的になっていく変化をここでは見ることができる。

第3節 国際的な競技スポーツとして発展しゆく柔道

1. 国際大会の開催と試合規程

FFJJは大会の組織も積極的に努め、国際スポーツとしての柔道を推し進めた。1947年に始まるイギリスとの対抗試合を皮切りに、1950年にはオランダと、1951年にはオーストリアとの対抗試合をFFJJが実行した。FFJJが主管となっていたこれらの国際試合では、川石がつくった試合規程が用いられていた。つまり、メトード・カワイシの技術体系に含まれる首や脚の関節技など、日本の試合規程では禁止されている技の使用が認められたのである。1949年のEJU総会で、加盟国間の国際試合においては講道館試合審判規程を適用することが決定していたものの、二国間の親善試合では申し合わせで柔軟にルール適用がなされてい

³¹ *Judo*, novembre 1954, No.44, p.4.

³² *Judo*, novembre 1954, No 44, pp.3-4. 結局、1956年に決定したIJF新規約では、「故嘉納治五郎師範の定め、かつ東京の講道館に於て行われているもの（以下単に柔道という）」という表現になった（『柔道』1956年7月号、7頁）。現在のIJF規約では「柔道は嘉納治五郎師範によって1882年に創始された」ものとしている（International Judo Federation, IJF Statutes）。

たようである³³。

第1回ヨーロッパ選手権のあとに1952年、1955年にもパリでヨーロッパ柔道選手権が開催された。その他にもフランスは積極的に国際大会を開催していった。表13は1950年英仏対抗試合から55年までのFFJJが主管となって開催した国際試合である。なお、開催地はいずれもパリであった。

競技力に関してもフランスはヨーロッパにおいて最も優れていた。1951年のヨーロッパ柔道選手権の第1回大会から55年の5回大会中、団体戦は4度優勝し、合計27部門のうち17部門の優勝をフランス人柔道家が占めていた³⁴。

他方で、国際的には、講道館柔道をベースにした競技スポーツとしての柔道が形成されつつあった。1951年12月にパリで開催されたヨーロッパ柔道選手権では、講道館柔道試合審判規程が採用された。国際競技連盟が、それに加盟する各国競技連盟を規定するという構図が、柔道においてもはっきりと見られるようになったのである。すなわち、ヨーロッパ選手権大会開催の主管を担っていたFFJJも、EJUが採用する講道館柔道試合審判規程の適用をせざるをえなかった。試合規定が決定し、ヨーロッパ選手権に向けてFFJJは、嘉納履正から送られてきた講道館試合規程の英語版を仏訳して機関誌に掲載した³⁵。

1952年8月のIJFチューリッヒ総会では、国際審判員組織の設置をすることを決定し、加盟各国ができる限り高段の有段者2名を任命することになった。さらに、講道館によって認可された6段以上の柔道家は国際審判員組織のメンバーになることが決められたので、安部や川石もそこに名を連ねることになる。また、そのころ強く主張されるようになっていた体重別階級制についても、スイス、デンマーク、ドイツ、イタリア、オーストラリアから提案された。IJFとしては公式には認めなかったものの、ヨーロッパの試合で試験的に導入することを確認した。IJF総会後には新たなEJU総会も開かれ、第2回ヨーロッパ選手権の試合規程に従って行うことが確認された。また、IJFで議論された体重別試合の試験運用もヨーロッパ選手権の際に行われることが決定した³⁶。そこで定められた3階級の体重区分（軽量級が68キロ以下、中量級は68キロ超80キロ以下、重量級は80キロ超）は、無差別級と合わせてそのまま1964年のオリンピック東京大会で採用されることになる。かなり早い段階で、その後の柔道競技の方向性がヨーロッパ中心に定められていたのである。

1955年10月にEJU技術委員会のメンバーが選挙によって選出され、川石の他に、イギリスの小泉、ベルギーの安部、さらにオーストリアと西ドイツの代表が選出された。つまり、川石と安部は同じ委員会に属することになったのである³⁷。安部は近年のインタビューで、EJU主催の講習会や各国の講習会では「柔道の用語を日本語に統一することに精力を注ぎました」と述べている。「当時のヨーロッパ柔道界は、今と違って日本に学ぼうという姿勢が

³³ *Judo*, février 1950, No.2, p.7.

³⁴ Thibault, *op.cit.*, 1966, pp.243-244.

³⁵ *Judo*, novembre 1951, No.19, pp.3-5.

³⁶ *Judo*, septembre 1952, No.26, p.13.

³⁷ *Judo*, mars 1956, No.53, p.15.

あった」ため、「比較的スムーズに受け入れられた」という³⁸。ヨーロッパ柔道界において、技術に関しては日本が基準となっていた。

ベルギーの AFBJJ が安部一郎を技術指導者に迎えたのも、こうしたグローバルな方向性に従う動きとして見ることができるだろう。1953 年の EJU 総会では、「ド・エルトゥに関するベルギーの不満」が取り上げられた。FFJJ は機関誌で、「概して不毛な」、「ベルギーとフランスの間にときどきあまり気持ちの良くない議論で 5 時間も要した」ことを嘆いているが、柔道をめぐる対立に関する問題が、もはや一国内の議論にはとどまらなくなっていたことを表している³⁹。前章でみたように、結局ベルギーは安部一郎を技術指導部長として迎えた。さらに、1954 年のヨーロッパ選手権はブリュッセルで行われることが同総会で決定された。

フランス語と番号による呼称や脚部や頸部への関節技を容認する試合規程はメトード・カワイシの特質であったが、ヨーロッパならびに国際柔道界においては、日本語による柔道用語と講道館柔道試合審判規程が用いられることになっていた。FFJJ は、国内では講道館柔道を支持するグループと対立し、それを排除しようとしていた一方で、国際的には講道館方式を尊重しなければならないという「ねじれた」状況に陥っていたのである。

ヨーロッパ規模の選手権大会が実現すると、FFJJ はさらに世界的な選手権大会の開催を目指すようになった。1953 年の末頃には、南北アメリカの柔道チームがヨーロッパ遠征を行った際に、ボネ=モリとアルゼンチン柔道連盟のカルロス・チャバスとの間で、世界選手権大会の開催が話題に挙がっている⁴⁰。このときはアルゼンチン柔道連盟が 1954 年 11 月にブエノスアイレスで世界団体選手権を開催することを提案し、FFJJ も全柔連の嘉納履正も好意的な返答をしていた⁴¹。結局、大会開催に必要な巨額の出費や時間的な制約から実現は不可能になったが、世界大会の開催が日本の外で計画されるほどに柔道は国際スポーツとしての歩を進めていた。

フランスとアルゼンチンの間で行われたこの議論の内容は、いずれもボネ=モリを通して日本へと伝えられていた。日本は、EJU や IJU で要職に就くボネ=モリから届いた意見を、「欧州柔道連盟の意向を反映して居るものと見て差支えない」と信頼しきっていた⁴²。

アルゼンチンによる開催が不可能と判断されるや、今度は FFJJ が世界選手権大会開催の意向を示した。一方の日本柔道界としても、「日本に起源を発する柔道の第一回世界選手権大会は、是非日本で開催したいという念願」があった⁴³。そこで、1955 年 3 月 22 日にパリで開かれた EJU の会議において、その翌年に日本主催のもと世界柔道選手権大会を挙

³⁸ 「講道館柔道十段物語 第 13 回『欧州柔道発展に貢献』安部一郎」『柔道』2012 年 4 月号、16 頁。

³⁹ *Judo*, novembre 1953, No.36, p.23.

⁴⁰ 田代重徳「国際柔道界の話題から」『柔道』1955 年 4 月号、12 頁。

⁴¹ *Judo*, 1954, No.41, p.32.

⁴² 田代重徳「世界柔道選手権大会の準備進む」『柔道』1955 年 11 月号、22 頁。

⁴³ 田代重徳「世界柔道選手権大会の開催へ」『柔道』1955 年 9 月号、3 頁。

ることを日本側に要請することを決定したのである。これにより、1956年の第1回世界柔道選手権大会は東京で開催されることが決定する。FFJJもこれに全面的に賛成したが、「船室旅費、滞在費は開催地で持つ」ことを条件として提示した⁴⁴。

こうして第1回世界選手権大会は、FFJJやEJUが日本に対して東京での開催を促すようなかたちで行われることになった。この世界選手権大会開催の決定を機に、世界各国で柔道連盟の組織化が進み、IJF加盟国が日本のみであったアジアからも、カンボジアやインドネシア、フィリピン、タイなどが加盟申請することになる⁴⁵。

2. 国際柔道連盟とフランス柔道柔術連盟のオリンピックへ向けた活動

ドイツ、イギリスを中心とした戦前のヨーロッパ柔道界でもオリンピック大会への柔道競技導入は意識されていたが、それは戦後のヨーロッパ柔道界にも引き継がれていた。1948年版『年鑑』には、イギリスの小泉軍治が「柔道とオリンピック」と題した文章を寄稿した。ここで小泉は、生前の嘉納治五郎がオリンピック競技種目としての柔道は「参加する他の国々の柔道に対する理解度」しだいであると話していたことを述懐している。小泉は、戦後になって柔道が大きく普及した現状を踏まえて、オリンピック競技への導入実現に向けた運動を展開することを打ち出した⁴⁶。文章のあとには、国際大会の情報募集を呼びかけており、この頃の国際対抗試合や地域選手権大会、世界大会の開催は、オリンピック大会への柔道導入実現に向けて敷かれた布石としてとらえることができる。

IJFが結成されるとオリンピックへ向けてさらに本格的な運動が始まり、1951年9月15日にIJFはIOCによって柔道の国際競技連盟として承認された⁴⁷。1951年9月に発行されたFFJJ機関誌の「世界の柔道」という記事では、IJFの結成を「疑いなくわれわれのスポーツ〔柔道〕をオリンピック1956年大会に入れることを可能にするもの」と説明している⁴⁸。さしあたりは1956年のメルボルン大会での導入が目指されたのである。

当然FFJJも、柔道をオリンピック大会の競技種目へと導入すべく各所に働きかけを行っていた。1950年版『年鑑』でボネ＝モリは、「フランスの柔道は、その発展によって、日本とともに国際柔道連盟を形成することに貢献しなければならない」とし、「そのことはオリンピック大会に柔道が導入される序曲となるのである」と、1950年時点でオリンピック競

⁴⁴ 田代重徳「世界柔道選手権大会の準備進む」『柔道』1955年11月号、22頁。松本芳三「世界柔道の花開く」『中等教育資料』文部省教育課程課、5(7)1956年7月、p.6。

⁴⁵ 嘉納履正「世界柔道選手権大会の準備すすむ」『柔道』1956年2月号、1頁。

⁴⁶ Gunji Koizumi, « Judo et Jeux Olympique », *Judo International*, 1948, pp.161-162.

⁴⁷ Niehaus, Andreas, "If you want to cry, cry on the green mats of Kodokan' : Expressions of Japanese cultural and movement to include Judo into the Olympic programme", *The International Journal of the History of Sport*, 2006, Vol.23, No.7, p.1176.

⁴⁸ *Judo*, Septembre 1951, No.17, p.32.

技種目への柔道導入を意気込んでいる⁴⁹。このように FFJJ には EJU 加盟以前から柔道をオリンピック種目にするという目標があり、また、そのためには日本と結びついて IJF を結成することがオリンピックへの第一歩であるという考えがあった。

1953 年春のボネ=モリの訪日も、こうした文脈に位置づけることができる。1949 年のオリンピック大会への参加復帰が明らかとなった日本では、「スポーツ界の国際復帰」が本格化していた。1952 年に東京都議会で 1960 年夏季オリンピック大会の招致が決議され、翌年 3 月には国会で可決された⁵⁰。その直後に来日したボネ=モリは、講道館への訪問や全日本選手権大会の見物に加えて、文部事務次官への挨拶にも赴いていた。さらに、日本体育協会会長であり IOC 委員であった東龍太郎が主催したボネ=モリ歓迎の晩さん会では、東会長だけでなく日本の各種スポーツ団体の代表者との歓談も行って⁵¹。

オリンピック大会の競技種目に関しては、導入するスポーツを決定する裁量が大会組織委員会にも分配されているが、「日本の政治家やスポーツ関係者だけでなく、日本、ヨーロッパ、アメリカからのスポーツマンもオリンピック柔道を支持した」⁵²ように、東京でオリンピック大会が開催されることは IJF にとっての念願でもあったのである。

こうして 1953 年の IOC メキシコ総会で初めて柔道が議題として挙げられたが、競技種目への加入に関しては委員会の正式議題としてではなく、「非公式に口添えしてもらおう」のみであった⁵³。この頃の IOC の方針としては、大会の競技種目と参加人員が多く、限られた日数で行われるプログラムの編成が困難であったことから、競技種目を削減する方向にあった。結局、柔道がオリンピック種目に導入されるかどうかの議論は 1954 年のアテネ総会まで延期された。アテネ総会では東が、柔道が世界的に普及していることなどからオリンピック種目としての資格は十分であると意見を述べたものの、1956 年メルボルン大会において新しいスポーツは導入しないことを決定した⁵⁴。さらに、1955 年パリ総会でも柔道の導入については議論されたが、否決された⁵⁵。その後、柔道の導入が決定するのは 1960 年のことである。その間、FFJJ はオリンピックに関わる働きかけを積極的に行っていた。柔道がオリンピックスポーツへと向かっていくなかで、フランスはその国際的な存在感を強めていったのである。

だが、FFJJ が柔道のオリンピック競技種目導入実現に積極的になればなるほど、FFJJ は IJF

⁴⁹ *Judo International*, 1950, p.222.

⁵⁰ 『朝日新聞』1953 年 3 月 8 日朝刊、1 頁。

⁵¹ 田代重徳「ボネモリ博士を迎へて」『柔道』1953 年 7 月号、24-25 頁。

⁵² Niehaus, *op.cit.*, p.1175

⁵³ 田代重徳「世界の柔道と国際柔道連盟」三船久蔵・工藤一三・松本芳三共編『柔道講座 第 1 巻』白水社、1955 年、160-161 頁。

⁵⁴ 「『柔道のオリンピック参加』を東体協会長に聞く」『柔道』1954 年 7 月号、3-4 頁。

Niehaus, *op.cit.*, p.1176.

⁵⁵ 『朝日新聞』1955 年 6 月 19 日朝刊、9 頁。

や日本の体育・スポーツ界、日本柔道界との関係性を緊密化させることになり、国内で日本の講道館柔道を支持する UFAJK または、その後の FATK と対立しているという矛盾はさらに際立ってくる。この矛盾への対応として、FFJJ は FATK との統合を試み始めるのである。

表 13 FFJJ 主管で行われた国際大会

1950	イギリス対抗試合、オランダ対抗試合
1951	ヨーロッパ選手権、オーストリア対抗試合
1952	ヨーロッパ選手権
1953	アメリカ対抗試合
1954	オランダ対抗試合、オーストリア対抗試合、
1955	ヨーロッパ選手権

本章のまとめ

第二次世界大戦後に盛んになった国際的な柔道の議論は、戦前のヨーロッパ柔道界の結びつきを継承するかたちで交わされ、それが EJU を形成した。戦後になって台頭したフランスの FFJJ は、当初は川石の意向などもあって EJU 加盟を見送っていたが、1950 年に加盟した。EJU が IJF へと発展的解消をすると、FFJJ は日本の嘉納履正を IJF 会長に推戴するなど、日本との結びつきを強めながら国際的な主導権を握ろうと行動した。国際大会の開催やオリンピック大会競技種目への柔道の導入に向けた活動など、「新参者」であったにもかかわらず FFJJ は中心となって働いた。

一方で、試合規程や技術委員会などでは、講道館柔道の方法がスタンダードとなっており、FFJJ が国際的な主導権を強めるべく日本と接近するにつれて、国内では講道館柔道を異端化して「講道館派」と対立する FFJJ にとっての国内外での矛盾が生じ、強まるのであった。

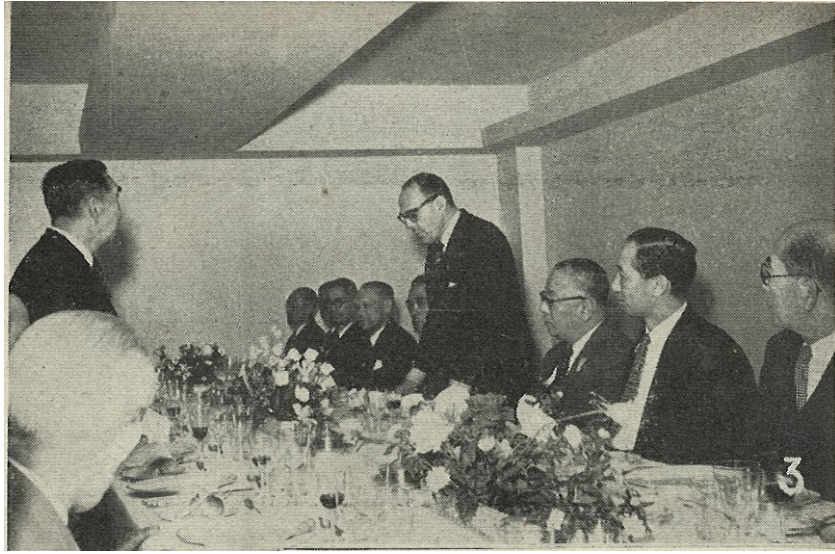


図 14 講道館のレセプションで挨拶をするボネ＝モリ

第6章 フランス柔道界統合をめぐる展開と新たな柔道連盟の成立

本章では、IJFを中心に柔道が国際スポーツとしての歩を進めることで、国内外で矛盾が生じたことを受けて、FFJJが「講道館派」との統合に向かっていく過程を明らかにしていく。これは数年間にわたってFFJJが働きかけていた柔道指導者免許に関する法律の成立と並行して、国内柔道界の再編が進められる過程である。1955年からはFFJJの内部からもFATKとの統合に向けた動きが出始めるが、前章で取り扱ったように講道館柔道をスタンダードとする国際的な潮流が後押しして、FFJJのFATKに対する譲歩というかたちで柔道界の統合は進んでいくのである。こうした一連の過程は、国内の議論がその「外部」にある力に影響を受けつつ展開していくありようを示すことができるものと思われる。

第1節 柔道指導者免許と柔道界統合への機運

1. 事故の発生と柔道指導者修正法案に対するフランス柔道柔術連盟の不満

IJF発足以降、柔道をめぐる国際的な議論が目まぐるしく展開していく一方で、フランス国内では柔道界内部の情勢も相まって、柔道指導者法案の実現は停滞していた。国会審議が長期化していたなか、1954年6月22日にベトナムレスリング（Vo et Vat）のプロモーターであるチャン・チュン・フォンの死亡事故が起こった。生徒に絞め技を掛けさせて防御方法を示そうとした際に起こった事故であった。それは「フランス柔道連盟の管理下でも、有段者会に所属する有段者の指導下でもない道場で起こったものだった」が、「惨事の原因は柔道の最低限の基礎知識を知らなかったことである」とFFJJは訴えた¹。事故直後のFFJJ機関誌では、「嘆かわしい事故」と題する文章で国家免許の必要性を訴えた。

我々は、ことあるごとに何度も繰り返し言ってきた。「現行のフランスのスポーツ法では、誰でも、どのようにでも、いつでも、どこでも、自分が柔道の指導者であると言い張ることができてしまう」と。(…)我々の競技の実践者や公認指導者に対して確保される唯一の保証を提供するのは、我々、フランス柔道連盟とフランス有段者会である。柔道(…)もしそれが正常な条件のもと、有資格の指導者の責任下で学ばれるのであれば、それは危険のないものである。それに対して、商業的な目的のために、〔柔道家と〕自称する者や不可解な東洋まがいの「見てくれ」が信用できない人間によって用いられることで、そこでは、実践者や彼らに関わる人々の健康、安全、秩序に対して非常に危険で有害な手段がとられる。(…)数日前に起こった非常に残念な事故は、またもや、公権力を攻め立てる我々が正しかったと認めたのである。我々がまた一段と完全な方

¹ Gherra. : Compte Rendu de l'Accident Survenu á Tran-Trung-Huong, *Judo*,1954, No 41, p.2.

法で、我々の職務—フランス柔道の実践を最も優れた環境で最大限発展させること、そして我々の特色を誇れるような成果を得続けること—を成し遂げることができるようにしてくれる国家資格免許—それはすでにいくつかのスポーツ種目、山岳、スキー、フェンシング、水泳（…）にあるような—を創設しようとするのは本当に我々の側の途方もない要求なのだろうか。²

柔道家でない「ベトナムレスリングの指導者」のもとで起こった事故であるにもかかわらず、それを大きく取り挙げて、FFJJ は自分たちが働きかけてきた柔道指導者の国家免許がいかに必要性の高いものであるかを改めて強調した。

この事故とそれをめぐる FFJJ の訴えかけが後押しとなったかのように、1954 年 8 月 12 日にブリデルの法案が審議なしで採択された。だが、それは FFJJ の狙い通りとはいかなかった。第 1 条では「何びとも、フランス国民またはフランス連合国民でなければ、また、審議委員会の答申ののち青年スポーツ担当大臣によって交付される免状がなければ、柔道や柔術と呼ばれる格闘技の指導をすることができない」とされ、FFJJ が主張していたように「FFJJ 以外の柔道家を認めない」という規定は含まれなかった。また、「審議委員会委員は同大臣の令によって任命され、高段者のなかから選出された有段者を含むこととする」とされ、指導者の審査における FFJJ の関与が明文化されなかった³。

当然 FFJJ は、この法案に関して「フランス柔道連盟と、FFJ を代表する技術指導者からなるフランス有段者会の不可欠な関与—そして技術に関する排他的な監督権—をもって柔道指導者の免許を成立させることが重要である」と主張して、FFJJ のみが柔道指導者免許に携わるべきであると強調した⁴。一方で、第 3 条では「本法に違反している柔道や柔術の指導は、2 万 4 千から 24 万フランの罰金刑が科され」、「道場は閉鎖され」、「再犯の場合は、2 週間から 1 か月の禁固刑と 24 万から 72 万の罰金刑が下される」⁵といったように、厳しい罰則が設けられることとなった。

日本でも同法の採決について報道された。「今後日本人で教授資格を有する者は、現在フランス柔道連盟 (FFJ) に加入している河石師範だけとなり、他の柔道家は旅行者並みの扱いとなって段を与える資格を失うことになるので、講道館がどう出るか、フランスでは注目されている」と伝えた。また、「フランスを訪れる日本の柔道家が気前よく、気まぐれに段を与えるため、本来厳正であるべき柔道が大いにそこなわれているというもっともな理由からとられたもの」⁶と説明しており、FFJJ による講道館柔道の排斥を目的とした法案であったとみなされた。これは、FFJJ の意図を部分的には言い当てているものの、これまででみて

² Gailhat, Jean, « Un Accident Déplorable », *Judo*, 1954, No 41, p.1.

³ Gailhat, Jean, « L'Adoption du Statut de Professeur de Judo », *Judo*, Juillet-Aout 1954, No.42, p3.

⁴ *Ibid.*, p.5.

⁵ *Ibid.*, p.4.

⁶ 『読売新聞』1954 年 8 月 20 日夕刊、2 頁。

きたように国家免許の目的はそれだけではない。それ以上に日本では、日本人指導者の動向が案じられたのである。

同年12月10日に共和国評議会で審議、修正された法案は、FFJJにとってはさらに不満の残るものとなった。審査委員会に関しては、「公立の教育施設で柔道の指導を担当し、国民教育大臣に指名された代表者が過半数を構成」という条件になったのである。すなわち、柔道を担当する体育教師で審査委員会の過半数を構成し、残りをFFJJからの代表で構成するというもので、FFJJの当初の意向に反して国民教育省の権限を拡大させる措置であった。これに対しFFJJは「FFJJによって委任された専門家から同数で構成されなければならない」と主張し、12月19日のFFJJ総会では「審査委員の半分以上が体育教師にならないようにすること」を求めることが決定された⁷。

1953年からFFJJ事務局長を務めていた弁護士ジャン・ゲラは、この件について機関誌の論稿で不満を露にしており、審査委員会はスポーツを管轄する国民教育省やスポーツ総局などと、公認組織であるFFJJの柔道の専門家から同じ人数で構成されなければならない、政府当局に主導権を握られることだけは避けたいという考えを示した。また、同時にゲラは「各スポーツは、国民教育大臣の委任で、アマチュアの—そしてただひとつの一連盟によって管理運営される。公認され、助成金を受け、国際大会においてフランスを代表する資格を与えられた、スポーツの連盟しかありえないし、それしかない」として、この指導者資格免許はFFJJに加盟する柔道家や柔道クラブにのみあてはまるものであるということを改めて強調した⁸。

先述したように、1948年にスポーツ総局にFFJJが提出した審査委員会のメンバー構成案では、審査委員9名のうち国民教育省の代表者は多くても3名までとしていた。しかし、1954年12月の時点では、「FFJJの代表者と国民教育省などの代表者が同数」という妥協点を置いている。このように、スポーツ指導への介入政策を進める政府と、その流れに乗りつつ自らが主導権を握ったまま国家免許を実現したいFFJJとの間の綱引きは、結局FFJJの譲歩で進みつつあったのである。

2. 全国柔道柔術指導者組合の結成と指導者法案の成立

政府の介入が強まるかたちで柔道指導者の国家免許に関する法律が実現しようとするなか、柔道指導者の利益を守るべく、1955年の初頭に全国柔道柔術指導者組合（Syndicat National des Professeurs de Judo et de Jiu-Jitsu、以下、「組合」とする）が正式に成立した。中心となったのは、かつてのFFJJ副会長であり、パリの有力実業家で、第二次世界大戦以前からフランス柔術クラブで柔道を実践してきたアンドレ・メルシエであった。組合の理事会メンバーにはジャン・ゲラなどFFJJの役員幹部もいた。組合の目的としては、①採決された指

⁷ Gailhat, Jean, « Pas d'accord... », *Judo*, Decembre 1954-Janvier 1955, No.45, p.2.

⁸ *Ibid.*, p.3.

指導者を規定する法案を守ること、②税制上の対応や諸手当に関して柔道指導者に助言をすること、③レッスン料の計算表を作成すること、④指導者を補助する助手の報酬を決定すること、⑤柔道の拡大を促進し、若い指導者への将来を保証すること、⑥クラブ間や指導者間の諸条件の調整をすること、そして⑦指導者保険の検討、が挙げられ、この時点では FFJ と緊密に連携し合って活動していくことが表明された⁹。

審査委員会のメンバー構成に関して、FFJ が政府当局に譲歩するかたちで国家免許が実現しようとしていくなかで、組合はもはや FFJ だけでなく、UFAJK も含めたさまざまな組織も一体化させて指導者免許に取り組むことを試みるようになった。1955 年 5 月 23 日にはそれらの組織の代表者が集まり、国家免許に関しての意見交換を行った¹⁰。UFAJK がつくられて以降、関わり合いのなかった組織同士が、組合の声掛けにより初めて顔を合わせるようになったのである。同会合では、1955 年法の成立を前にして、組合の加入資格についての規約草案を話し合った。第 1 条では、「本文書に賛同し、以下の条件、フランス柔道柔術連盟によって免状を認められた指導者や、一般に指導者職行使するための法律によって要求される条件を満たす専門家ということを満たす構成員や人々」という FFJ についての明記があった文章から、「本文書に賛同し、下記の条件を満たす構成員や人々。①指導者職を行使する法によって要求される条件を満たし、その国家免許を取得した柔道指導者、②指導者職の公認試験をうけなかったものの、柔道の指導を志すあらゆる柔道実践者」というように FFJ に関する記載が削除されている¹¹。このように組合は、派閥や組織を越えて柔道界全体で団結しようとする姿勢を明らかにし始めたのである。

また、これと関連するように、同会合では、国家免許に関してだけでなく、柔道界の対立軸とされていた柔道技術をめぐっても進展があり、「組合に加盟する指導者すなわち報酬を得る指導者に関しては、さまざまな方式が共存してもよい」という方針が示された¹²。これを機に、翌 6 月 13 日にも同様の会合が行われ、FFJ と UFAJK の統合を目指すための土台作りを行うことが確認された¹³。最終的に FFJ と UFAJK が統合するのは翌年の 4 月であり¹⁴、組合が直接的に統合を実現させたわけではないが、組合の設立は、対立し合う組織同士が議論する場を提供する役割を果たしていたのである。国際的な柔道界という「外部」との矛盾と同時に、政府という一種の「外部」の意向も、柔道界の統合につながる契機をもたらしていたといえよう。

1955 年 7 月 27 日の国民議会で、柔道指導者免許に関する法律が採択された。共和国評議会で若干の修正が施されたのち、1955 年 11 月 28 日に「柔道および柔術の指導の職業なら

⁹ *Judo*, Mars 1955, No.47, p.31.

¹⁰ Mercier, André, « A L'ATTENTION DES PROFESSEURS DE CLUBS », *Judo*, Septembre 1955, No.51, p.7.

¹¹ *Ibid.*, pp.7-8.

¹² *Ibid.*, p.7.

¹³ *Judo*, Mai-Juin 1955, No.49, p.7.

¹⁴ *Judo*, Mai 1956, No.55, p.3.

びに格闘スポーツの指導のための道場開設に関する法律第 55 - 1563 号」が成立した¹⁵。結局、審査委員会は、その過半数が政府当局の代表者、特に公教育施設で柔道指導を行う教師によって構成され、残りを FFJJ や組合といった柔道関連組織からの代表者で構成することになった。また、同法の第 5 条ではこの法律に違反した場合の刑罰を定め、規定に違反する者はすべて、2 万 4 千フランから 24 万フランの罰金に処すること、違反の道場または違反施設は閉鎖すること、再犯の場合には、15 日から 1 ヶ月の拘禁および 24 万フランから 72 万フランの罰金に処することが定められた。同法は、それ以前につくられたスポーツ指導者資格（山岳、水泳、スキー）に関する法律と比較すると、罰金の最高額が著しく高いと指摘されている¹⁶。この点に関しては、FFJJ の当初の目的通りに強い排他性を有した規定になったといえるだろう。だが、この「排他性」を発動できる権限は、もはや FFJJ ではなく、政府に移っていたのである。

3. 柔道界統合への加速

指導者免許法の成立が迫るなかで、1955 年には FFJJ 内部からも FFJJ と FATK 両連盟の統合を主張する機運が高まっていった。ときには、FFJJ の役員や川石酒造之助に対する痛烈な批判、あるいは彼らにまつわる「醜聞」を訴えて、FFJJ に降参を促すような動きも見られた。

4 月には「フランス柔道愛好会 (L'Amicale du Judo Français)」(以下、「愛好会」とする)なる組織が、有段者会の財務部長を務めていたマクシム・シャリエの主導で発足した。川石の最初期の教え子で、メトード・カワイシを強く信奉したジャン・ド・エルトゥをも含む約 200 人の有段者を集めたこの愛好会は、「彼らを満足させない連盟の行動への反対という、いわば、UFAJK 設立のために FFJJ を離れた有段者と同じ意見を具体化する」目的で結成された。彼らが訴えたのは、技術の自由化に加えて、「川石の個人的利益のために川石の道場で行われる有段者トレーニング」や「不十分な講習や投げやりな選手強化」、「段位や財政に関するさまざまなスキャンダル」などに対する非難に及んだ¹⁷。もともとはメトード・カワイシを重視し講道館柔道を排除することを望んだド・エルトゥを含む人々も、「講道館派」の柔道家も、いまや「パリ柔道」由来の FFJJ の体質に対する反対という点で奇しくも一致することになっていた。

さらに、「ボネ=モリ会長とゲラ事務総長の再選が、柔道の将来にとって破局になるだろう」と主張して、理事会選挙での幹部刷新を図ろうとした。結局、パリ地域圏の柔道家を結集させるにとどまった愛好会の目論見は、このときに「主に地域リーグの代表者の権力によって」得票総数の 83 パーセントを占めた地方票が現職の FFJJ 理事会を支持したことで失敗に終わった。だが、愛好会のこうした具体的な行動は、FFJJ 内部、そしてパリの柔道家からも「講

¹⁵ Brousse, *op.cit.*, p.288.

¹⁶ 齋藤、前掲書、234 頁。

¹⁷ *Judo-Presse*, No.2 du 15 Novembre 1955, p.1.

道館派」との統合を訴える声が強まっていったことを象徴的に示している。

1955年9月には『ジュードー・プレス (Judo-Press)』なる新聞が創刊された。発行責任者は、1948年と1950年に『国際柔道年鑑』を編集し、1950年には講道館の機関誌『柔道』のフランス語翻訳版を発行する契約を講道館と結んだアンリ・プレであった。同紙は「唯一の独立した柔道新聞」を謳って、FFJJだけでなく、UFAJK及びFATKやFSGTなども含めた柔道に関するさまざまな組織の情報を並置して取り上げた(図15)。とりわけ、ポール・ボネ＝モリに始まり、FFJJの幹部へ行われたインタビューは同紙の紙面を大きく割いて掲載された。

ボネ＝モリには、川石がFFJJから技術指導部長として受け取っている収入についての質問が投げかけられた。川石が高額な収入を受け取っているのではないかという質問には、技術指導部長としての給料であるという回答をしている。また、設立当初のフランス柔術クラブに通っていたフレデリック・ジョリオ＝キュリーの名を挙げて、左派系のFSGTと関わりがあったのではないかという質問もボネ＝モリに投げかけられているがこれに対してボネ＝モリは「全くFSGTにはかかわっていません。ジョリオ＝キュリー氏は、1939年にフランス柔術クラブに短い間参加しただけです」と回答している。しかし、同記事は、ボネ＝モリが「分裂の原因となったFFJJの『いくつかのミステリー』に関する問題には答えてない」と不満げだった¹⁸。FFJJ上層部への不信感は柔道界分裂の要因として語られるようになっていた。

川石と川石の助手を務めた粟津正蔵との間の不和も取沙汰されていた。川石がその活動と不相応に高額な報酬をFFJJから受け取り、さらには粟津が自らの指導によって受け取るはずの報酬から、川石が上前をはねていたのではないかという疑惑が生じて、冷静な粟津が憤慨したというのである¹⁹。この噂に関しては、川石が56年1月の『ジュードー・プレス』で否定している²⁰。

ゲラの前にFFJJの事務局長を務めていたジャン＝レーヌ・マルセランは、FFJJとFATKの統合に向けた働きかけをしていた。その目的をマルセランは『『川石一味』によるフランスの柔道の全面的な支配をやめさせることと、川石の独占に代わって指導の自由を獲得し、分裂を避けること』としている。そして、「彼(川石)の指導に関するもっぱら財政的な支配を暴くことによって、私は講道館柔道を阻むことで柔道の飛躍にブレーキをかけられていたという事実への注意を引いた」として、川石への個人批判によって柔道界統合への機運を高めたことを語っている²¹。このようにFFJJ内部からも川石につきまとった金権的利己主義の噂に対しての批判が出始めた。こうした動きは川石に対する「聖性」を取り除くことになり、柔道界は統合へと加速するのであった。

¹⁸ *Judo-Presse* No.2 du 15 Novembre 1955, p.4.

¹⁹ *Judo-Presse*, No.2 du 15 Novembre 1955, p.1

²⁰ *Judo-Presse*, No.3 du 15 Janvier 1956, p.1.

²¹ *Judo-Presse*, No.4 du 15 Mars 1956, p.2.

第2節 フランス柔道界の統合

1. 新たな柔道連盟の誕生

前節で述べたように、1955年5月に初めてFFJJとFATKの両連盟による初の会合が行われた。ここでは、国民教育省のスポーツ担当部局であるスポーツ総局の同意を得られるような規約を両代表で作成するための会合が設けられた。さらに9月の初頭には、FFJJと組合内部では、FATKとの統合に向けた会合が行われていたが、「幹部の強い意欲にもかかわらず、依然として強い敵対関係の名残は存続して」²²おり、統合に向けてはFFJJ内部の話し合いでさえも決して容易ではなかったようである。

こうした議論を進めて行くなかで、FFJJは徐々にFATK側に譲歩の姿勢を見せ始めていた。『ジュードー・プレス』の1955年11月号に掲載されたインタビューでボネ＝モリは、この時点で「さまざまな意見交換のなかで90%まで合意している」と述べていた²³。

翌号でインタビュー記事が掲載された、FFJJ事務局長のジャン・ゲラは、「フランス柔道の最も喫緊の計画は、あらゆる連盟や派閥を組み込むことができるかたちにFFJJの定款を改正することである」と述べており、そのためにスポーツ行政当局とのやり取りを行っていることを明らかにしている²⁴。このように、FATKへの譲歩をはかって統合を達成すべくFFJJから行政府に働きかけていたのであった。

55年10月には、2か月後にパリで行われるヨーロッパ選手権大会に向けた代表予選にFATKメンバーが出場することをFFJJは認めた。とはいえ、出場に際してはFFJJのライセンスを取得することを必要とし、また、分裂以前はFFJJに加盟していた有段者のみに限定していたため、FATK側はFFJJからの提案を受けることはなかった²⁵。さらに『ジュードー・プレス』1月号では、FFJJとFATKによる紅白試合開催の情報が報じられた。「この試合が毎年行われることになり、フランス柔道の飛躍のために、勝者がだれであろうと健全な競争になるであろうことは確かである」²⁶。統合を目前に控えて、まずは試合での共存がはかられたのである。

1956年2月29日にFFJJ理事会の提案でFFJJやFATK、組合を集めた会合がフランスレーシングクラブで行われ、ついに統合のための合意協定が両連盟の代表によって結ばれた。ここにはFFJJとFATKの幹部らに加え、スポーツ総局と国民教育省の代表者が仲介役として同席した。スポーツ総局代表は、「各種スポーツには、スポーツ総局によって定められ、承認された、ただ一つのアマチュアの連盟のみしか存在しえない」旨を述べたうえで、「フランス

²² *Judo*, Mai-Juin 1955, No.49, p.7., *Judo*, Mai 1956, No.55, pp.4-5.

²³ *Judo-Presse*, No.2 du 15 Novembre 1955, p.2.

²⁴ *Judo-Presse*, No.3 du 15 Janvier 1956, p.2.

²⁵ *Judo-Presse*, No.2 du 15 Novembre 1955, p.1

²⁶ *Judo-Presse*, No.3 du 15 Janvier 1956, p.1.

柔道柔術連盟は、いずれにせよ、その承認を得て、それを保持している」ことを明示した。一方で、「(FATK には) いかなる場合にも、ましてや、代わりに管理運営する指導権と責任をもつ権限を連盟 (FFJJ) に与えた国民教育省、青年スポーツ省からはなおさらその承認を得ることをのぞめない」²⁷として FFJJ のフランスにおける柔道統括連盟としての正統性を示した²⁸。

だが、同会合で結ばれた両連盟の合意協定は FFJJ にとって好ましくないといえる内容になった。統合の時点で、FFJJ に加盟するクラブは約 800、登録人口は約 25,000 人であったのに対し、FATK はクラブ数 150、登録者はおよそ 5,000 から 6,000 人であった²⁹。それにもかかわらず、新たな連盟の会長こそ FFJJ のメンバーから選出することになったものの、32 人から構成される理事会メンバーは、半数の 16 人ずつが、それぞれの連盟から選出されることになった。さらに、技術委員会も FFJJ と FATK の両連盟出身者で構成されることになった³⁰。すなわちメトード・カワイシを信奉してきた柔道家と講道館柔道を支持してきた柔道家が同じ委員会で共存していくという協定である。

同協定は各クラブに送付され、4 月 22 日に開かれた FFJJ 臨時総会にかけられた。同総会には FATK の副会長と事務局長も出席した。協定は賛成が 370 票、反対が 42 票で採択され、新たにフランス柔道及び類似競技連盟 (FFJDA) が誕生した³¹。表 13 では FFJDA 成立までの諸組織の関係を示した。

反対の主な理由は、FFJJ と FATK の登録人口の差にもかかわらず、両連盟から同数の代表の役員で理事会が構成されることになるという決定に関するものであった。総会に向けて FFJJ が事前に各リーグに送付していた文章には、この協定は FFJJ の「大きな譲歩」であり、また「明らかな断念」と表現したものの、それは FATK の信頼を得るためであったと説明した³²。FFJJ の FATK に対する「譲歩」によって、FFJJ と FATK の統合は実現したのである。このとき初の世界柔道選手権大会の開催が 2 週間後に迫っていた。

2. 「共和国的」解決策

FFJDA の会長には、フランス柔道柔術連盟で副会長をつとめていたポール・ド・ロッカ＝

²⁷ *Judo, Mai 1956, No.55, p.5.*

²⁸ 「双方 (の連盟) に補助金を出すことができないから」、「フランス政府の青年スポーツ省が仲介役となり、ふたつの連盟を一本化」したとしているも文献もあるが (有馬ゆえ『紅帯十段安部一郎—ヨーロッパ柔道を指導した男—』リヤカーBooks、2010 年)、そもそも補助金は FFJJ に対してしか支給されないため、両連盟の統合に関して政府の介入を主たる要因とすることはできないと思われる。

²⁹ *Judo, mai 1956, No.55, p.4.*

³⁰ *Ibid., p.8.*

³¹ *Ibid., p.9.*

³² *Ibid., pp.3-5.*

スラが就任し、それまで会長を務めていたポール・ボネ=モリは名誉会長になった。役員理事会のみならず、行政、財政、そして技術に関する委員会も統合された³³。川石は技術顧問となり³⁴、表立った活動は少なくなっていく。対立と議論の末に、フランス柔道界の統合は達成されたのである。

1956年6月10日、「フランスの柔道20周年」のセレモニーが開催され、長きにわたって10年間FFJJ会長を務めたポール・ボネ=モリが講演を行った。20周年というのは、1936年にフランス柔術クラブが設立されてからの年数である。

20年、それは人間にとって一世代の期間である。(…)フランスの柔道は、それと同じく、思春期を終えて、20年の成熟をむかえようとしているようである。／この日、我々のセレモニーは、我々の発展の最初の段階の終わりを示している。その発展の最初の段階は、青少年期の熱狂や活力、過剰や過ちによって特徴づけられ、時には、波乱に富んで、川石という気難しく独裁的な教育者によって導かれてきた。川石は、その強い個性、性格、時にはその欠点さえも目立ち、異論の余地なく、我々フランスの柔道は、その存在が彼のおかげである。／個人の、時おり厳格な指導から、集団的で、より柔軟な、連盟の指導への不可欠な移行は、対立なくしては起こらないし、フランスの柔道の創始者は、攻撃や批判の対象であった。(…)その恩は、いかなる感謝も尊敬も友愛も排除したりはしないのである。(…)川石氏に感謝申し上げる³⁵。

ボネ=モリの言う、「個人の」指導から「集団的で、より柔軟な、連盟の」指導への「不可欠な移行」とはFFJJからFFJDAへの移行を表している。すなわち「メトード・カワイシ」以外を認めずに中央集権的管理体制を敷いたFFJJ体制から、講道館派をも含めたより民主的な連盟への移行を達成したというのである。「パリ柔道」のFFJJと「講道館柔道」のFATKは激しい対立を経て、両者の統合を実現し「フランス柔道」のFFJDAを形成した。そこにはFFJJによる譲歩があったのであり、「パリ柔道」の伝統からの脱却があった。「単一にして不可分の」フランス柔道界に再編されたのである。これはFFJJが柔道界統合のあり方を模索した結果だといえよう。

「ライシテ」の概念によって、独占的性向や排他的傾向を有するはずの異なる宗教が、共存することを可能にしたフランスの共和政のように、FFJDAはFFJJと「講道館派」の共存をもって成立することになった。1957年10月のFFJDA機関誌には次のような広告が掲載されている。「あなたの『派閥』が『メトード・カワイシ』-『メトード・講道館』のどちらであろうとも読みましょう／雑誌『柔道講道館』（日本で出版された雑誌『柔道』のフランス語

³³ *Judo*, septembre 1956, No.58, p.19.

³⁴ *Judo*, mars 1957, No.64, p.14.

³⁵ *Judo*, 1956, No.57, p.4.

訳版)」³⁶。この広告は FFJJ の「講道館派」への譲歩によって、FFJDA が成立したものの、旧 FFJJ と旧講道館派の棲み分けが共存しながらも保持されていたことを示している。

本章のまとめ

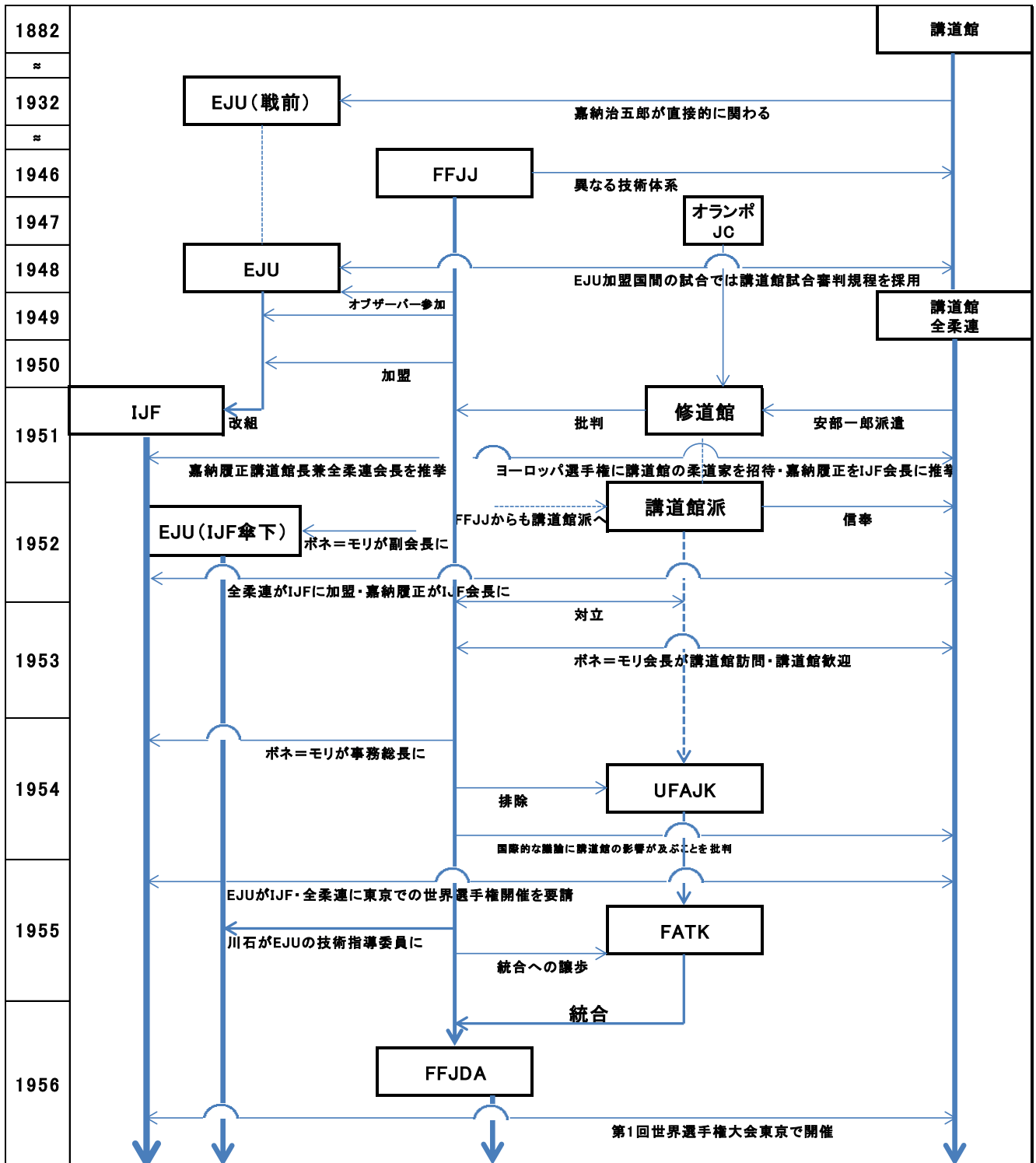
講道館柔道をスタンダードとする国際柔道界という「外部」との矛盾した状況に同調するように、また、柔道指導者免許法案の成立とあいまって、フランス柔道界は 1955 年から急速に統合へと舵を切った。

指導者免許法案は FFJJ が本来主張していた FFJJ の指導者規程をベースとしたものではなく、政府の介入が強まるかたちで成立した。それによって FFJJ 内部からは指導者組合が成立した。組合は本来の目的とは別に、それまで没交渉であった FFJJ と FATK を同じ議論の場に立たせる役割を果たした。それでも容易には統合へと進まなかったものの、FFJJ 内部からの川石や FFJJ 上層部に対する批判などもあり、FATK に対する FFJJ の譲歩が促された。

1956 年 4 月に決定した両連盟の統合は、それぞれの加盟者数の差にもかかわらず、理事役員を両連盟からの同数で構成するという協定をもって実現し、新たに FFJDA が誕生した。FFJDA の成立は、旧 FFJJ と旧 FATK の共存をもって可能となったのである。

³⁶ *Judo*, 1957, No.69, p.7.

表 14 FFJDA 成立までの諸組織の関係



JUDO - PRESSE
 Supplément français
 de la Revue JUDO KODOKAN
 Gérant : H.-D. FLEE
 Rédacteur en chef : R. PICARD
 31, rue Montagne Sainte-Geneviève
 PARIS (V^e)
 ABONNEMENTS UN AN : 250 Frs
 N° Com. Paritaire de la Presse 21490

DLP 12-6-56 058287

JUDO-PRESSE

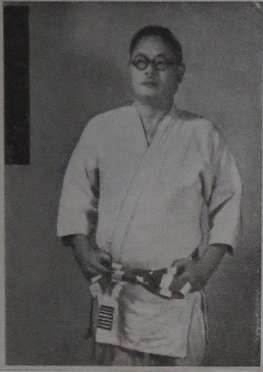
N° 2 du 15 Novembre 1955
 LE SEUL JOURNAL INDÉPENDANT DU JUDO
 VOIT TOUT... SAIT TOUT... DIT TOUT... (amicalement)

« JUDO-PRESSE »
 vous souhaite
 un joyeux Noël
 et une heureuse
 année !

REVUE DE PRESSE ET DES BULLETINS JUDO - ÉVÉNEMENTS JUDO - TRIBUNE " LIBRE CRITIQUE " - ÉTUDES TECHNIQUES

MAITRE KAWAISHI RÉPOND A NOS QUESTIONS

par Robert PICARD (Livre Blanc du Judo)



Phototempo.

sur ses épaules, comme beaucoup ont tendance à le faire, mais surtout sur celles de ceux qui l'ont monté sur le piedestal où il n'a pas tellement cherché à aller. Certes M. Kawaiishi est un homme passionnément avide de vivre, avec tous ses défauts et de grandes qualités. Tant que ceux qui l'entouraient lui ont offert des plateaux d'or il s'est servi le plus largement qu'il a pu. En bon judoka il a utilisé au mieux « minimum d'efforts, maximum de bénéfices ». Maintenant on doit se dire « Il ne fallait pas le laisser faire », car chacun aurait fait de même. Même actuellement, sur le plan technique, à plusieurs reprises, M. Kawaiishi était décidé à accepter l'admission de la méthode Kodokan à la F.F.J.J. lors des pourparlers pour que M. Chailier ait la Présidence de la F.F.J.J. Et s'il est revenu sur ses positions c'est sur le conseil de ceux qui prétendent maintenant avoir toujours été pour la coexistence des deux méthodes au sein du Judo Français.

— M. Kawaiishi, quel âge avez-vous ?
 — Oh ! très mauvais... 36 ans, ha ! ha ! jamais demander âge !
 (N de la R. : M. Kawaiishi est né en 1899)

— A quel âge avez-vous commencé le Judo ?
 — A 8 ans, à l'école.
 — Est-ce obligatoire au Japon de commencer si jeune ?
 — Non, ce n'est obligatoire qu'au lycée, à partir de 13 ans. L'on choisit alors entre Judo et Kendo.
 — De quelle partie du Japon êtes-vous ?
 — De Himeji, à 40 km. du côté de Kobé.

— Quel Dan avez-vous en quittant le Japon ?
 — J'étais 4^e Dan.
 — Avez-vous connu Maître Kano ?
 — Oui, j'ai été 6 ans au Kodokan. D'abord 5 ans lorsque j'étais à l'Université de Waseda, et 1 an lorsque j'ai eu un poste à l'Hôtel de Ville de Tokyo. Mr Kano ne travaillait plus et faisait seulement des conférences techniques.

— Avez-vous participé à des Championnats au Japon ?
 — Non, car à cette époque il n'y avait pas encore de Championnats. Ce n'était pas l'idée de Mr Kano qui ne permettait Shial qu'au Kodokan.
 — Quels étaient les Champions célèbres à l'époque ?
 — M. Nagaoka, qui était 7^e Dan, et Mr Mifune, qui était 6^e Dan.
 — Nous avons pensé en France que M. Kurihara, 9^e Dan, avait été votre professeur ?
 — Non. Nous étions seulement au même collège et Kurihara était de 4 ans mon aîné.
 — Pouvez-vous me raconter votre vie depuis votre départ du Japon ?
 — Je suis arrivé à San-Diego Californie (à l'âge de 21 ans) où pendant un an j'ai été étudiant au collège. Ensuite je suis allé à l'Université de Columbia à New-York. Dans la journée j'étudiais et le soir je donnais des leçons au « New-York Judo Club », que j'avais fondé. J'ai fait cela pendant 4 ans. En 1931 j'ai visité l'Amérique du Sud en touriste, Brésil, Sao-Polo, l'Amazonie, mais sans faire de Judo. En octobre 31 je suis allé à Londres. J'ai été Professeur de Judo à l'Université d'Oxford. Ensuite j'ai fondé l'« Anglo-Japanese Judo-Club » à Londres.
 — Le 1^{er} octobre 1935 je suis arrivé à Paris. J'ai fondé le « Club Franco-Japonais » de Judo et pendant deux années j'ai passé de durs moments. Mais grâce au journal sportif de l'époque, dont le Directeur était un ami, le Journal

ECHÉC DE "L'AMICALE DU JUDO" DANS SON PROJET DE BOULEVERSER LA F.F.J.J.

L'AMICALE du Judo Français a été fondée en avril 55, sur l'initiative de M. Chailier, Président démissionnaire du Collège des C.N. Françaises, avec l'aide de 200 C.N. environ, presque toutes de la région parisienne. Elle cristallise l'opposition à la gestion fédérale qui ne leur donnait pas satisfaction (en quelque sorte la même opinion que les C.N. qui abandonneront la F.F.J.J. pour former l'U.F.F.A.J.K., mais ne désirant pas sortir de leur Fédération). Leurs revendications sont nombreuses (on les lira en détail dans l'interview de M. Chailier, Président de l'Amicale, qui paraîtra dans le prochain numéro). Sommaire : liberté technique (intransigeance qui oblige à la scission), pas de Dojo pour l'entraînement des C.N. (actuellement dans le Dojo de M. Kawaiishi, à son profit), nombre de cours in-

suffisants et entraînement des champions négligé, scandales divers sur les grades et financiers.

Le 22 octobre, une réunion générale fut organisée à la Brasserie Marty afin de fixer la Deme de conduite à suivre pour renverser le Comité Directeur de la F.F.J.J. (qui devait être élu le lendemain) et pour que les membres de l'Amicale assainissent la F.F.J.J. Deherdt exprima le point de vue général : une réélection du Président Bonet-Maury et du Secrétaire Gaillhat serait catastrophique pour l'avenir du Judo. Plusieurs scandales furent revivés, notamment par Lebadou qui annonça la raison du désaccord entre M. Kawaiishi et Awazu (ce dernier vivait avec sa femme sur un pied d'environ 30.000 fr. par mois, soit la moitié des cours particuliers qu'il donne chez M. Kawaiishi, et sa femme dut aller faire des ménages jusqu'à ce jour où elle tomba gravement malade. Cherchant les fonds pour la faire opérer, M. Awazu apprit incidemment par l'ambassade japonaise que M. Kawaiishi encaissait chaque mois les 30.000 fr. que la F.F.J.J. lui remettait pour le compte de M. Awazu, et ce depuis son arrivée en France. Lorsque M. Awazu sortit de son calme habituel pour exprimer son indignation, M. Kawaiishi, imperturbable, lui dit en public : « Réclamer de l'argent, mauvais mental ! » La réunion se termina sur la décision de voir chaque membre s'efforcer d'éclairer les délégués de province (ignorants de ce qui se passe à Paris) d'une tribune libre dans le bulletin fédéral) lors de l'Assemblée générale pour faire triompher le point de vue de l'Amicale.

Le 29 octobre, une seconde réunion restreinte fut tenue pour décider de la voie à prendre après l'échec du projet de l'Amicale (car la province qui déte- nait 83% des voix, par pouvoirs aux Présidents de Ligue principalement, fut l'artisan de la réélection). Néanmoins le Président Chailier annonça que l'Amicale ayant obtenu le tiers des voix, presque uniquement la région parisienne, on pouvait en déduire que seuls les gens bien informés s'étaient ralliés à son point de vue. Et sur décision presque unanime, il fut décidé de donner de l'essor à l'Amicale pour une action plus entière l'année prochaine.

« L'Auto », il y eut beaucoup de publicité autour de moi, ce qui fit le plus grand bien au Judo.
 À cette époque, pendant une année, Mr Feidenkraiss prit des leçons particulières avec moi, et ensuite il fonda avec Bonet-Maury le Ju-Jitsu Club de France ».

— Quand avez-vous passé vos différents grades ?
 — Partit du Japon 4^e Dan, j'ai eu mon 5^e Dan en arrivant en France, puis mon 6^e Dan toujours en France. C'est à mon retour du Japon que j'ai eu mon 7^e Dan.
 — Quelles ont été vos souffrances pendant la guerre ?
 — En 1941, sur l'ordre de l'Ambassadeur du Japon, tous les Japonais se sont rendus à Berlin, ensuite nous avons été envoyés par les Russes dans le Mantchookou où nous nous retrouvâmes des milliers de Japonais. Nous n'étions pas dans des camps mais nous menions une vie très dure. Après la fin de la guerre, au début Juin 1945, nous avons dû abandonner toutes nos affaires personnelles pour pouvoir être rapatriés au Japon.
 — On nous a beaucoup parlé des combats que vous livriez avec des catcheurs ?
 — Oh, il y a si longtemps que je ne me rappelle plus de rien...
 — On nous a parlé aussi de votre combat contre le champion du monde de boxe Dempsey.
 — Ce n'était pas un combat, simplement une démonstration amicale qui eut lieu au New-York Athletic Club.
 — Pourquoi avez-vous créé DOJO-UNION ?
 — Le but de cette Association était d'avoir des contacts plus étroits avec mes élèves, que j'avais pratiquement perdus de vue du fait que les cours de C.N. étaient dirigés par MM. Michigami et Awazu. Nous nous réunissions le dimanche matin, je leur expliquais le Judo ou je répondais à leurs questions. Mais bien vite — comme c'est la tradition en France — ils en vinrent à parler politique Judo.
 — Certains ont dit qu'à ces réunions restreintes fidèles monteraient en grade et les autres pas ?
 — Non, c'est faux. Beaucoup ont pensé que s'ils faisaient partie de Dojo-Union ils passeraient plus facilement de grade, mais ils se trompent car il y a la même règle pour tous.
 — Comment voyez-vous la situation en France ?
 — Hum, mauvais. Mais c'est normal maintenant que le nombre des C.N. augmente. Le Japon a eu les mêmes difficultés. Il y a eu aussi en France beaucoup de C.N. à titre honorifique, mais maintenant c'est terminé pour tous, 1^{er}, 2^e, 3^e et 4^e Dan.
 R. P.

LA C. N. RABU SUSPENDUE PAR LA F.F.J.J.

Nous avions annoncé dans notre dernier numéro, que la seule ceinture noire qui avait tenu tête aux Coréens à la rencontre « France-Corée », avait été Rabu, 1^{er} Dan de la F.F.J.J. (un Judo-ka d'avenir qui, l'année passée aux Championnats de France, s'était signalé parmi les finalistes).

La F.F.J.J. décida de le suspendre un mois. Le mois terminé, Rabu voulut participer aux éliminatoires des Championnats d'Europe. On le lui interdit. Ayant demandé des explications, un groupe restreint de judokas (composé non pas comme on le supposerait de membres du Comité, mais par des « champions » comme Cauquil et Pariset) lui annonça qu'ayant fait preuve de trop d'indépendance il pourrait peut-être combattre s'il prenait certains engagements, etc... Rabu leur ayant répondu qu'il désirait rester juge de son avenir, l'accès aux Championnats lui fut interdit.

C'est à notre sens outrepasser les droits. Une peine terminée ne doit-elle pas effacer le passé ? Condamner une personne sur une intention correspond à exécuter celui qui a proféré une menace de tuer... Mais il y a plus, selon Rabu venu nous voir. Si l'on sait que les artisans les plus acharnés de cette suspension furent Cauquil et Pariset, sélectionnés d'office comme Champions de France, bons combattants mais sur leur déclin, on est en droit de se demander s'ils n'ont pas vu là l'occasion d'éliminer un adversaire jeune et parmi les plus dangereux pour les Championnats du Monde. Rabu, son club et ses élèves, après leur démission, sont passés à l'U.F.F.A.J.K.

SÉLECTION FRANÇAISE pour les Championnats d'Europe (et du Monde)

LES éliminatoires pour les Championnats d'Europe qui vont se tenir à Paris les 4-5 décembre, ont eu lieu à Coubertin, le 30 octobre 1955.

Le Comité Directeur de la F.F.J.J. avait décidé qu'ils se dérouleraient en une seule journée. Maître Kawaiishi, après avis des C.N., décida de casser cette décision, estimant que la partie Championnat et Technique incombaît au Directeur Technique ou, à la rigueur, au Collège des C.N., mais pas au Comité Fédéral, décidé qu'ils se dérouleraient en deux jours (ou leur importance, puisqu'un voyage au Japon est le but final). Jusqu'au dernier moment, on sut sur quel pied danser, lorsque le Comité Fédéral imposa les éliminatoires en un jour.

Les compétitions se déroulèrent par catégorie de Dan. Les 4^e et 3^e Dan se rencontrèrent dans la même catégorie. Les combats étaient prévus en 3^e, les finales en 3^e sans prolongation.

RESULTATS
 EN 3-4 DAN, Deherdt 4 Dan, cou-

図 15 『ジュードー・プレス』第2号。川石へのインタビューとFFJJを批判する「愛好会」の記事が同じ面に掲載されている。

終章

第1節 各章のまとめと結論

第1章では、1930年代のパリに、2つのルートからの柔道／柔術の導入が見られたことを明らかにした。1つはフランスにおける反ユダヤ主義が、世界的なユダヤ人スポーツコミュニティから、反ユダヤ主義に対抗する手段としての柔術をパリのユダヤ人青年にもたらし、パリのユダヤ柔術クラブは日本人柔道家・川石酒造之助を指導者として招聘した。ユダヤ人科学者のフェルデンクライスは、フレデリック・ジョリオ＝キュリーを始めとする左派系知識人に柔道を紹介した。当時の人民戦線内閣は、余暇政策と相まってスポーツを推進しており、合理的・科学的なスポーツとしての柔道は、パリの知的エリート層が集まるクラブで指導された。柔道／柔術の、この2つの導入ルートの交差する点にいたのがフェルデンクライスと川石であり、2人は協力してフランス人に適合するような柔道の技術体系、指導法を考案していった。それを可能にしたのはユダヤ人であり、従来の日本人による柔道の伝播とは異なる経路でもたらされたものであった。

第2章では、第二次世界大戦期のフランスにおいて、柔道が1つのスポーツとして公然と姿を現していく過程を追った。占領期前半は、フェルデンクライスが去ったフランス柔術クラブで、川石がメトード・カワイシと呼ばれる手法で柔道実践者を増加させるとともに、「高い月謝を取って柔道指導により生計を立てる」柔道指導者像を構築し、「パリの柔道」を形成した。占領期後半には、柔術クラブのポール・ボネ＝モリ会長がフランスレスリング連盟の役員となり、川石と協力しながら、1943年に第1回フランス選手権大会が開催する柔道を1つのスポーツとして確立させた。一方でヴィシーを含む南部でも、ヴィシー政権の警察機構や国立競技者指導員学校などで柔道が導入されるなど、占領下のフランスではさまざまな柔道実践の実態があったことを明らかにした。

第3章では、戦後になって成立したフランス柔道柔術連盟（FFJJ）による、柔道界の中央集権的な統合をめぐる過程をたどった。地方への拡大、諸制度の整備などを、川石がつくりあげたシステムを支柱にしてフランス柔道界を「同化」させようと試みるFFJJの活動を明らかにした。こうしてFFJJは「パリの柔道」で全国的な統合を図ったのであるが、それは戦時期に南部で行われていた柔道を包摂するなど、単なる「パリから地方へ」という上意下達の柔道普及にとどまらないフランス国内における柔道伝播のありようを明らかにした。

第4章では、まずFFJJによる普及過程における講道館柔道の流入とそれに対するFFJJの対応を明らかにした。次に地方からのFFJJ及び「パリの柔道」に対する批判が起こったことを明らかにした。ここでのFFJJ批判は、「パリ-地方」の地政学的、社会階層的、経済的な関係から生じたものであったが、批判の声を上げた柔道家が「川石式柔道」に対抗して「講道館柔道」を支持したことで、技術的な批判が「パリの柔道」に対する批判の象徴として機能

した。FFJJ を批判した「講道館派」は全国的に拡大し、講道館アマチュア柔道連盟 (UFAJK) を結成するなどして批判は大きく発展していった。その一方で FFJJ は、一貫して講道館柔道を「異端化」し、講道館派の柔道家を排除する姿勢を見せた。

第 5 章では、フランス国内における柔道の拡大と分裂の一方で展開していった国際柔道界及びそこでの FFJJ の動きをたどった。FFJJ はヨーロッパ柔道連盟や国際柔道連盟で主導的に活動し、国内の「講道館派」との対立の一方で、外交においては親日の面従腹背で国際大会の開催やオリンピック導入への働きかけなど精力的に行った。FFJJ の後押しで IJF 会長には日本の嘉納履正が就任し、国際柔道界は日本を中心に据えて講道館柔道をスタンダードとした国際スポーツとして歩を進めていた。しかし、国内で「講道館派」との対立を見せる FFJJ にとって、一方では日本と協働することを選択した国際的な立場との「ねじれ」は、国内の方向性にも影響を与えることになる。

第 6 章では、FFJJ が「異端」としていたはずの「講道館派」に譲歩し、柔道界統合へ向かう展開を明らかにした。指導者免許法の成立化に伴う指導者組合の発足や、川石への集中的な批判とそれに伴う川石の「聖性」の失墜などといった国内柔道界の動きは、FFJJ の国内外の「ねじれ」と相まって、FFJJ による「譲歩」を促し、フランス柔道界の再編を実現させ、FFJDA が成立する。これは旧 FFJJ と「講道館派」を共存させることで可能となるフランス的な解決策であった。

フランスへの柔道の伝播とその受容は、フランス国内のみで、あるいは日本とフランスの二国間関係のみで展開してきたのではなく、より広範囲な同時代的文脈のなかで達成されてきたものなのであった。

第 2 節 今後の課題と展望

本研究で見てきたように、フランスにおける柔道の伝播とその受容は、地域間あるいは組織や人々の相互連関を経て極めて複雑な過程をたどってきた。これは、「日本から世界へ」といった従来の柔道伝播に関する通説的な説明とは異なる経路を示すだけでなく、「発祥国から世界へ」といった解釈で論じられてきたスポーツ伝播史に対して、新たな歴史像の提示を試みた。また、諸層間の関係性や、相互作用が起こる場やその周辺からの影響などを関連づけて考察することにより、フランスにおける柔道をより広い全体の文脈のなかで位置づけようとした。こうした試みをさらに深めるためには以下のような課題があげられよう。

第 1 に、史料の範囲の拡大である。とりわけ、多国間、諸地域間の相互関係を見ようとする研究においては、扱うことができる言語が多いほどより広範な史料を読解し、より詳細な分析が可能となろう。また、本研究で使用した史料は新聞や機関誌などに限定されていたが、クラブごとの機関誌や日誌なども実態の把握に有用であると思われる。

第 2 にフランス国内の「地方」に関するより詳細な活動の実態を明らかにする必要があるだろう。本研究では、パリすなわち「中央」に対する「地方」として考察するにとどまった。

だが、地方志向はフランスの特徴でもあり、地域ごとの個性や特殊性をより細かく見ていくことは全体との相互関係をみるうえで必要な作業であろう。

第 3 に、第 3 章で扱ったフランスを基点として柔道が伝わった国や地域の状況についてである。本研究では、フランス側の視点に立脚したフランスからの普及活動を見るにとどまった。どの程度、どの受容されたのか、については現地の史料と重ね合わせて分析することで、これもまたフランスと諸地域との相互連関をみることができるだろう。また、本研究で対象とした時期よりも後に時代に世界各地に進出した日本人柔道家との関係も見逃すことはできない。

以上の課題を踏まえて、今後、柔道を含むスポーツの伝播や受容に関する歴史研究をより深化させるよう取り組んでいきたい。

図版出典一覧

- 図 1 *Le Journal*, 21 octobre 1926, p.2.
- 図 2 *L'Auto*, 9 juin 1936, p.1.
- 図 3 *Ce soir*, 15 mai 1937, p.8.
- 図 4 *Regards*, 6 avril 1939, pp.26-27.
- 図 5 *L'Auto*, 28 novembre 1940, p.1
- 図 6 *Le Matin*, 2 décembre 1942, p.2
- 図 7 *Éducation générale et sports*, Novembre 1943, No.18, p.16.
- 図 8 Lettre du consul du Japon 24 Aout 1942 No.349 ; Lettre du consul du Japon 24 Aout 1942 No.350
- 図 9 · 図 10 *Éducation générale et sports*, Mai 1943, No.12 p.23.
- 図 11 *Éducation générale et sports*, Juin 1943, No.13.
- 図 12 *Judo*, 1954, No.41, p.21.
- 図 13 *Le Shudokan*, Vol.2 No.1, p.8.
- 図 14 *Judo*, juillet 1953, No.33, pp.16-17.
- 図 15 *Judo-Presse*, No.2 du 15 Novembre 1955 p.1.

参考文献一覽

【歐語資料】

<新聞>

L'Auto

Ce soir

Le Figaro

L'Homme libre

L'Impartial

L'Intransigeant

Le Journal

Le Journal juif

Marianne

L'Ouest-Éclair

Paris-soir

Le Petit Parisien

La Tribune juive

Sept

<雜誌等定期刊行物>

Éducation générale et sports : Revue Trimestrielle

Éducation générale et sports : Bulletin Mensuel du Commissariat général aux sports.

Journal officiel de la République française.

Stade: Revue Mensuelle de l'Éducation Générale et des Sports.

Tous les sports.

L'Univers israélite.

<柔道>

Judo, Bulletin Officiel de la Fédération Française de Judo et Jiu-Jitsu, Collège des Ceintures Noires.

Judo International, A.M.I., 1948.

Judo International, Éditions A.M.I., 1950.

Judo-Press.

Le Shudokan.

【邦語資料】

『朝日新聞』

『読売新聞』

『柔道』 講道館

『スポーツタイムス』

【欧語書籍・論文等】

<スポーツ史>

Arnaud, Pierre, « 1940-1944. Vichy et le sport : Années noires ou Age d'or ? », Arnaud, Pierre et al (dir.), *Le sport et les Français pendant l'Occupation: 1940-1944, Tome 1*, L'Harmattan, 2002, pp.29-36.

Callède, Jean-Paul, « Maires et ministres entrepreneurs : l'invention des politiques publiques du sport (1918-1939) », Tétart, Philippe (dir.), *Histoire du sport en France, du Second Empire au Régime de Vichy*, Vuibert, 2007, pp.155-182.

Chantelat, Pascal et Tétart, Philippe, « La « première » sportivisation. Croissance, renouvellements et clivages sociaux (1958-1975) », Tétart, Philippe (dir.), *Histoire du sport en France, de la Libération à nos jours*, Vuibert, 2007.

Dietschy, Paul, "French Sport: Caught between Universalism and Exceptionalism", *European Review*, 2011, 19 (4).

Dietschy, Paul et Clastres, Patrick, *Sport, culture et société en France du XIXe siècle à nos jours*, Hachette Livre, 2006.

Galily, Yair, "The contribution of the Maccabiah Games to the development of sport in the State of Israel", *Sport in Society*, Vol. 12, No.8, 1028-1037.

Gay-Lescot, Jean-Louis, « De L'E.P. républicaine à l'E.G.S. nationale (1936-1942), Six années fondamentales », Arnaud, Pierre, Clément, Jean-Paul et Herr, Michel (Textes réunis), *Education pphysique et sport en France, 1920-1980*, Editions Afraps (Revue STAPS), 1989, pp.129-146.

Gay-Lescot, Jean-Louis, *Sport et éducation sous Vichy :1940-1944*, Presses universitaires de Lyon, 1991.

Guthrie-Shimizu, Sayuri, *Transpacific Field of Dreams: How Baseball Linked the United States and Japan in Peace and War*, Univ of North Carolina Press, 2012.

Holt, Ricahrd « Le destin des « sports anglais » en France de 1870 à 1914 : imitation, opposition, séparation », *Ethnologie française*, XLI, 2011, 4, p.615-624.

Krüger, Arnd, "“Once the Olympics are through, we'll beat up the Jew”, German Jewish Sport 1898-1938 and the Anti-Semitic Discourse", *Journal of Sport History*, 26 (2), 1999, pp.353-375.

Lassus, Marianne, « Des pelouses de rugby aux salons de vichy : le colonel Pascot, Commissaire

- Général aux Sports (avril 1942-août 1944) », Arnaud, Pierre et al (dir.), *Le sport et les Français pendant l'Occupation: 1940-1944, Tome 2*, L'Harmattan, 2002, pp.43-58.
- Levet-Labry, Éric, « Les Ecoles Normales Supérieures d'Education Physique et Sportive et l'Institut National des Sports : étude comparée des établissements, du régime de Vichy à la création de l'I.N.S.E.P. » Université de Marne la Vallée, U.F.R de Sciences humaines et sociales. Thèse pour le doctrat d'histoire, 2007.
- Markovits, Andrei S. & Hellerman, Steven L., *Offside, Soccer & American Exceptionalism*, Princeton University Press, 2001.
- Paxton, Robert « Vichy et le sport (conference d'ouverture) », Arnaud, Pierre et al (dir.) *Le sport et les Français pendant l'Occupation: 1940-1944, Tome 1*, L'Harmattan, 2002, pp.19-28.
- Prêtet, Bernard, *Sport et sportifs français sous Vichy*, Nouveau Monde, 2016.
- Seray, Jacques, *La presse et le sport sous l'Occupation*, Éditions Le Pas d'Oiseau, 2011.
- Taylor, Matthew, "The Global Spread of Football" Edelman, Robert & Wilson, Wayne, *The Oxford Handboool of Sports History*, Oxford University Press, 2017, pp.183-195.
- Terret,Thierry (dir.), *Histoire du Sports, Espaces et Temps du Sports*, L'Harmattan, 1996.
- Thierry Terret, "France", S.W.Pope and John Nauright, *Routledge Companion to Sports History*, Routledge, 2010.
- Tomlinson, Alan and Young Christopher, "Focus: Sport, Toward a New History of European Sport", *European Review*, 19 (4), 2011, pp.487-507.

<柔道>

- A. Leyson, Glynn, *Judoka, The History of Judo in Canada*, Judo Canada.
- Bonét-Maury, Paul and De Herdt, Jean: RÈGLEMENT INTÉRIEUR de la SECTION JUDO de la F.F.L., *Judo et Jiu-Jitsu*, Vigot Frères, 1948 (1946).
- Bonét-Maury, Paul et Courtine, Henri, *Le Judo*, Presses Universitaires de France, 1971.
- Bowen, Richard, *100 Years of Judo in Great Britain*, Vol.1-2, Indepenpress, 2011.
- Brousse, Michel, *Le judo, son histoire, ses succès*, Éditions Liber, 1996.
- Brousse, Michel, *Le Judo, son histoire, ses succès*, Minerva, 2002.
- Brousse, Michel, *Les racines du judo français*, Presses Universitaires de Bordeaux, 2005.
- Brousse, Michel et Clément, Jean-Paul, « Le Judo en France, Implantation et evolution de la méthode japonaise », Terret, Thierry (dir.), *Histoire du Sports, Espaces et Temps du Sports*, L'Harmattan, 1996.
- Brousse, Michel and Matsumoto David, *Judo A Sport and A Way of Life*, Interational Judo Federation, USA, 1999.
- Feldenkrais, Moche et Beaujean, Jean (illustrations), *ABC du Judo(Jiu-jitsu)*, Étienne CIRON, Paris, 1938.
- Gailhat, Jean, « Un Accident Déplorable », *Judo*,1954, No 41, p.1.

- « L'Adoption du Statut de Professeur de Judo », *Judo*, Juillet-Aout 1954, No.42, pp.3-5.
- « Pas d'accord... », *Judo*, Decembre 1954-Janvier 1955, No.45, pp.2-3.
- Godet, J.Robert, *Tout le judo : histoire, technique, philosophie, anecdotes*, Amiot-Dumont, 1952.
- Groenen, Haimo, "The Early Development of Women's Judo in Belgium from the Liberation to the late 1950s: Emancipation, Sport and Self-defense", *The International Journal of the History of Sport*, 29 (13), 2012, pp.1819-1841
- « Aux Origines de la Méthode Française d'Enseignement du Judo (1936-1967) : Acculturation, Enjeux Sportifs Internationaux et Gaullisme », *Social and Education History*, Vol.2, No.3, October 2013, pp.235-260.
- Groenen, Haimo et Terret, Thierry, « L'influence de la France dans l'implantation du judo en belgique entre 1945 et 1953 », *Stadion*, 34(2), 2008, pp.219-242.
- Jazarin, Jean-Lucien, *L'Esprit du Judo*, Editions BUDOSTORE, 1993.
- Julhe, Samuel, « Les pratiques martiales japonaises en France », *Actes de la recherche en sciences sociales*, 2009(4), 2009, pp.92-111.
- Julhe, Samuel et Clément, Jean-Paul, « L'implantation locale des arts martiaux japonais en France. Étude comparée des cas strasbourgeois et toulousain (1945-1964) », *Stadion. International Journal of the History of Sport*, 2007, 33(1), pp. 151-169.
- Kawaishi, Mikinosuke, *Ma Méthode de judo*, Paris, 1951.
- Koizumi, Gunji, « Judo et Jeux Olimpique », *Judo International*, 1948, A.M.I. pp.161-162.
- Marcelin, J.R., « Vers le diplôme de professeur de judo ? », *Judo*, Janvier 1950, No.1, pp.12-13.
- « La Qualite d'Amateur », *Judo*, Janvier 1950, No.1, pp.13-14.
- Mercier, André, « A L'ATTENTION DES PROFESSEURS DE CLUBS », *Judo*, Septembre 1955, No.51, pp.7-8.
- Niehaus, Andreas, "If you want to cry, cry on the green mats of Kodokan' : Expressions of Japanese cultural and movement to include Judo into the Olympic programme", *The International Journal of the History of Sport*, 2006, Vol.23, No.7, pp.1173-1192.
- Pujol, Jean, *Le Judo du Kodokan*, Lyon, 1953.
- Shohei, Sato, "The sportification of judo: global convergence and evolution", *Journal of Global History*, 2013, 8, pp.299-317.
- Thibault, Claude, *Un Million de Judokas, Histoire du Judo Français*, Éditions Albin Michel, 1966.
- Thibault, Claude, *Entretiens avec Les Pionniers du Judo Français*, Édition Résidence, 2000.
- Vial, Frédéric et Ruffin, François, *Histoire du Judo en Franche-Comté*, La Belle Etoile, 2000.

【邦語書籍・論文等】

<スポーツ史>

- アラン・コルバン、渡辺響子訳『レジャーの誕生〈新版〉』藤原書店、2010年。
- アレン・グットマン、谷川稔・石井昌幸・池田恵子・石井芳枝訳『スポーツと帝国—近代スポーツと文化帝国主義—』昭和堂、1997年。
- 井上俊『武道の誕生』吉川弘文館、2004年。
- 大久保英哲「シンポジウム報告・地方から見える日本体育史」『スポーツ史研究』30、2017年、57-65頁。
- 岸野雄三『現代保健体育学体系②体育史』大修館書店、1973年。
- 齋藤健司『フランススポーツ基本法の制定』成文堂、2007年。
- 清水重勇『フランス近代体育史研究序説』不昧堂出版、1986年。
- 『スポーツと近代教育—フランス体育思想史〈上・下〉』紫峰図書、1999年。
- シュテファン・ヒューブナー、高嶋航・冨田幸祐訳『スポーツがつくったアジア—筋肉的キリスト教の世界的拡張と創造される近代アジア—』一色出版、2017年。
- 高津勝『日本近代スポーツ史の底流』創文企画、1995年。
- ルネ・ムスタール、早川武彦訳『フランスのスポーツ運動』、青木書店、1987年。

<柔道／柔術>

- 安部一郎「欧州柔道行脚」『柔道』1956年7月号。
- 有馬ゆえ『紅帯十段安部一郎—ヨーロッパ柔道を指導した男—』リヤカーBooks、2010年。
- 石黒敬七『柔道千疊敷』日本出版協同株式会社、1952年。
- 『柔道世界武者修行記』ベースボール・マガジン社、1956年。
- 市場俊之「ドイツの柔術・柔道」（坂上康博編著『海を渡った柔術と柔道—日本武道のダイナミズム』青弓社、2010年）。
- 老松信一『柔道五十年』時事通信社、1955年。
- 『改定新版柔道百年』時事通信社、1976年。
- 大滝忠夫『論説柔道』不昧堂出版、1984年。
- 岡田桂「十九世紀末-二十世紀初頭のイギリスにおける柔術ブーム—社会ダーウィニズム、身体文化メディアの隆盛と帝國的な身体—」『スポーツ人類学研究』第6号、日本スポーツ人類学会、2005年、27-43頁。
- 嘉納履正「世界柔道選手権大会の準備すすむ」『柔道』1956年2月号、1頁。
- 『伸び行く柔道—戦後八年の歩み』桐蔭堂、1953年。
- 川村貞三「欧州の柔道界」『柔道』1955年10月号、47-49頁。
- 栗原民雄「日佛柔道の比較 パリーにて」『スポーツタイムス』1952年2月15日号、1頁。
- 坂上康博編著『海を渡った柔術と柔道—日本武道のダイナミズム』青弓社、2010年。
- ジャン・ボージャン「歸国に際して」『柔道』1951年8月号、8-9頁。
- 白井智子「フランス柔道の創始者・川石邁造之助—科学的手法と日仏の人脈—」『仏蘭西学

- 研究』第30号、2000年、43-54頁。
- 高木勇夫「パリの巴投げ——フランス式柔道への道」（坂上康博編著『海を渡った柔術と柔道』青弓社、2010年）、116-138頁。
- 田代重徳「世界柔道の現状」『柔道』1952年12月号、60-63頁。
- 「ボネモリ博士を迎へて」『柔道』1953年7月号、20-25頁。
- 「世界の柔道と国際柔道連盟」、三船久蔵・工藤一三・松本芳三共編『柔道講座 第1巻』白水社、1955年、160-161頁。
- 「世界柔道選手権大会の開催へ」『柔道』1955年9月号、3頁。
- 「世界柔道選手権大会の準備進む」『柔道』1955年11月号、22-23頁。
- 藤堂良明『柔道の歴史と文化』不昧堂出版、2007年。
- 中村勇「国際教育・普及の課題」竹内善徳編著『柔道の視点—21世紀へ向けて—』道書院、2000年、43-53頁。
- 早川勝「欧州漫遊記」『柔道』1951年11月号、
- 眞神博『ヘーシンクを育てた男』文藝春秋、2002年。18-20頁。
- 真柄浩「川石酒造之助について一生いたちと欧州柔道界に与えた影響—」『順天堂大学保健体育紀要』20、1977年、28-36頁。
- 松本芳三『世界の柔道』日本出版協同株式会社、1952年。
- 「世界柔道の花開く」『中等教育資料』文部省教育課程課、5（7）1956年7月。
- 丸山三造『柔道世界をゆく』日本柔道研究会、1950年。
- 『世界柔道史』恒友社、1967年。
- 水野教昭『雪に耐えて梅花潔し—フランス柔道の父・粟津正蔵と天理教二代真柱・中山正善—』天理教道友社、2015年。
- 村田直樹『柔道の国際化』日本武道館、2011年。
- 藪耕太郎「柔術 VS.レスリング—変容する柔術と継承される”Jiu-Jitsu”」（坂上康博編著『海を渡った柔術と柔道』青弓社、2010年）、12-60頁。
- 吉田郁子『世界にかけた七色の帯—川石酒造之助伝—』駿河台出版社、2004年。

<フランス史・歴史学>

- 秋田茂・桃木至朗編『歴史学のフロンティア—地域から問い直す国民国家史観』大阪大学出版会、2008年。
- アンリ・ミシェル、長谷川公昭訳『ヴィシー政権』白水社、1979年。
- 大下尚一、西川正雄、服部春彦、望田幸男編『西洋の歴史（増補版）〔近現代編〕』、2016（1987）年。
- 剣持久木「映画のなかでの公共史—『フランスの村』にみる占領期表象の現在」、剣持久木編『越境する歴史認識』岩波書店、2018年、23-51頁。
- グザヴィエ・ヤコノ、平野千果子訳『フランス植民地帝国の歴史』白水社、1998年。

ジャン・デフラヌ、長谷川公昭訳『ドイツ占領下のフランス』白水社、1988年。
菅野賢治『フランスユダヤの歴史（下）——二〇世紀から今日まで』慶應義塾大学出版会、
2016年。
谷川稔、渡辺和行編著『近代フランスの歴史—国民国家形成の彼方に—』ミネルヴァ書房、
2006年。
ピエール・ビカール、湯浅年子訳『F・ジョリオ＝キュリー』河出書房新社、1970年。
ミシェル・ヴィノック、川上勉・中谷猛監訳『ナショナリズム・反ユダヤ主義・ファシズム』
藤原書店、1995年。
南祐三『ナチス・ドイツとフランス右翼』彩流社、2015年。
モーリス・ラーキン、向井喜典監訳、岩村等・太田潔ほか訳『フランス現代史—人民戦線期
以後の政府と民衆 1936～1996年—』大阪経済法科大学出版部、1997年。
ロバート・O・バクストン、渡辺和行・剣持久木訳『ヴィシー時代のフランス』柏書房、2004
年。
渡辺和行『ナチ占領下のフランス——沈黙・抵抗・協力』講談社、1994年。
——『ホロコーストのフランス——歴史と記憶』人文書院、1998年。
——『エトランジェのフランス史——国籍・移民・外国人』山川出版社、2007年。
——『フランス人民戦線——反ファシズム・反恐慌・文化革命』人文書院、2013年。

【参考 URL 一覧】

早稲田大学図書館

<https://www.waseda.jp/library/>

国立国会図書館

<http://www.ndl.go.jp/>

アジア歴史資料センター

<https://www.jacar.go.jp/>

講道館

<http://kodokanjudoinstitut.org/>

全日本柔道連盟

<http://www.judo.or.jp/>

フランス国立図書館（Bibliothèque nationale de France）

<http://www.bnf.fr/fr/acc/x.accueil.html>

フランス国立図書館電子図書館「ガリカ」(Gallica)

<https://gallica.bnf.fr/accueil/?mode=desktop>

フランス国立体育スポーツ研究所 (Institut national du sport, de l'expertise et de la performance)

<https://www.insep.fr/>

フランス国立公文書館 (Archives Nationales)

<http://www.archivesnationales.culture.gouv.fr/>

フランス柔道連盟 (Fédération Française de Judo, Jujitsu, Kendo et Disciplines Associées (F.F.J.D.A.))

<https://www.ffjudo.com/>

国際柔道連盟 (International Judo Federation)

<https://www.ijf.org/>

謝辞

本論文を完成させるにあたり、多くの方々のご指導ご協力を賜りました。指導教員であるリー・トンプソン先生には、いつも私のマイペースな研究活動を温かく見守っていただきました。また、大学院生活を充実させるうえで多くの機会とご助言をいただきました。ご指導ご鞭撻を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

石井昌幸先生には、修士課程時代から外国語文献の読み方を一から叩き込んでいただき、定まらない私の研究に方向性を与えていただきました。また、自由かつ真剣に研究に取り組むための環境をご提供いただきましたこと、研究以外にも多くのご助言や挑戦の機会を与えて頂いたことを厚く御礼申し上げます。

副査をお受けいただいた志々田文明先生には、研究テーマのみならず、柔道の実践的観点からもさまざまなお話を優しくご教示いただきました。川島浩平先生には着任早々の慌ただしいなか副査をお受けいただき、ご指導いただきました。心より感謝申し上げます。

また、中村哲也先生には修士課程時代に、鈴木楓太先生には修士課程から博士課程にいたるまで、研究に関するご指導のみならず、さまざまな面でお世話になりました。ありがとうございます。

他にも、いつも声をかけてくださる中澤篤史先生や、研究室の皆様、学会でお世話になった先生方にも重ねて御礼申し上げます。

そして、早稲田大学柔道部の関係者の皆様には、物心両面で大変お世話になりました。特に坂元英郎先輩、安本總一先輩、樗澤隆治先生、小野沢弘史先生には多大なるご指導ご援助を賜りました。この場をお借りして御礼申し上げます。

他にも大変多くの方々にお世話になり、研究生活を支えていただきました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。